

大学機関別認証評価

自己評価書



平成26年6月

長崎大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	3
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	7
	基準2 教育研究組織	11
	基準3 教員及び教育支援者	23
	基準4 学生の受入	37
	基準5 教育内容及び方法	47
	基準6 学習成果	105
	基準7 施設・設備及び学生支援	115
	基準8 教育の内部質保証システム	133
	基準9 財務基盤及び管理運営	147
	基準10 教育情報等の公表	165

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 長崎大学

(2) 所在地 長崎県長崎市

(3) 学部等の構成

学部：多文化社会学部，教育学部，経済学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部，環境科学部，水産学部

研究科：教育学研究科，経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科，国際健康開発研究科

附置研究所：熱帯医学研究所，原爆後障害医療研究所

学長直轄組織：計画・評価本部，国際連携研究戦略本部，産学官連携戦略本部，広報戦略本部，研究推進戦略本部，国際教育リエゾン機構

関連施設：病院，附属図書館，保健・医療推進センター，先端生命科学研究支援センター，ICT基盤センター，大学教育イノベーションセンター，先端計算研究センター，言語教育研究センター，核兵器廃絶研究センター，学務情報推進室，やってみゅーでスク，男女共同参画推進センター，先端創薬イノベーションセンター，地域教育連携・支援センター，障がい学生支援室，福島未来創造支援研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部7,623人，大学院1,528人

専任教員数：1,159人

助手数：2人

2 特徴

本学は，長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ，豊かな心を育み，地球の平和を支える科学を創造することによって，社会の調和的発展に貢献するという理念を実現するため，“地域社会とともに歩みつつ，世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続ける”ことを基本目標として掲げ，教育・研究の高度化と個性化を推し進めてきた。

以下に本学の特徴的な取組を挙げる。

(1) 教育における特色

○教養教育改革（モジュール方式の採用）

現代社会が直面しているテーマの下，8-10科目を一括りの科目群（モジュール）として学生に提供し，アクティブ・ラーニングを全面導入することで，探求能力や批判的能力を育成できる教育体制を整備した。

○英語教育改革（言語教育研究センターの設置）

外国人教員7人を含む13人体制による言語教育研究センターを設置し，入学から卒業までの全学的な英語教育のマネジメントを行い，授業の質を保證する体制を整備した。

○多文化社会学部の設置

高度の英語力と専門性を兼備し国際的に活躍できる人文社会系グローバル人材を，従来にない特色的かつ斬新な教育を通して先駆的に育成することを教育目標とした新学部を平成26年4月に設置した。

○リーディング大学院の設置

熱帯病・新興感染症の制御に取り組むため，医歯薬学総合研究科に「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー養成コース」を設置し，グローバルな視点で国際リーダーとして活躍できる人材を育成するための大学院教育を展開している。（平成24年度博士課程教育リーディングプログラム公募事業に採択）

○熱帯医学・グローバルヘルス研究科の設置

世界トップレベルの大学院と連携し，熱帯医学校を創設することで，ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるフィールド研究を強化し，WHO等国際機関における熱帯医学を含むグローバルヘルス専門家を育成するため，医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻，国際健康開発研究科国際健康開発専攻を改編・統合し，新たに熱帯医学・グローバルヘルス研究科を設置する。

○3大学（千葉，金沢，長崎）予防医科学共同大学院（仮称）の設置

3大学の強みを糾合し，新しい予防医科学を創生することで世界の保健医療に貢献する臨床医研究者等を育成する「3大学予防医科学共同大学院（仮称）」を設置する。

○その他

①社会のニーズに柔軟に対応するため，工学部を平

成 23 年 4 月に 7 学科を 1 学科 6 コースに改組するとともに、教育学研究科についても、平成 26 年 4 月に教科実践専攻を廃止し、教職大学院に一本化した。

- ②学部教育及び大学院教育において、文部科学省の「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等にこれまで計 29 件採択され、教育改革を継続して推進している。

(2) 研究における特色

○グローバル COE プログラム

「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」においては、海外拠点機能を基盤に国内外で教育研究を推進した。この成果に基づき、「卓越した大学院拠点形成支援補助金」の支援対象に選定され、世界に活躍できる研究者を輩出できる環境づくりを開始した。また、「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」においては、海外拠点を活用し、途上国現地での感染症研究と人材育成を引き続き展開している。

○アフリカ海外教育研究拠点

「サトレップスプロジェクト (JICA-JST)」、 「草の根プロジェクト (JICA)」等、医学関連事業に加え、工学・水産学領域におけるケニア国立マセノ大学との共同事業「水純化及び水産資源開発プロジェクト」(ケニア環境省の指定事業に選定)を新たに展開している。

(3) 社会貢献における特色

○福島県復興支援

福島県初の帰村宣言をした川内村に「復興推進拠点」を設置し、被ばく医療に詳しい教員、保健師及び事務職員を同村に常駐させ、放射線影響調査や住民の健康管理を、さらに、健康、医療、福祉、教育等の包括かつ具体的な支援と協力を行うため、学内に「福島未来創造支援研究センター」を設置し、川内村復興支援を展開している。

○核兵器廃絶研究センターの設置

ヒバク大学における核兵器廃絶に向けた教育研究のコア及び地域のシンクタンクとしての役割を担うべく、核兵器廃絶研究センターを新たに設置し、活動を展開している。

Ⅱ 目的

1. 本学の理念，設置目的

本学の目的・基本方針等は，平成12(2000)年2月24日評議会決定の「長崎大学・大学改革案－長崎大学が21世紀に目指すもの－」を基点とし，平成16(2004)年4月1日の国立大学法人長崎大学設置に伴い，これを発展させる形で国立大学法人長崎大学基本規則及び長崎大学中期目標として明示しているところである。

(1) 大学の理念

長崎大学は，長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ，豊かな心を育み，地球の平和を支える科学を創造することによって，社会の調和的発展に貢献する。

(2) 大学の設置目的

上記の理念に基づき，教育研究の高度化及び個性化を図り，アジアを含む地域社会とともに歩みつつ，世界にとって不可欠な知の情報発信拠点であり続けるとともに，地域及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成する。

(学士課程の目的：長崎大学学則)

国立大学法人長崎大学基本規則第3条に規定する理念に基づき，実践教育を重視した最高水準の教育を提供し，幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え，課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し，もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

(大学院課程の目的：長崎大学大学院学則)

国立大学法人長崎大学基本規則第3条に規定する理念に基づき，実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人，並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し，もって広く人類に貢献することを目的とする。

2. 各学部・研究科における教育理念

全学的な理念や各学部・研究科の歴史によって培われてきた個性を基礎として発展させた各学部・研究科の教育理念が，長崎大学ホームページにて公表されている。

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/faculties/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/faculties/index.html)

(多文化社会学部)

多文化社会学部は，人文社会系学部の学士課程教育における専門性を担保しつつ，グローバル人材の基盤的資質としての語学力・コミュニケーション能力とジェネリックスキルの涵養に重点的に取り組む。

(教育学部)

本学部における教育理念は，人間形成に関わる専門的学術の研究を通して高度な学識と豊かな人間性及び実践的な指導力を備えた専門的教育者を育成することである。

(経済学部)

本学部は，「グローバルな視野を持って現代の経済・経営の諸問題を解決できる実践的エコノミストの養

成」を教育理念として、グローバル化が進む現代経済社会の諸問題を解決し、社会の調和的発展に貢献する能力を持つ人材の育成を目指している。このような人材は、広い教養や経済・経営に関する知識をもち、問題解決とその結果の伝達に関する知的技術を身に付け、これら知識と技術、さらに創造的思考を組み合わせ、問題を論理的に俯瞰し、主体的に解決できる能力を備えた人材である。

(医学部医学科)

長崎大学医学部医学科の開祖ポンペ・ファン・メールデルフォールトは、長崎において、日本で初めて患者を主体とした医療を実践し、わが国の近代西洋医学教育を創立した。本学科は、ポンペの言葉「医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものでなく、病める人のものである。もしそれを好まぬなら、他の職業を選ぶがよい。」を建学の基本理念とし、深い医学知識と豊かな創造性、高い倫理観を身につけた医師及び医学者を育成することを目標としている。

(医学部保健学科)

生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養を備え、高度な専門的知識・技能を修得し、広く社会に貢献できる資質の高い医療専門職を育成する。

(歯学部)

基本的教養と幅広い歯科口腔医学専門知識を習得し、今後の歯科口腔医学、歯科口腔医療を切り開く国民の目線に立った歯科医師及び研究者を養成する。

(薬学部)

「ヒトの健康を目指して」の標語のもと、医薬品の創製、医療、健康・環境に関する基礎及び応用の科学を教育、研究すること、並びに「くすり」の専門家として社会的使命を遂行し得る人材の養成を以て社会に貢献する。

(工学部)

アジアの鼓動響く街長崎で、知と心と工学センスを育み、未来を拓く科学技術を創造することによって、社会の持続的発展に貢献する。

(環境科学部)

人間と環境の調和的共生という人類史的な課題に対し、自然と人間との調和を踏まえた自然環境の保全と持続可能な人間社会の創造・実現に寄与する。

(水産学部)

長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、水産科学を学習・創造することによって、地域や海外を含めた社会の調和的発展に貢献する能力と資質を修養する。

(教育学研究科)

深い専門知識と技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力と高度な教育実践力を備えた人材を育成する。専門職学位課程（教職実践専攻）の教育研究上の目的は、教職に関する高度で専門的な知識と能力を習

得し、学校教育において優れた実践能力と資質を備えた人材を養成することである。

(経済学研究科)

博士前期課程は、実践的問題の解決とその研究に志向する「高度専門職業人の育成」を理念とし、深遠な問題を追究する研究能力の育成、並びに幅広い体系的知識の教授と応用力の涵養によって、経済社会の発展に資することを教育研究上の目的としている。

博士後期課程は、合理的で迅速な意思決定能力を身に付けた、トップマネジメントに代表される組織のリーダー、あるいはその候補者などの育成を理念とし、必要な意思決定能力の涵養、並びに十分な研究能力の育成によって、経済社会の発展に資することを教育研究上の目的としている。

(工学研究科)

自然と共生し、人類社会の持続的発展に貢献する高度な工学教育研究拠点として、工学の幅広い分野における専門的・学際的知識及び高度専門技術を修得し国際的に活躍できる高度専門技術者・研究者を養成するとともに、先導的・独創的研究の遂行により次世代の革新的科学技術の推進に貢献する。

(水産・環境科学総合研究科)

水産科学、環境科学及び両者を融合させた学際的・総合的分野の教育研究を推進することにより、環境や食料等の問題解決に貢献する実践的指導力を持つ高度専門職業人並びに国際性の高い研究者等の人材を養成し、環境と調和した人類の生存を実現するための新たな学際科学の創出と発展に資する。

(医歯薬学総合研究科)

医学、歯学及び薬学の知を結集し、生命・医療科学分野における教育研究内容の学際化・高度化・先端化及び国際化を図ることによって、高度の専門知識・技術を基盤にした医療科学の発展に資する。

(国際健康開発研究科)

精深な専門的知識及び技能を授けることにより、国際協力の分野、特に地球規模の健康課題に対処する分野で活躍できる高度な知識及び技能を有する実践的な人材を養成し、もって国際社会の健全な開発に資することを目的とする。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到る状況】

本学は、その理念、基本的目標及び養成すべき人材像を国立大学法人長崎大学基本規則(以下「基本規則」という。)第 3 条(資料 1-1-①-A)に明示している。その理念の背景には、出島を介した「勉学の地」としての誇りと「進取の精神」といった長崎に根付く地域的特性及び科学における非人道的な負の遺産である原子爆弾による被災の経験とがあり、基本規則第 3 条はこれらの経験から学んだことの継承を宣言したものとなっている。この理念と基本目標を踏まえ、長崎大学学則(以下「学則」という。)に大学の目的を「実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探究能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。」と定め(資料 1-1-①-B)、各学部規程に各学部、各学科の目的を定めている(資料 1-1-①-1)。さらに、国立大学法人長崎大学中期目標(以下「中期目標」という。)において、その理念・基本目標を具体化した 7 項目の最重点事項を策定している(資料 1-1-①-C)。

基本規則に定めた理念、基本目標及び養成すべき人材像は「大学の理念・教育目標」にまとめ、本学公式ホームページを通じて広く公開している(資料 1-1-①-2)。また、各学部・研究科等においても、養成しようとする人材像に基づく教育研究の目的をその「理念」としてまとめ、本学公式ホームページで公開している(資料 1-1-①-3)。

資料 1-1-①-A 「国立大学法人長崎大学基本規則(抜粋)」

(法人の目的)

第 3 条 本法人は、長崎大学(以下「本学」という。)を設置して、長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献するとの理念に基づき、教育研究の高度化及び個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な知の情報発信拠点であり続けるとともに、地域及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

資料 1-1-①-B 「長崎大学学則(抜粋)」

(目的)

第 1 条 長崎大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成 16 年規則第 1 号)第 3 条に規定する理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探究能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

2 本学の学部の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第 1 条の 2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定め、公表するものとする。

(学部、学科、課程及び収容定員)

第 2 条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

学部	学科及び課程
多文化社会学部	多文化社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	総合経済学科
医学部	医学科, 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科, 薬科学科
工学部	工学科
環境科学部	環境科学科
水産学部	水産学科

資料 1-1-①-C 「国立大学法人長崎大学 中期目標 (抜粋)」

大学の理念

長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。

大学の基本的目標

長崎大学は、理念実現のため“地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続ける”ことを基本目標として掲げ、教育・研究の高度化と個性化を推し進めてきた。新たな中期目標期間においても、この基本目標を堅持しつつ、進むべき方向性と育成すべき人材像を明確に設定し、21世紀の知的基盤社会をリードする。

長崎大学は

- (1) 熱帯医学・感染症、放射線医療科学を中心に食糧資源・環境など本学の特色ある教育研究領域を糾合して「地球と人間の健康と安全」に資する世界的教育研究拠点となる。
- (2) 研究型の総合大学として、教育研究全般の更なる高度化、個性化、国際化を図り、インパクトある研究成果の創出と研究者の育成により、世界に突出する。
- (3) 学部専門教育と教養教育との有機的結合による学士力の涵養と、大学院教育の実質化により、長崎大学ブランドの高度専門職業人を育成する。
- (4) 卓越した教育及び研究成果を社会に還元することにより、地域の教育、医療、行政、産業、経済等の活性化、高度化、国際化に寄与し、地方分権の原動力となる。
- (5) アジア、アフリカ等の海外教育研究拠点における共同研究を推進するとともに、国際貢献・国際協力を目指す専門家人材育成コースを整備・充実させ、途上国の持続的発展に貢献する。
- (6) 学生の夢と人間力を育み、学生の能力の最大限の伸長を図るとともに、若手研究者の自立支援のための環境整備を行い、志と覇気にあふれた若者が集うキャンパスを実現する。
- (7) 点検・評価結果を教育及び研究の改善へ直結させ、大学運営体制を組織的かつ不断に改革することで、大学法人の経営基盤を強化する。

資料 1-1-①-1 各学部 (学科) の目的 (各学部規程抜粋)

資料 1-1-①-2 大学の理念・教育目標 [【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/university/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/university/index.html)

資料 1-1-①-3 各学部・研究科等の理念 [【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/faculties/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/faculties/index.html)

【分析結果とその根拠理由】

本学を取り巻く歴史・環境を踏まえ、大学の理念、基本目標及び養成すべき人材像を基本規則第3条に定めている。また、基本規則を踏まえ、学士課程においては、大学の目的を学則に定めている。これらの目的は学校教育法第83条に規定する大学の目的と合致するものである。さらに、中期目標の中でも、その理念・基本目標の達成に向けた7項目の最重点事項を策定している。

本学の理念、基本目標及び養成すべき人材像は「大学の理念・教育目標」として本学公式ホームページで公開し、各学部・研究科等においても、養成しようとする人材像に基づく教育研究の目的を「理念」としてまとめ、

公開している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

基本規則第 3 条（前掲資料 1-1-①-A）に規定する理念と基本目標に基づき、本学大学院の目的を長崎大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 1 条に（資料 1-1-②-A）に「実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創成しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。」と定め、大学院学則第 2 条に、修士課程（博士前期課程）及び博士課程（博士後期課程）ごとの目的を定めている。また、各研究科、各専攻の目的を各研究科規程（資料 1-1-②-1）に定めている。さらに、中期目標においても、その理念・基本目標の達成に向けた 7 項目の最重点事項を策定している（前掲資料 1-1-①-C）。

これらの教育研究活動における理念と基本目標は「大学の理念・教育目標」（前掲資料 1-1-①-2）に、各研究科において養成しようとする人材像に基づく教育研究の目的は各学部・研究科等の「理念」（前掲資料 1-1-①-3）にまとめ、本学公式ホームページで公開している。

資料 1-1-②-A 「長崎大学大学院学則（抜粋）」

（目的）

第 1 条 長崎大学大学院（以下「本大学院という。」は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成 16 年規則第 1 号）第 3 条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創成しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則に定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第 1 条の 2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

（課程）

第 2 条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 99 条第 2 項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（研究科、専攻、課程及び収容定員）

第 3 条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期 2 年の課程
	経営意思決定専攻	後期 3 年の課程
工学研究科	総合工学専攻	前期 2 年の課程
	生産システム工学専攻	後期 3 年の課程
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻、環境共生政策学専攻、環境保全設計学専攻	前期 2 年の課程
	環境海洋資源学専攻	後期 3 年の課程
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程

医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻, 保健学専攻	修士課程	
	医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻, 放射線医療科学専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	後期3年の課程		
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	修士課程	

資料1-1-②-1 各研究科(専攻)の目的(各研究科規程抜粋)
 前掲資料1-1-①-2 大学の理念・教育目標【<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/university/index.html>】
 前掲資料1-1-①-3 各学部・研究科等の理念【<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/faculties/index.html>】

【分析結果とその根拠理由】

大学の理念, 基本目標及び養成すべき人材像を定めた基本規則第3条を踏まえ, 大学院学則に大学院の目的を定め, 各研究科規程に各研究科, 各専攻の目的を定めている。これらの目的は学校教育法第99条に規定する大学院の目的と合致するものである。さらに, 中期目標の中でも, その理念・基本目標の達成に向けた7項目の最重点事項を策定している。

これらのことから, 観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学は, その理念として「地球の平和を支える科学を創造する」ことをうたっている。これは, 原子爆弾によって長崎及び長崎大学前身諸学校が壊滅的な被害を受けたこと, またその後, 本学が, 生命科学を中心とした研究や教師・公務員・会社員・技術者といった人材輩出によって長崎の復興と共に歩んできたことを踏まえた, 原爆被災大学としての意思であり, 被爆地・長崎を代表する大学の責務としてのメッセージでもある。また, 長崎は, 江戸時代における出島や, 被爆地としての世界各地との平和交流に代表されるように, 400年以上の長きにわたって様々な国際交流の拠点都市として, メッセージを発信し続けている都市であることを踏まえ, 「知の情報発信拠点であり続ける」ことを基本目標として宣言している。すなわち, 長崎が持つ歴史的使命の一端を担うことを, 本学が宣言していることは, 極めて優れた点である。

【改善を要する点】

該当なし

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、学則第1条に定める目的を達成するために、前掲資料1-1-①-1に示す目的を有する9学部を、学則第2条（前掲資料1-1-①-B）に基づき設置している。中でも、多文化社会学部は、多文化の共生と協働が求められる現代世界において、政治・経済、文化、社会活動分野等で存在感をもって国際的に活躍できる人文社会系グローバル人材養成に対する社会的要請に応えるために、平成26年4月に設置した本学初の人文社会系学部である。同学部は、人文社会系学部としての専門的教育研究を遂行し、リベラルアーツ系の教養教育の核としても機能するとともに、長崎に根ざした特色ある教育を通して、地域の観点から世界を俯瞰し、グローバルな視点から地域を考えることのできるグローカリティを備えた人材を、従来にない斬新かつ特色ある教育を通して先駆的に育成することにより、本学の理念を体現する学部である。

さらに、各学部及び各学科の教育研究目的（前掲資料1-1-①-1）を達成するため、教育学部に1課程を、医学部、薬学部には人材養成目的に応じて2学科を、その他の学部においては1学科を置いている。工学部においては、社会のニーズに柔軟に対応するため、平成23年4月に他の国立大学に先駆けて、7つの学科を6コース（機械、電気電子、情報、構造、社会環境デザイン、化学・物質）から成る1つの学科（工学科）に統合し、実験・実習科目数の増加と、学部共通基礎教育科目の充実を図り、分かりやすく魅力ある教育プログラムで構成する教育体制に改組した。

前掲資料1-1-①-1 各学部（学科）の目的（各学部規程抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

各学部の設置目的は、長崎大学の教育研究目標と合致し、課程・学科の構成はそれぞれの学部の教育研究目的の達成に沿ったものになっている。中でも、平成26年4月に設置した多文化社会学部は、長崎大学の教育研究の目的を達成するための人文社会系の特色ある学部である。また、工学部においては、社会のニーズに柔軟に対応し、平成23年4月に1学科6コースに改組している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到係る状況】

本学では、教養教育の抜本的な見直しを図るため、平成20年から教養教育ワーキンググループにおいて検討が重ねられ、平成22年の学長コメント「長崎大学の教養教育及び学部組織改革について」において、全学の学士課程教育の目標となる全学共有学士像（資料2-1-②-A）が示された。これは、本学の理念と国際社会で求められる資質を統合したもので、教養教育から専門教育にわたる教育の軸を明確にしたものである。これにより、

教養教育の具体的な目標の理解が容易になった。その後、平成23年5月の学長コメント「長崎大学の教養教育及び学部組織改革の方針」により新しい教養教育の方針が示された(資料2-1-②-B)。新しい教養教育の眼目は、「科目のモジュール化」を介したアクティブ・ラーニングへの転換である。これまでの人文・社会、自然、人間科学分野に分類された授業科目群の中から学生が任意に科目を選択するシステムから、21世紀社会で求められる批判的精神や課題探求能力等の獲得を可能にする一まとまりの科目群をパッケージにした「モジュール」群の中から一つを各学生が学部の枠を越えて選択するというモジュール方式(資料2-1-②-C)に変更し、平成24年度から開始した。モジュールの授業科目においては、学生が自ら学び、考え、議論し、評価し合うアクティブ・ラーニングを本格的に導入した(後掲資料5-2-①-1)。また、教養教育を通じて育成すべき自主的探求、相互啓発志向等の基本的態度・能力を明確に定め、各授業科目はその目標に沿った形態・内容での開講を行うようにしている(後掲資料5-1-②-A)。従来の「広いが浅い」教養教育から、「学士力という付加価値を実感させる」教育への大胆な改革である。これは、大学全体の学士改革の試金石でありドライビングフォースと位置付けている。

資料2-1-②-A 「全学共有学士像」

- 一、“研究者や専門職業人としての基盤的知識を有する”ひと
- 二、“自ら学び、考え、主張し、行動変革する素養を有する”ひと
- 三、“環境や多様性の意義が認識できる”ひと
- 四、“地球と地域社会及び将来世代に貢献する志を有する”ひと

(出典：長崎大学公式ホームページ)

資料2-1-②-B 「長崎大学の教養教育及び学部組織改革の方針(抜粋)」

C. 長崎大学の教養教育及び学部組織改革の方針

概要

- (1) 平成24年度より新しい全学出動体制による新教養教育を開始する。
以下 略

具体的内容

- (1) 第一段階(平成24年4月～)：新しい教養教育の開始
 - ・1～2年次の教養教育(全学教育)を、全学共有学士像(参考資料1)に基づき再構築し、新たな全学出動体制により実施する。
 - ・新しい教養教育における最大の変更点は、選択科目の提供の仕方である。各教員により登録された人文、社会、自然、人間科学分野に分類された授業科目群の中から学生が任意に数科目を選択する現行システムから、各学部が提供するモジュール(授業科目の集合体)のうち一つを各学生が学部の枠を越えて選択するシステムに変更する(参考資料2)。モジュールは、共有された教育目標の下、整合性のある6科目程度(12単位程度)で構成する。1学年1700名の学生が20個内外のモジュールに分散されることになる。モジュールの提供に対しては明確な形で、学長がインセンティブを付与する。
 - ・それとともに、学部が自学部の学生に提供する基礎的科目群(12単位程度)を新たに教養科目として位置づける。
 - ・全学教育の必修科目(語学8-12単位、情報科目2単位、健康科学2単位、教養ゼミ2単位)計14-18単位と併せれば、教養科目の取得単位数は40単位程度となる。
 - ・全学教務委員会を新しい教養教育の企画と実施の司令塔として位置づける。そのために、先般、これまでの同委員会の在り方を見直し、各学部の副学部長に委員を務めていただくとともに、委員会の下に全学教育実施専門部会を置くこととした。
 - ・これとともない大学教育機能開発センターの全学教育部門は廃止し、同センターは規模を縮小し、主にFDなどを通した新しい授業手法の開発と普及を担う。
 - ・英語を中心とした語学教育については、外部人材の導入を含めて教育体制を強化する。語学系教員を語学教育センター(仮称)的な全学組織に一元化するのがよいのか、それとも新学部を中心とした学部組織の中に包摂させたがよいのかは、今後の検討課題である。

(出典 長崎大学の教養教育及び学部組織改革の方針)

資料2-1-②-C 「モジュール方式による教育」

これまでの全学教育は（今までは教養教育を全学教育と呼称）たくさんの科目の中から興味のあるものを学生が選び、幅広い知識を得ていました。

しかし、モジュール方式による教育の採用によって、教養教育の学びが変わります。

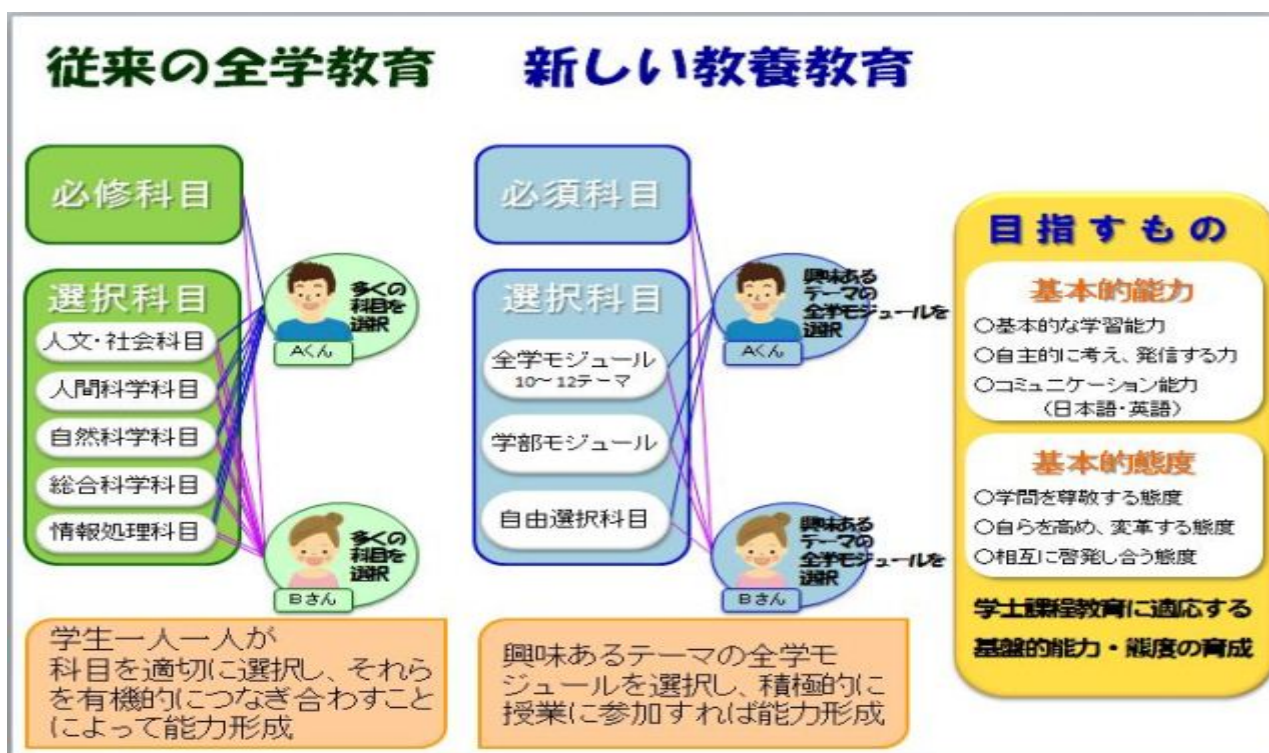
従来のように様々な科目から授業を選ぶのではなく、現代的な課題となっているテーマのもとに集められた授業科目群（これをモジュールと呼びます）の中から興味のあるモジュールを一つ選び、それらを学習することによって、そのテーマに関する多面的な見方、考え方を身につけることができるようになります。

したがって、専門分野とは異なる分野のモジュールを選んだ場合には、その分野にも造詣が深くなり、二つの専門分野の資質を身につけることができるようになります。

例えば、医学部の学生さんが経済に詳しい人になったり、工学部の学生さんが環境に詳しい人になることもできます。

長崎大学の学部構成や得意分野に応じて、「長崎大学ブランドの卒業生」になってもらいたいという願いから、こうした教育プログラムが生まれました。

また、学生はそれぞれの興味・関心に従って、一つのモジュールを選び、それに含まれる授業科目に積極的に取り組むことによって、社会の求める批判的精神や探究能力などの基盤を身に付けることができるようになります。



（出典 長崎大学公式ホームページ「教養教育改革」(抜粋)）

教養教育については、文教キャンパス及び片淵キャンパス（夜間主コース）において実施しており、本学の全ての教員の参画により授業科目を開設している（資料2-1-②-D）。平成25年度は、430人の専任教員が担当した。教養教育の実施・運営に関する具体的な事項についての審議及び決定を教務委員会が行い、教務委員会の下に教養教育に係る専門的な事項を調査・検討する教養教育実施専門部会を置いている。また、教養教育実施専門部会の下に、授業科目に関する専門分野の教員が参画して具体的な授業内容の検討を行う科目別小委員会を置いている（資料2-1-②-E, 2-1-②-1）。なお、モジュール科目小委員会の下で実施しているモジュール科目については、テーマごとにテーマ責任者を置き、テーマ責任者の下、教員団の連携による授業科目群を構成している。平成25年度は、学内共同教育研究施設等を含む各部署から教員310人が参画している（資料2-1-②-2）。

さらに、教養教育を支援する学内共同教育研究施設等として大学教育イノベーションセンター、言語教育研究センター、ICT基盤センター、保健・医療推進センター、国際教育リエゾン機構を設置している。言語教育研

究センターは、英語小委員会の下で実施される英語教育について、組織的に授業改善や成績評価等の課題に対応するため、英語を母語とする外国人教員を含め英語担当教員を増員し、平成 24 年 4 月に設置したセンターである。また、平成 25 年 10 月に大学教育機能開発センターとアドミッションセンターを戦略的に統合し、大学教育イノベーションセンターを設置した。当センターの学士課程教育部門において、高等教育施策等の動向を踏まえながら、教養教育の円滑な実施に係る企画運営及び教育方法等の改善に資する企画等の原案を立案し、教養教育実施専門部会及び評価・FD 教育改善専門部会へ提案することで、教養教育の質の改善・向上を担保している（資料 2-1-②-F）。

資料 2-1-②-D 「長崎大学学則（抜粋）」

（教育課程の編成）

第 29 条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、大学教育における基本的教養を会得させ併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とした教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び学部等の専攻に係る専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を有機的に組み合わせて、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（授業科目の区分）

第 30 条 教養教育科目の区分は、次のとおりとする。ただし、夜間主コースにあつては健康・スポーツ科学科目を除くものとする。

- 教養ゼミナール科目
- 情報科学科目
- 健康・スポーツ科学科目
- 外国語科目
- 全学モジュール I 科目
- 全学モジュール II 科目
- 学部モジュール科目
- 自由選択科目

2 専門教育科目の区分は、各学部の履修に関する規程（以下「学部規程」という。）の定めるところによる。

3 第 64 条に規定する外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下この章において「外国人留学生等」という。）の教育について必要があると認めるときは、第 1 項に規定する科目のほか、留学生用科目を開設する。

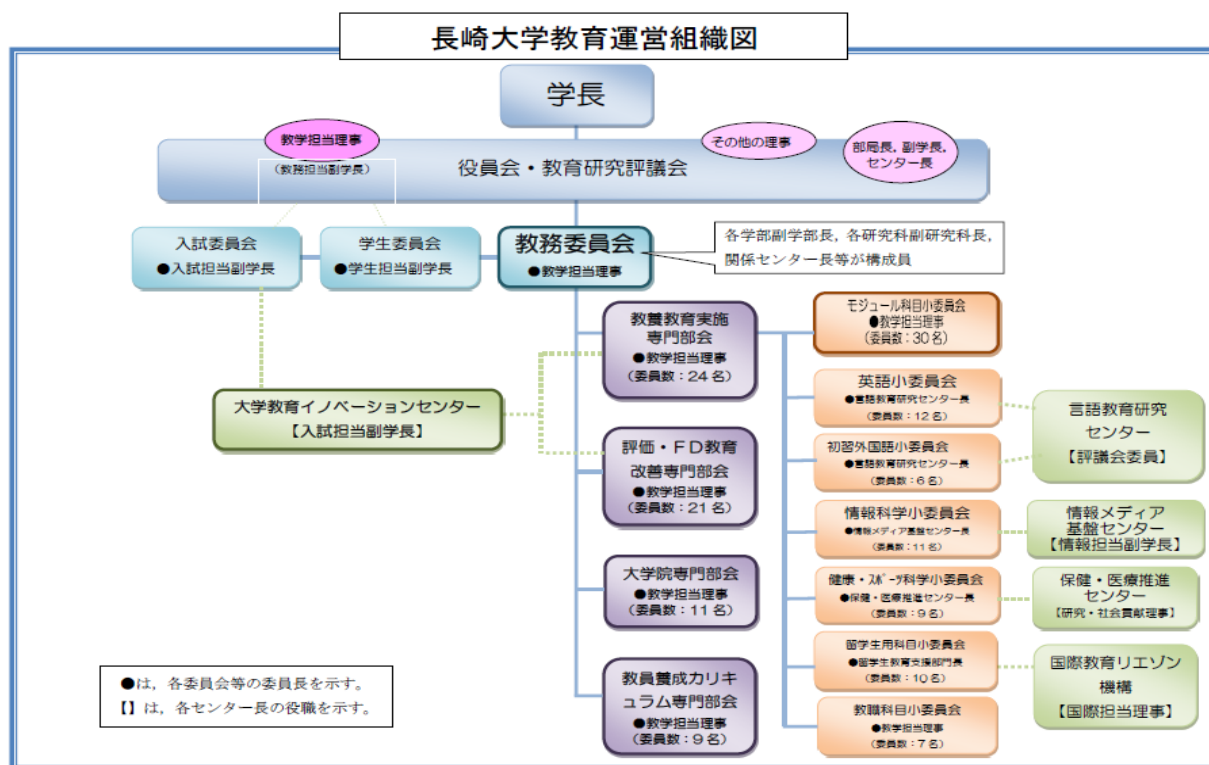
4 各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

（授業科目の開設）

第 31 条 教養教育科目は、本学のすべての教員の参画により開設するものとする。

2 専門教育科目は、各学部の教員により開設するものとする。

資料 2-1-②-E 「長崎大学教育運営組織図」



(出典 教育支援課作成資料)

資料 2-1-②-F 「長崎大学大学教育イノベーションセンター規則 (抜粋)」

第2条 センターは、長崎大学の学内共同教育研究施設として、本学の教育理念を達成するために、学士課程教育及び大学教育の在り方に関する研究を行うとともに、その改善に資するデータ蓄積とそれを活用した入学者選抜支援、教育支援等の業務を行うことを目的とする。

第3条 センターに、アドミッション部門、学士課程教育部門、教育改善部門及び教学 IR 部門を置く。

3 学士課程教育部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学士課程教育の在り方に係る研究に関する事。
- (2) 教育成果の可視化の研究に関する事。
- (3) 教養教育のカリキュラムの研究開発及び企画運営に関する事。
- (4) 教養教育の実施に係る具体的事項の企画運営に関する事。
- (5) 教養教育の実施に係る予算、施設、設備等に関する原案作成に関する事。
- (6) 教養教育に係る広報等に関する事。
- (7) その他教養教育に関する事。

4 教育改善部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員の資質及び能力に係る研究に関する事。
- (2) 教職員の資質及び能力向上を目指すファカルティ・ディベロップメント (以下「FD」という。) の実施に関する事。
- (3) 教育研究の評価方法に係る研究に関する事。
- (4) 教育システムの評価方法に係る研究に関する事。
- (5) FD の調査研究及び実施に係る企画運営に関する事。
- (6) 授業評価の調査研究及び実施に係る企画運営に関する事。
- (7) 教員の教授方法等の改善の調査研究及び実施に係る企画運営に関する事。
- (8) FD 及び授業評価並びに教員の教授方法等の改善に係る予算、施設、設備等に関する原案作成に関する事。
- (9) 教育改善、FD 及び授業評価に係る広報等に関する事。
- (10) その他教育の改善に関する事。

教務委員会の委員長は教養担当理事が務め、構成員を各部局の教務担当の副部局長とすることで、大学執行部と部局間において情報を共有するとともに、意思疎通の迅速化を図っている (資料 2-1-②-H)。また、教養

教育実施専門部会も各学部からの選出委員及び科目別小委員会委員長等の委員で構成しており、全学的な協力体制の下で、教養教育を実施できる体制を整備している（資料2-1-②-E）。なお、科目別小委員会の委員長に言語教育研究センター長、情報担当副学長、保健・医療推進センター長等を教養教育実施専門部会長が指名しており、大学執行部が教養教育に深く関与する体制を整備している。

資料2-1-②-H 「長崎大学教務委員会規則（抜粋）」

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学部教育及び大学院教育に係る全学共通の教務に関する事項
- (2) 教育改善及び教養教育の基本方針及び実施体制に関する事項
- (3) 教養教育と専門教育との有機的組合せに関する事項
- (4) 教養教育の教育課程、授業担当及び授業時間割の編成に関する事項
- (5) ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)及び授業評価の実施に係る企画・運営に関する事項
- (6) 教員の教授方法等の改善のための支援に関する事項
- (7) 各学部等が行うFDの支援に関する事項
- (8) 長崎大学大学教育イノベーションセンター規則(平成25年規則第32号)第3条第1項に規定する学士課程教育部門及び教育改善部門との連絡調整に関する事項
- (9) 教養教育の実施に係る予算、施設及び設備に関する事項
- (10) 教務に係る学則等の諸規則に関する事項
- (11) その他教務、教育改善及び教養教育に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 各学部(工学部を除く。)の教務を担当する副学部長 各1人
- (3) 工学部の教務を担当する工学研究科の副研究科長
- (4) 教育学研究科及び経済学研究科の教務を担当する教授 各1人
- (5) 工学研究科、水産・環境科学総合研究科、医歯薬学総合研究科及び国際健康開発研究科の教務を担当する副研究科長 各1人
- (6) 熱帯医学研究所から選出された教授 1人
- (7) 保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設から選出された教授 1人
- (8) 大学教育イノベーションセンター学士課程教育部門長
- (9) 大学教育イノベーションセンター教育改善部門長
- (10) 学生支援部長
- (11) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

資料2-1-②-1 長崎大学教務委員会専門部会規程

http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000607.html

資料2-1-②-2 平成25年度開講全学モジュール科目授業担当者一覧

【分析結果とその根拠理由】

学長のリーダーシップの下、全学共有学士像が示され、教養教育の具体的な目標が全学的に理解されるとともに、学長が示した新しい教養教育の方針に基づき、「科目のモジュール化」を介したアクティブ・ラーニングへの転換を柱とする新しい教養教育を平成24年度から開始した。

教養教育の実施に責任を持つ教務委員会の下に教養教育実施専門部会を置き、科目別小委員会から提案される内容を調査・検討の上、その結果を教務委員会へ提起し、教務委員会で審議・決定することで、教養教育の実施に係る明確な意思決定体制を整えている。また、教養教育は、学内共同教育研究施設等を含む各部局から教員が参画するとともに、科目別小委員会に授業科目に関する専門分野の教員が参画しており、全学的な連携が図られている。さらに、大学教育イノベーションセンターを設置し、教養教育の円滑な実施、教育方法の改善等に係る企画を教養教育専門部会や評価・FD教育改善専門部会へ提案することで、教養教育の質の改善・向上を担保して

いる。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は，大学院学則第 1 条及び第 2 条に定める目的を達成するために，前掲資料 1-1-②-1 に示す目的を有する 6 研究科を，大学院学則第 3 条（前掲資料 1-1-②-A）に基づき設置している。さらに，各研究科には，それぞれの人材養成目的に応じて 18 の専攻を置いている。

教育学研究科では，教科実践力の高度化を図るとともに，教職実践専攻の教員養成機能の強化を図り，より質の高い実践力のある教員の養成を実現するため，他の国立大学に先駆け，大学院を教職大学院に一本化する改組を平成 26 年 4 月に行った。また，生産科学研究科を平成 23 年 4 月に改組し，先導的で高度な専門領域と実質化・体系化した学際融合領域の人材養成をそれぞれ機能的・効率的に進めるため，工学研究科と水産・環境科学総合研究科を設置した。水産・環境科学総合研究科や医歯薬学総合研究科は，複数の学問分野を組織的に結合し，ますます高度化・学際化する学問領域に対応できる高度専門職業人，研究者を養成するために設置された本学の特徴的な研究科である。

さらに，世界トップレベルのロンドン大学衛生・熱帯医学校等と連携し，ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるフィールド研究を強化するとともに，WHO 等国際機関における熱帯医学を含むグローバルヘルス専門家を育成するため，平成 27 年 4 月に既設の医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻，国際健康開発研究科国際健康開発専攻を発展的に見直し，新たに熱帯医学・グローバルヘルス研究科の設置を目指している。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の設置目的は，長崎大学の教育研究目的と合致し，研究科及びその専攻の構成はそれぞれの研究科の教育研究目的の達成に沿ったものになっている。

また，学際融合領域の人材養成をそれぞれ機能的・効率的に進めるため，医歯薬学総合研究科及び水産・環境科学総合研究科を設置するとともに，教育学研究科は，教員養成教育の改善・充実を図るため他の国立大学に先駆け，大学院を教職大学院に一本化した。さらに，ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるフィールド研究を強化し，WHO 等国際機関における熱帯医学を含むグローバルヘルス専門家を育成するため，既設の組織を発展的に見直し，新たに熱帯医学・グローバルヘルス研究科の平成 27 年度設置を目指している。

これらのことから，観点を満たしていると判断する。

観点 2-1-④： 専攻科，別科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-⑤： 附属施設，センター等が，教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学では、基本規則第34～40条（資料2-1-⑤-A）に附置研究所、病院、附属学校、学内共同教育研究施設、附属図書館（以下「センター」という。）等について定め、2研究所、1病院、4附属学校、6センター、1附属図書館、1保健・医療推進センターのほか、学部等に7附属施設等を設置し、それぞれの設置目的を施設等の規程に定め、教育・研究の推進、国際又は地域貢献、学生・教職員の保健管理等を遂行している（資料2-1-⑤-1）。

平成25年10月には、従来の大学教育機能開発センターとアドミッションセンターを統合し、「大学教育イノベーションセンター」を設置することで、その機能を強化した。さらに、留学生センターを廃止し、本学の「国際戦略」の推進、グローバル人材育成支援、留学生教育等を目的とした学長直轄の総合マネジメント組織である「国際教育リエゾン機構」を設置するなど、教育研究の強化に向けた組織の見直しに取り組んでいる。水産学部附属練習船長崎丸においては、東シナ海、日本海及び有明海における洋上教育のための教育関係共同利用拠点として文部科学省に認定されるとともに、水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターにおいても、東シナ海を実習の場とした先端的教育プログラムを提供し、海洋環境の保全と水産生物資源の再生産に関するフィールド教育に貢献するため、同共同利用拠点としての認定を文部科学省へ申請している。原爆後障害医療研究所においては、社会的ニーズに沿った研究分野の立ち上げや、柔軟な研究テーマの設定と研究者の受入れ等を行い、その機能を十分に発揮し高い研究水準を維持していくため、「共同利用・共同研究拠点」の認定を目指している。

さらに、本学及び部局等の目的を達成するため、センター等と部局が連携・協力を行っている。例えば、医歯薬学総合研究科の教育・研究には、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所、病院、先導生命科学支援センター、保健・医療推進センター等の教員が専任若しくは兼任教員等として教育研究に深く関わり、その目的達成のため連携・協力している。（資料2-1-⑤-2）。

資料2-1-⑤-A 「国立大学法人長崎大学基本規則（抜粋）」

（附置研究所）

第34条 本学に、次の附置研究所を置き、大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるものとする。

熱帯医学研究所

原爆後障害医療研究所

2 前項の附置研究所のうち、熱帯医学研究所は、共同利用・共同研究拠点に供するものとする。

3 熱帯医学研究所及び原爆後障害医療研究所に関し必要な事項は、別に定める。

（病院）

第35条 本学に、医歯薬学関連の教育研究及び診療に必要な施設として、病院を置く。

2 病院に関し必要な事項は、別に定める。

（附属学校）

第36条 本学に、教育学部に附属する教育研究施設として、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

2 前項の附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

（学部等の附属施設）

第37条 本学に、学部、研究科又は附置研究所に附属する教育研究施設（以下「学部等の附属施設」という。）として、次の附属施設を置く。

学部等	附属施設
教育学部	附属教育実践総合センター
水産学部	附属練習船鶴洋丸、附属練習船長崎丸
水産・環境科学総合研究科	附属環東シナ海環境資源研究センター
医歯薬学総合研究科	附属薬用植物園
熱帯医学研究所	附属アジア・アフリカ感染症研究施設、附属熱帯医学ミュージアム

2 前項の附属練習船鶴洋丸及び長崎丸は、本学の教育上支障がないと認められるときは、他の大学及び高等専門学校の利用に供

することができるものとする。

3 第1項の附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第38条 本学に、附属図書館及びその分館を置く。

2 附属図書館及びその分館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健・医療推進センター)

第39条 本学に、学生及び職員の保健管理に関する専門的業務を行うとともに、保健・医療分野での地域連携を推進するための施設として、保健・医療推進センターを置く。

(学内共同教育研究施設)

第40条 本学に、本学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。

先導生命科学研究支援センター

I C T 基盤センター

大学教育イノベーションセンター

先端計算研究センター

言語教育研究センター

核兵器廃絶研究センター

2 前項の学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

資料2-1-⑤-1 附属施設、センター等の設置目的 (各附属施設、センター等規程抜粋)

資料2-1-⑤-2 参考例：医歯薬学総合研究科機構図 [【http://www.mdp.nagasaki-u.ac.jp/outline/organization.html】](http://www.mdp.nagasaki-u.ac.jp/outline/organization.html)

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教育・研究の高度化・推進・支援、国際及び地域社会への貢献、学生・教職員の保健管理に関する専門的業務を行う施設として各種センターを設置し、それぞれの設置目的を施設等の規程に定めている。それらは、本学の理念及び基本的目標を具現化したものとなっており、施設等は本学の目標を達成する上でそれぞれの役割を担っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点到る状況】

本学では、教育研究に関する重要事項を審議するため、学長、理事、部局長等を構成員として、教育研究評議会を設置し、原則毎月1回開催している(資料2-2-①-A, 2-2-①-1)。また、審議結果を議事要録として取りまとめ、本学公式ホームページに公開している(資料2-2-①-2)。

学士課程教育及び大学院教育に係る全学共通の教務事項や教育方法等の改善を審議する組織として、教務委員会を設置し、その下に専門的な事項の調査・検討を行うための組織として、教養教育実施専門部会、評価・FD教育改善専門部会、大学院専門部会及び教員養成カリキュラム専門部会を設置し、大学執行部、部局、事務局、大学教育イノベーションセンター等が協力して教育課程・教育方法の検討を行う体制を整えている(前掲資料2-1-②-E)。教務委員長は、教学担当理事が学長から指名され、各部局の教授会及び教務委員会との連携・意思決定の強化を図るため、各部局の教務担当副学部長(部局教務委員長)が委員となっている。平成25年度は、教務委員会を14回(うち3回は書面会議)開催し、教育課程や教育方法に関する事項を審議している(前掲資料2-1-②-H, 資料2-2-①-3)。

資料 2-2-①-A 「長崎大学教育研究評議会規則（抜粋）」

（審議事項）

第 2 条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（長崎大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の審議事項を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営協議会の審議事項を除く。）
- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

（組織）

第 3 条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 5 人
- (3) 学部長（工学部長を除く。）
- (4) 工学研究科長、水産・環境科学総合研究科長、医歯薬学総合研究科長及び国際健康開発研究科長
- (5) 熱帯医学研究所長及び原爆後障害医療研究所長
- (6) 病院長
- (7) 附属図書館長
- (8) 保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設の長の代表者 1 人
- (9) 事務局長
- (10) その他学長が指名する職員 若干人

各部局においては、教育課程の編成等、教育に関する重要事項を審議する組織として、長崎大学教授会規則（資料 2-2-①-B）により教授会を設置している。教授会は、当該部局の教育研究を担当する教授をもって組織されるが、当該部局の教授会規程に定めるところにより、准教授、専任の講師及び助教を加えることができることとし、部局の特性に応じた構成ができるように配慮している。さらに、教育学部、教育学研究科、医学部、工学部、工学研究科、水産学部、医歯薬学総合研究科では、当該部局の教授会規程に基づき代議員会を設置し、審議の迅速化を図っている（資料 2-2-①-C）。教授会は月 1、2 回の頻度で開催され、教育研究に関わる重要事項が審議されている（資料 2-2-①-4）。

学内共同教育研究施設等においては、教授会の機能を有する組織として、計画委員会を設置している（資料 2-2-①-D）。

また、全ての学部、研究科において、教授会の下に教務委員会等が組織されており、全学の教務委員会と連携を図りつつ、各学部・研究科の教育課程、教育方法の改善等に関する事項を審議している（資料 2-2-①-E、2-2-①-5）。

資料 2-2-①-B 「長崎大学教授会規則（抜粋）」

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成 16 年規則第 1 号。以下「基本規則」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、教授会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 長崎大学（以下「本学」という。）の各学部、各研究科、各附置研究所及び病院（以下「部局」という。）に、教授会を置く。

2 前項の教授会は、当該部局の教育研究を担当する教授をもって組織するものとする。ただし、当該部局の教授会規程に定めるところにより、准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。

3 前項の教授会の組織に関し必要な事項は、当該部局の教授会規程において定める。

4 第 1 項の教授会には、当該部局の事務部の部長又は課長を出席させるものとする。

（審議事項）

第 3 条 教授会は、次に掲げる事項（熱帯医学研究所教授会及び原爆後障害医療研究所教授会にあっては第 3 号から第 5 号まで、病院教授会にあっては第 4 号及び第 5 号）について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 部局長の採用に係る選考に関する事項
- (4) 教員の採用及び昇任に係る選考に関する事項
- (5) その他当該部局に係る教育又は研究に関する重要事項

資料 2-2-①-C 「参考例：工学部代議員会規程（抜粋）」

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学工学部教授会規程（平成16年工学部規程第2号）第14条の規定に基づき、工学部代議員会（以下「代議員会」という。）の議事手続、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長)

第2条 代議員会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、代議員会を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名する代議員がその職務を代行する。

(開催)

第3条 代議員会は、原則として、毎月第2水曜日を定例の開催日とする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 議長は、代議員会の開催日の3日前までに議案を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(会議)

第4条 代議員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 代議員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要に応じ、代議員会に構成員以外の者を出席させることができる。

(議事要録)

第6条 議長は、議事要録を作成し、工学部教授会（以下「教授会」という。）の構成員に通知するものとする。

資料 2-2-①-D 「長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会規程（抜粋）」

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学教授会規則（平成16年規則第8号）第10条第3項の規定に基づき、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設（以下「センター」という。）の教授会として設置する長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会（以下「学共施設等計画委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

資料 2-2-①-E 「参考例：長崎大学工学部における各種委員会に関する内規（抜粋）」

(委員会の名称、組織等)

第2条 本学部に置く委員会の名称、組織、審議事項及び事務担当は、次表のとおりとする。

名 称	組 織	審 議 事 項	事 務
教務委員会	1 副研究科長（学部教育担当） 2 各コースから選出された教員各1人	1 教育課程等に関する企画・立案、実施、評価等に関する事項 2 全学教育の実施に関する事項 3 学部教育の広報活動に関する事項 4 その他教務に関する事項	学務係

2 前項の規定にかかわらず、当該委員会の任務遂行上、当該委員長が指名する教員を一定の期間、臨時に委員として加える必要があると学部長が認めた場合は、当該教員を委員として加えることができる。この場合において、学部長は、文書により任期を付し、当該委員を命ずるものとする。

(委員の任期)

第3条 コースから選出される委員の任期は、学生委員会は1年、教務委員会及び入試委員会は2年（ただし、機械工学コース及び化学・物質工学コースから選出される委員のどちらか、電気電子工学コース及び情報工学コースから選出される委員のどちらか並びに構造工学コース及び社会環境デザイン工学コースから選出される委員のどちらかは、それぞれ隔年ごとに1人ずつを改選するものとする。）とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(委員長)

第4条 委員会にそれぞれ委員長を置き、第2条の表組織の欄に掲げる第1号委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

資料 2-2-①-1	平成 25 年度教育研究評議会審議事項一覧
資料 2-2-①-2	平成 25 年度教育研究評議会議事要録 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/conference/education/2013/index.html 】
資料 2-2-①-3	平成 25 年度教務委員会議題等一覧
資料 2-2-①-4	参考例：平成 25 年度工学部教授会，代議員会審議事項一覧
資料 2-2-①-5	参考例：平成 25 年度工学部教務委員会議題一覧

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会は、教育研究に関する重要事項を審議しており、その審議結果を議事要録として取りまとめ、本学公式ホームページで公開している。

教務委員会は、学士課程教育及び大学院教育に係る全学共通の教務事項や教育方法の改善等について審議しており、各部局の教授会及び教務委員会との連携を図りつつ、意思決定を行っている。

各部局においては、教育課程の編成等、教育に関する事項を教務委員会で審議するとともに、重要事項については教授会で審議している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教養教育から専門教育にわたる教育の軸を明確にし、全学の学士課程教育の目標となる全学共有学士像を定め、この学士像実現のために平成 24 年度より新しい教養教育を開始した。新しい教養教育の眼目は「科目のモジュール化」を介したアクティブ・ラーニングへの転換である。これまでの人文・社会、自然、人間科学分野に分類された授業科目群の中から学生が任意に科目を選択するシステムから、21 世紀社会で求められる批判的精神や課題探求能力等の獲得を可能にする一まとまりの科目群をパッケージにした「モジュール」群の中から一つを各学生が学部の枠を越えて選択するというモジュール方式に変更した。モジュールの授業科目においては、学生が自ら学び、考え、議論し、評価し合うアクティブ・ラーニングを本格的に導入している。従来の「広いが浅い」教養教育から、「学士力という付加価値を実感させる」教育への大胆な改革である。これは、大学全体の学士改革の試金石でありドライビングフォースと位置付けられる、極めて優れた取組である。
- 教務委員会の委員長を学長が指名する理事とし、構成員を各部局の教務担当の副部局長（部局教務委員長）とすることで、大学執行部と部局間において教務関係の情報を共有し、意思疎通の迅速化を図っている。また、教務委員会の下に教養教育の実施に係る具体的内容について調査・検討する「教養教育実施専門部会」を、さらに、同専門部会の下に、授業科目の選定・調整等を行う「科目別小委員会」を設置し、全学から授業科目に関する専門分野の教員が参画することで、教養教育を含めた全学的な教育に関する検討体制が構築され、機能している。

【改善を要する点】

該当なし

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学では、基本規則に基づき、学部、研究科、附置研究所、学内共同教育研究施設等の教育研究組織を設置し、各教員は自らの専門分野に関連する教育研究組織に所属している。学部に所属する多文化社会学部、教育学部、経済学部の教員は学部での教育研究を本務として、教育学部及び経済学部の教員の大半が研究科の教育を兼務し、また、研究科に所属する教育学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科、医歯薬学総合研究科、国際健康開発研究科の教員は研究科での教育研究を本務として、大多数の教員が学部の教育を兼務し、組織的に連携して学部・研究科の教育研究を担っている。さらに、附置研究所、学内共同教育研究施設等の教員は、本務の研究に従事する一方、協力講座の授業を担当するなど、学部及び研究科の教育研究に協力する体制となっている（前掲資料2-1-⑤-2）。

部局における責任体制を明確にするために、基本規則第41条（資料3-1-①-A）に基づき、部局長及び部局長を補佐する副部局長を置いている。さらに、医学部、薬学部においては学科長（資料3-1-①-B）、その他の部局においても専攻長、コース長等を置き、その運営を総括させるなど、部局長のリーダーシップの下、機動性のある組織運営を可能としている。

資料3-1-①-A 「国立大学法人長崎大学基本規則（抜粋）」

（部局長及び副部局長）

- 第41条 学部、研究科、附置研究所、病院及び附属図書館（以下「部局」という。）に、それぞれ学部長、研究科長、所長、病院長及び館長（以下「部局長」という。）を置く。
- 2 部局長は、当該部局に関する校務をつかさどる。
- 3 部局に部局長を補佐するため、副部局長を置くことができる。
- 4 部局長及び副部局長の選考手続その他必要な事項は、別に定める。

資料3-1-①-B 「長崎大学における学科長の職務、選考等に関する規則（抜粋）」

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎大学の学科長の職務、選考等について、必要な事項を定めるものとする。

（学科長を置く学部の学科）

第2条 学科長を置く学部の学科は、次のとおりとする。

医学部 医学科、保健学科

薬学部 薬学科、薬科学科

（職務）

第3条 学科長は、学科を代表し、その運営を総括する。

（選考）

第4条 学科長は、当該学部の教授会構成員の教授のうちから、学部長の推薦に基づき、学長が選考する。

（選考事由）

第5条 学科長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 学科長の任期が満了するとき。

(2) 学科長が辞任を申し出たとき。

(3) 学科長が欠員となったとき。

（推薦時期）

第6条 第4条に基づく学科長候補者の推薦は、前条第1号に該当する場合は任期が満了する日の14日前までに、同条第2号又は

第3号に該当する場合はそれぞれの事由が生じた後速やかに行うものとする。

(任期)

第7条 学科長の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 前項の規定により難いと認められる学部の学科長の任期は、学長が別に定める。

前掲資料2-1-⑤-2 参考例：医歯薬学総合研究科機構図 [【http://www.mdp.nagasaki-u.ac.jp/outline/organization.html】](http://www.mdp.nagasaki-u.ac.jp/outline/organization.html)

【分析結果とその根拠理由】

教員は、自らの専門分野と関連した教育研究組織に所属し、大多数の教員が、学部所属の場合は研究科、研究科所属の場合は学部の教育を兼務するなど、適正な教員組織を構築し、教育研究の遂行における教員の役割分担を明確にしている。また、部局長及び副部局長を置くとともに、学科長、専攻長、コース長等を置き、責任体制を強化し、部局長のリーダーシップの下、機動性のある組織運営を可能としている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到係る状況】

学士課程における各学部の学科・課程に配置されている教員の数は、いずれの組織においても大学設置基準を満たすとともに、学士課程における教育活動を展開するために必要な教員数を確保している【大学現況票】。

また、薬学部薬学科については、必要な実務家専任教員数4人を（うちみなし専任教員数1人）を配置している（資料3-1-②-1）。

各学部、学科・課程の専門科目のうち主要授業科目については、89.4%を専任の教授又は准教授が担当し、教育上の責任体制を確保している（資料3-1-②-2）。また、教養教育については、モジュール方式を平成24年度から導入し、モジュールのテーマごとに専任教員をテーマ責任者に充てている（前掲資料2-1-②-2）。外国語教育については、国際社会でリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的に、平成24年4月に新設した学内共同教育研究施設である「言語教育研究センター」に外国人教員7人を含む英語専任教員13人及び初習外国語専任教員3人を配置し、全学の外国語教育を担当させている。このように教育プログラムの骨格をなす科目は専任教員が担当している。非常勤講師については、「非常勤講師採用に関する申合せ」（資料3-1-②-A）に専任教員による教育を補完する観点から採用できる旨の全学的基本方針を策定しており、全学的に共通性のある基準に基づく採用体制を整備している。非常勤講師の採用に当たっては、全学委員会である教務委員会において非常勤講師の採用の妥当性を審議し、さらに、各部局において資格審査を行っている。平成25年度における非常勤講師依存率は、総授業時間数の約9%となっている（資料3-1-②-3）。

資料3-1-②-A 「非常勤講師採用に関する申合せ」

平成18年 3月27日
教務委員会決定

法人化以降、従来のように非常勤講師のための予算枠が別途配分されることはなく、あくまで、運営費交付金で措置された予算の範囲内で非常勤講師を採用していくことになっていることから、非常勤講師の採用に際し、全学的な採用方針の共通認識に基づく適正な採用計画の立案及びその審査を行うためのしくみを構築するため、新たな申し合わせを作成するものである。

1. 基本的考え方

(1) 本委員会では、学外非常勤講師採用計画における採用目的・理由の妥当性について、審査を行うものとする。

- (2) 各教育プログラムの骨格をなす授業科目は、専任教員が担当することを原則とする。
- (3) 本学の専任教員が他大学の非常勤講師として授業科目を担当する場合は、原則として本来専任教員が担当すべき授業科目を学外非常勤講師に担当させることはできないものとする。
- (4) 非常勤講師は、原則として採用年度の年度末に68歳を超える者を採用しないものとする。
- (5) 非常勤講師は、原則として一の年度において半期の採用とし、これにより難しい場合は、計画的に6月以上の採用しない空白期間を設けるとともに、採用の期間は継続して5年を超えないものとする。

2. 採用目的・理由

学外非常勤講師は、次の事項に該当する場合に採用できるものとする。

- (1) 各学部等の教員定員が未充足のため、担当する専任授業科目の開講が困難であり、学内に適当な担当者が確保できない場合。
- (2) 学外者の担当が適切と考えられる内容の授業科目である場合。
(例：実務家、臨床医、芸術家、先端的分野研究者等が担当する授業科目)
- (3) 同様の内容の授業を多数開設する必要がある授業科目である場合。
(例：英語、初習外国語、情報処理科目、健康・スポーツ科学科目、日本語科目等)
- (4) 教育研究交流を目的とする授業科目である場合。
(例：他の大学教員又は研究機関の研究員等が担当する授業科目)
- (5) 人事の管理運営上緊急の必要性があり、期限を限って採用する授業科目

3. 審査方法

- (1) 各学部、研究科、留学生センター及び教務委員会教養教育実施専門部会は、年間授業計画を基に、非常勤講師採用計画を立案し、学外非常勤講師採用計画案（別紙様式）を前年度11月開催の教務委員会に申請するものとする。
また、年度途中に採用計画の追加が生じた場合は、速やかに教務委員会に申請するものとする。
なお、追加以外の採用計画の変更、非常勤講師未定の講師決定及び授業の取消は、その都度教務委員会に報告するものとする。
- (2) 教務委員会では、申請のあった同計画案を審査のうえ、適正と認めるものについて採用を認めるものとする。

資料3-1-②-1 実務の経験を有する専任教員一覧（薬学部）
資料3-1-②-2 平成25年度主要授業科目における専任教員（教授、准教授）担当者割合
資料3-1-②-3 非常勤講師依存率の推移（学士課程）
前掲資料2-1-②-2 平成25年度開講全学モジュール科目授業担当者一覧

【分析結果とその根拠理由】

各学部の学科・課程における専任教員数は、大学設置基準に定められた必要教員数を満たし、学士課程教育上の専門教育の主要科目については、89.4%を専任の教授又は准教授が担当している。非常勤講師については、専任教員による教育を補完する方針を明確にしている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到に係る状況】

大学院課程の各専攻に配置されている研究指導教員及び研究指導補助教員の数は、いずれの組織においても大学院設置基準で必要とされる教員数を満たすとともに、大学院課程における研究指導を遂行するために必要な教員数を確保している【大学現況票】。

また、専門職学位課程（教職大学院）に15人〔うち実務家専任教員6人（うちみなし専任教員3人）〕を配置し、設置基準で必要とされる教員数を確保している。実務家専任教員には、附属学校、公立学校及び教育行政等での15年以上の実務経験を持ち、教育行政・スクールカウンセラー等の担当者としての経験を重ねた実務家を採用している（資料3-1-③-1）。みなし専任教員は、教育行政や公立学校の指導的立場の教員等から構成され、組織運営にも専任教員として参画している（資料3-1-③-A）。

非常勤講師については、「非常勤講師採用に関する申合せ」（前掲資料3-1-②-A）に専任教員による教育を補完する観点から採用できる旨の全学的基本方針を策定しており、全学的な共通基準に基づく採用体制を整備

している。非常勤講師の採用に当たっては、全学委員会である教務委員会において非常勤講師の採用の妥当性を審議し、さらに、各部局において資格審査を行っている。平成25年度における非常勤講師依存率は、総授業時間数の約2%となっている（資料3-1-③-2）。

資料3-1-③-A 「長崎大学教育学部教授会規程（抜粋）」

（組織）

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育学部の教授、准教授、専任の講師及び助教
- (2) 教育学部の教育研究を担当する教育学研究科教職実践専攻の教授、准教授、専任の講師及び助教
- (3) 教育学部の教授又は准教授を命じられている附属学校長及び附属幼稚園長
- (4) 教育学部教授を命じられている国立大学法人長崎大学の理事

2 教授会には、文教地区事務部の事務部長又は課長を出席させるものとする。

資料3-1-③-1 実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員一覧（教職大学院）

資料3-1-③-2 非常勤講師依存率の推移（大学院）

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程の各専攻における研究指導教員及び研究指導補助教員については、大学院設置基準上に定められた必要教員数を満たしている。また、専門職学位課程（教職大学院）においても、実務家専任教員及びみなし専任教員を含め、同基準上必要とされる教員数を確保している。非常勤講師については、専任教員による教育を補完する方針を明確にしている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点3-1-④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

教員組織の教育研究活動をより活性化するために、各部局及び学内共同教育研究施設等においては、原則として公募により教員を採用している。平成25年度講師以上の採用40人のうち、公募による採用数は30人であった。また、本学においては任期制を導入しており、任期制教員数は、全教員数の過半数を超える57.2%（平成26年5月1日現在）に達している（資料3-1-④-A）。さらに、平成25年度からは、組織の活性化及び人件費の適正な管理を目的として、教員については従来のポスト管理方式からポイント制による人件費管理方式へ移行した。

女性教員については、本学の中期計画において「教員の新規採用に際しては、女性採用率30%を達成する。」ことをうたっており、計画達成に向けて全学的に取り組んでいる。具体的な取組としては、男女共同参画推進センターを設置し、「長崎大学男女共同参画推進戦略」により、女性研究者を支援、育成する環境づくりを行うなど、男女共同参画を推進している（資料3-1-④-B）。例えば、同センターが実施する出産・育児等と教育研究の両立を支援する制度として、女性研究者が仕事と子育てを両立できるように、保育所の時間外に学生ボランティア等を活用して子どもを一時預かりする「おもやいキャンパスサポート事業（女性研究者モデル育成支援事業：平成21年度科学技術振興調整費）」（資料3-1-④-1）及び出産・育児中の女性研究者に対して研究支援としてテクニカルスタッフを雇用し、研究の継続促進を図る制度として「テクニカルスタッフ（研究補助員）雇用事業」を実施している（資料3-1-④-2）。また、女性教員の採用を行った部局へインセンティブを付与することにより研究費の面でも女性教員採用を支援している（資料3-1-④-3）。これらの結果、平成25年度に

における新規採用に占める女性教員採用率は 21.4%であった。さらに、平成 26 年度からは新たな取組として「女性枠設定による教員採用・養成システム」を実施し、中期計画期間中に女性採用率 30%を達成することを目指している（資料 3-1-④-4）。なお、本学における全体に占める女性教員数は、平成 20 年度 14.8%から平成 26 年度 18.8%と増加している。

若手教員の活性化を目的として、全学テニユア・トラック制度により、平成 19 年度以降 15 人の助教を採用し、これまで 11 人に准教授としてテニユアを付与し、現在 3 人のテニユア・トラック助教が在職している。また、部局テニユア・トラック制度により、これまで 33 人の助教を採用し、現在 29 人のテニユア・トラック助教が在職している（資料 3-1-④-C, 3-1-④-5）。加えて、給与を保障した上での研究休職を可能とする研究休職制度を設け、過去 5 年間に 13 人の教員がこの制度を利用し、海外で研究活動を行っている（資料 3-1-④-6）。

外国人教員については、従来の国際教育教員制度を廃止し、制度にとらわれず必要に応じて柔軟に雇用できる体制を取っており、現在 46 人の外国人教員が在職している。

上記の教員組織の活性化措置に加えて、教員の年齢構成についても配慮した人事を行い、35～45 歳にピークが見られ、定年の 65 歳に向かって緩やかに減少する年齢構成となっており（資料 3-1-④-D）、極端な偏りはない。なお、65 歳に向かって緩やかに減少する年齢構成から、若手教員の流動化が図られていることがうかがえる。

資料 3-1-④-A 「長崎大学における教員の任期に関する規則（抜粋）」

（任期を定める教育研究組織等）

第 2 条 本学において任期法第 5 条第 1 項の規定に基づき教員の任期を定める同法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に該当する教育研究組織及び職並びにその任期及び任期の更新（以下「再任」という。）に関する事項については、別表第 1 のとおりとする。

2 本学において任期法第 5 条第 1 項の規定に基づき助教の任期を定める同法第 4 条第 1 項第 2 号の規定に該当する教育研究組織並びにその任期及び再任に関する事項については、別表第 2 のとおりとする。

（再任の基準）

第 3 条 別表第 1 及び別表第 2 に掲げる教員に係る再任の基準は、同表の教育研究組織の欄に掲げる部局等が別に定める。

別表第 1（第 2 条関係）

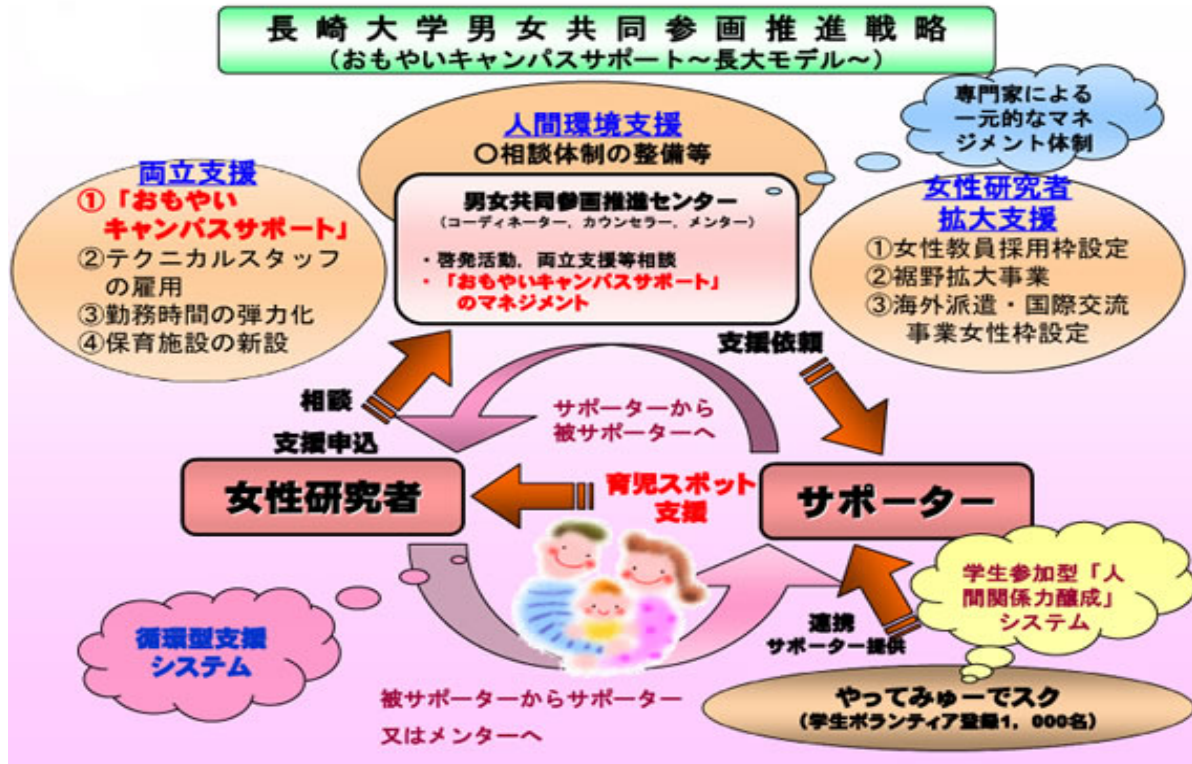
教育研究組織		職名	任期	再任に関する事項
部局等	領域、講座、研究部門等			
大学院水産・環境科学総合研究科	附属環東シナ海環境資源研究センター	教授、准教授、講師及び助教	5 年	再任を妨げない。
大学院医歯薬学総合研究科	全講座及び附属教育研究施設	教授、准教授、講師及び助教	5 年	再任を妨げない。
大学院国際健康開発研究科		教授、准教授、講師及び助教	5 年	再任を妨げない。
熱帯医学研究所	全研究部門及び全附属教育研究施設	教授、准教授、講師、助教及び助手	5 年	再任を妨げない。
病院	全診療部門、中央診療施設及び薬剤部	教授、准教授、講師及び助教	5 年	再任を妨げない。
保健・医療推進センター		教授、准教授、講師及び助教	5 年	再任を妨げない。
先導生命科学研究支援センター	全分野	教授、准教授、講師及び助教	5 年	再任を妨げない。
大学教育イノベーションセンター	アドミッション部門	教授、准教授、講師及び助教	5 年	再任を妨げない。
先端計算研究センター		教授、准教授、講師及び助教	5 年	再任を妨げない。

国際連携研究戦略本部		教授, 准教授, 講師及び助教	5年	再任を妨げない。
産学官連携戦略本部	人材育成部門人材育成室 及び知的財産部門知的財産室	教授, 准教授, 講師及び助教	5年	再任を妨げない。
広報戦略本部		教授, 准教授, 講師及び助教	5年	再任を妨げない。

別表第2 (第2条関係)

教育研究組織		任期	再任に関する事項
部局等	領域, 講座, 研究部門等		
大学院工学研究科	工学領域	5年	再任を妨げない。
大学教育イノベーションセンター	学士課程教育部門 教育改善部門 教学IR部門	5年	再任を妨げない。

資料3-1-④-B 「長崎大学男女共同参画推進戦略」



(出典 男女共同参画推進センターホームページ)

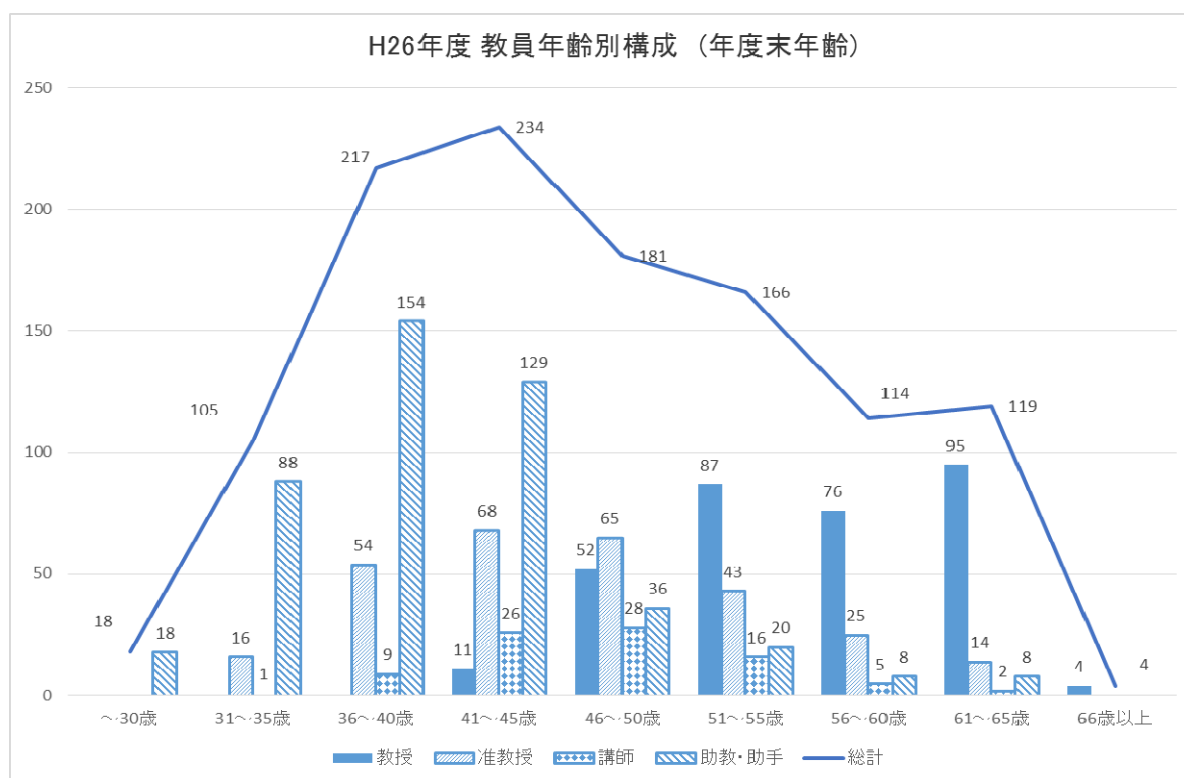
資料3-1-④-C 「テニュア・トラック教員採用状況」(平成26.5.1現在)

部局名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計	テニュア付与
全学TT	9(9)③	2(2)①	1(0)	①	3				15⑤	(11)
熱帯医学研究所			1	2	1	2	1		7	0
環シナセンター				1					1	0
医歯薬学総合研究科					2	4③	4	6	16③	0
原爆後障害医療研究所						3	1①		4①	0
水・環科学総合研究科								1	1	0
部局TT計			1	3	3	9③	6①	7	29④	0

※ () はテニュア付与者で内数, ○付き数字は辞職者で外数。

(出典 人事企画課作成資料)

資料3-1-④-D 「教員年齢構成表」



(出典 人事課作成資料)

資料3-1-④-1 おもやいキャンパスサポート事業 [【http://www.cge.nagasaki-u.ac.jp/co-existing/ikuji.html】](http://www.cge.nagasaki-u.ac.jp/co-existing/ikuji.html)

資料3-1-④-2 テクニカルスタッフ(研究補助員)雇用事業

[【http://www.cge.nagasaki-u.ac.jp/co-existing/technical-staff_bosyu26.html】](http://www.cge.nagasaki-u.ac.jp/co-existing/technical-staff_bosyu26.html)

資料3-1-④-3 男女共同参画推進経費の配分要領

資料3-1-④-4 「女性枠設定による教員採用・養成システム」実施要領

資料3-1-④-5 長崎大学における教育職員のテニュア・トラック制に関する規程

[【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000582.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000582.html)

資料3-1-④-6 研究休職制度の運用方針について

【分析結果とその根拠理由】

女性教員の働きやすい環境の整備を積極的に進めており、外国人教員については必要に応じて雇用できる体制を取っている。さらに、教員組織における教育研究活動の活性化のために、公募制、任期制、テニユア・トラック制度、研究休職制度を設けている。教員の年齢についても、35～45歳から65歳に向かって緩やかに減少するバランスの取れた構成となっており、若手教員の流動化が図られていることがうかがえる。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教員の採用及び昇任のための選考に関し必要な基準については、長崎大学教員選考規則（資料3-2-①-A）において定め、教授、准教授、講師、助教となることができる者については、「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及び研究上の能力を有すると認められる者とする」と明記している。さらに、各部局等においても、教員選考規程、内規等により、教育及び研究上の指導能力を評価するための資格基準を定めている。具体的には、部局に資格審査を行う教員選考委員会等を設置し、学位、教育歴、研究業績、教育研究に関する抱負等を定めた評価項目等に基づき資格審査を行い、教授会において教員候補者を選考し、部局の選考結果に基づき学長が教員採用・昇格を決定している。また、大学院を担当する教員については、研究指導教員と研究指導補助教員に分けて資格基準を設けており、大学院の教育研究上の指導能力に関する資格審査に基づき、採用・昇格を行っている（資料3-2-①-1）。

例えば、「長崎大学教育学部教員選考内規」では、一般教員と実務家教員に分けて評価基準を設けており、前者に対しては、学位、教育歴、研究業績の基準を定め、後者に対しては、教育実務経験歴に関する基準を定めている（資料3-2-①-2）。また、「水産・環境科学総合研究科担当教員選考に関する申合せ」には、教育・研究歴に加えて学問分野における研究活動の指導性、継続性、発展性、国際性、学会における活動状況等の評価項目及び評価基準を明記しており、教員選考に関し、教育研究上の指導能力を含む多様な観点により評価を行っている（資料3-2-①-3）。

資料3-2-①-A 「長崎大学教員選考規則（抜粋）」

（教員の選考及び任命）

第2条 教員の採用及び昇任のための選考は、第3条から第6条までに規定する資格により、教授会において行い、学長が任命する。

（教授の資格）

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及び研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及び研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及び研究上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第5条の2 助教となることができるとする者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及び研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

資料3-2-①-1 参考例：長崎大学大学院工学研究科担当教員の資格審査に関する内規

資料3-2-①-2 参考例：長崎大学教育学部教員選考内規

資料3-2-①-3 参考例：水産・環境科学総合研究科担当教員選考に関する申合せ

【分析結果とその根拠理由】

長崎大学教員選考規則において、全ての教員の資格として、教育上の能力及び研究上の能力を有することと明記するとともに、教授、准教授、講師及び助教の採用並びに昇任のための選考に関して必要な基準を定めている。また、各部局等においても教員選考規程及び内規等を定め、教育及び研究上の指導能力を評価し、教員選考を行っている。さらに、大学院担当教員については、研究指導教員と研究指導補助教員に分けて資格基準を設けて教員選考を行っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は全国に先駆けて、平成12年12月に「長崎大学における教員の個人評価指針」及び「長崎大学における個人評価実施基準」を制定し、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、「社会貢献」の4領域において平成14年度、平成19年度と5年ごとに個人評価を実施し、自己の活動状況を見直す機会としてきた（資料3-2-②-1）。

一方、個人評価制度においては、「自己」評価という点に重点が置かれ、客観的に把握・評価するという点が希薄であるなどの指摘を踏まえ、「長崎大学における教員個人評価制度の発展的解消と新しい教員評価の考え方について」（資料3-2-②-2）を平成21年10月6日開催の役員会で決定し、教員の個人評価制度を廃止する前提に新たな評価手法として、教員等基礎データベースと連携した「教員個人業績データベース」（資料3-2-②-A）を構築するとともに、「教員等基礎データベースへの入力を要件とする教員の人事評価について（学長裁定：平成22年11月）」（資料3-2-②-3）に基づき、同データベースへの入力及び公表を教員の人事評価（任期制の再任評価、昇任、給与上のインセンティブの付与等）の要件とすることで、教員の教育研究活動等の活性

化を促進している。

特に、給与上のインセンティブの付与については、「長崎大学における教員の人事評価に関する指針（学長裁定：平成20年6月）」（資料3-2-②-4）に基づき、教育、学術・研究、社会貢献及び組織運営の4領域を評価の対象領域として各部局において基準を定め、昇給及び勤勉手当におけるインセンティブを付与してきた。例えば、工学研究科では、前記4領域での教員の活動を点数化して評価し、昇給及び勤勉手当に反映させている（資料3-2-②-5～6）。資料3-2-②-7に示すように、教員ごとの昇給幅（平成20～25年の6年間）には相応の差が生じており、評価が昇給に反映されていることがうかがえる。

さらに、医歯薬学総合研究科、国際健康開発研究科、熱帯医学研究所、病院、センター等の教員（大学全教員の57.2%）においては、任期制を導入しており（前掲資料3-1-④-A）、5年の任期ごとに各部局等が定めた評価基準により教育、研究、社会貢献活動等を評価し、再任の審査を行うことで教員の教育研究活動等の活性化につなげている。

資料3-2-②-A 「長崎大学教員個人業績データベース管理規則（抜粋）」

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎大学教員個人業績データベース（以下「データベース」という。）の管理、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（データベースの目的）

第2条 データベースは、長崎大学（以下「本学」という。）における教員個人の教育、研究、社会貢献、大学運営等の諸活動に関するデータを収集し公開することによって、教員の活動状況に関する自律的な点検及び評価を行うとともに社会からの客観的な評価を受け、併せて社会への情報発信を行うこととし、もって教員個人の諸活動の一層の向上並びに社会との連携及び社会貢献の促進に資することを目的とする。

（データの収集及び公開）

第3条 データベースへのデータの収集は、長崎大学評価基礎データベースシステムとの連携により行うものとする。

2 収集したデータは、本学の公式ホームページに掲載することにより公開する。

- 資料3-2-②-1 平成19年度個人評価実施報告書 [【http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/pe/self_evaluation_report_19.pdf】](http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/pe/self_evaluation_report_19.pdf)
- 資料3-2-②-2 長崎大学における教員個人評価制度の発展的解消と新しい教員評価の考え方について
- 資料3-2-②-3 教員等基礎データベースへの入力を要件とする教員の人事評価について
- 資料3-2-②-4 長崎大学における教員の人事評価に関する指針
- 資料3-2-②-5 参考例：「長崎大学大学院工学研究科における昇給候補者の選考に関する申合せ」及び「長崎大学大学院工学研究科における勤勉手当勤務実績区分の決定選考に関する申合せ」
- 資料3-2-②-6 参考例：工学研究科における昇給・勤勉手当成績優秀者候補者選考基礎資料
- 資料3-2-②-7 昇給におけるインセンティブの付与について

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育及び研究活動等に関する評価については、全国に先駆けた「教員の個人評価制度」から「教員個人業績データベースの利用」へと改革し、継続的に教育、学術・研究、組織運営、社会貢献の4領域を中心に実施してきた。また、「教員の人事評価」及び「教員の任期制における再任評価」においても同様に4領域を中心に評価を実施し、教員の再任、昇任、給与上のインセンティブの付与等に反映させることにより、教員の意識向上につなげている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育活動の展開を支援する組織として、事務局に学生支援部を、各部局に学務係（文教地区事務部においては学務課に部局担当）を置き（合計140人を配置）、また、附属図書館には学術情報部を置き（司書19人を配置）、支援体制を整えている（資料3-3-①-1）。留学生の教育に関しては、学長直轄の組織である国際教育リエゾン機構に国際教育戦略推進部門、グローバル人材育成支援部門及び留学生教育支援部門を置き、中国語ネイティブ職員3人、韓国語ネイティブ職員2人を配置するとともに、海外留学・海外勤務経験等を持つ英語に堪能な職員8人を配置し、留学生、外国人研究者、外国人教員及び海外留学希望の日本人学生に対してサポートを行っている（資料3-3-①-2）。さらに、教育・研究の補助のために、学部・研究科に技術・技能職員（常勤158人、非常勤198人）を配置している（資料3-3-①-3）【大学現況票】。

ティーチング・アシスタント（TA）については、その有効利用を図るため「ティーチング・アシスタント採用に関する基本方針」（資料3-3-①-A）及び「長崎大学ティーチング・アシスタント取扱規程」（資料3-3-①-B）を全学的に定め、部局からの申請に基づき教務委員会において審議し、TA採用可能科目を決定した上で部局がTAを採用することとしている（資料3-3-①-C）。TA採用経費については、平成24、25年度において年間約4,500万円の経費を全学的に確保している。

さらに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業において、優秀な学部学生に教育補助業務を行わせるチューデント・アシスタント（SA）制度を平成26年度から取り入れた（資料3-3-①-D）。

資料3-3-①-A 「ティーチング・アシスタント採用に関する基本方針（抜粋）」

平成18年3月27日
教務委員会決定

- 1 ティーチング・アシスタント制度の目的
優秀な大学院学生に、学部学生の教育補助業務を行わせることにより、学部教育の細やかな指導を実現するとともに、大学院学生が将来教員又は研究者になるためのトレーニングの機会を提供するものである。また、教育補助業務に対する手当を支給することにより、大学院学生の処遇改善の一助とすることを目的とする。
- 3 ティーチング・アシスタントを配置する授業科目
対象とする授業科目は、講義、実験、実習、演習等の科目とする。
- 4 ティーチング・アシスタントの採用方法
部局で定める選考方法・基準による。
- 5 ティーチング・アシスタントの指導
研究指導教員及び授業担当教員は、ティーチング・アシスタントに対して学習支援方法等に関する研修（オリエンテーションを含む。）を行い、教育補助業務に対する適切な指導を行う。

資料3-3-①-B 「長崎大学ティーチング・アシスタント取扱規程（抜粋）」
(職務)

第5条 ティーチング・アシスタントは、当該学生の研究指導教員の監理の下に授業担当教員の指導を受け、学部又は大学院修士課程若しくは博士前期課程（前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程の博士前期課程に対応した期間を含む。以下同じ。）の学生に対し、講義（アクティブ・ラーニングを取り入れた講義に限る。）、実験、実習、演習等の授業に係る教育補助業務を行う。ただし、大学院修士課程又は博士前期課程の学生であるティーチング・アシスタントにあつては、学部学生に対する教育補助業務に限るものとする。

(公募及び選考)

第8条 研究科の長は、前条第3項により教育補助を行わせる授業科目等を決定したときは、当該研究科の学生のうちからティーチング・アシスタントを公募し、選考するものとする。

2 前項のティーチング・アシスタントの選考は、次の各号の一に該当し、教育補助業務の遂行能力があると認められる者について行わせるものとする。

- (1) 教育補助に係る授業科目又は当該授業科目と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修めた者
- (2) 研究科における研究状況が良好であり、所定の年限で修了が見込める者
- (3) その他研究科の長が優秀と認めた者

(オリエンテーション等)

第9条 研究指導教員及び授業担当教員は、ティーチング・アシスタントに対し、連携して事前に適切なオリエンテーションを行い、随時当該教育補助業務に関する意見を聴取しなければならない。

資料3-3-①-C 「平成25年度部局別TA配置科目数一覧」

部 局 名		科目数	備 考
教養教育		7	
専 門 教 育	教育学部	36	
	経済学部	15	
	医学部（医学科）	15	
	医学部（保健学科）	5	
	歯学部	18	
	薬学部	60	
	工学部	115	生産科学研究科含む
	環境科学部	14	
	水産学部	92	水産・環境科学総合研究科（後期課程）及び 水産・環境科学総合研究科（5年一貫博士課程）含む
計		377	

(出典 教育支援課作成資料)

資料3-3-①-D 「長崎大学スチューデント・アシスタント取扱規程（抜粋）」

(職務)

第5条 SAは、学部学生を対象としたアクティブ・ラーニングを取り入れた授業において、当該授業担当教員の指導・助言を受け、受講生に対する指導補助・助言、グループワーク等の支援、出席管理補助、情報機材等の操作補助等の教育補助業務を行う。ただし、試験及び成績評価に係る補助業務を行うことはできない。

(公募及び選考)

第8条 学部長は、前条第3項により教育補助を行わせる授業科目を決定したときは、当該学部の学生のうちからSAを公募し、選考するものとする。

2 前項のSAの選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、教育補助業務の遂行能力があると認められる者について行うものとする。

(1) 教育補助に係る授業科目又は当該授業科目と密接な関係のある授業科目を優秀な成績で修めた者

(2) その他学部長が優秀と認めた者

(オリエンテーション等)

第9条 授業担当教員は、SAに対し事前に適切なオリエンテーションを行い、随時当該教育補助業務に対する指導・助言を与えなければならない。

資料3-3-①-1 事務機構図 [【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/outline/file/j06.pdf】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/outline/file/j06.pdf)

資料3-3-①-2 国際教育リエゾン機構の組織図

資料3-3-①-3 部局別技術職員配置表

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育活動の展開を支援する事務組織として、事務局に学生支援部、各部局に学務係（文教地区事務部においては学務課に部局担当）、附属図書館には学術情報部、また、留学生教育に関しては国際教育リエゾン機構を置き、それぞれに必要な事務職員等を配置し、支援体制を整備している。さらに、学部・研究科に技術・技能職員を配置している。

また、TA に関しても採用に必要な全学経費を確保するとともに、その有効利用を図るため、TA 配置科目を全学的に決める体制を整備している。さらに、平成26年度からSA制度を導入している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 女性教員の働きやすい環境の整備を積極的に進めるため、「男女共同参画推進のための支援事業を行う男女共同参画推進センターの設置」、「女性教員を採用した部局へのインセンティブの付与」等、女性教員比率向上に向けた積極的な取組を行った結果、平成25年度における新規採用者に占める女性教員採用率は21.4%となり、本学全体に占める女性教員数は、平成20年度14.8%から平成26年度18.8%に増加している。さらに、平成26年度からは新たな取組として「女性枠設定による教員採用・養成システム」の実施により、女性教員の更なる採用率向上を図っている。
- 教員組織の活性化のため、公募による採用を基本とするとともに、「任期制」、「テニユア・トラック制度」、「研究休職制度」等を導入している。任期制については約6割の教員に適用し、再任基準を定め、再任時には業績を基に評価を行っている。全学テニユア・トラックについては、これまで15人を助教として採用し、11人が准教授に昇格している。さらに、研究休職については過去5年間、13人の教員が海外で研究活動を行うなど、教員組織の活動のより活性化のための措置を講じている。
- 国際社会でリーダーシップを発揮できる人材を育成することを目的として、平成24年4月に「言語教育研究センター」を新設した。同センターには、外国人教員7人を含む英語専任教員13人及び初習外国語（中国語、韓国語、フランス語）専任教員3人を配置し、その任務である外国語教育及び言語研究を通じて本学が目指す学士教育改革を推進する体制を整備している。

【改善を要する点】

該当なし

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

学士課程に関する入学者受入方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）については、求める学生像を示した大学全体のアドミッション・ポリシーを定めるとともに、学部ごとに「教育理念・目標」、「求める学生像」、「入学者選抜の基本方針」及び「選抜方法」を定めている（資料 4-1-①-1～2）。

大学院課程に関するアドミッション・ポリシーについては、研究科ごとに「基本理念・目標」、「求める学生像」、「入学者選抜の基本方針」及び「選抜方法」を定めている（資料 4-1-①-1～2）。

資料 4-1-①-1 アドミッション・ポリシー

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/admission/policy.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/admission/policy.html)

資料 4-1-①-2 アドミッション・ポリシー（詳細版：学部，大学院）

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/profile/ap.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/profile/ap.html)

【分析結果とその根拠理由】

学士課程に関するアドミッション・ポリシーについては、大学全体のアドミッション・ポリシーに加え、学部ごとに「教育理念・目標」、「求める学生像」、「入学者選抜の基本方針」及び「選抜方法」を定めている。大学院課程に関するアドミッション・ポリシーについては、研究科ごとに「基本理念・目標」、「求める学生像」、「入学者選抜の基本方針」及び「選抜方法」を定めている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針に基づいた学生を受け入れるために、一般入試、A0 入試、推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試及び編入学試験と多様な選抜を採用している（資料 4-1-②-A～B）。

一般入試においては、前期日程、後期日程に分け、各学部・学科が指定する大学入試センター試験科目を課すとともに、学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーに沿って個別学力検査、実技検査、面接（口頭試問を含むものもある。）、小論文、調査書等を組み合わせ、最適な選抜方法を採用し、実施している（資料 4-1-②-1：pp. 24～37）。特に、多文化社会学部においては、アドミッション・ポリシーに示した英語を主とする外国語の運用能力の基礎が充実している者及び批判的・論理的に思考できる素養を持つ者を選抜するために、全国の国立大学で初めて一般入試に TOEFL, TOEIC 等の外部検定試験のスコアが一定基準を上回れば大学入試センター試験の外国語の得点を満点に換算する措置を取るとともに、これまでの入試に例のない「批判的・論理的思考力テスト（総合問題）」を課した入試を実施している。

学力のみならず、広く受験生の適性・資質・能力・意欲を評価するために医学部及び環境科学部を除く全学部で A0 入試を実施している。このうち、大学入試センター試験を課していない A0 入試 I（教育、経済、工学、水産の各学部で実施）では、基礎学力を評価するために自己推薦書、調査書、課題論文、小論文、面接等を課して

いる。A0入試Ⅱ（歯学、薬学、工学の各学部で実施）では、これらの選抜方法に加え、大学入試センター試験を課して、基礎学力とともに数学、理科等の学力を評価している（資料4-1-②-1：pp.40～50）。

大学教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた人物を高等学校長が責任を持って推薦する推薦入試は、教育、経済、医学、環境科学、水産の5学部で実施している。このうち、大学入試センター試験を課さない推薦入試Ⅰでは、学力の評価を調査書、推薦書、小論文あるいは実技検査で評価し、適性・資質・能力・意欲については、志望理由書、面接、小論文等で評価している。推薦入試Ⅱ（医学、環境科学の2学部で実施）では、これらの選抜方法に加えて、総合的な学力を評価するために5教科の大学入試センター試験を課している（資料4-1-②-1：pp.51～68）。

帰国子女入試（工学、水産の2学部で実施）では、外国での高等学校等のカリキュラムと日本の高等学校のカリキュラムの相違を考慮して、大学入試センター試験を免除している。工学部では、数学及び理科の学力を評価するために、面接の中で口頭試問を実施している（資料4-1-②-1：pp.69～70）。

社会人入試（経済、医学（保健学科）で実施）では、大学入試センター試験を免除し、大学入学後の修学に支障のない学力を評価するために、小論文を課している。また、適性・資質・能力・意欲並びに社会人としての経験あるいは修学環境を評価するため、調査書、志望理由書、履歴書、就業証明書等の提出及び面接を課している（資料4-1-②-1：pp.71～72）。

外国人留学生入試は、全ての学部で実施している。アドミッション・ポリシーへの適合性を検査するために、日本留学試験を課すとともに、学部ごとに面接、小論文、個別学力検査、実技検査等を組み合わせた選抜方法を採用している（資料4-1-②-1：pp.73～74）。

大学院課程の各研究科においても、一般入試、推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試ごとに受験生のアドミッション・ポリシーへの適合性を学力検査あるいは小論文及び面接と出身大学長（学部長）が証明した成績証明書等を総合して検査し、入学者の選抜を行っている。なお、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科においては、春季入学試験と同様の選抜方法による秋季入学試験を実施している（資料4-1-②-B）。また、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻（修士課程）においては、秋季入学試験のみを実施している。

資料4-1-②-A 「長崎大学において実施している入学者選抜方法（学士課程）」

学部	実施している選抜方法						
	一般入試	A O入試	推薦入試	社会人入試	外国人留学生入試	帰国子女入試	編入学
多文化社会学部	○	○			○	○	
教育学部	○	○	○		○		
経済学部	○	○	○	○	○		○
医学部	○		○	○	○		○
歯学部	○	○			○		
薬学部	○	○			○		
工学部	○	○			○	○	
環境科学部	○		○		○		○
水産学部	○	○	○		○	○	

(出典 入試課作成資料)

資料 4-1-②-B 「長崎大学において実施している入学者選抜方法（大学院課程）」

研究科		実施している選抜方法					秋季入学 実施
		一般 入 試	推 薦 入 試	社会人 入 試	外国人留 学生入試	進学者 選 考	
教育学研究科	専門職学位課程	○			○		
経済学研究科	博士前期課程	○		○	○		
	博士後期課程			○	○		
工学研究科	博士前期課程	○	○		○		
	博士後期課程	○		○	○	○	○
	5年一貫博士課程	○	○		○		
水産・環境科学総合 研究科	博士前期課程	○	○	○	○		○
	博士後期課程	○		○	○	○	○
	5年一貫博士課程	○					○
医歯薬学総合研究科	修士課程	○		○	○		○
	博士前期課程	○	○		○		○
	博士後期課程	○		○	○	○	○
	博士課程	○		○	○	○	○
国際健康開発研究科	修士課程	○					

〈参考例〉 経済学研究科：

博士前期 [【http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/g_school/data/h27_entrance_requirements_m.pdf】](http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/g_school/data/h27_entrance_requirements_m.pdf)

博士後期 [【http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/g_school/data/h27_entrance_requirements_d.pdf】](http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/g_school/data/h27_entrance_requirements_d.pdf)

工学研究科：[【http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/8-4-1.html】](http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/8-4-1.html)

医歯薬学総合研究科：[【http://www.mdp.nagasaki-u.ac.jp/admission/recruitment.html】](http://www.mdp.nagasaki-u.ac.jp/admission/recruitment.html)

(出典 入試課作成資料)

資料 4-1-②-1 平成 26 年度入学者選抜要項 [【http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/admission/2014taiko.pdf】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/admission/2014taiko.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針に沿って、一般入試、A0 入試、推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試及び編入学試験と多様な選抜を実施している。これらの入学試験においては、個別学力検査、調査書、推薦書、志望理由書、履歴書、小論文、面接（口頭試問）、実技検査、日本留学試験、大学入試センター試験等を組み合わせることにより、受験生の学力、適性・資質・能力・意欲を的確かつ総合的に評価している。また、大学院課程においては、一部の研究科において、秋季入学を実施して外国人の入学を容易にしている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

学士課程の入学者選抜は、長崎大学入学者選抜規則に基づき副学長（入試担当）を委員長とする入学者選抜委員会が掌握し実施している（資料 4-1-③-1）。入学試験の実施に関する細目については、長崎大学入学者選抜実施規程に定め、大学入試センター試験、個別学力検査、A0 入試を実施している（資料 4-1-③-2）。

一般入試（個別学力検査等）の実施に当たっては、長崎大学入学者選抜実施規程に基づき、個別学力検査実施要項を定め、学長を本部長、副学長（入試担当）を副本部長とする実施本部を組織し、その下に各学部の長を実施部長とする実施部を設置している（資料 4-1-③-A）。各実施部には、必要とする試験監督要員、実施部員等を配置し、静穏な環境を保ち、試験を実施している。試験当日は、実施本部と実施部との連絡要員を配置し、

受験生からの質問や不測の事態への対応に万全を期している（資料4-1-③-3）。

個別学力検査問題（共通科目及び学部独自科目）については、個別学力検査実施本部の下に副学長（入試担当）を部長とする学力検査部を設置し、さらに、その下に置く複数名からなる学力検査班（学力・実技等検査科目ごとに設置）において作成し（資料4-1-③-4）、2人以上の点検委員（一部の科目では高等学校の教育に精通した外部の点検委員を含む。）の体制で精査している（資料4-1-③-5）。

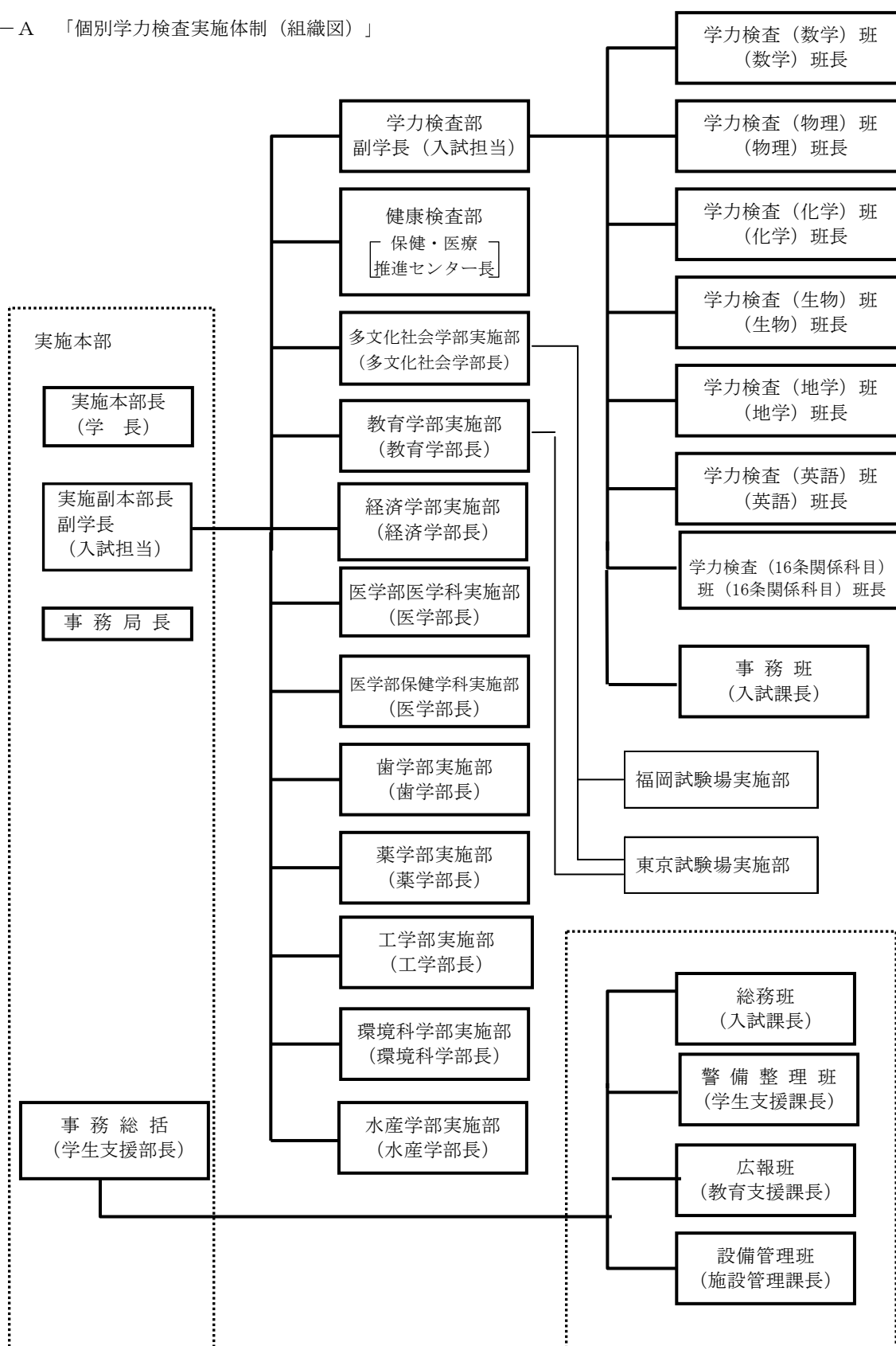
A0 入試第1次選考（書類選考）では、副学長（入試担当）を委員長とするA0 入試実施学部別部会を設置し、大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門教員（兼務教員を含む）と各学部から選出された委員が共同して実施し、A0 入試実施学部別部会において評価基準等を明記した合否判定資料に基づき、第1次選考合格者を決定している（資料4-1-③-B）。A0 入試第2次選考（課題論文、面接、小テスト、総合問題、自己表現）は、A0 入試第2次選考実施計画等に基づき、各学部からの選出委員がアドミッション部門教員の協力を得て（環境科学部は、学部選出委員のみ）実施している。推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試及び編入学試験は、各学部の定めた実施計画等に基づき実施している（資料4-1-③-6）。

推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試及び編入学試験の試験問題は、当該部局の複数名からなる学力検査班等で作成し（資料4-1-③-4）、2人以上の点検委員によって精査している（資料4-1-③-5）。

各入学者選抜方法（A0 入試第1次選考を除く。）における合否判定は、あらかじめ定めた合否判定基準等（前掲資料4-1-②-1 :pp. 86~90）により作成した合否判定資料に基づき、各学部の教授会において行っている。

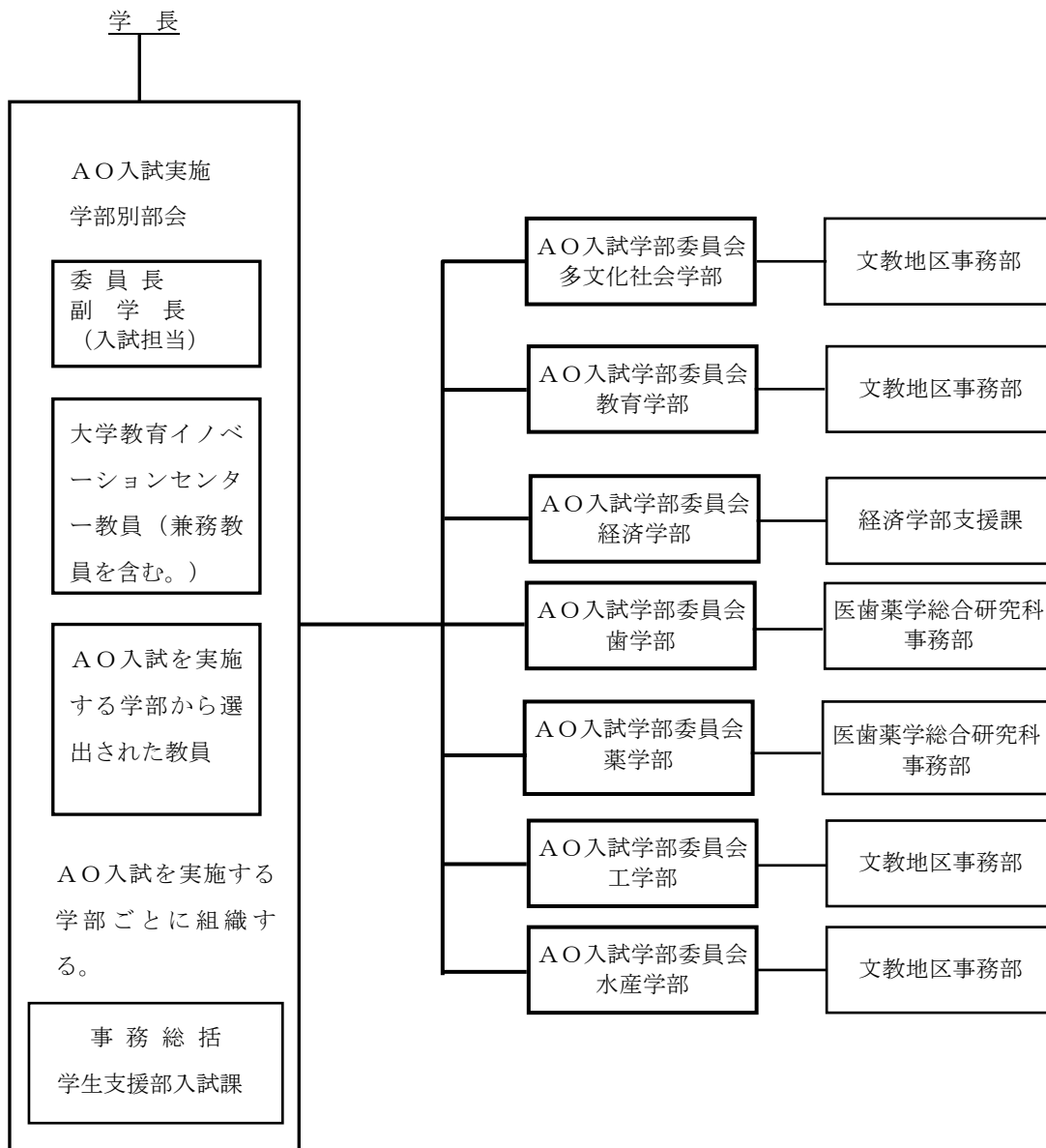
大学院課程の入学者選抜は、当該研究科が、一般入試、推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試ごとに実施部を設置し、同部が定めた実施計画等に基づき実施している（資料4-1-③-7）。入試ごとの試験問題は、学士課程に準じて当該研究科の学力検査班等で作成し、点検委員によって精査している。合否判定は、学士課程と同様にあらかじめ定めた合否判定基準等（資料4-1-③-8）により作成した合否判定資料に基づき、各研究科の教授会において行っている。

資料 4-1-③-A 「個別学力検査実施体制（組織図）」



(出典 入試課作成資料)

資料4-1-③-B 「AO入試実施体制（組織図）」



(出典 入試課作成資料)

資料4-1-③-1 長崎大学入学者選抜規則 [【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000025.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000025.html)

資料4-1-③-2 長崎大学入学者選抜実施規程

[【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000026.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000026.html)

資料4-1-③-3 平成26年度入学者選抜個別学力検査実施計画書(参考例:教育学部)

資料4-1-③-4 学力検査班の検査委員の選考方法について

資料4-1-③-5 個別学力検査問題点検委員に関する申合せ

資料4-1-③-6 平成26年度推薦入試実施計画書(参考例:経済学部)

資料4-1-③-7 平成26年度入学試験実施計画書(参考例:水産・環境科学総合研究科)

資料4-1-③-8 参考例:平成26年度工学研究科博士前期課程(一般入試)合否判定要領

前掲資料4-1-②-1 平成26年度入学者選抜要項(合否判定基準 pp.86~90)

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/admission/2014taiko.pdf】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/admission/2014taiko.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、入学者選抜の関係諸規則等に基づき、入試区分ごとに実施本部、実施部等を設置し、実施要項及び実施計画を策定するとともに、適正な人員を配置し実施している。また、試験問題については、入試区分ごとに複数名からなる学力検査班で作成し、2人以上の点検委員によって精査している。さらに、合格者の決定は、教授会において、各学部・研究科の定めた合否判定基準等に基づき適切に行っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門では、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れに関する検証の一環として、合格者を対象に個別学力検査に関するアンケートを実施し、また、入学者選抜方法ごとの入学者の学業成績追跡調査を行い、入学者選抜委員会等（資料 4-1-④-1）で学部ごとの検討材料として資料を配付している。さらに、個別学力検査の共通問題（英語、数学、理科）及び総合問題の大問分析を行い、それぞれの科目の選抜機能の評価を示し、その結果を入学者選抜委員会を通じて各学部及び科目別委員会に提供している。各学部においては、提供された資料等を基に選抜方法の検証を入試委員会あるいは教授会等で審議を行い、改善につなげている。また、個別学力検査で課す教科・科目の入試問題作成に関する FD や面接、小論文等の主観的な評価を伴う選抜手法の適切な設計と実施に関する FD を毎年行うことで入学者選抜の妥当性と信頼性を高めている（資料 4-1-④-2）。例えば、環境科学部においては、アドミッション部門が提供した入試方法改善のための資料等を基に、平成 14～23 年度の学部入試を総括し、改善策を検討している。その結果を基に、平成 27 年度から一般入試前期日程選抜方法 B（理系）検査科目への英語導入並びに A0 入試の募集停止及び推薦入試に専門高校等を対象とした募集枠の新設を決定している（資料 4-1-④-3）。

大学院課程では、研究科ごとに入試委員会あるいは教授会で入学者選抜の検証を行い、検証の結果を入学者選抜の改善に反映させている。例えば、経済学研究科においては、平成 26 年度入試から TOEFL に追加して TOEIC で一定のスコアを取得した者についても英語の筆記試験を免除することとし、外部テストの入学者選抜への活用を拡充している（資料 4-1-④-4）。また、平成 27 年度入試における試験科目の変更（資料 4-1-④-5）を決定している。

資料 4-1-④-1 入学者選抜委員会次第

資料 4-1-④-2 入試問題作成に関する FD 実施状況

資料 4-1-④-3 平成 26 年度入学者選抜要項（大綱）抜粋

資料 4-1-④-4 参考例：経済学研究科教授会議事要録

資料 4-1-④-5 参考例：経済学研究科博士前期課程平成 27 年度入試における試験科目の変更について

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、アドミッション部門による合格者を対象にした個別学力検査に関するアンケート、入学者選抜方法ごとの入学者の学業成績追跡調査等の分析・評価結果を活用して全学の入学者選抜委員会あるいは各学部の入試委員会等において検証し、その結果を入学者選抜方法の改善に反映させている。大学院課程においても、研究科ごとの委員会等において入学者選抜の検証を行っており、検証の結果を入学者選抜の改善に反映させている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 4-2-①: 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到に係る状況】

学士課程においては、学部ごとの過去5年間の実入学者数は、入学定員の0.99~1.06倍であり適正な数となっている。編入学試験を実施している経済学部、環境科学部、医学部では、学部全体でみると0.84~1.01倍となっている（資料4-2-①-1）。

大学院課程においては、大学院入試協議会での議論を踏まえ、教育研究評議会で決定した「大学院入試における定員管理の考え方について」（資料4-2-①-A）に基づき合格者数を管理している。大学院課程（修士課程、博士前期課程、博士後期課程、博士課程、専門職学位課程）においては、専攻ごとの過去5年間の実入学者は平均で入学定員の0.60~1.15倍であり、入学定員を大幅に下回っている専攻が一部ある（資料4-2-①-1）。水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の平成23~26年度の実入学者数は、入学定員の0.60, 0.80, 0.60, 0.40倍で推移している。これには、5年一貫という長い修学期間に対する出願の躊躇、特に、外国人留学生に関しては、経済的負担等が要因として挙げられる。同専攻にあつては、現在、国内外への積極的な広報活動の展開及び渡日前入試の改善に着手している。さらに、文部科学省の「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に申請し、採択されるなど入学者の確保に向けた取組を行っている。なお、同専攻においては、平成26年10月入学（秋季入学）の入学者選抜を予定しており、採択された国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムによる留学生の入学が見込まれることから、入学定員を大幅に下回っている状況は改善される予定である。

資料4-2-①-A 「大学院入試における定員管理の考え方について（抜粋）」

平成21年9月25日
第74回教育研究評議会 資料16

大学院入試における定員管理の考え方について

研究科の専攻における合格者数は、原則として、入学定員に対して120%以下とする。ただし、特別な理由がある場合は、翌年度5月1日現在の定員超過率（収容定員に対する在学者数の割合）の130%を限度として認めることがある。

なお、定員超過率の算定にあつては、文部科学省高等教育局長通知「国立大学の学部における定員超過の抑制について」（平成20年2月14日付19文科高第715号）の留意事項を準用する。

資料4-2-①-1 平均入学定員充足率計算表（長崎大学）

【分析結果とその根拠理由】

学士課程における平均入学定員充足率は、0.99~1.06となっており、適正なものになっている。大学院課程における同充足率は、大幅に下回る状況になっている専攻が一部あるものの、改善のための取組を行い、適正化に努めている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学士課程に関するアドミッション・ポリシーについては、求める学生像を示した全学共通のアドミッション・ポリシーを定めるとともに、学部及び研究科ごとに「教育理念・目標」、「求める学生像」、「入学者選抜の基本方針」及び「選抜方法」を定め、求める学生を選抜するための方法を明確に示している。
- 多文化社会学部の一般入試においては、求める学生を選抜するために、外部検定試験の活用を図るとともに、「批判的・論理的思考力テスト（総合問題）」を採用し、今後の入試改革の方向性を示している。
- 大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門では、入学者選抜の検証と変更の検討を行うための各種分析データを各学部を提供し、選抜方法の改善に活用している。また、個別学力検査で課す教科・科目の入試問題作成に関する FD や面接、小論文等の主観的な評価を伴う選抜手法の適切な設計と実施に関する FD を毎年行うことで入学者選抜の妥当性と信頼性を高めている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

基本規則第3条に規定する理念（資料5-1-①-A）に基づき、学則第1条において大学における教育目的を明示するとともに、第29条において教育課程の編成方針を、第30条において授業科目の区分を定めている（資料5-1-①-B）。さらに、本学の卒業時に備えておくべき資質、能力を明確にしたものを“全学共有学士像”（前掲資料2-1-②-A）として掲げ、この学士像実現のために、全学的に編成する教養教育科目と各学部等の専攻に係る専門教育科目で教育課程を構成している。

教養教育科目については、その編成と実施に係る方針を長崎大学教養教育履修規程に定めている（資料5-1-①-1）。

専門教育科目については、各学部規程に学部及び学科並びにコースの理念・目的・使命（ディプロマ・ポリシー）をうたい、その水準の人材を育成するための教育課程の編成及び実施方法に関する基本方針（カリキュラム・ポリシー）を定めるとともに、本学公式ホームページにも公開している（資料5-1-①-2）。

資料5-1-①-A 「国立大学法人長崎大学基本規則（抜粋）」

（法人の目的）

第3条 本法人は、長崎大学（以下「本学」という。）を設置して、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献するとの理念に基づき、教育研究の高度化及び個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な知の情報発信拠点であり続けるとともに、地域及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

資料5-1-①-B 「長崎大学学則（抜粋）」

（目的）

第1条 長崎大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

2 本学の学部の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定め、公表するものとする。

（中略）

（教育課程の編成）

第29条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、大学教育における基本的教養を会得させ併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とした教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び学部等の専攻に係る専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を有機的に組み合わせて、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（授業科目の区分）

第30条 教養教育科目の区分は、次のとおりとする。ただし、夜間主コースにあつては健康・スポーツ科学科目を除くものとする。

る。

教養ゼミナール科目
情報科学科目
健康・スポーツ科学科目
外国語科目
全学モジュールⅠ科目
全学モジュールⅡ科目
学部モジュール科目
自由選択科目

- 2 専門教育科目の区分は、各学部の履修に関する規程（以下「学部規程」という。）の定めるところによる。
- 3 第 64 条に規定する外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下この章において「外国人留学生等」という。）の教育について必要があると認めるときは、第 1 項に規定する科目のほか、留学生用科目を開設する。
- 4 各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

資料 5-1-①-1 長崎大学教養教育履修規程 [【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000648.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000648.html)

資料 5-1-①-2 カリキュラム・ポリシー

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/curriculum/policy.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/curriculum/policy.html)

【分析結果とその根拠理由】

基本規則に規定する理念に基づき、学則に大学での教育目的を明確に定めている。また、教養教育については教養教育履修規程に、専門教育については、各学部の学部規程に教育課程の編成及び実施方法に関する基本方針（カリキュラム・ポリシー）を定めるとともに、本学公式ホームページに掲載し、学生をはじめ広く社会に周知している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到に係る状況】

教養教育では、全学共有学士像で求められる資質・能力の基盤形成のため、3つの基本能力及び3つの基本的態度（前掲資料 2-1-②-C）を育成する教育課程をモジュール方式（全学モジュール及び学部モジュール）の採用により実現している。全学モジュールを構成する科目については、科目ごとに涵養される能力、態度（ジェネリックスキル）及び「授業編成の視点」を整理して「全学モジュールテーマガイドブック」に示し、教育課程の体系的性を明らかにしている（資料 5-1-②-A）。さらに、専門教育の中でその基盤形成に貢献すると考えられる科目を学部モジュール科目として教養教育に組み込み、専門教育との連結を円滑にするなど連続性を重視したカリキュラムを編成している（資料 5-1-②-B）。

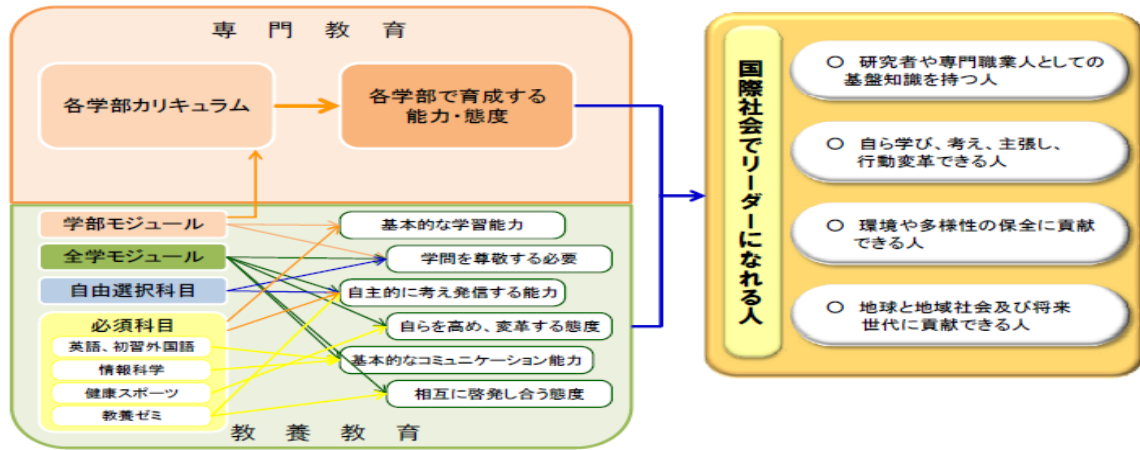
資料5-1-②-A 「全学モジュール科目の目標（参考例：生命と薬）」

全学モジュールの 目標キーワード、 および授業編成 の視点との対応	技能・表現						知識・理解			態度・志向性				※授業編成の視点			
	① 自主的探究	② 批判的思考	③ 自己表現	④ 行動力	⑤ 日本語コミュニケーション力	⑥ 英語コミュニケーション力	⑦ 基盤的知識	⑧ 環境の意義	⑨ 多様性の意義	⑩ 社会貢献意欲	⑪ 学問を尊敬する態度	⑫ 自己成長志向	⑬ 相互啓発志向	A 曹学的な切り口	B 歴史・時史を扱う	C 歴代的な話題を取り入れる	D アクティブラーニングの活用
(I a) ビギナーのための有機 化学	○	○					◎				◎	○		○	◎	◎	○
(I b) 生命科学のための物理 化学入門	○	◎	○	○	○		◎	○			◎	○	○		○	◎	○
(I c) 生命の化学(ケミカルバイオ ロジー)	○	○	○	◎	◎		◎	◎			◎	○	◎	○		◎	○
(II a) 伝承薬から最先端医薬 品まで(薬はこうして創ら れる)	◎	○					○	○	○	○	◎	○	○		○	○	○
(II b) 薬との賢い付き合い方	◎	○	◎	○	○		◎	○			○	○	○			◎	◎
(II c)出島の科学	◎	○	◎	○	◎		○				◎	◎	○	○	◎	○	○
(II d) 疾病と薬物治療	◎		◎	○	○		◎	○			◎	○	○			◎	◎
(II e) 自然の中の薬と毒	◎	○		○			◎	◎	◎		○	○			○	○	○
(II f) 疾病の回復を促進する 薬	○						◎				○	○	○			○	
◎(特に重要)の数	5	1	3	1	2	0	7	1	2	0	6	1	1	0	2	5	2
○(重視)の数	4	6	2	5	3	0	2	2	3	1	3	8	6	3	3	4	6

(出典 全学モジュールテーマガイドブック)

資料5-1-②-B 「長崎大学の学士教育と目標」

長崎大学の学士課程教育と目標



(出典 長崎大学の教育改革：高校生への説明資料抜粋)

学部の教育課程の編成方針については、学則第29条（前掲資料5-1-①-B）及び各学部規程に、各学部が授与する学位については、長崎大学学位規則（資料5-1-②-C）に定めている。これらに基づき、各学部規程で、各学部、学科及びコースの理念・目的・使命（ディプロマ・ポリシー）を定め、さらに、授与する学位の内容や水準に到達した人材を育成するためのカリキュラム・ポリシーを策定している。このカリキュラム・ポリシーに基づき、各学部は資料5-1-②-Dに示すとおり体系的な教育課程を編成している。さらに、教育課程の体系的性を示すために、授業科目、標準履修年次、履修内容等をカリキュラム・マップとしてまとめ、本学公式ホームページに掲載している（資料5-1-②-1）。

例えば、新設された多文化社会学部においては、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示するために、各授業科目はナンバリングシステムを導入している（資料5-1-②-2）。

各部局の教育課程及び各科目の内容や水準についても、資料5-1-②-Dに示すように、各部局のディプロマ・ポリシーに基づき、それぞれの部局の教務委員会で検討するとともに、自己点検の実施や外部評価を受審することで（後掲資料9-3-①-3）適切に維持している。特に、工学部や水産学部では、外部評価として日本技術者教育認定機構（JABEE）を受審し、JABEE 認定基準に適合していることが認定されている（資料5-1-②-3）。

資料5-1-②-C 「長崎大学学位規則（抜粋）別表 学位及び専攻分野の名称」

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学部	学士（多文化社会学）
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	学士（医学）
	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（薬学）
	学士（薬科学）

工学部	学士 (工学)
環境科学部	学士 (環境科学)
水産学部	学士 (水産学)

資料5-1-②-D 「各学部の教育課程の体系的及びその内容の適切性」に関する考え方

学部	教育課程の体系的等
多文化社会学部	<p>多文化社会学部では、1年次前期を高校までの学びから大学での学びへの移行期間と位置付け、専門教育科目の約50%が英語で行われる講義を受講し得る英語力の養成と大学で求められる批判的思考力と調査スキルの養成に特化する Transition Program を導入し、専門教育の本格的スタートを10月からとする準秋入学を実現する。また、専門教育にモジュール方式を採用し、多文化状況にアプローチするために必要とされる科目を一貫したテーマの科目群 (モジュール) に編成して、「学部モジュール」、「共通基礎モジュール」、「専門モジュール」へと展開する。さらに、ナンバリングシステムを導入し、授業科目の体系的性を可視化し、海外の大学との単位互換を円滑に行う。上記のほか、特徴的な教育として、調査を軸にしたジェネリックスキルを習得するフィールドワークモジュールや身に付いた英語力を更に伸ばすための短期、中期・長期の海外留学、学生自ら派遣先を開拓する自主企画インターンシップ等が挙げられる。</p> <p>本学部の教育課程は、ディプロマ・ポリシーを掲げ、従来の人文学や社会科学の知見を領域横断的に動員することによって、社会の多文化状況を複合的に捉えるための理論と方法を教授し、多文化状況の中でリーダーシップやパートナーシップを発揮していくための語学力と人間力を身に付けるためのカリキュラムを提供しているため、学士 (多文化社会学) の学位に照らしても適切である。</p>
教育学部	<p>教育課程の体系的性については、実習を基軸として以下のように体系的性を確保している。初年次は、教職への入門となるゼミナールを配し、2年次は、教育実践力の基礎を培う実習事前指導と実習を、3年次は、教育実践力の深化を図るための実習と実習事後指導を、4年次は、教育実践力の向上と現代の教育課題に即応するための離島実習や学修支援実習及びそれらの集大成として卒業論文作成を配している。</p> <p>教育課程の特徴については、教育の諸課題に対応できるよう、1年次より少人数による専門ゼミナールを導入、2年次には日韓の国際交流に基づく国際理解教育演習を、3年次は平和学、4年次は、附属学校園以外の公立学校において、離島・へき地実習と学修支援実習を、また企業でのインターンシップも実施している。教育課程の適正については、学士 (教育学) の学位に照らして、上記のように高い教育実践力を培うための体系的教育課程の編成になっている。</p>
経済学部	<p>教育課程の体系的性については、教養教育を1～2年次に、専門教育を全ての年次に配置し、基礎から応用へ体系的かつ段階的な学修が可能となるようなカリキュラム編成を行っている。また4年間を通じた少人数教育としてゼミ (演習) を配置している。</p> <p>教育課程の特徴については、昼間6コースと夜間主コースからなる1学科7コース制を採用している。昼間コースは入学後にコースを選択するシステムを採用し、2年次後期からコースごとに異なる専門科目を履修させている。平成26年度から、昼間6コースを4コースに改編するとともに、グローバル人材育成のための「国際ビジネス (plus) プログラム」を開設した。</p> <p>教育課程の適正については、各コースのディプロマ・ポリシーに基づき、コースごとに異なる専門科目や標準履修年次を定めている。また、問題解決能力や総合力の育成のため、卒業論文により成績評価を行う演習科目 (昼間コース必修) を4年次に課している。</p>
医学部 (医学科)	<p>教育課程の体系的性については、基礎医学と臨床医学知識を別個でなく統合的に理解させるようカリキュラムを編成するとともに、研究を体験させることで医科学的創造性を養成する。知識・技術のみならず医師としての社会的責任感と倫理観、社会人としてふさわしい人間性の確立のために多面的な教育を行うなど、アウトカム基盤型教育を行っている。</p> <p>教育課程の特徴については、1年次に入門科目として「人間生物学」を履修することで、高校までの学習からスムーズに基礎医学学修へつなげている。疾患と関連付けしながら基礎科目から専門科目の学修へと進む。その後疾患と共に診療の基本について学び、それを臨床実習へつなげるよう順次的な教育課程を形成するなど、スパイラルカリキュラムを導入している。</p> <p>教育課程の適正については、学士の学位授与の方針としてディプロマ・ポリシーを掲げ、内容として医学教育モデル・コア・カリキュラム平成22年度改訂版に不足なく完全に対応することを確認している。</p>
医学部 (保健学科)	<p>本学の教育理念に基づき基盤教育としての教養教育、専門教育への導入科目としての専門基礎科目、専門科目を有機的に編成し、その展開方法も講義、演習、実習、セミナー・卒業研究で構成している。また、初年時教育として1年次前期前半に「入門科目」を医学科との共修で開講している。さらに保健・医療・福祉の連携・協働 (チームアプローチ) を学ぶ「統合ケア科目群」をカリキュラムに設け、看護学・理学療法学・作業療法学の三専攻共修や医学科との共修科目を4年間を通して設定している。その内容、水準は保健師助産師看護師、理学療法士、作業療法士養成指定規則に則っており授与する学位名に照らしても十分なものといえる。</p>

歯学部	歯学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、今後の歯科口腔医学、歯科口腔医療を切り開く国民の目線に立った歯科医師及び研究者を養成するため、最新の歯科医学・歯科医療の内容を取り入れた先進的なカリキュラムを特徴としている。1年次は教養教育科目に加え学部導入科目を、2, 3, 4年次は歯学領域の基礎科目、関連臨床医学及び歯学系臨床科目を、5年次は基礎臨床系統合科目をそれぞれ履修させている。この統合科目は20科目あるが、基礎科目・臨床科目横断型で、PBL方式のグループ学修を取り入れている。5年次後期から6年次は臨床参加型の臨床実習を行っている。また、離島における歯科医療・保健・福祉実習も実施している。その他、1年次には専門教育の動機づけを強くするため、大学病院の歯科系診療部門や市中の開業医等の医療機関での早期体験実習も導入している。 教育課程の適正については、歯学部のディプロマ・ポリシーに基づき、学士の学位に対応したカリキュラムを作成し、十分に対処している。
薬学部	カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程が編成され、長崎大学薬学部規程に明確に定められている。それに従った系統的な授業が生まれ、カリキュラム・マップが作成され、公開・周知されている。すなわち、豊かな人間性と知性を涵養する教養教育に加え、薬学科及び薬科学科の両学科において共通性の高い学部導入科目から始まり、薬学科では日本薬学会が取りまとめた「薬学教育モデル・コアカリキュラム合本」を基本に、充実した臨床科目と実務実習を通して薬剤師免許取得に配慮した教育課程を編成している。また、薬科学科では、基礎科目や系統的な創薬関連講義を通して創薬研究者、技術者の育成に配慮した教育課程を編成している。
工学部	工学部の教育課程では、自然科学系の学理を修得させる「工学基礎科目」及び工学諸分野の知識を修得させ理解を深めるとともに実践能力を向上させる「専門科目」が、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づいて体系的に編成されている。1学科制の特徴を生かし、学部共通の「工学基礎科目」において基礎実験、技術英語、技術経営関連科目及びPBL型科目を充実させていることが本教育課程の特徴である。構造工学コース及び社会環境デザイン工学コースはJABEEの認定を受けており、本教育課程はその内容、水準が授与する学位名に照らして適切となっている。
環境科学部	「教養教育科目」と「専門教育科目」によって教育課程を体系的に編成している。「専門教育」には、「共通科目」、「コース基礎科目」、「コース専門科目」、「コース横断科目」を配置し、さらに「コース専門科目」は、サブコース専門科目群に分類され、より体系的な履修が行えるように編成されている。最終学年では総合力を養成するために卒業研究科目を配置し、教育課程の体系性が確保されている。カリキュラム・ポリシーは教育コースごとに明確に定めている。また、カリキュラム・マップより、体系的な履修が行えるようにしている。これらは学部HPに掲載し、学生に周知している。卒業要件単位数は125単位で大学設置基準第32条を満たしている。卒業研究科目は、卒業研究着手要件を細かく規定して、これに満たない場合は受講できない規定を設けている。また、卒業には卒業論文の提出と卒業研究発表を課しており、適正な水準となっている。
水産学部	教育課程の体系性については、初年度には1年次生全員を対象とした概論科目（学部モジュール科目）、2年次以降は4つのコースに分かれて、基礎科目、コース科目を学び、4年次には卒業研究と関連の演習と段階的に専門性が高まるように体系的に教育課程を編成している。 教育課程の特徴については、教育課程は、水産学プログラムとしてJABEEの認定を受けている。 教育課程の適正については、具体的な学習・教育目標及びその達成基準を明確に設定しており、その達成がJABEEに認定された水産学プログラムの修了及び水産学学士の学位授与基準となっており、学位に対する教育課程の内容や水準は適切である。

(出典 総務企画課作成資料)

資料5-1-②-1 カリキュラム・マップ

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/curriculum/map.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/curriculum/map.html)

資料5-1-②-2 参考例：多文化社会学部のナンバリング概要

資料5-1-②-3 工学部、水産学部のJABEE認定書

後掲資料9-3-①-3 部局における自己点検・評価及び外部評価一覧（平成19～25年度以降）

【分析結果とその根拠理由】

各学部、学科、コース等の教育上の目的を達成するため、カリキュラム・ポリシーに基づき必要な授業科目を体系的に開設し、学科及びコース単位でカリキュラム・マップを作成し、教育課程における授業の履修順序、水準、科目配置及び体系性等を明確にしている。教育課程及び各科目の内容や水準については、外部評価や部局教務委員会での検討により、適切に維持されている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

教育課程の編成又は授業科目の内容等については、学長が学生と直接対話する「学長と卒業予定者との懇談会」、「学長とのしゃべり場」、全学生を対象とした「学生生活調査」、卒業生や就職先企業を対象とした「アンケート調査」を実施するなど、学生や社会の要請を把握するように努めている。中でも、卒業生に対するアンケート結果からは、語学教育、実践教育、最先端教育の充実に対する要請が読み取れる（資料5-1-③-A）。これらのアンケート結果、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等にも配慮し、以下のような教育を実施している。

1) 多様な学修形態への対応

幅広い学修機会を提供するために、学則第35条（資料5-1-③-B）において他学部の授業科目の履修を認めるとともに、学則第36条において、他大学との単位互換を行っている（資料5-1-③-C）。例えば、放送大学との間では、「教育協力に関する業務実施契約」を締結し、単位互換を行っている。さらに、国内及び海外の大学と単位互換協定を結び、単位認定を行っている。

他大学での履修履歴を持つなどの多様な入学者に対応するため、学則第38条において入学前の単位を認定している（平成25年度18人）。編入学については、学則第37条において、入学前の単位認定を行っている（平成25年度42人）（資料5-1-③-1）。また、学生の多様な外国語の学修成果に配慮し、TOEIC等の外国語技能検定試験によって、教養教育の外国語の単位認定も行っている（資料5-1-③-D）。さらに、大学院の授業科目を学部学生の段階で履修できる制度を導入・実施し、平成25年度は医歯薬学総合研究科進学者で延べ71人の学生が利用した（資料5-1-③-E）。

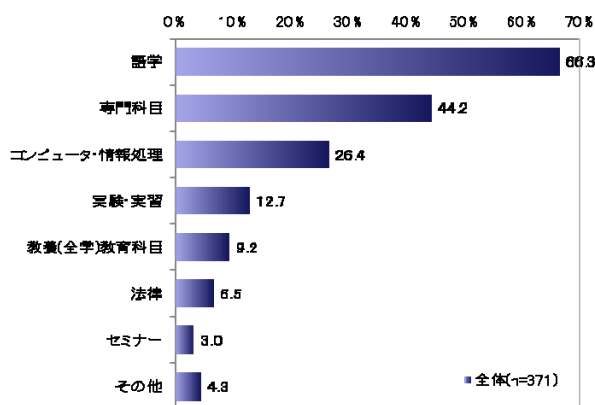
資料5-1-③-A 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書（卒業生/修了生編）

1.長崎大学で学んだこと、卒業後に役立ったこと

- 大学でもっと勉強しておけばよかったと思うものは、「語学」が最も高く66%だった。次いで、「専門科目」（44%）、「コンピュータ・情報処理」（26%）の順。
- 学部全体と研究科全体を比較すると、特に研究科は「語学」（学部64%、研究科70%）を勉強しておけばよかったと思う割合が高かった。

■ 大学でもっと勉強しておけばよかったと思うこと

問5. 大学でもっと勉強しておけばよかったと思うものをお選びください。



【MA】
※「全体」の降順でソート

学部	科目	n	語学	専門科目	コンピュータ・情報処理	実験・実習	教養(全学)教育科目	法律	セミナー	その他	無回答
全体		371	66.3	44.2	26.4	12.7	9.2	6.5	3.0	4.9	4.6
学部	学部全体	232	64.2	46.1	27.2	13.6	9.9	7.8	3.9	4.7	3.4
	教育学部	41	51.0	56.1	29.8	24.4	12.2	9.8	0.0	0.0	2.4
	経済学部	43	52.6	62.8	23.8	4.7	16.6	9.3	7.0	4.7	2.3
	法学部	35	62.9	45.7	31.4	22.9	2.9	5.7	5.7	2.9	0.0
	工学部*	7	57.1	42.9	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3
	薬学部*	5	100.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	工学部	84	61.1	53.7	25.6	18.0	7.4	1.9	1.9	11.1	1.9
	環境科学部	32	71.9	26.1	26.1	6.3	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3
	水産学部*	13	69.7	33.3	33.3	6.7	6.7	26.7	6.7	0.0	13.3
	研究科	研究科 全学	138	70.3	35.5	25.4	16.6	6.0	4.3	1.4	8.6
教育学研究科*		8	37.5	25.0	50.0	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	37.5
経済学研究科*		2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
法学研究科*		26	75.9	31.0	17.2	10.2	6.9	2.4	0.0	0.0	6.6
工学研究科*		3	66.7	0.0	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
薬学研究科*		93	71.6	36.9	24.2	11.6	7.4	3.2	2.1	4.2	4.2
医歯薬学総合研究科*	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	

■ 全体より65ポイント以上高い ■ 全体より65ポイント以下低い 2

(出典 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書（卒業生/修了生編）)

資料 5-1-③-B 「長崎大学学則 (抜粋)」

(他学部における授業科目の履修等)

第 35 条 学生が他学部の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

2 学生は、他学部の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の承認を受けなければならない。

3 前 2 項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学部規程の定めるところによる。

(本学大学院における授業科目の履修等)

第 35 条の 2 学生が本学大学院に進学を希望し、当該大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

2 学生は、本学大学院の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する研究科長の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、所属学部の卒業の要件として学部規程で定める学生が修得すべき単位数(以下「卒業要件単位」という。)に含めることはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 36 条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、その履修した授業科目について修得した単位は 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第 24 条の規定により留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 37 条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 38 条 学生が本学に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生として修得した単位

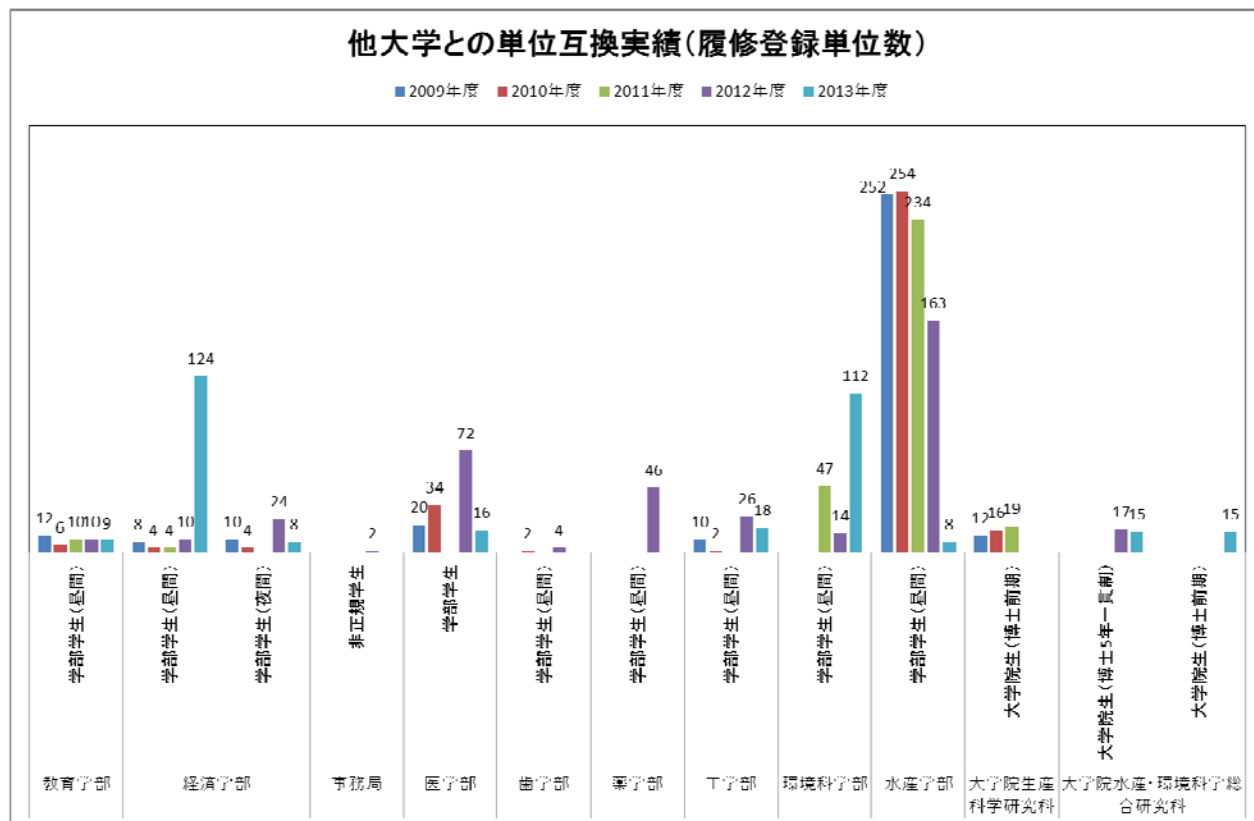
2 学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 36 条及び前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 39 条 学生が職業を有している等の事情により、第 4 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長崎大学長期履修規程(平成 18 年規程第 47 号)の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

資料5-1-③-C 「他大学との単位互換実績（履修登録単位数）」



(出典 教育支援課作成資料)

資料5-1-③-D 「長崎大学における外国技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則（抜粋）」

別表(第2条関係) 検定試験等における成果に係る学修の単位認定基準

検定試験等		資格等	認定対象の授業科目	単位数
実用英語技能検定 (日本英語検定協会)		1級	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		準1級	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
TOEFL (Educational Testing Service)	Paper-Based Test 及び Institutional Testing Program (レベル1に限る。)	600点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		500点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
	Internet-Based Test	100点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		61点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
TOEICテスト (Institutional Testing Program テスト含む。) (Educational Testing Service)		860点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		730点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
ドイツ語技能検定 (ドイツ語学文学振興会)		3級以上	ドイツ語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	各1単位
		4級	ドイツ語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
実用フランス語技能検定 (フランス語教育振興協会)		3級以上	フランス語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	各1単位
		4級	フランス語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
中国語検定		4級以上	中国語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	各1単位

(日本中国語検定協会)	準4級	中国語 I, II	各1単位
ハングル能力検定 (ハングル能力検定協会)	3級以上	韓国語 I, II, III, IV	各1単位
	4級	韓国語 I, II	各1単位
韓国語能力試験 (韓国教育財団)	3級以上	韓国語 I, II, III, IV	各1単位
	2級	韓国語 I, II	各1単位

資料5-1-③-E 「本学大学院進学希望者の大学院授業履修者一覧」【平成25年度医歯薬学総合研究科進学者15名】

授業科目	単位	履修者数	授業科目	単位	履修者数
生命医療科学トピックス	2	11	感染分子薬学実習Ⅱ	2	2
生命倫理学	1	9	感染分子解析学演習Ⅱ	2	1
地域リハビリテーション学演習Ⅱ	2	1	疫学統計特論	1	3
地域リハビリテーション学実習Ⅱ	2	1	ウイルス学特論	1	3
分子細胞生物学	1	4	細菌学特論	1	3
腫瘍診断治療学	1	4	国際法学特論	1	2
精神障害リハビリテーション学演習Ⅱ	2	1	コミュニケーションスキル実習Ⅰ	2	2
精神障害リハビリテーション学演習Ⅳ	2	1	生物医科学特論及び実習 A-1	1	2
運動障害リハビリテーション学演習Ⅱ	2	2	生物医科学特論及び実習 C-2	1	2
運動障害リハビリテーション学実習Ⅱ	2	2	国際経済学特論	1	1
内部障害リハビリテーション学演習Ⅱ	2	2	国際保健医療福祉学演習Ⅱ	2	1
ゲノム科学	1	2	国際保健医療福祉学実習Ⅱ	2	1
生体分子解析学	1	3	健康薬科学演習Ⅱ	2	1
感染分子薬学演習Ⅱ	2	2	天然薬物資源学演習Ⅱ	2	1
感染分子薬学演習Ⅳ	2	1	延べ人数		71

(出典：教育支援課作成資料)

2) 長期履修制度

社会人の学修を容易にするため、学則第39条において「長期にわたる教育課程の履修制度」を設けている(資料5-1-③-2, 5-1-③-F)。

3) インターンシップ及びキャリア教育

現場における実践教育のために、国内及び海外の企業等及び海外でのインターンシップを実施している(資料5-1-③-G)。

また、インターンシップではないが、教育学部、医学部、歯学部、薬学部がそれぞれ五島列島で実施する学部特有の離島実習は、多くの離島を抱える長崎県にある本学として、特色あるカリキュラムである(資料5-1-③-3)。

キャリア教育科目としては、教養教育において「キャリア概論」を開講している。また、県内大学で共同開講するNICEキャンパスのコーディネイト科目として、「考えよう自分のキャリアデザインⅠ・Ⅱ」を集中講義(合宿形式を含む。)で開講している。専門教育においては、専門分野の特性を踏まえたキャリア教育科目(資料5-1-③-4)を開講している。また、医師(医学部)、歯科医師(歯学部)、薬剤師(薬学部)の免許をはじめ、各学部においてその専門性を生かした免許・資格(教員免許等)の取得に

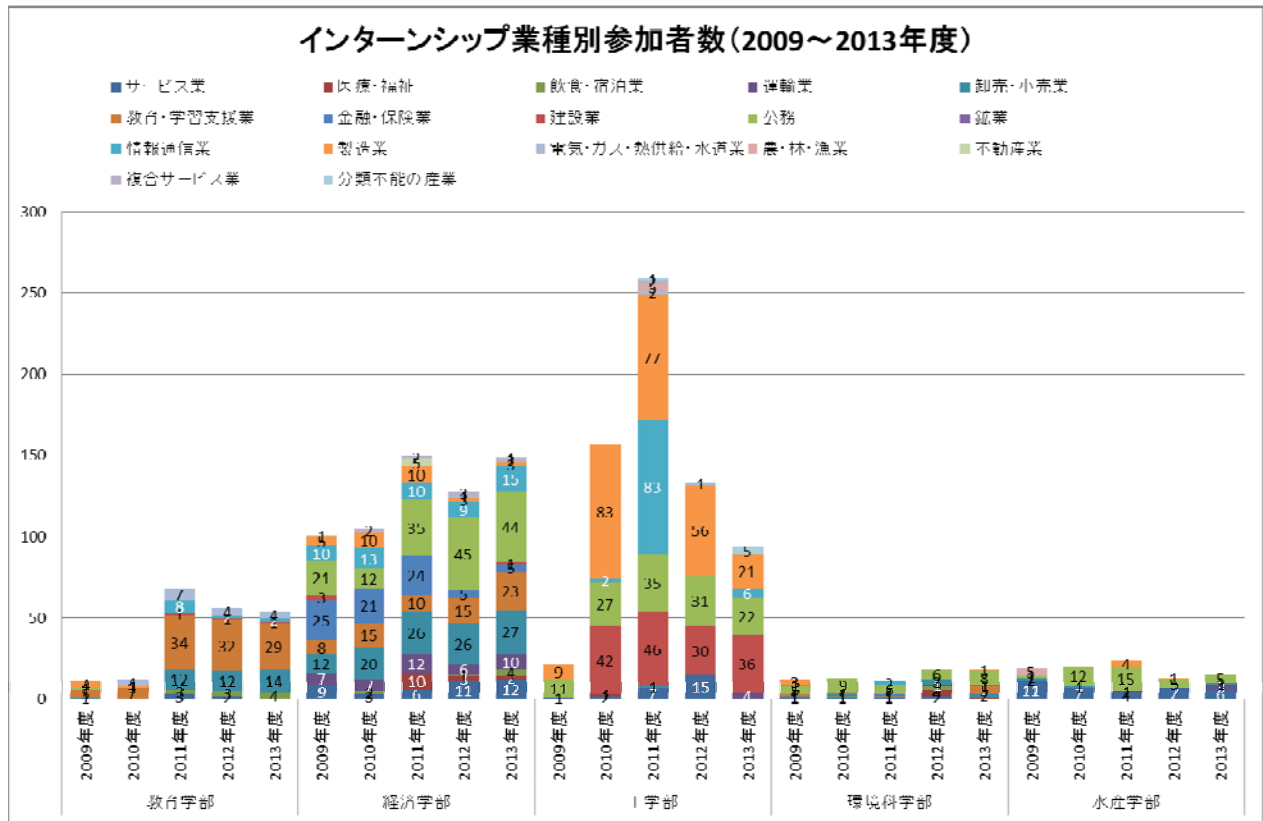
資するコース又は科目を提供しており（資料5-1-③-5），学生の取得希望に応じることができる教育課程としている。

資料5-1-③-F 「平成25年度長期履修学生一覧」

学部／研究科名	学科／課程名	学 年				
		1	2	3	4	総計
経済学部	総合経済学科(夜間主)			1	4	5
経済学部 集計				1	4	5
経済学研究科	博士後期課程 経営意思決定専攻			4		4
	博士前期課程 経済経営政策専攻	2	4			6
経済学研究科 集計		2	4	4		10
工学研究科	博士後期課程		1			1
工学研究科 集計			1			1
水産・環境科学総合研究科	博士後期課程	3	3			6
	博士前期課程		1			1
水産・環境科学総合研究科 集計		3	4			7
国際健康開発研究科	修士課程	1				1
国際健康開発研究科 集計		1				1
医歯薬学総合研究科	修士課程		3			3
	博士課程		1	1	2	4
医歯薬学総合研究科 集計			4	1	2	7
生産科学研究科	博士後期課程			9		9
生産科学研究科 集計				9		9
総 計		6	13	15	6	40

(出典 教育支援課作成資料)

資料5-1-③-G 「インターンシップ実施状況一覧」



(出典 教育支援課作成資料)

4) 国際化・グローバル化の教育への対応

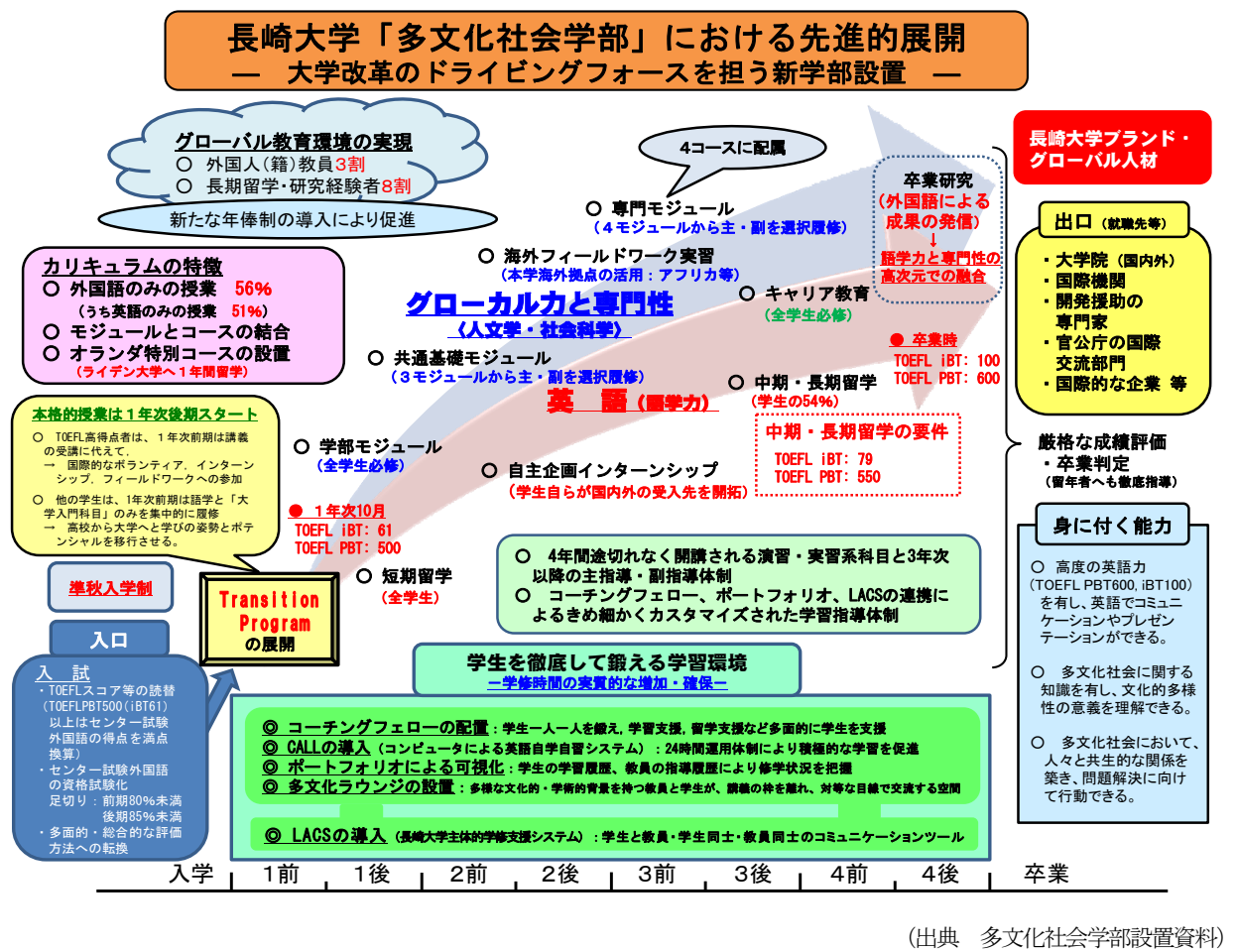
本学は、世界に存在感をもって貢献し得る人材を育成するとともに、その基盤となる研究を推進することを目的に「長崎大学国際戦略」を定め、国際戦略の基本方針並びに具体的施策を設定している(資料5-1-③-6)。この国際戦略の下、平成26年度に人文社会系グローバル人材を従来にない斬新かつ特色ある教育を通して先駆的に育成する多文化社会学部を新設した(資料5-1-③-7)。この学部では、グローバル人材の基盤的資質としての語学力・コミュニケーション能力とジェネリックスキルの涵養に入試から学士課程教育全般にわたり重点的に取り組む。例えば、センター試験英語の資格試験化、入学後の1年次前期に英語と大学入門科目のみを集中的に履修させる準秋入学制(Transition Program)の実施、留学(短期、中期・長期)の必修化、外国語のみの授業(56%)の実施、コーチングフェローの配置、ICT機器の活用による学修支援体制の整備等、社会からの要請等に配慮したグローバル教育環境を整備している(資料5-1-③-H)。

大学間連携共同教育推進事業「留学生との共修・協働による長崎発グローバル人材基盤形成事業」(平成24~28年度:文部科学省)の推進及び経済学部におけるグローバル人材育成推進事業(特色型)(平成24~28年度:文部科学省)の実施により、グローバル化への要請に応えている。また、教養教育においても、語学教育を担当するネイティブ教員の増員(平成26年度:10名)、英語の能力別クラス編成(後掲資料5-2-④-B)、モジュール科目「グローバル社会へのパスポート」の開講等により、国際化・グローバル化への要請に応えている。

さらに、学生の海外留学については、日本学生支援機構の留学生交流支援制度(短期派遣)経費で実施

するプログラムをはじめ、文部科学省採択事業（グローバル人材育成事業）経費、本学独自の海外等実習経費等による海外留学プログラム等を組織的に整備し、資料5-1-③-8に示す海外留学プログラムを実施している。

資料5-1-③-H 「多文化社会学部設置資料」



(出典 多文化社会学部設置資料)

5) 社会からの要請、学術の発展動向、研究成果の教育内容への反映

本学の教員は、授業内容と関連する研究活動を行っており、研究成果や学術の進展を授業に生かすとともに、学術の発展動向を授業に反映させている。例えば、「プラズマ工学」（工学部）では、理論や技術についての知識、それらを応用する能力や技術者が実際上の問題点と課題を理解する能力を身に付けさせている。「離島歯科医学」（歯学部）では、離島における歯科医療、保健、福祉について教育することにより離島医療の実情、その意義や目的を理解させ、離島医療の充実を求める社会からの要請に応えている（資料5-1-③-9）。

6) 社会からの要請に応える特色ある取組

今回の認証評価期間中に資料5-1-③-Iに示す11のプログラム（支援が終了したプログラム：7、支援期間中のプログラム：4）を「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業として実施し、社会からの要請に沿った教育を展開している。例えば、支援期間中の「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点（平成24～28年度 文部科学省：大学間連携共同教育推進事業）」は、長崎県内の国公立3大学の薬学・看護学・医学・歯学等の分野が連携し、協働教育体制を構築するとともに

に、県内の4自治体・13職能団体等が連携・一体となって在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成の拠点作りを目指す取組である。在宅医療・がん医療・緩和ケアの教育に関し、学修アウトカムを重視した順次性カリキュラムに基づき、大学間単位互換の合同授業・合同実習として「NICE キャンパス長崎」に登録し、大学間連携教育の実質化と質保証を図っている。また、経済学部では、「グローバル人材育成推進事業(特色型)(平成24～28年度 文部科学省)」に採択され、平成26年度後期から「国際ビジネス(plus)プログラム」を開講し、「異文化理解に基づくコミュニケーション能力」の向上、「異文化環境における実践的課題解決力」の育成等、グローバル・ビジネス人材の育成を推進している。

支援期間が終了した7プログラムについては、全プログラムにおいて、プログラムの成果をカリキュラム等に組み込んだり、新たなプログラムへ発展させたりすることで、教育改革に反映させている(資料5-1-③-I)。

例えば、「地域と連携した実績型医学教育プログラム(平成16～19年度 文部科学省:特色ある大学教育支援プログラム)」においては、他大学の医学生を受け入れ、大学と学部を越えた地域医療教育プログラムの実践を実現させたプログラムの成果を「地域医療人育成プラットフォームの構築(平成20～22年度 文部科学省:質の高い大学教育推進プログラム)」に発展させている。さらに、このプログラムに保健学科生を対象とした離島医療実習を加え、平成25年度の「つなぐ医療を育む先導的教育研究拠点の構築(平成25～29年度 文部科学省:未来医療研究人材養成拠点形成事業)」に発展させ、新しい枠組みでプログラムを展開している。また、「在宅医療と福祉に重点化した薬学と看護学の統合教育とチーム医療総合職養成の拠点形成(平成21～23年度 文部科学省:大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム)」においては、その成果を「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点(平成24～28年度 文部科学省:大学間連携共同教育推進事業)」に発展させ、医学・歯学の教育者と地域のステークホルダーを加えたコンソーシアムを組織してプログラムを展開している。「現代「出島」発の国際人育成と長崎蘭学事始(平成18～20年度 文部科学省:現代的教育ニーズ取組支援プログラム)」においては、プログラムでの開講科目を交換留学生プログラム科目及び教養教育科目として開講し、さらに、平成26年度に新たに設置した「多文化社会学部」の「オランダ特別コース」へと発展させている。「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム(平成19～22年度 文部科学省:新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム)」については、大学独自の事業として継続するとともに、平成23年度からは、長崎市の委託事業(学生地域支援活動事業(U-サポ))として、市内6大学・短期大学へも事業を拡充させ、長崎市内全大学への展開を図っている。

資料5-1-③-I 「国公立大学を通じた大学教育改革の支援事業採択プログラム(学部)」

(プログラム継続中の取組)

文部科学省 事業名	採択プログラム	人材養成の目的	人材養成の内容・方法	部局・期間
グローバル人材 育成推進事業	タイプB(特色型)	多様な文化的背景や価値観を有する当事者間でしばしば利害が対立する地球規模課題の解決に挑戦するGSR(Global Social Responsibility)マインドを持ち、経済学・経営学・会計学の基盤的知識を活用して、当事者間で合意可能な解決策を導出し、それを実行しうるグローバル・ビジネス人材を育成す	グローバルな分野で活躍できる人材育成を目的とした「国際ビジネスコース」を開設し、卒業まで一貫した英語教育を実施する。また、主体的学習(アクティブ・ラーニング)導入するほか、キャンパスの国際化を推進するため学術交流協定や海外教育研究拠点を充実させ、海外留学・研修をカリキュラムに導入している。	経済学部: H24～H28

		る。		
大学間連携共同教育推進事業	留学生との共修・協働による長崎発グローバル人材基盤形成事業	優秀なグローバル人材の育成。高い多文化理解能力を基盤とする「前に踏み出す力」、「協力する態度」、「現場力」を有する 21 世紀型人材の育成。	長崎県内の大学が連携し、事業支援機構を組織して、日本人学生と留学生が「地域貢献、インターンシップ等社会活動ステージ」等において、グループで共修するための活動を支援するほか、地域・産業界等とも連携して学生自らも共修のための企画を行う。	大学全体： H24～H28
	多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点	多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門職としての主体性と協調性を身につけ、在宅がん医療に貢献できる人材の育成。	「在宅医療と福祉に重点化した薬学と看護学の統合教育とチーム医療総合職養成の拠点形成」を更に発展させ、長崎県内の国公立 3 大学が、医学・歯学等の教育者を加えた協働教育体制の更なる充実を図り、県内の 4 自治体・13 職能団体と連携・一体となって多職種協働による専門人材育成を実施。	薬学部： H24～H28
未来医療研究人材育成拠点形成事業	つなぐ医療を育む先導的教育研究拠点の構築 ～人と人、場と場、ケアとリサーチをつなぐ総合診療医の養成～	地域の医療機関や市町村と連携しながら、将来の超高齢化社会における地域包括ケアシステムに対応できるリサーチマインドを持った優れた総合診療医を養成。	長崎純心大学と連携し、他職種学生との共修を推進する。カリキュラムを再編統合し、卒前・卒後の一貫した総合診療教育を行う。また、自治体・各地域医療機関等と連携して地域包括ケア教育の質を向上させる。	医学部： H25～H29

(プログラム期間終了後の取組)

文部科学省事業名	採択プログラム	人材養成の目的	人材養成の内容・方法	部局・期間	終了後のプログラムにおける特筆すべき内容
特色ある大学教育支援プログラム	地域と連携した実践型医学教育プログラム	地域（離島）医療に貢献できる医療人の育成。離島実習を通して現代版”赤ひげ”医師を育成。	講義や実践の場で学んできた包括的保健・全人的医療を離島という長崎県独自のフィールドにおいて実践するもので、平成 16 年度より「離島医療実習・地域保健実習」を必修科目として開設。医学部 5 年次全学生を対象として、離島をフィールドとした 1 週間の「離島実習」を必修カリキュラムとして実施。	医学部： H16 ～ H19	実習フィールドと実習対象を徐々に拡大し、低学年の early exposure から高学年の診療参加型実習に至る一貫教育と医療系学部学生の専門職連携教育が実現した。さらに、他大学の医学生を受け入れ、大学と学部を超えた地域医療教育プログラムの実践が実現した。この一連の地域医療教育プログラムが基盤となって、質の高い大学教育推進プログラムにおける「地域医療人育成プラットフォームの構築」の取組に発展した。
質の高い大学教育推進プログラム	地域医療人育成プラットフォームの構築	病める人とコミュニケーションができ、患者の心理と置かれている環境を洞察しつつ（全人的医療）、病気の治療はもちろん患者の家庭・社会への復帰や社会参加を真摯に目指す（包括的保健）医療人を育成。	低学年から高学年の診療参加型臨床実習に至るまで、一貫した地域医療教育体制を長崎県離島に構築し、学年に応じて継続的に学ぶことのできる「地域医療総合プログラム」を開発。また医療系学部学生を対象として地域医療現場での共修を導入することで、医療・保健・福祉に関わる多様な職種の職能理解に基づくチーム医療教育を行う。	医学部： H20 ～ H22	離島で展開する地域医療教育に加えて本土の地域中核病院で実施する地域医療教育を平成 24 年度より開始した。さらに、これまで実習対象ではなかった保健学科学生を対象とした離島医療実習を部分的に開始した。こうした一連の地域医療教育プログラムが基盤となって、平成 25 年度の未来医療研究人材育成拠点形成事業における「つなぐ医療を育む先導的教育研究拠点の構築」の取組に発展した。
現代的教育ニーズ取組支援	PAT プログラムによる地域	様々な状況を的確に把握し、子どもたちの伸長に向け	蓄積型体験学習 (Personal Advancement Training Program) として、①学習	教育学部： H19 ～	GP 期間終了後は、学部の教育実習の一環と位置付け、長崎県・市教育委員会等との連携を保ちつつ、継続

プログラム	共生力の育成	た学習環境を作り、素晴らしい授業が行える臨床力のある教員の養成。	支援実習②離島実習③企業実習④教育関連施設実習⑤イベント実習⑥ボランティア実習をとおして、学生に体験を積み重ねさせることで、臨床力を育成させるほか、実習先として小中学校（離島の学校含む）、企業等を活用することで地域の活性化も図る。	H21	して実習を行っている。特に、長崎市を中心とする公立小中学校での学習支援実習は、学校及び教育委員会等の評価が高く、学部にとっても学校にとっても欠かせないものになっている。
	現代「出島」発の国際人育成と長崎蘭学事始	現代版オランダ通詞「平成オランダ通詞」として、国際感覚、異文化間コミュニケーション能力、語学力、研究心を備えた日本人学生及びオランダ人学生の育成。	授業科目「長崎蘭学」「東西科学文化交流史」「オランダの言語」「オランダの文化」を開講。日本人学生とオランダ人学生（ライデン大学）の学生をクラスメイトとして共修させる。	大学全体： H18 ～ H20	本事業で開講した、「長崎蘭学」は交換留学生プログラム（NUJALP）科目として、また、「オランダの文化」や「オランダの言語」は教養教育科目として、事業終了後も開講しており、これらの取組が平成26年度より新たに設置した多文化社会学部のオランダ特別コースへ繋がった。
	健全な社会を支える技術者の育成	安心して暮らせる健全な社会を支える技術者を育成。	ものづくり教育と安全・安心教育の融合を図るとともに、長崎地域特有の問題を題材とした「地域に学ぶ」実践教育を通して、総合的・実践的キャリア教育を行う。	工学部： H18 ～ H20	プログラムの拠点であった「安全工学教育センター」を現在の「工学教育支援センターものづくり教育部門」へ業務を引き継ぐ形で展開している。創成プロジェクトや産学官連携プロジェクト実習により、PBL教育の充実と効果の評価方法の開発を行うとともに、「学生ものづくり・アイデア展」においてコンテスト形式で成果を競い合うなど、総合的・実践的キャリア教育を実施している。
新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム	学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム	コミュニケーション能力、リーダーシップ、協調性、積極性、想像力、独創性等を向上させ、人間関係力を持った学生を育成。	学生支援組織「やってみゅーでスク」を立ち上げ、地域の長崎大学応援団等と連携しながら、地域の力を活用し、学生の企画・提案等の自立活動を新たな体制で支援していく。	大学全体： H19 ～ H22	大学の独自事業として実施するとともに、平成23年度からは、長崎市の【学生地域連携活動支援「游学のまちdeやってみゅーで“U-サポ”】事業を受託し、市内6大学・短期大学へも拡大させ実施している。
大学教育充実のための戦略的連携支援プログラム	在宅医療と福祉に重点化した薬学と看護学の統合教育とチーム医療総合職養成の拠点形成	薬物療法と看護の知力に長け、医療現場で患者が必要としている様々なケアに対応できる臨床能力のオンデマンド型総合実践力を身につけたチーム医療総合職を養成。	長崎県全域において、薬剤師と看護師の養成課程をもつ大学が連携し、在宅医療や福祉に重点化した薬学と看護学の実践型統合教育システムにおいて教育を実施。	薬学部： H21 ～ H23	本プログラムの成果を基盤として企画した「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点」が新たに文部科学省「大学間連携共同教育推進事業（平成24～28年度）」に選定された。現在は医学・歯学等の教育者と地域のステークホルダーを加えたコンソーシアムを組織し、在宅がん医療に貢献できる人材育成教育を展開しており、学生は地域の在宅医療機関や福祉施設で広く活躍している。

(出典 総務企画課作成資料)

※詳細については本学公式ホームページに掲載

http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/contribution_education/index.html

資料5-1-③-1 入学前単位認定状況

資料5-1-③-2 長崎大学長期履修規程 http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000510.html

資料5-1-③-3 平成25年度 離島実習一覧

資料 5-1-③-4	平成 25 年度 キャリア教育科目一覧
資料 5-1-③-5	取得できる免許状及び資格等 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/course/info/license/index.html】
資料 5-1-③-6	「長崎大学国際戦略」 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/global/index.html】
資料 5-1-③-7	「多文化社会学部」公式ホームページ 【http://www.hss.nagasaki-u.ac.jp/】
資料 5-1-③-8	平成 25 年度 海外プログラム等一覧
資料 5-1-③-9	参考例：平成 25 年度 学生の多様なニーズ、学術の動向発展等を反映した授業一覧

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズ、社会からの要請等に配慮し、インターンシップ、他大学との単位互換、グローバル化教育の推進等の取組を行うとともに、11 の「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」の採択事業により、特色ある教育プログラムを実施している。さらに、社会からの要請や学術の発展動向を授業に反映している。これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

授業形態については、学則第 32 条（資料 5-2-①-A）において、「講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うもの」と定めている。

教養教育においては、「長崎大学共有学士像」を実現するために、モジュールを構成する授業科目においては、ジェネリックスキル育成のために、学生が自ら学び、考え、評価し合うアクティブ・ラーニングを本格的に導入している（資料 5-2-①-1）。また、それぞれの授業科目で涵養されるジェネリックスキル及び「授業編成の視点」を「全学モジュールテーマガイドブック」（前掲資料 5-1-②-A）に示し、授業の目標及び指導法等を明確にしている。

各学部では資料 5-2-①-B の考え方の下、講義、演習、実験、実習等の異なる授業形態をバランスよく組み合わせる専門教育を実施している（資料 5-2-①-C）。また、学生の学修状況にきめ細かく対応し、教育効果を高めるために、少人数授業、アクティブ・ラーニング、フィールド型授業、情報機器を高度に利用した授業、TA の活用を行っている（資料 5-2-①-2）。

薬学部においては、平成 18 年度から長期実務実習に必要な病院（本学）及び薬局を確保し、それぞれ 11 週間の実務実習を行うとともに、さらに先導的薬剤師を育成するため、高次臨床実務実習を 4 週間（本学病院：3 週間、離島実習：医歯薬共修 1 週間）行うことで、社会における薬剤師の役割を理解させるとともに、知識を更に深めさせ、医療の現場でのノウハウを身に付けさせている（資料 5-2-①-3）。

資料 5-2-①-A 「長崎大学学則（抜粋）」 （授業の方法）

- 第 32 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

資料5-2-①-B 「各学部の授業形態に関する考え方」

学部	授業形態のバランス等
多文化社会学部	<p>多文化社会学部の授業は、講義、演習、実習（フィールドワーク）の3つの形態からなり、クラス規模や授業形態に応じたアクティブ・ラーニング方式の授業を積極的に導入する。</p> <p>講義科目では、グループワーク、プレゼンテーション、ディベート等、他者の発言を理解しつつ自らの意見を表明することに力点を置いたアクティブ・ラーニングを導入する。</p> <p>演習系科目では、教養ゼミナールから卒業研究まで4年間途切れることなく接続させ、少人数での共通のテーマを巡る議論や調査等により、協働を通して認識や合意に至るプロセスを学ぶとともに、ジェネリックスキルとコミュニケーション力を身に付けさせる。</p> <p>実習系科目及び海外留学では、講義と演習で身に付けたジェネリックスキルとコミュニケーション力を企業、官庁、地域の現場に生きる人びととの間で試し、鍛え上げていくための機会を提供する。特に、海外フィールドワーク実習では、アジアやアフリカにおいて、文献レビューにより調査課題の設定、調査の設計を行い、英語による調査の実践を経験する。</p> <p>また、アクティブ・ラーニング導入に伴い、学生自身の主体的で旺盛な自学自修が不可欠となるため、戦略職員（コーチングフェロー）8名を配置し、学生の自学自修を励まし、履修や留学の相談にきめ細かに対応できる体制を整備している。</p>
教育学部	<p>授業形態のバランスについては、主体的に学ぶ学修（問題発見・問題解決型学修）を重視して、演習科目を開講総授業単位数の22.5%、講義科目を66.8%確保している。また、現代の教育課題に対応できる高い教育実践力を養成するために、単位数は全体の10.7%と少ないが、1単位の実習科目を数多く配して、授業形態のバランスに留意している。</p> <p>教育課程の特徴については、教育実践力向上のため、必修単位数を65単位程度に精選し、附属学校園での主実習のほか、公立学校において学修支援や離島実習を行い、企業でのインターンシップ実習も充実させている。また、実践力を裏打ちする知識を高めるため、主体的に学ぶ演習科目を開講総授業単位数の22.5%確保している。</p> <p>特徴的な学修指導法について、開講総授業単位数の22.5%を占める演習科目では、アクティブ・ラーニングや討論形式の授業を行うなどして、教育実践に係る問題の発見と解決に資する学修指導法を採っている。</p>
経済学部	<p>授業形態のバランスについて、基礎的教養及び幅広い学問領域の基礎・専門知識を身に付けさせる多様な講義と、実践的な問題解決能力の修得を目指した4年間を通じた少人数授業の演習を組み合わせたカリキュラムを編成している。</p> <p>教育課程の特徴について、コースごとに異なる科目により構成されるカリキュラムを提供し、幅広い選択肢から学生の興味や関心に応じた履修を可能にしている。また、少人数授業の演習において、実践体験型PBL授業、ディベートやグループディスカッション等を取り入れている。</p> <p>特徴的な学修指導法について、経営分野を中心とした演習において、地域企業等と連携した実践体験型PBL授業を行っており、参加学生や協力企業のコメント、外部者の評価からその成果が確認されている。</p>
医学部 (医学科)	<p>授業形態のバランスについては、膨大な医学知識を理解させるために講義を中心に行いつつも、多面的な理解を進めるために基礎医学科目に適切な実習を組み込んでいる。学生の自発的な学修を促すため、演習科目を漸次増やしていく。</p> <p>教育課程の特徴については、医科学領域における高い倫理観を身に付けるための科目として「医と社会」を1年次より4年次まで開講している。医学領域における国際的な人材を育成するために外国人教師による医学英語を1年次より4年次まで開講している。また、医科学領域における創造的能力・理論的思考力を修得するために3年次リサーチセミナーにより基礎配属を行っている。</p> <p>特徴的な学修指導法については、基礎医学科目、臨床医学科目ともに、講義とは別個にTBLを組み込んでいる。特に臨床医学科目では、ほぼ全ての科目でTBLを行い、学生の主体的な学修と知識の理解に努めている。</p>
医学部 (保健学科)	<p>生命や人間の尊厳を基盤として高度な専門的知識・技能を習得した医療専門職（看護職、理学・作業療法士）を養成することを目的としているため、知識偏重にならないよう、講義科目単位数52%、演習科目単位数18%、実習科目単位数30%とバランスの取れたカリキュラム編成になっている。またチーム医療、統合ケアを実践し、地域医療の向上に貢献できる人材の育成を目指しているため、医療系他学部との共修、学部内他専攻との共修科目を取り入れている。さらに教育内容に応じて少人数授業、プレゼンテーション、フィールド演習、グループワーク、ディベート等アクティブ・ラーニングの手法も取り入れている。</p>

歯学部	<p>良質な歯科医師を養成するため、歯学領域の基礎系及び臨床系の講義、実習並びに関連臨床医学の講義を2年次から5年次前期までに効率的に配分している。5年次後期から6年次は指導教員の下、臨床参加型の臨床実習を行っている。また、歯学生としての自覚及び目的意識を強く持たせるため、早期体験実習を1年次に、コミュニケーション能力を身に付けさせるため、コミュニティー教育・実習を3年次に、そして英語コミュニケーション、Scientific and Practical English、実践臨床歯科英会話等の英語科目も1年次から4年次にかけて、バランスよく取り入れている。5年次が中心となる統合科目については、多くの科目がPBL方式のグループ学習を取り入れ、アクティブ・ラーニングを実施している。また、将来歯学研究及び歯学教育を担う人材を育成するための歯学研究コースを設置している。本コースはAO入試選抜者が中心となっており、英語での研究発表会や短期海外留学を実施するなど充実した内容となっている。</p>
薬学部	<p>講義及び実習のような異なる授業形態を効果的に組み合わせ、補完的な教育プログラムを実施している。これらの到達目標や学修指導方法、成績評価の方法・基準等はシラバスに記載され、冊子及びWeb上で明示されている。学生の学修状態にきめ細かく対応し、教育効果を高めるために、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、Web等の多様なメディアを活用した授業を行っている。また、医歯薬学総合研究科としての教員組織を活用して、幅広い医療系知識の修得や医療系学生の相互理解を目的とした共修科目を導入している。さらに、アクティブ・ラーニングを主体とした授業等の教育効果を高める目的で、TAやSAを活用している。</p>
工学部	<p>自然科学系の学理を身に付けさせ、かつ専門分野の基礎から応用までの揺るぎない知識を身に付けさせるために、講義を重視する。また、実践能力の向上を図るために実験・実習・演習の科目を配置している。授業形態による科目の割合は講義が952単位で81.3%、演習が91単位で7.8%、実験・実習・実技科目が128単位で10.9%であり、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスは適切である。平成15年度～18年度に採択された特色GPに基づいて創設した講義科目「創成プロジェクト」では、工学教育支援センターの協力の下、企業から研究テーマを募集しPBL型授業、フィールド型授業等を活用した適切な学修指導法の工夫が行われている。本講義の成果をものづくりアイデア展で発表し、学内及び学外での評価を受けるシステムを構築している。「基礎実験」は工学部共通科目として、物理及び化学の実験を主として1年生向けに開講している。</p>
環境科学部	<p>講義、演習、実験・実習等を相互に補完させて教育プログラムを実施するために、これらの異なる授業形態を組み合わせている。演習及び実験・実習科目は初年次より組み込まれ、年次進行に伴い高度な内容となっており、バランスよく設置されている。各授業科目の位置付けや到達目標と学修指導方法等についてはシラバスにおいて提示している。シラバスには、授業科目名、担当教員名、授業目的、授業形態、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、教科書・参考文献、履修条件等を記載し、学生が各授業科目の準備学修等を進めるための基本的事項を示している。シラバスはNU-WEBに掲載しており、履修登録を行う際には閲覧する指導を行っている。</p> <p>学修指導方法として学生参加型授業(質疑、グループ討議、クリッカー利用等)を、講義型授業では81.2%、演習型授業では93.3%実施している。</p>
水産学部	<p>授業形態のバランスについては、水産学部では、水産資源の利用について実践的かつ主体的に学ぶために、実験・実習科目にやや大きな重点を置いた、適切なカリキュラム編成になっている。この編成についてはJABEEにより適切であるとの認定も受けている。</p> <p>教育課程の特徴については、幅広い水産学の分野を効果的に学ぶために、2年次以降4コースに分かれて専門教育を行うとともに、2年次から実験科目を、4年次で卒業研究及び関連の演習科目を配置している。</p> <p>特徴的な学修指導法については、練習船を有する水産学部の大きな特徴として、乗船実習が挙げられる。その他技術者教育のため、実践的な実習科目として、工場実習、臨海実習等が行われている。また語学教育のため、ネイティブ講師による英語会話を演習科目として配置している。</p>

(出典 総務企画課作成資料)

資料5-2-①-C 「平成25年度 形態別開講授業単位数(学士課程)」

部局名	講義科目		演習科目		実験・実習・実技	
	単位数	割合	単位数	割合	単位数	割合
教育学部	407	66.8%	137	22.5%	65	10.7%
経済学部	276	92.3%	20	6.7%	3	1.0%
医学部医学科	150	64.7%	9	3.8%	73	31.5%
医学部保健学科	142	52.0%	49	18.0%	82	30.0%
歯学部	90	49.6%	0	0.0%	91.5	50.4%
薬学部	144	67.9%	0	0.0%	68	32.1%
工学部	952	81.3%	91	7.8%	128	10.9%
環境科学部	180	81.8%	18	8.2%	22	10.0%
水産学部	217	75.2%	8	2.8%	63.5	22.0%

(出典 教育支援課作成資料)

資料5-2-①-1 平成25年度 モジュール科目におけるアクティブ・ラーニング実施状況

資料5-2-①-2 平成25年度 学修指導法集計(学部教育)

資料5-2-①-3 平成26年度 長期実務実習施設等一覧

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態をバランスよく組み合わせている。教育内容に応じて少人数授業、アクティブ・ラーニング、フィールド型授業、情報機器を高度に利用した授業、TAの活用等を行っている。また、教養教育にモジュール方式を採用することで、ジェネリックスキル涵養のためアクティブ・ラーニングを大幅に取り入れている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

1年間の授業を行う期間を、定期試験等の期間を含めて35週確保し、前期・後期各15回の授業を開講するとともに、十分な補講期間を設けて授業時間を確保している(資料5-2-②-1)。

単位制については、教養教育及び専門教育においても通常の講義は「教室内での授業15時間+自宅等での学修30時間」と定め、入学式直後の全学及び各学部のオリエンテーションで学生に周知するとともに、学生便覧等に単位制について記載をしている(資料5-2-②-A)。また、学修時間を確実に確保し、単位制度を実質化するために学則第41条(資料5-2-②-B)に基づき、教養教育においては、全学部で履修登録の上限を設定するとともに、専門教育においても教育課程のほとんどが必修科目である医学部と歯学部を除いた全学部で登録の上限を設定している(資料5-2-②-2)。

資料5-2-②-A 「教養教育学生便覧(抜粋)」

5 単位制

- (1) 大学は、授業科目の学習の修了を単位の認定によって行っています。大学を卒業するには、一定の年限内に、定められている一定数以上の単位を修得する必要があります。
- (2) 教養教育の授業科目は、すべて前期又は後期の半年間で完了します。単位は、各学期に履修する1授業科目について、授業に一定時数出席し、かつ考査に合格すると1単位もしくは2単位が修得できます。
- (3) 1単位とは、教室内外(授業と自宅等の学習)の学習を合わせた標準45時間の学習を要する内容をもって構成されているもので、授業の実施形態により教室内で行う授業時間数と自宅等の学習を行う時間数が、次のように定められています。
- | | | |
|---------|-------|--------------------------|
| ① 通常の講義 | | 教室内の授業15時間 + 自宅等での学習30時間 |
| ② 演習 | | 教室内の授業30時間 + 自宅等での学習15時間 |
| ③ 実験・実習 | | 教室内の授業(実験・実習)45時間 |
- 1校時の授業時間は90分ですが、単位の計算をする場合には、この90分をもって2時間と計算しています。なお、集中講義等を除き1授業科目について毎週1回、計15回(30時間)の授業が行われますが、単位制の観点から全回出席することが原則です。

教養教育では、通常の講義形態で行う授業が大部分ですが、以下の授業科目については、教育効果を考慮して演習形態の授業としています。

- 健康・スポーツ科学科目の「スポーツ演習」
- 外国語科目(英語, 初習外国語)
- 留学生用科目(日本語中級Ⅱ読解, 日本語上級ⅠS, 日本語上級ⅡS, 日本語上級ⅡA)
- 自由選択科目の一部の授業科目

資料5-2-②-B 「長崎大学学則(抜粋)」

(履修科目の登録の上限)

- 第41条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件単位について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程で定めることができる。
- 2 前項の場合において、学部規程の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

また、学生の主体的な学修を促すため、シラバスによる準備学修や復習の指示、語学教育ではCALLシステムを利用した学修の指示、さらには「オフィスアワー」での指導を行っている(資料5-2-②-3)。

学生の実際の学修時間の把握は、2年に1回の学生生活調査で行っている(資料5-2-②-4)。調査結果によれば、1日当たりの授業外での学修時間は84.1%の学生が2時間未満である。より詳細な調査を行うために、平成25年度より、大学IRコンソーシアムに参画し、学生の学修行動、学修成果、教育の効果等に関する基礎データの蓄積・分析を実施している。

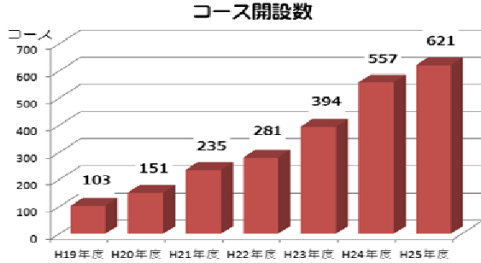
学生の授業時間外での学修を支援するために、eラーニングシステムであるWebclassの普及活動を行い、平成25年度においては、621授業科目、学生約7,670人が157,000時間程度ログインし、授業及び自主学修で利用している。さらに、平成23年度から平成25年度にかけて、教員の利用者数が2.2倍に増加するとともに、ログイン時間数も3倍に増加しており、教員が学生の自学自習のためにeラーニングシステムが有効であると判断していることが確認できる(資料5-2-②-C)。特に、教養教育での平成23年度比に対する利用率の増加が顕著であり、コース数は2.4倍、教員のログイン回数、時間は、それぞれ3.7倍、6.7倍、学生のログイン回数、時間は、それぞれ5.2倍、5.7倍に急増している(資料5-2-②-D)。学生の英語の学修を支援する3Step Callシステムの利用者数の割合は、平成24年度の1~2割程度から平成25年度の4~5割程度に上昇している(資料5-2-②-E)。

資料5-2-②-C 「eラーニングシステム利用状況の推移」

eラーニングの利用状況

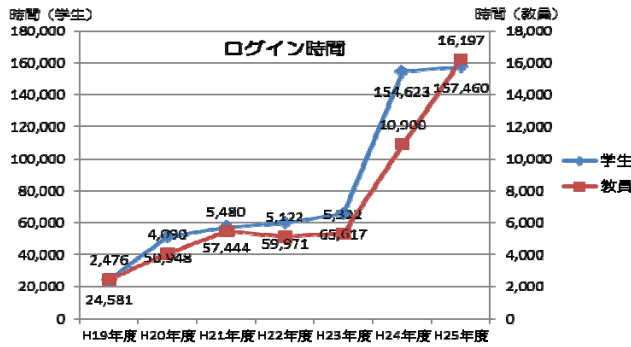
◆情報メディア基盤センター eラーニングWebclassシステム

平成26年3月末時点



学生利用者

年度	学生ユーザ数	学生ログイン回数	学生ログイン時間(HR)
19年度	2,084	57,217	24,581
20年度	3,409	95,215	50,948
21年度	4,739	134,987	57,444
22年度	6,099	165,704	59,971
23年度	6,865	197,997	65,617
24年度	7,761	353,941	154,623
25年度	7,670	376,501	157,460



教員利用者

年度	教員ユーザ数	教員ログイン回数	教員ログイン時間(HR)
19年度	107	5,368	2,476
20年度	192	7,645	4,090
21年度	121	10,149	5,480
22年度	127	10,540	5,122
23年度	184	10,702	5,322
24年度	310	20,097	10,900
25年度	359	20,898	16,197

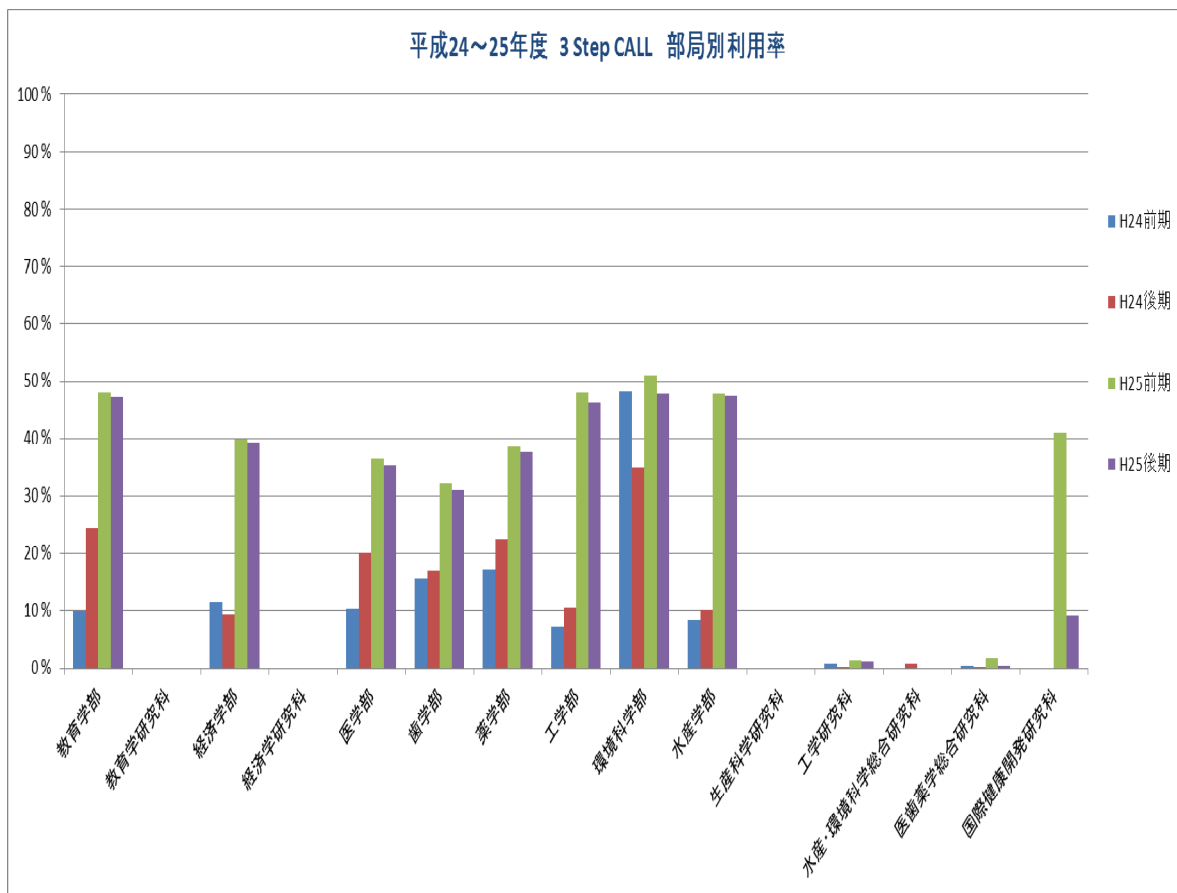
(出典 情報企画課作成資料)

資料5-2-②-D 「教養教育におけるeラーニングシステム利用状況」

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	データ	データ	23年度比	データ	23年度比	
教養教育コース数	69 コース	116 コース		166 コース		
(うちモジュール)	-	40 コース (全72科目)	1.7倍	75コース (全202科)	2.4倍	
教員	ログイン回数	4561	3.5倍	16949	3.7倍	
	ログイン時間	951	3.6倍	6401	6.7倍	
学生	ログイン回数	37775	4.4倍	196223	5.2倍	
	ログイン時間	11341	4.9倍	64138	5.7倍	

(出典 情報企画課作成資料)

資料5-2-②-E 「CALL システム(3 Step CALL) 学生利用状況」



(出典 情報企画課作成資料)

さらに、学生の学修進捗状況の把握や教員と学生の双方向性のコミュニケーションを図るために、「主体的学習促進支援システム (LACS)」を導入し (資料5-2-②-F) , 平成 25 年 10 月から運用を開始した (資料5-2-②-G~H)。また、パソコン必携を前提とした教育・学修スタイルの創出及び自ら所有する機器を使いこなす真の ICT スキルを涵養することを目的として、平成 26 年度からの新入生に対してパソコン必携化を決定し、運用している (資料5-2-②-I)。

資料5-2-②-F 「主体的学習促進支援システム (LACS)」

長崎大学の教育・学習環境を次のステージへ！

ICカード型学生証 & 出席管理システム

- ✓ ICカード型学生証とカードリーダーを用いて出欠確認を簡単に
- ✓ 自動的に出欠データをシステムに蓄積
- ✓ 講義室の予約管理

パソコン必携化

- ✓ パソコン必携を前提とした教育・学習スタイルの創出
- ✓ 自ら所有する機器を使いこなす真のICTスキルの涵養

無線LAN

- ✓ ほぼ全ての講義室に無線LANを整備
- ✓ 学生の自学自習スペースも重点的に整備
- ✓ 国内でも最多クラスの無線LANアクセスポイント

LACS

主体的学習促進支援システム

① 学生と教員、学生同士、教員同士のコミュニケーションを促進

② 授業に関する様々な情報(目標、メモ、課題、レポート等)を管理

③ ポートフォリオを活用し、学生の「気づき」や教員の「改善」を支援

収集・蓄積・分析・可視化

省察・発信

教員ポートフォリオ

- 授業関連
 - 授業哲学
 - シラバス(詳細)
 - 授業メモ
 - その他リソース
- 教育改善関係
 - 学生による授業評価
 - 授業改善方策
 - FD等への参加
- 地域貢献関係
 - セミナー等の講師
 - 学外講演

改善・発信

SNS

- 授業コミュニティ
- 教員間コミュニティ
- 課外活動コミュニティ
- 掲示板
- お知らせ

コミュニケーション

学生ポートフォリオ

- 授業関連
 - 目標設定
 - 授業メモ
 - 自己評価
- 時間外学習関連
 - 学習内容
 - 学習時間
- 評価・成績
 - レポート・テスト
 - 質問と回答
- 資格等

省察・発信

eラーニング (Blackboard Learn)

- ✓ 世界最高峰のeラーニングシステム
- ✓ 豊富な機能と柔軟なカスタマイズ性であらゆるユーザに適合

モバイル・ラーニング (Blackboard Mobile Learn)

- ✓ スマートフォン・タブレット(iPad等)からeラーニング教材にアクセス
- ✓ お知らせ・新着情報のプッシュ通知

教学IR

- eラーニングシステム内のデータを可視化・分析
- 様々なユーザに対してカスタマイズされたデータを提供

能動的で主体的な学びを育む教育・学習の「型」の形成

(出典 教務委員会資料)

資料5-2-②-G 「主体的学習促進支援システム (LACS) 利用状況」

区分	年月	ログイン者数	利用率	備考
教職員ログイン数	平成 26 年 4 月	364 名	約 32%	364/1,139
	平成 26 年 5 月	302 名	約 27%	302/1,139
学生ログイン数	平成 26 年 4 月	5,016 名	約 54%	5,016/9,286
	平成 26 年 5 月	5,116 名	約 56%	5,116/9,283

(出典 情報企画課作成資料)

資料5-2-2-②-H 「主体的学習促進支援システム（LACS）タイムテーブル」

	24年度			平成25年度										平成26年度							
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
LACSの導入																					
LACSプロトタイプ構築																					
LACSプロトタイプ運用																					
LACSカスタマイズ																					
LACS運用開始																					
主体的学修に関するシンポジウム																					
推進体制の構築																					
LACS 教養教育への導入																					
情報基礎での試行																					
講習会の開催																					
モジュール教育への導入																					

(出典 情報企画課作成資料)

資料5-2-2-②-I 「学生のパソコン必携化 ロードマップ」

学生のパソコン必携化 ロードマップ



(出典 第159回学長・副学長会議)

資料 5-2-②-1	参考例：平成 26 年度 授業及び定期試験日程表（工学部） 【 http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/data/611_pdf/611_01_h26.pdf 】
資料 5-2-②-2	学部別履修関係一覧（CAP,GPA 等）
資料 5-2-②-3	シラバス（シラバス検索画面：開講年度 2013～2014 年度） 【 https://nuweb.iimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on 】
資料 5-2-②-4	学生生活調査報告書（学部学生：Ⅶ 入学・修学） 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/topics/include/file/article/images/201112/file_7.pdf 】

【分析結果とその根拠理由】

1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週確保するとともに、各授業科目の授業は試験期間を除いて 15 週以上確保している。履修登録単位数の上限設定については、教養教育は全学部、専門教育は医学部と歯学部を除いた全学部において実施している。学生生活調査により、授業外の学修時間を把握するとともに、自主学修の指針やオフィスアワー等をシラバスに記載するとともに、語学教育用 CALL システム、eラーニングシステムの利用を推進し、十分な自主学修時間の確保に配慮している。さらに、主体的学習促進支援システム（LACS）の導入とパソコン必携化によりアクティブ・ラーニングの促進を図っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

各授業科目のシラバスには、シラバス記載ガイドラインに基づき、授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学修等について、具体的な指示や教科書・参考文献、履修条件等を記載し、学生が各授業科目の予習・復習等の準備学修を進めるための基本的事項を示し（資料 5-2-③-1）、本学公式ホームページに掲載している（前掲資料 5-2-②-3）。なお、平成 26 年度からのシラバスでは、学生による活用向上を目的として、「授業の概要」を「授業の概要及び位置づけ」、「備考（準備学修等）」を「学生へのメッセージ」と修正して掲載している。

学生の活用状況については、「学生による授業評価」の評価項目として分析を行っている。分析結果では、「シラバスは授業の目標や計画及び評価方法を適切に示していた」とする肯定的意見が 85.4%を占め（資料 5-2-③-A）、適切なシラバスが作成され、学生にとって重要な情報提供手段となっていることが確認できる。

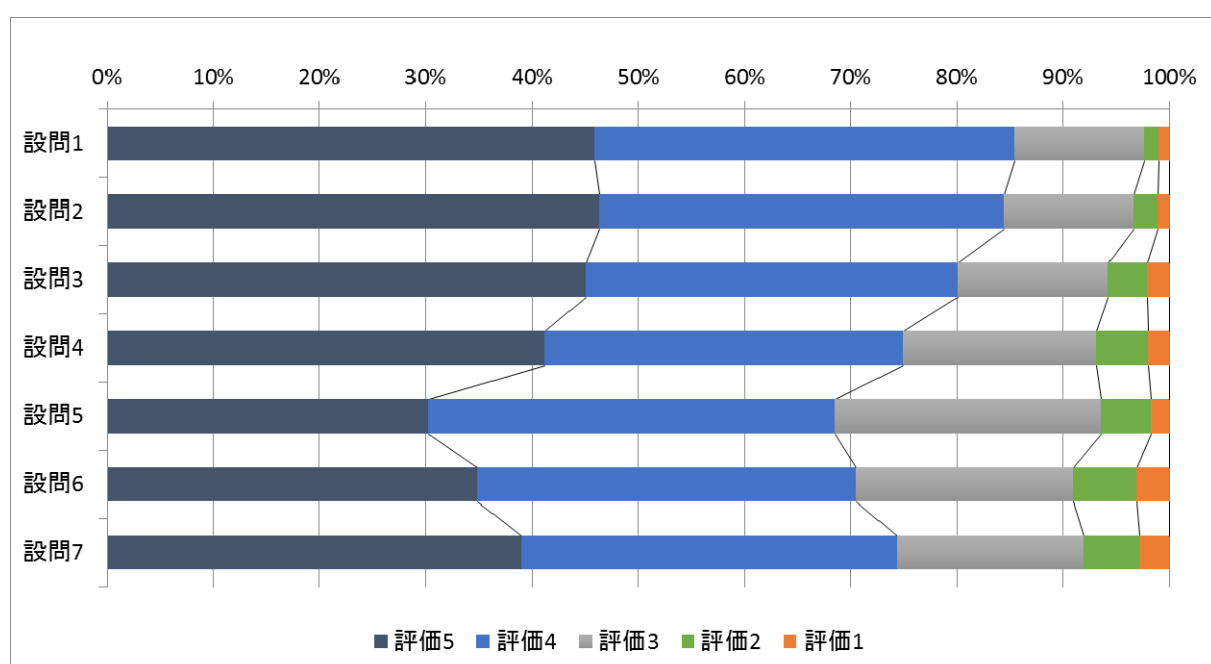
資料 5-2-③-A 「学部学生による授業評価（シラバスの活用状況）」（抜粋）

- 設問 1：シラバスは、授業の目標や計画及び評価方法を適切に示していた。
- 設問 2：授業は目的達成のため計画的に進められていた。
- 設問 3：授業担当者の教え方は適切であった。
- 設問 4：授業担当者は、学生が質問や相談をしやすい環境・雰囲気作りを行っていた。
- 設問 5：自分は、シラバスに記載された授業目標を達成することができた。
- 設問 6：自分は、この授業によって学習意欲が喚起された。
- 設問 7：総合的にみて、この授業は自分にとって満足できるものであった。

【評価 5：そう思う、評価 4：どちらかといえばそう思う、評価 3：どちらともいえない、評価 2：どちらかといえばそう思わない、評価 1：そう思わない】

	評価平均	評価 5 _(ω)	評価 4 _(ω)	評価 3 _(ω)	評価 2 _(ω)	評価 1 _(ω)	有効回答 _(ω)
設問 1	4.28	29985	25923	7989	895	655	65447
		45.8%	39.6%	12.2%	1.4%	1.0%	100.0%

設問 2	4.26	30317	24954	7967	1468	742	65448
		46.3%	38.1%	12.2%	2.2%	1.1%	100.0%
設問 3	4.17	29457	22888	9296	2424	1360	65425
		45.0%	35.0%	14.2%	3.7%	2.1%	100.0%
設問 4	4.07	26910	22062	11908	3140	1352	65372
		41.2%	33.7%	18.2%	4.8%	2.1%	100.0%
設問 5	3.90	19728	24994	16427	3018	1166	65333
		30.2%	38.3%	25.1%	4.6%	1.8%	100.0%
設問 6	3.93	22808	23262	13356	3913	2053	65392
		34.9%	35.6%	20.4%	6.0%	3.1%	100.0%
設問 7	4.02	25412	23054	11511	3388	1856	65221
		39.0%	35.3%	17.6%	5.2%	2.8%	100.0%



(出典 学生による授業評価)

資料5-2-③-1 シラバス記載ガイドライン

前掲資料5-2-②-3 シラバス (シラバス検索画面: 開講年度 2013~2014 年度)

【<https://nuweb.iimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>】

【分析結果とその根拠理由】

各授業科目のシラバスには、シラバス記載ガイドラインに基づき、授業内容、講義目的、評価基準・方法等の学修に必要な事項を明記し、本学公式ホームページで公開している。「学生による授業評価」の評価結果により、シラバスが適切に作成され、学生にとって重要な情報提供手段となっていることが確認できる。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

A0 入試で合格した入学予定者に対して、入学前教育として、基礎学力確認テストを実施するとともに、事前合宿による教育、通信添削・web 学修支援等により、早期に大学教育を体験する機会を提供し、基礎学力の定着を図っている（資料 5-2-④-1）。

入学後の学生に対しては、平成 23 年度までは、各学部で基礎学力が不足する学生への配慮として、英語、数学、物理、化学、生物を開設してきた。平成 24 年度より、教養教育の自由選択科目に、英語、数学、物理、化学、生物の 5 科目を開設している。受講者の多くは教養教育の単位を取得し、専門教育に進んでいる（資料 5-2-④-A）。なお、英語については、G-TELP（プレイスメントテスト）を活用した能力別講義を開講している（資料 5-2-④-B）。

資料 5-2-④-A 「平成 25 年度 教養教育リメディアル教育受講者数一覧」

学部名	基礎英語	基礎化学	基礎数学	基礎生物	基礎物理	総計
教育学部	0	6	3	5	6	20
経済学部	9	0	14	0	0	23
医学部	0	0	0	90	10	100
歯学部	0	0	0	25	0	25
薬学部	0	0	0	48	33	81
工学部	12	3	20	0	36	71
環境科学部	1	2	0	9	16	28
水産学部	0	0	2	0	3	5
総計	22	11	39	177	104	353

(出典 教育支援課作成資料)

資料 5-2-④-B 「平成 25 年度 習熟度別クラス編成資料」 (G-TELP (プレイスメントテスト) の活用状況)

授業科目名:総合英語Ⅱ (1 年前期の G-TELP の成績を活用)	授業科目名:総合英語Ⅲ (1 年後期の G-TELP の成績を活用)
学部名	学部名
水産学部	経済学部
	工学部
	環境科学部
	水産学部

(出典 教育支援課作成資料)

資料 5-2-④-1 平成 26 年度長崎大学入学前教育概要

【分析結果とその根拠理由】

A0 入試で合格した入学予定者を対象に入学前教育を実施し、早期に大学教育を体験する機会を提供することで、基礎学力の定着を図っている。また、教養教育の自由選択科目に、英語、数学、物理、化学、生物の 5 科目を開設し、基礎学力の定着を進めている。さらに、英語についてはプレイスメントテストを活用した能力別

講義を開講している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

経済学部には総合経済コース（夜間主）を設置しており（資料5-2-⑤-A），夜間の履修だけでも卒業が可能になるように、教養教育と専門教育の全授業を18:00～21:10の時間帯に経済学部キャンパスで開講している（資料5-2-⑤-1）。

平成24年度からの新教養教育では、2つのモジュールを夜間主コースで開講するとともに、専門教育では、学部導入科目、学部基礎科目、コース基礎科目、応用科目及び演習科目を配置し、基礎から順に専門領域における学修内容を学びやすい教育課程とし、学生便覧に基づき、適切な履修指導を実施している（資料5-2-⑤-2）。さらに、英語教育においては、全キャンパスにCALLシステム専用室を整備するとともに、eラーニングによる自学自習環境整備、学生の学修進捗状況の把握や教員と学生の双方向性のコミュニケーションを図るためのLACSの導入等、24時間アクセス可能な自学自習のためのICT環境を整備している。

また、長期履修制度を導入しており（前掲資料5-1-③-2），平成25年度において同制度を5人の夜間主学生が活用している（前掲資料5-1-③-F）。

資料5-2-⑤-A 「長崎大学学則（抜粋）」

（学部、学科、課程及び収容定員）

第2条 本学の学部には、次の学科及び課程を置く。

（省略）

2 経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

資料5-2-⑤-1 平成26年度 経済学部前期時間割（夜間主コース）

[【http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/under_g/data/schedule/h26_schedule_n_1st.pdf】](http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/under_g/data/schedule/h26_schedule_n_1st.pdf)

資料5-2-⑤-2 平成25年度 経済学部便覧（夜間主コース）pp.49～55

[【http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/under_g/data/handbook/h25_handbook_n.pdf】](http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/under_g/data/handbook/h25_handbook_n.pdf)

前掲資料5-1-③-2 長崎大学長期履修規程 [【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000510.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000510.html)

【分析結果とその根拠理由】

経済学部夜間主コースにおいては、教養教育を含む全ての科目を夜間に開講し、学修しやすいように経済学部キャンパスで授業を実施し、適切な履修指導を実施している。さらに、CALLシステムの導入、eラーニングシステムによる自学自習環境整備、LACSの導入等、24時間アクセス可能な自学自習のためのICT環境を整備している。また、長期履修制度も導入している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

学則第 1 条（前掲資料 5-1-①-B）に教育目的を明示するとともに、本学の卒業時に備えておくべき資質、能力を“全学共有学士像”（前掲資料 2-1-②-A）として掲げている。各学部においては、学部規程に学部及び学科並びにコースの理念・目的・使命（ディプロマ・ポリシー）を定め、ディプロマ・ポリシーとして、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと併せて、本学公式ホームページに公開するとともに（資料 5-3-①-1）、学生便覧、履修の手引等に掲載し、学生に周知している。

資料 5-3-①-1 ディプロマ・ポリシー

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/standard/policy.html>

【分析結果とその根拠理由】

各学部規程に学部及び学科並びにコースの理念・目的・使命（ディプロマ・ポリシー）を定め、ディプロマ・ポリシーとして本学公式ホームページで公開している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学則第 34 条の 2 の「成績評価基準等の明示等」に評価の基準をあらかじめ明示することを定め、学則第 42、43 条の「考査及び単位の授与」（資料 5-3-②-A）、学部規程及び長崎大学教養教育履修規程の「考査及び単位の認定」に、考査により単位の認定を行うことを定めている。さらに、長崎大学教養教育履修規程及び各学部等の規程に成績評価基準を定め、AA(90 点以上)、A(89 点—80 点)、B(79 点—70 点)、C(69 点—60 点)及びD(59 点以下)の 5 段階の評語で表し、本学公式ホームページ（資料 5-3-②-1）、学生便覧等に掲載し、学生に周知している。

成績評価基準に沿って具体的な成績評価の方法と合格基準を授業科目ごとにシラバス（前掲資料 5-2-②-3）に記載するとともに、それに基づいて成績評価を行っている（資料 5-3-②-2）。また、医学部、歯学部、経済学部（夜間主コース）を除く全学部において GPA 制度を導入している（前掲資料 5-2-②-2）。

資料 5-3-②-A 「長崎大学学則（抜粋）」

（成績評価基準等の明示等）

第 34 条の 2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(**審査及び単位の授与**)

第 42 条 学生が一の授業科目を履修した場合には、審査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 審査は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。

第 43 条 審査及び単位の認定は、学部規程又は教養教育履修規程の定めるところによる。

資料 5-3-②-1 「教養教育の学期・校時、単位制、授業科目の履修、審査、成績評価」

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/course/all/take/2012/result/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/course/all/take/2012/result/index.html)

資料 5-3-②-2 平成 25 年度 教養教育のモジュール科目及び学部の授業科目の成績分布

前掲資料 5-2-②-2 学部別履修関係一覧 (CAP,GPA 等)

前掲資料 5-2-②-3 シラバス (シラバス検索画面：開講年度 2013～2014 年度) (各授業科目の成績評価方法及び合格基準) [【https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on】](https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on)

【分析結果とその根拠理由】

「成績評価基準」等を学則及び規程に定め、本学公式ホームページ、学生便覧等に記載するとともに、各授業科目の成績評価の方法や合格基準をシラバス等で学生に周知している。また、評価方法はシラバスに記載し、それらに沿って評価を行っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学則第 34 条の 2 (前掲資料 5-3-②-A) に学修の成果に係る評価及び卒業の認定の明示について定め、学生便覧等で学生に対し成績評価の基準を示すとともに、科目ごとの具体的な評価方法をシラバスに示し、当該基準等により評価を行っている。

学修の成果に係る評価の客観性及び厳格性の確保を図るために「成績評価ガイドライン」(資料 5-3-③-1) を策定し、成績評価の著しい偏りを防止するとともに、教養教育のモジュール科目及び各学部の授業科目の成績分布等 (前掲資料 5-3-②-2) について、教務委員会をはじめ各学部において確認している。さらに、前期、後期の試験成績を直接学生に通知している。また、GPA を導入し、その結果を履修科目の登録の上限の特例等に用いるとともに (前掲資料 5-2-②-2)、工学部及び水産学部においては、成績評価等の適正について、JABEE (日本技術者教育認定機構) 認定を受けている (前掲資料 5-1-②-3)。

さらに、全ての学部において、学生からの成績評価に関する異議申立ての制度を設けている (資料 5-3-③-A)。

資料 5-3-③-A 「参考例：長崎大学教育学部における履修等に関する内規 (抜粋)」

(成績評価に関する申立て)

第 19 条 規程第 17 条第 2 項による申立てを行おうとする学生は、成績公開日から 2 週間以内 (4 年次生後期の成績については 2 日以内) に所定の様式による申立書を学務係に提出するものとする。

2 申立てを受けた授業担当教員は、申立書受理日から 1 週間以内 (4 年次生後期の成績については 2 日以内) に所定の様式による回答書を学務係に提出するものとする。

3 教務委員長は、前項の回答書の内容について申立てを行った学生に通知するものとする。

4 申立書への回答の通知を受けた学生は、回答内容についての確認書を作成のうえ学務係に提出するものとする。

資料 5-3-③-1 長崎大学成績評価ガイドライン

前掲資料 5-1-②-3 工学部、水産学部の JABEE 認定書

前掲資料 5-2-②-2 学部別履修関係一覧 (CAP,GPA 等)

前掲資料 5-3-②-2 教養教育のモジュール科目及び各学部の授業科目の成績分布

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の客観性及び厳格性を担保するため「長崎大学成績評価ガイドライン」を定めるとともに、教務委員会による成績分布等の把握、GPA 制度の導入、JABEE 審査の受審、学生からの異議申立て制度等を実施している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学則第 45～47 条（資料 5-3-④-A）に「卒業及び学位の授与」として、在学すべき年数以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与することを定めている。それに基づき、各学部の規程に卒業要件の詳細を定め、学生便覧及び本学公式ホームページ（資料 5-3-④-1）等に掲載し、学生に周知している。

なお、多文化社会学部、医学部及び歯学部では進級要件を、それ以外の学部では卒業研究（ゼミ）着手要件等として上級学年に進級する条件を設け（資料 5-3-④-2）、学生便覧等で学生に周知し、学生が系統的に学修を進めるための支援としている。

資料 5-3-④-A 「長崎大学学則（抜粋）」

（卒業及び学位の授与）

第 45 条 第 4 条に規定する期間（第 15 条及び第 16 条の規定により入学を許可された者については、第 17 条第 1 項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、各学部において必要と認めるときは、在学期間及び卒業要件単位に加え、卒業の要件を課することができる。

2 卒業要件単位のうち、第 32 条第 2 項の授業の方法により修得できる単位数は、別に定めのある場合を除き 60 単位を超えないものとする。

第 46 条 学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。この条において同じ。）に 3 年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第 4 条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

2 前項に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。

(1) 学修の成果に係る評価の基準その他の前項に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表している学部の学生であること。

(2) 第 41 条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用している学部の学生であること。

(3) 学生が卒業要件単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

(4) 学生が前項に規定する卒業を希望していること。

第 47 条 学位の授与等については、長崎大学学位規則（平成 16 年規則第 11 号）の定めるところによる。

資料 5-3-④-1 参考例：経済学部学生便覧（p.17 第 22 条、別表 1）

http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/under_g/data/handbook/h25_handbook_d.pdf

資料 5-3-④-2 進級・卒業研究等着手要件

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準を学則、各学部規程に定め、本学公式ホームページ、学生便覧等に記載し、学生に周知するとともに、卒業判定も各部局教授会の議を経て適切に行っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

基本規則第3条（前掲資料5-1-①-A）に規定する理念に基づき、大学院学則第1条において大学院における教育目的を、第2条において修士課程（博士前期課程）、博士課程（博士後期課程）及び専門職学位課程の教育目的を、第7条の2において教育課程の編成方針を明確に定めている（資料5-4-①-A）。

これらの方針に基づき、各研究科は、研究科、課程、コース及び専攻の目的（ディプロマ・ポリシー）を研究科規程に定め、さらに、ディプロマ・ポリシーに定めた水準の人材を育成するための学修の系統性に配慮した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を同規程に定めている。この方針は、カリキュラム・ポリシーとして、本学公式ホームページに掲載されている（前掲資料5-1-①-2）。

資料5-4-①-A 「長崎大学大学院学則（抜粋）」

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学に必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（教育課程の編成方針）

第7条の2 各研究科（教育学研究科教職実践専攻を除く。）は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科教職実践専攻は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名 称	研 究 科	専 攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

前掲資料5-1-①-2 カリキュラム・ポリシー

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/curriculum/policy.html>

【分析結果とその根拠理由】

基本規則に規定する理念に基づき、大学院学則に大学院での教育目的を、修士課程、博士課程及び専門職学

位課程における教育目的を明確に定めている。また、各研究科においては、研究科規程に教育課程の編成及び実施方法に関する基本方針を定めるとともに、カリキュラム・ポリシーとして本学公式ホームページに掲載し、学生をはじめ広く社会に周知している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

各研究科が授与する学位については、長崎大学学位規則（資料 5-4-②-A）に定めている。これらに基づき、各研究科規程で、各研究科、課程及びコース並びに専攻等の理念・目的・使命（ディプロマ・ポリシー）を定め、さらに、授与する学位の内容や水準に到達した人材を育成するためのカリキュラム・ポリシーを策定している。各研究科の教育課程の体系的性は、資料 5-4-②-B に示すとおりである。さらに、修士課程（博士前期課程）、博士課程（博士後期課程）及び専門職学位課程それぞれについて、授業科目、単位数、標準履修年次、履修方法等をカリキュラム・マップとして本学公式ホームページで公開している（前掲資料 5-1-②-1）。また、各授業科目のシラバスを作成し、学務情報システム（NU-Web）で学生及び教職員に周知している（前掲資料 5-2-②-3）。

各研究科の教育課程及び各科目の内容や水準については、ディプロマ・ポリシーに基づき、それぞれの研究科教務委員会で検討し、資料 5-4-②-B に示すように、適切に維持している。

資料 5-4-②-A 「長崎大学学位規則（抜粋）」

別表

学位及び専攻分野の名称

2 研究科

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学）、修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	修士（工学）
	生産システム工学専攻	博士後期課程	博士（工学）
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	博士（工学）
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士（学術）、修士（水産学）
	環境共生政策学専攻 環境保全設計学専攻		修士（学術）、修士（環境科学）
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士（学術）、博士（水産学）、博士（環境科学）
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	博士（水産学）、博士（環境科学）、博士（海洋科学）

医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	修士課程	修士 (熱帯医学)
	保健学専攻		修士 (看護学), 修士 (理学療法学), 修士 (作業療法学)
	医療科学専攻	博士課程	博士 (学術), 博士 (医学), 博士 (歯学), 博士 (薬学)
	新興感染症病態制御学系専攻		博士 (学術), 博士 (医学), 博士 (歯学), 博士 (薬学)
	放射線医療科学専攻		博士 (学術), 博士 (医学), 博士 (歯学), 博士 (薬学)
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士 (薬科学)
博士後期課程		博士 (学術), 博士 (薬科学)	
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	修士課程	修士 (公衆衛生学)

資料5-4-②-B 「各研究科の教育課程の体系的性及びその内容の適切性」に関する考え方

研究科名	教育課程の体系的性等
教育学研究科	<p>教育課程の体系的性について、教職実践専攻では、教育実習を中心に据え、学校・学級経営実習、教育課程の編成・学修指導案作成実習、生徒指導・教育相談実習、以上の実習を踏まえた学校教育実践実習を配し、長期にわたる体系的な実習を配置している。また、「I」の付く基礎的内容の授業・実習科目はストレート・マスターの学生に、「II」の付く発展的内容の授業・実習科目は現職教員学生に開設し、教職経験に応じて両者の達成すべき水準に差異を設けている。教科実践専攻でも、実践的授業能力を培うために「実践授業研究」、「教材開発」、「教育実践演習」等の実践的授業科目を必修としている。</p> <p>教育課程の特徴について、教職実践専攻では、理論と実践の融合を図り、「現場力(実践力)=的確な子ども理解力+授業力+コミュニケーション力」の形成を図る。教科実践専攻では、教育実践の授業科目(必修)として「教育実践演習」を1・2年次の両方に設置し実習の連続性を保証している。</p> <p>教育課程の適正について、教職修士(専門職)及び修士(教育学)の学位に照らして、上記のように、高度な教育実践力を培うための体系的な教育課程の編成になっている。</p>
経済学研究科(博士前期課程)	<p>教育課程の体系的性について、研究コースでは、基礎講義科目で基礎知識、特化講義科目で専門知識の修得が可能となるよう科目を配置している。経営学修士コースでは、ベーシック科目で基礎知識、コース科目で専門知識の修得が可能となるよう科目配置をしている。これらを基に、研究コースでは修士論文、経営学修士コースでは課題レポートを執筆する。</p> <p>教育課程の特徴について、シラバスに授業方法及び各回の授業内容等の各授業科目を履修するための基本的事項を示している。また、「研究指導計画」、「研究目的」、「研究指導体制」等を学生に示し、公式ホームページでも公開している。</p> <p>教育課程の適正について、「高度専門職業人」が備えるべき知識や能力を学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)として明確化し、明確な審査基準を厳格に適用している。これらは公式HPで公開している。</p>
経済学研究科(博士後期課程)	<p>教育課程の体系的性について、1年次には、意思決定に不可欠な知識を修得するために講義科目を配置している。1年次において、課程修了に必要な講義科目(6科目12単位)が受講可能な講義時間割を提供している。1年次後期からは、演習を配置している。演習は、1年次後期、2年次前期及び2年次後半以降の、3つの段階に区分している。</p> <p>教育課程の特徴について、演習は、1年次後期には研究テーマを決定するための演習(テーマサーベイ)から、2年次前期の演習(リサーチ演習)を経て、2年次後期以降の演習(特別演習)という3段階で構成され、論文の作成過程における経過管理を行うこととしている。</p> <p>教育課程の適正について、経営意思決定専攻の下での学位名である「博士(経営学)」の学位授与に対して、「意思決定基礎」、「意思決定情報」及び「意思決定応用」という3つの教育研究分野に区分している。講義科目では、「トップマネジメント特論」を必修としているほか、「企業行動原理特論」及び「企業管理特論」から1科目の選択を義務付けている。</p>
医歯薬学総合	<p>教育課程の体系的性について、医歯薬学総合研究科博士課程では、低学年履修科目として共通科目及び、</p>

<p>研究科【博士課程 (医療科学専攻・新興感染症病態制御学系専攻・放射線医療科学専攻)・博士後期課程 (生命薬科学専攻)】</p>	<p>主科目又は副科目の演習及び実習を設けている。共通科目では医歯薬全分野から幅広い知識と技術を、主科目と副科目の演習並びに実習では専門知識及び技術の基本を身に付ける。その後、高学年履修科目である論文研究Ⅰ・Ⅱでは、実際に研究を遂行しながらデータの解析及び学術論文の作成を身に付ける。</p> <p>教育課程の特徴について、本教育課程では医歯薬学総合研究科の強みを生かし、医歯薬にまたがった広い分野の授業科目を履修することが可能である。</p> <p>教育課程の適正について、医歯薬全てにまたがるカリキュラムは選択の自由度が高く、博士 (学術)、博士 (医学)、博士 (歯学)、博士 (薬学) 及び博士 (薬科学) の授与に対し十分な対応が可能である。</p>
<p>医歯薬学総合研究科【修士課程 (熱帯医学専攻)】</p>	<p>教育課程の体系性について、入学者は既に医学士及び医師免許を取得し2年以上の臨床実地経験を有する医師であるため、その知的な基盤の上に乗って更なる熱帯医学に特化した専門知識及び研究能力を修得する。特に感染症制御に資する専門領域として、疫学、公衆衛生学、病害動物学、臨床感染症学、病原微生物学の基礎及び先端知識を半年間の座学並びに実習により修得し、残りの半年間これらに関する先端研究グループに参加してテーシス論文を作成することにより研究能力を育成する。</p> <p>1) 1年間の課程であることから、論文研究と座学を平行して実施している。</p> <p>2) 2年以上の臨床経験を持つ医師が入学者であることから、熱帯医学に特化した専門知識の修得をさせる。</p> <p>3) 国際的環境下での活動、研究が必須となる熱帯医学であること、また外国人学生が全体の7割を占めるクラス編成のため、全て英語での授業を行っている。</p> <p>教育課程の特徴について、論文研究と座学の平行実施を行うため、熱帯医学専攻 (修士課程では、期間が1年間であることから、まず研究に必要な基礎的知識 (疫学、免疫学及び研究手法倫理) を学び、研究課題に着手する編成としている。また、熱帯医学に特化した授業実施とするため熱帯医学の座学実習は、2年以上の臨床経験を持つ医師が入学者であることから、既に医師として持っている一般医学基盤の上に熱帯医学に特化した専門知識の座学、実習を行っている。さらに、全ての座学、実習は英語で実施し、配布資料、参考図書も全て英語としている。</p> <p>教育課程の適正について、熱帯医学に関する専門知識を習得する講義実習、研究能力を修得する先端研究グループの指導による修士論文作成を十分にいき、修士 (熱帯医学) の授与に対して十分な対応が可能である。</p>
<p>医歯薬学総合研究科【修士課程 (保健学専攻)】</p>	<p>教育課程の体系性について、医歯薬学総合研究科保健学専攻修士課程では、保健学専攻共通科目及び分野専門科目を設けている。共通科目では保健学全分野から幅広い知識と技術を身に付け、分野専門科目では専門知識及び技術の基本を身に付ける。特にセミナー、特別研究では自分自身の研究テーマに関する研究を遂行しながら、文献レビュー、各種研究手法、データ解析及び論文執筆技術等を身に付ける。</p> <p>教育課程の特徴について、本教育課程では医歯薬学総合研究科の強みを生かし、一部他専攻の授業科目を履修することが可能である。</p> <p>教育課程の適正について、教育課程の適正について、修士 (看護学)、修士 (理学療法学)、修士 (作業療法学) の学位取得のための適切な教育課程を整備し、授業科目の構成、実習科目を配置するなど、その内容、水準は適切である。</p>
<p>医歯薬学総合研究科【博士前期課程 (生命薬科学専攻)】</p>	<p>教育課程の体系性について、博士前期課程生命薬科学専攻は薬学部を基礎学部とし、創薬研究者及び高度専門職業人育成を目的としており、その構成は大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。</p> <p>医歯薬学総合研究科博士前期課程では、履修科目として薬科学演習及び薬科学特別実験を設け、薬学全分野から専門知識と技術を身に付ける。また、講義科目においても薬学全分野から幅広い専門知識及び技術の基本を身に付けられるように特論が創意工夫し準備されている。</p> <p>教育課程の特徴について、医薬品開発に関わる創薬プロセスについて、製薬企業等の創薬研究経験者から学べる科目や生命薬科学研究領域の最新の話題を幅広く学べる科目を提供している。</p> <p>教育課程の適正について、薬科学の全領域を網羅した授業科目を提供し、かつ選択の自由度が高く、修士 (薬科学) の授与に対し十分な対応が可能である。また、修了の状況、学会発表件数、学術論文数、学会賞の受賞実績の結果を鑑み、高い水準の研究成果が学位論文にまとめられている。</p>
<p>工学研究科 (博士前期課程)</p>	<p>工学研究科 (博士前期課程) の教育課程は、「高度基礎科目」、「英語実践教育科目」、「技術者・研究者実践科目」、「コース特化専門科目」及び「高度専門科目」の5つの科目群により体系的に編成されている。数学、物理学並びにシミュレーション等の「高度基礎科目」、英語によるコミュニケーション能力を養う「英語実践教育科目」及び産業、知財、環境等の知識を修得し社会性を養う「技術者・研究者実践科目」の3つの科目群を専攻共通で開講し、産業界の基盤分野に対応した高度専門技術者及び研究者を養成することが本課程の特徴である。本教育課程はJABEEの認定を受けた工学部教育課程と一貫的に関連付けられており、ディプロマ・ポリシーに掲げた専門的・学際的知識、専門実践能力、技術創造能力等を修得した学生に対して修士の学位を授与している。このことから本教育課程はその内容、水準が授与する学位名に照らして適切となっている。</p>

工学研究科 (博士後期課程)	工学研究科(博士後期課程)の教育課程は、専攻共通の科目群である「総合科目」及び各コースの専門領域を対象とする「システム工学コース科目」、「電気情報工学コース科目」及び「物質工学コース科目」の3つの科目群により体系的に編成されている。「総合科目」においては、幅広い知識を基盤とした高い専門性を育成するために当該学生の副指導教員(指導教員の近縁分野の教員)が担当する「生産システム工学特別演習」、並びにコースの教育分野間の学際的な学術研究についての研究課題を学生ごとに与え、異なる専門領域の教員が連携して総合力・応用力を養う「生産システム工学特別研究」の2科目を専攻共通の必修科目としている。また、企業からの講師を含む複数の教員団による産学連携の講義を行い、それぞれ他分野の基礎的概念を与えるとともに工学の全体像を把握させる「生産システム工学特別講義」を開講している。「システム工学コース科目」、「電気情報工学コース科目」及び「物質工学コース科目」においては、各コースの専門分野を対象とする講義科目を配置しており、ディプロマ・ポリシーに掲げた高度な専門的・学際的知識、専門実践能力、創造的研究の推進能力等を修得した学生に対して博士の学位を授与している。このことから本教育課程はその内容、水準が授与する学位名に照らして適切となっている。
工学研究科 (博士課程5年一貫制)	工学研究科(博士課程(5年一貫制))の教育課程は、国際性を養う「英語・国際実践科目」、実践研究能力を高める「研究者養成実践科目」、俯瞰的な視野を養成する「高度基礎科目」、深い専門知識と高度専門技術を修得させる「先端技術科目」の4つの科目区分で構成されている。「英語・国際実践科目」と「研究者養成実践科目」はコースによらない共通必修科目とし、1年次から計画的に実施する。「高度基礎科目」を共通選択科目としており、履修科目が特定の科学技術分野に偏らない単位配分をとっている。特に、「英語・国際実践科目」においては、国際的に著名な研究者を招聘し、集中講義・演習形式によって英語コミュニケーション能力を育成する。さらに、「研究者養成実践科目」においては、自立した高度研究者になるためのトレーニングを行うとともに、指導者として必要となる研究指導に関する教育が行われている。ディプロマ・ポリシーに掲げた高度な専門的・学際的知識と国際的な視野に基づいた創造的・先導的研究の主体的な推進能力を修得した学生に対して博士の学位が授与されており、本教育課程はその内容、水準が授与する学位名に照らして適切となっている。
水産・環境科学 総合研究科(前期課程・環境科学系)	カリキュラム・ポリシーに基づき、博士前期課程においては、「共通科目」及び「共修科目」を導入することにより、環境科学分野及び水産学分野の学際融合を図り、博士後期課程はコース制の下、他コースからの専門科目履修を必須としている。博士課程(5年一貫制)は、「国際化教育科目」の標準履修年次を各年次に設定し体系的なカリキュラムを構築している。教育課程は体系的に編成されており、研究科規程に定めている。また、研究科ホームページに掲載するとともに履修案内へ明記し、学生へ配布することにより周知している。 教育課程の適正について、教育課程は明文化されたディプロマ・ポリシーに従って、学位審査規程が定められているほか、各科目の単位認定基準も明確に示されている。
水産・環境科学 総合研究科(前期課程・水産学系)	教育課程の体系性について、「環境や食糧等の問題に解決に貢献する実践的指導力を持つ高度専門職業人並びに国際性の高い研究者等を養成する」という目的の下、水産学及び環境科学分野の学際融合が図れるように、教育課程を体系的に編成している。 教育課程の特徴について、水産及び環境科学分野にまたがる「共通科目」及び「共修科目」により学際融合を図っているほか、「特別研究I, II」で学術の発展動向を、「サイバネティクス演習」で社会からの要請をそれぞれ反映させた科目を開講している。 教育課程の適正について、教育課程は明文化されたディプロマ・ポリシーにしたがって、学位審査規程が定められているほか、各科目の単位認定基準も明確に示されている。
水産・環境科学 総合研究科(後期課程・環境海洋資源学専攻)	教育課程の体系性について、水産学系・環境科学系教員による多様で専門的な講義科目を選択必修として配置している。また、幅広い観点からの問題解決能力及び独創的研究能力を養うために「特別講義」「特別演習」を、専門領域に関する視野の拡大を目指して「学外実習」を開講している。 教育課程の特徴について、2つの教育コースの共通科目として、複数の教員による分野横断型の特別講義や、実学的経験を重視した関連施設におけるフィールド実習、附属練習船による海洋実習及び寄港地(韓国)での国際シンポジウム等を通じて、実践的な問題解決能力を養成する。 教育課程の適正について、学生の多様な履修ニーズに応えるため、個々の学生に対し、指導教員と副指導教員を定め、個々の学生に適した授業科目の履修指導を行うなど柔軟なカリキュラムを適切に実施している。
水産・環境科学 総合研究科(博士課程(5年一貫制)・海洋フィールド生命科学専攻)	教育課程の体系性について、「海洋環境・生態系の保全と回復、資源の持続的生産等に関する学際研究を国際的に展開し、海洋からの食料供給の持続的確保のための科学的基盤に貢献する卓越した海洋フィールド研究者を養成する」とする本課程の目的に沿って、教育課程の編成がなされている。特にフィールド研究者養成に必要な専門知識と国際性を、学年進行に沿って体系的に修得できるシステムを構築している。 教育課程の特徴について、本課程では複数の教員(教員集団)による教育研究指導体制を採用している。また、研究の立案・論文作成等、研究者養成教育、最先端の調査・研究手法を身に付けさせるための実践教育、国際性を身に付けさせるため国際化教育を実施している。国際化教育では、海外の研究者を招聘しての英語による講義、国際学会での英語による口頭発表、国際シンポジウムの企画、半

	年間の海外留学等を課している。 教育課程の適正について、ディプロマ・ポリシーに従った教育体制・授業内容を設定しており、授与する学位に適した教育を実施している。
国際健康開発研究科	教育課程の体系的性について、カリキュラム・ポリシーに沿って、一年次前期の基礎科目修得、それに続く開発途上国での短期フィールド研修（実習科目）、後期の応用科目習得、二年次の長期インターンシップ（実習科目）と課題研究報告書・修士論文作成が編成され、系統的な教育課程方針が明確に定められ、体系的に編成されている。 教育課程の特徴について、カリキュラムは、Master of Public Health(MPH:公衆衛生学修士)に不可欠な国際保健に関する学際的・分野横断的知識と技術の修得がなされるように体系的に構成されている。 教育課程の適正について、米国の公衆衛生学校協会の推奨する理念を踏襲し、修士（公衆衛生学）の学位取得のための適切な教育課程を整備し、授業科目の構成、実習科目を配置するなど、その内容、水準は適切である。

(出典 総務企画課作成資料)

前掲資料5-1-②-1 カリキュラム・マップ

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ia/about/disclosure/education/curriculum/map.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ia/about/disclosure/education/curriculum/map.html)

前掲資料5-2-②-3 シラバス（シラバス検索画面：開講年度 2013～2014 年度）

[【https://nuweb.iimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on】](https://nuweb.iimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の学位に合致したディプロマ・ポリシーを策定し、それを実現するためのカリキュラム・ポリシーに基づき適切な内容と水準の教育課程を体系的に編成している。教育課程及び各科目の内容や水準については、それぞれの教務委員会での検討により、適切に維持されている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

教育課程の編成又は授業科目の内容等については、学長が学生と直接対話する「学長と卒業予定者との懇談会」、「学長とのしゃべり場」、全学生を対象とした「学生生活調査」、修了生や就職先企業を対象としたアンケート調査を実施するなど、学生や社会の要請を把握するように努めている。中でも、修了生に対するアンケート結果からは、語学教育、最先端教育の充実に対する要請が読み取れる（前掲資料5-1-③-A）。これらのアンケート結果、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等にも配慮し、以下のような教育を実施している。

1) 多様な学修形態への対応

大学院学則第15～17条（資料5-4-③-A）に、「他の研究科等における履修等」、「他の大学院における授業科目の履修等」、「入学前の既修得単位の認定」、「留学及び長期にわたる教育課程の履修」、「他の大学院等における研究指導」について定めている。これらに基づき、長期履修制度（資料5-4-③-B）、他研究科の授業科目の履修（資料5-4-③-C）、国内外の他大学院との単位互換（前掲資料5-1-③-C）を行っている。

2) インターンシップ

大学院学則に基づき、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うインターンシップによる単位認定を行っている（資料5-4-③-D）。

資料5-4-③-A 「長崎大学大学院学則(抜粋)」

(他の研究科等における履修等)

第15条 第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位(教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 所属研究科の教授会において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

資料5-4-③-B 「平成25年度長期履修学生一覧」

学部／研究科名	学科／課程名	学 年				
		1	2	3	4	総計
経済学部	総合経済学科(夜間主)			1	4	5
経済学部 集計				1	4	5
経済学研究科	博士後期課程 経営意思決定専攻			4		4
	博士前期課程 経済経営政策専攻	2	4			6
経済学研究科 集計		2	4	4		10
工学研究科	博士後期課程		1			1
工学研究科 集計			1			1
水産・環境科学総合研究科	博士後期課程	3	3			6
	博士前期課程		1			1
水産・環境科学総合研究科 集計		3	4			7
国際健康開発研究科	修士課程	1				1
国際健康開発研究科 集計		1				1
医歯薬学総合研究科	修士課程		3			3
	博士課程		1	1	2	4
医歯薬学総合研究科 集計			4	1	2	7
生産科学研究科	博士後期課程			9		9
生産科学研究科 集計				9		9
総 計		6	13	15	6	40

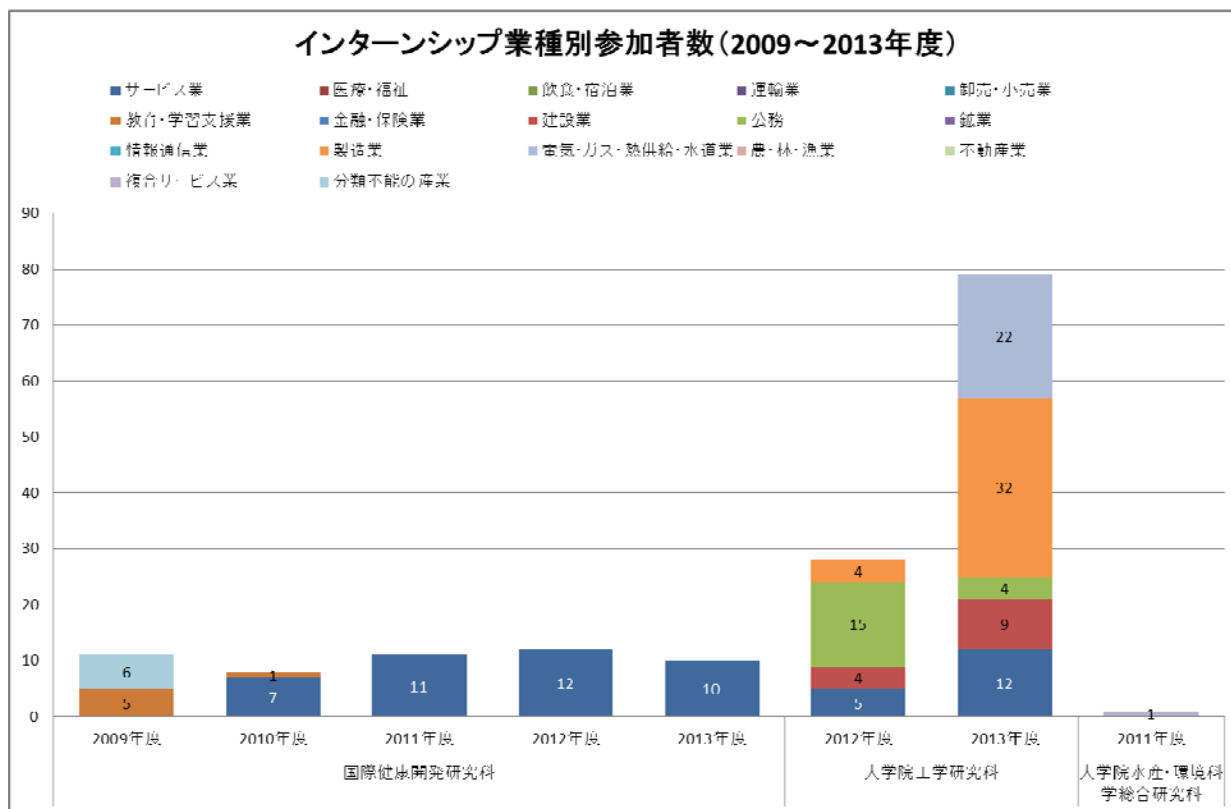
(出典 教育支援課作成資料)

資料5-4-③-C 「他研究科の授業科目の履修状況一覧」

年度	年度	他の研究科名	授業科目名	単位数	履修人数
医歯薬学総合研究科	H24 年度	国際健康開発研究科	国際保健（グローバルヘルス）総論	1	8
医歯薬学総合研究科	H24 年度	国際健康開発研究科	小児保健	1	8
水産・環境科学総合研究科 博士前期課程（環境系）	H24 年度	教育学研究科	コミュニケーションの心理学	2	1
水産・環境科学総合研究科 博士前期課程（環境系）	H24 年度	教育学研究科	保育学特論	2	1

(出典 教育支援課作成資料)

資料5-4-③-D 「インターンシップ実施状況一覧」



(出典 教育支援課作成資料)

3) 国際化・グローバル化教育への対応

秋季入学を実施するとともに（前掲資料4-1-②-B, 資料5-4-③-1），外国語による授業（資料5-4-③-2）を実施し，留学生の学修に配慮している。特に，医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻においては，全ての授業を英語で実施している（前掲資料④-1-①-1, 資料5-4-③-3）。また，経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科では，ダブル・ディグリー・プログラムを実施している。中でも，工学研究科は，済州大学校大学院工科大学と協定を締結し，博士前期課程学生を対象としたダブル・ディグリー・プログラムを実施している。当該プログラムの修学期間は3年間を基本とし，長崎大学で2年間，及び済州大学校で1年間の学修・修士論文の作成を行う。双方の大学の修了要件を満たした場合，両大学の学位（修士）を取得することができる（資料5-4-③-4）。

さらに，海外派遣については，本学の海外実習等経費による海外拠点等での長期実習をはじめ，国際学会での発表等，また，日本学生支援機構の留学生交流支援制度（短期派遣）経費による海外派遣等，組織的に取り組んでいる（前掲資料5-1-③-8）。

4) 社会からの要請，学術発展動向，研究成果の教育内容への反映

本学の教員は，授業内容と関連する研究活動を行っており，研究成果や学問の進展を授業に生かしている。また，社会からの要請を授業に反映させている。例えば，「生命科学トピックスⅠ，Ⅱ」（医歯薬学総合研究科）では，創薬の基盤となる有機化学，生化学，薬理学等の最先端の生命薬科学のトピックス，さらには，薬学の様々な研究分野における最新の情報について講義している。また，「地域経済特講」（経済学研究科）では，長崎経済と地域政策について講義し，地域からの要請に答えている（前掲資料5-1-③-9）。

5) 社会からの要請に応える特色ある取組

評価期間中に資料5-4-③-Eに示す8つのプログラム（支援が終了したプログラム：4，支援期間中のプログラム：4）を「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業として実施している。これらのプログラムは、学術の発展動向を教育に反映させて社会からの要請に沿うものになっている。

支援期間中のプログラムとしては、例えば、「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム（平成24～30年度 文部科学省：博士課程教育リーディングプログラム）」が医歯薬学総合研究科において実施されている。このプログラムは、「熱帯病・新興感染症の制御」を課題に掲げ、グローバルな視点で国際リーダーとして活躍できる人材を育成するもので、学位論文作成を通して行う分野別の専門教育に加え、ケニアとベトナムの本学海外感染症研究拠点施設とフィールド、WHO等の国際機関、海外の協力研究施設、NGO等において分野横断的なカリキュラムによる実践的な教育が行われている。工学研究科においては、「日中韓の大学間連携による水環境技術者育成（平成22～26年度 文部科学省：大学の世界展開力強化事業）」が採択されている。このプログラムでは、水環境の診断・予測、水質浄化・廃水処理、海水淡水化等、本学が優位性を誇る技術を修得させ、アジア地域に貢献できる実践能力に優れた高度専門技術者を育成するための「特別コース」を設置している。中国、韓国から留学生を受け入れ、国内企業と緊密に連携した長期インターンシップの導入（3ヶ月）、課題解決型学修の強化等により質の高い実践的な教育を行い、修了した留学生の日本企業への就職を強力に支援するとともに、修得した水環境技術のアジアでの活用の促進を図っている。なお、この取組を更に発展させ、工学研究科総合工学専攻「国際水環境工学コース」（博士前期課程）及び生産システム工学専攻「国際水環境科学コース」（博士後期課程）を、平成27年度設置に向けて準備を進めている。

支援期間が終了した4のプログラムについては、全プログラムにおいて、プログラムの成果をカリキュラム等に組み込んだり、新たなプログラムへ発展させたりすることで、プログラムの成果を教育改革に反映させている（資料5-4-③-E）。

例えば、「九州がんプロフェッショナル養成プラン（平成19～23年度 文部科学省：がんプロフェッショナル養成プラン）」においては、がんプロ全国eラーニングクラウドを活用した大学院教育を実施して多種連携教育体制を構築し、その成果を「九州がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン（平成24～28年度 文部科学省：がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン）」に発展させており、社会からの要請に応える形で成果を展開している。また、「新興金融市場分析の専門家育成プログラム（平成20～22年度 文部科学省：組織的な大学院教育改革推進プログラム）」においては、支援期間終了後に、プログラムの実施分野をファイナンス分野に加えて経営学分野にも拡張し、西南経済大学（中国）とのダブル・ディグリー・プログラム制を構築するなど、「アジア型ビジネス人材育成プログラム」として発展させている。

資料5-4-③-E 「国公立大学を通じた大学教育改革の支援事業採択プログラム（大学院）」
（プログラム継続中の取組）

文部科学省 事業名	採択プログラム	人材養成の目的	人材養成の内容・方法	実施部局/期間
博士課程教育 リーディング プログラム	熱帯病・新興感染症制御グローバル リーダー育成プロ グラム	熱帯に蔓延する感染症及び国際的に脅威となる新興感染症について幅広い知識と技術、及びグローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成する。	海外拠点や国際機関等での感染症対策(On-the-job トレーニング)、インターンシップ、協力機関での病原体取扱いトレーニング等実践的なカリキュラムを構築 世界保健機関(WHO)、国立感染症研究所、各省庁、他大学、民間の製薬企業の専門家や研究者のほか、世界の感染症対策において第	医歯薬学総合研究科： H24～H30

			一線で活躍する専門家をリーディング大学院非常勤講師として招聘して各科目の講義に組み入れ、広く産学官にわたる教育体制を構築	
未来医療研究 人材養成拠点 形成事業	「医工の絆」ハイブリッド医療人養成コース～出島マインドで医療ものづくり～	先進的な医療と機械・電子工学分野の高い技術を活かし、学生・教員相互乗り入れ型の医工連携教育によりハイブリッド医療人を養成する。	ハイブリッド医療人養成コースでは、医学部を卒業した学生と工学研究科博士前期課程を修了した学生が、両研究科、産学官連携戦略本部、連携民間企業の教員陣からの実践的な教育を共修	医歯薬学総合研究科： H25～H29
大学の世界展開 開力強化事業	日中韓の大学間連携による水環境技術者育成	水環境の保全と水資源の持続的な利用のため、水環境の診断・予測、水質浄化・排水処理、海水淡水化などの技術を修得させ、アジア地域に貢献することのできる実践的能力に優れた高度専門技術者を育成する。	中国・韓国の 11 大学と締結した交流協定に基づくコンソーシアムや産業界、自治体と産学官コンソーシアムを構築 「水環境保全プログラム」と「水処理・水利用プログラム」の2つのカリキュラムを構成し、実践的能力を身に付けさせるために他大学や産業界から招聘した優れた技術・実務経験を有する教員団による課題解決型授業(PBL)を開講するとともに、長期インターンシップ(3ヶ月)を実施	工学研究科： H22～H26
がんプロ フェッショナル 養成基盤推 進プラン	九州がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン	がんに関する高度な知識と国際的な視野を持ち、チーム医療を意識したがん専門医療人を養成する。	九州大学を代表とし、「地域がん医療に貢献する講座」を中心に関連病院、各県の医師会、九州地方知事会と連携して九州におけるがん専門医療人の均てん化の基盤を構築	医歯薬学総合研究科： H24～H28

(プログラム期間終了後の取組)

文部 科学省 事業名	採択プロ グラム	人材養成の目的	人材養成の 内容・方法	部局・ 期間	終了後のプログラムに おける特筆すべき内容
がんプロ フェッ ショナル 養成プラ ン	九州がんプロフェッショナル養成プラン	がん医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師及びその他の医療従事者を養成する。	九州大学を中心とした九州 13 大学、31 がん拠点病院、緩和ケア専門病院によるネットワーク(九州がんプロフェッショナル養成協議会)を構築し、行政や医師会と連携して九州全域にがんの教育を展開	医歯薬学 総合研究 科： H19 ～ H23	「がんプロフェッショナル養成プラン」に続き、平成 24 年度から新たな人材育成事業「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」がスタートした。新がんプロでは、がんプロ全国 e-learning クラウドを活用した大学院教育を実施し、多職種連携教育の構築を行っている。がんに関する高度な知識と国際的な視野をもち、チーム医療を実践できるがん専門医療人を養成するプログラムと、がん地域医療や離島・僻地医療を理解し、即戦力として活躍できるがん専門医療人を養成する 2 つのプログラムがある。
組織的な 大学院教 育改革推 進プロ グラム	新興金融市場 分析の専門家 育成プログラ ム	ファンドマネジャーやアナリストなど、アジアを中心とする新興金融市場で活躍する高度専門職業人を育成する。	西南財経大学、上海財経大学や復旦大学など東アジアに位置する大学や東京証券取引所との緊密な交流ネットワークを生かし、 (1) 変化の激しいアジア市場で、適切な情報を	経済学研 究科： H20 ～ H22	本プログラムの成果を基に、ファイナンス分野に加え、新たに経営学分野にも拡張し、「アジア型ビジネス人材育成プログラム」を継続して展開している。また、英語による研究発表の場としての「国際カンファレンス」の継続実施等により、研究者間のネットワーク

			<p>収集し、目的に整合的な仮説を構築する実践的能力</p> <p>(2) ファイナンスの理論やデータ解析に関わる高度な分析能力</p> <p>(3) 国際的なビジネスの現場における議論や交渉に不可欠なコミュニケーション能力</p> <p>を涵養するカリキュラムを構築</p>		<p>の構築、グローバルに活躍できるファイナンス・プロフェッショナルの育成等、成果は顕著に表れている。</p> <p>これらのプログラムを基盤として、西南財経大学とのダブル・ディグリー・プログラムの実施等、大学院教育の充実・強化を図っている。</p>
国際連携による熱帯感染症専門医の養成	熱帯医学分野に関する高度の専門的知識能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養し、国際性を持つ熱帯医学の高度専門職業人を育成する。	熱帯感染症の最新情報をより多く学生へ提供し、海外教育人材による講義を行う。さらに学生自身が海外教育病院での臨床研修・研究をとおして医師としての経験を積むことを可能にする環境を構築	医歯薬学総合研究科： H21 ～ H23	海外病院からのオンライン臨床症例講義はGP期間終了後も同様の頻度で毎年実施している。海外臨床研修・研究では、GP期間終了後は、日本人学生に加え、留学生も自国または別の国のフィールドでの研究を行うことができるようになり、留学生の活動現場の実態により即した研究テーマの選択が可能となった。	
国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース	地球規模の健康に対処する分野で活躍できる高度な知識及び技能を有する実践的な人材を養成する。	国際基準を満たす学際的カリキュラムと2回の海外研修(短期フィールド研修と長期インターンシップ)を可能にするプログラム実施体制を構築	国際健康開発研究科 国際健康開発専攻 / H20 ～ H22	国際基準を満たす国際保健学カリキュラムとして、国際協力の現場での実践的能力の涵養を目指した途上国における短期フィールド研修(3週間)と長期インターンシップ(8ヶ月)を取り入れたプログラムを継続して展開している。さらに、国内外の専門家により構成される「アドバイザリーボード」を継続し、精緻で質の高い教育プログラムに向けた教育改革のための意見交換等を実施している。	

(出典 総務企画課作成資料)

※詳細については本学公式ホームページに掲載

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/contribution_education/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/contribution_education/index.html)

資料5-4-③-1	秋季入学状況
資料5-4-③-2	平成25年度 外国語による授業実施状況
資料5-4-③-3	平成26年度 医歯薬学総合研究科(熱研修士)カリキュラム 【http://www.tn.nagasaki-u.ac.jp/mtm/2014mtm_curriculum.html】
資料5-4-③-4	ダブル・ディグリー・プログラムに関する方針について
前掲資料4-1-①-1	アドミッション・ポリシー 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/admission/policy.html】
前掲資料5-1-③-8	平成25年度 海外プログラム等一覧
前掲資料5-1-③-9	参考例：平成25年度 学生の多様なニーズ、学術の動向発展等を反映した授業一覧

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、社会からの要請等に配慮し、インターンシップ、外国語による授業、ダブル・ディグリー・プログラム等の取組を実施するとともに、社会からの要請、教員の研究活動を通じて得られた成果、学術の発展動向を授業に反映している。さらに、「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業に採択された8つのプログラムを通じて、特色ある教育を展開している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

大学院での教育については、大学院学則第8条（資料5-5-①-A）で授業及び研究指導により行うことを定め、学則32条で（資料5-5-①-B）、授業は「講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしている。また、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所（外国における履修含む。）で履修させることができる。」としている。この大学院学則に基づき、各研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って、資料5-5-①-Cの考え方の下、講義、演習、実験、実習等の授業形態をバランスよく組み合わせている（資料5-5-①-D）。さらに、講義科目にアクティブ・ラーニングを導入するとともに、教育内容に応じて少人数授業、PBL型授業、フィールド型授業等を活用した適切な学修指導法の工夫を行っている（資料5-5-①-1）。例えば、医歯薬学総合研究科の「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」では、海外拠点や国際機関等での感染症対策・インターンシップ、病原体取扱いトレーニングの実施等、実践的なカリキュラムの構築、国際機関等の第一線で活躍する専門家における講義等の実施による教育体制の構築、また、国際健康開発研究科の「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」においては、国際基準を満たすカリキュラムの構築、短期フィールド研修及び長期インターンシップを可能にするプログラムの実施体制の構築等、プログラム等の教育内容に応じた適切な学修指導法が採用されている（前掲資料5-4-③-E）。

また、教育学研究科教職実践専攻においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として行う実習や教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を確保している（資料5-5-①-2）。

資料5-5-①-A 「長崎大学大学院学則（抜粋）」

（教育方法）

第8条 各研究科（教育学研究科教職実践専攻を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科教職実践専攻における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、同専攻の目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

資料5-5-①-B 「長崎大学学則（抜粋）」

（授業の方法）

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

資料5-5-①-C 「各研究科の授業形態に関する考え方」

研究科名	授業形態のバランス等
教育学研究科	<p>授業形態のバランスについて、教職実践専攻では、理論と実践の融合を図るねらいから、教育実習に10単位、他の授業科目に35単位を充てている。後者35単位の中には、講義科目であっても少人数授業や討論型の「クロスセッション」等を行っている授業科目もある。教科実践専攻でも、高度な授業能力を培うために「実践授業研究」「教材開発」「教育実践演習」等の実践的授業科目を必修科目として設け、演習・講義科目とのバランスに留意している。</p> <p>教育課程の特徴について、教職実践専攻では、「I」の付く基礎的内容の授業・実習科目と、「II」の付く発展的内容の授業・実習科目を開設して、学生の資質に応じて授業と実習の達成すべき水準に差異を設けている。教科実践専攻では、「教育実践演習」を1・2年次に必修の実践授業科目として設け、授業形態のバランスを維持している。</p> <p>特徴的な学修指導法について、教職実践、教科実践の両専攻とも、理論と実践を架橋するねらいから、教育実習を重視する一方、アクティブ・ラーニングや討論形式の授業を行うなどして、教育実践に係る問題の発見と解決に資する学修指導法を採っている。</p>
経済学研究科 (博士前期課程)	<p>授業形態のバランスについて、研究コースでは、研究テーマに応じたクラスターに所属し、経営学修士コースでは、職場の課題等に応じた科目群を選択する。いずれのコースも、1年次に講義を通じた専門知識を取得できるような科目を配置し、講義と並行して1年次～2年次の演習を通じて講義で取得した知識を論文執筆につなげられるように配慮している。テーマによっては複数教員による指導も可能となっている。</p> <p>教育課程の特徴について、特に経営学修士コースのファイナンス科目群を履修する学生のうち大学院GPのプログラムを履修する学生には、東京研修、西南財経大学での研修、カンファレンスでの英語による成果報告等を課している。</p> <p>特徴的な学修指導法について、社会人の受講の利便性に配慮して、平日の7校時及び土曜日にも履修可能となるよう時間割を編成している。</p>
経済学研究科 (博士後期課程)	<p>授業形態のバランスについて、課程修了に必要となる24単位のうち、演習は半分の12単位である。演習の単位数の配置は、1年次後期及び2年次前期における演習が、2単位、2年次後半以降における演習は6単位である。講義科目については1年次前期に6単位以上を履修可能としている。</p> <p>教育課程の特徴について、本専攻で実施する3回の報告会（テーマサーベイ報告会・特別演習中間報告会・博士論文中間報告会）での報告を順次行うことを義務付けている。</p> <p>特徴的な学修指導法について、院生の研究テーマに応じて複数教員を配置（1名の指導教員及び2名の副指導教員）している。なお、社会人院生の受講を容易にするため土曜日に全ての科目を開講している。</p>
医歯薬学総合研究科【博士課程 (医療科学専攻・新興感染症 病態制御学系専攻・放射線医療科学専攻)・ 博士後期課程 (生命薬科学専攻)】	<p>授業形態のバランスについて、授業は共通科目、演習、実習、論文研究からなる。複数の特徴あるコースワークを設けているが、一般のコースでは共通科目から8単位以上、所属専攻が開設する授業科目から主科目16単位以上、研究科が開設する授業科目から副科目6単位以上、計30単位以上の修得を修了要件としている。</p> <p>教育課程の特徴について、主科目及び副科目は低学年科目として演習及び実習を、高学年科目として論文研究を設けており、講義主体の共通科目から演習、実習、論文研究を経て学位論文作成を行う系統的な教育体制を採っている。</p> <p>特徴的な学修指導法について、座学、演習、実習を経て最終的に論文研究という能動学修へと導くことで、優れた研究者を養成することが可能な特徴的カリキュラムとなっている。</p>
医歯薬学総合研究科【修士課程 (熱帯医学専攻)】	<p>授業形態のバランスについて、熱帯病病原体の多角的理解のための座学実習講義の配置し、熱帯医学感染症の臨床に触れるためのオンライン講義の実施をするとともに、座学期間中の論文研究時間の確保をしている。</p> <p>教育課程の特徴について、病原体の多角的理解のため、同一病原体の座学実習は同一日若しくは数日以内に実施している。また、熱帯病の臨床に触れるため、フィリピン、ベトナムの国立病院からオンライン臨床症例検討講義を行っている。なお、座学期間中の毎週金曜日を研究日として確保している。</p> <p>特徴的な学修指導法について、座学、実習、海外からのオンライン講義と論文研究を、並列で行えるように配置することで、1年間での修士号取得が可能になるような特徴的カリキュラムとなっている。</p>

医歯薬学総合研究科【修士課程（保健学専攻）】	<p>授業形態のバランスについて、授業は共通科目、特論、セミナー（演習）、実習、特別研究からなる。一般の修士論文コースでは保健学専攻共通科目から10単位以上、分野専門科目から14単位以上、保健学専攻共通科目及び分野専門科目から6単位以上、計30単位以上の修得を修了要件としている。また、看護学分野においては、複数の特徴あるコースワークを設けており、それぞれのコースに必要な講義、演習、実習、特別研究等についてバランスを考慮した授業形態を設定している。</p> <p>教育課程の特徴について、本教育課程では、高度専門職業人を養成する一般の修士論文コースに加え、専門看護師を養成する専門看護師コース、助産師を養成する助産師養成コースを設けている。一般の修士論文コースにおいては、保健学専攻共通科目として保健学全分野から幅広い知識と技術の修得を、専門科目においては授与する学位取得にあつた特論、セミナー、特別研究を設定している。また、専門看護師コース、助産師養成コースにおいては、それぞれの資格等の修得に必要な各種演習、実習を設けている。</p> <p>特徴的な学修指導法について、座学、セミナー（演習）、実習を経て最終的に特別研究という能動学修へと導くことで、優れた保健学の高度専門職業人を養成することが可能な特徴的カリキュラムとなっている。</p>
医歯薬学総合研究科【博士前期課程（生命薬科学専攻）】	<p>授業形態のバランスについて、授業は特論、所属講座が開設する演習及び特別実験からなる。複数の特徴あるコースワークを設けているが、特論から10単位以上、所属研究室が開設する授業科目から演習4単位、特別実験16単位、計30単位以上の修得を修了要件としている。</p> <p>教育課程の特徴について、特論等の講義科目は低学年科目として、演習及び特別実験を、高学年科目として論文研究を設けており、講義主体の共通科目から演習、実習、論文研究を経て学位論文作成を行う系統的な教育体制をとっている。</p> <p>特徴的な学修指導法について、座学、演習、実験を経て最終的に論文研究という能動学修へと導くことで、優れた研究者を養成することが可能な特徴的カリキュラムとなっている。</p>
工学研究科（博士前期課程）	<p>工学研究科（博士前期課程）は、国際的な産業界の基盤分野に対応した高度専門技術者及び研究者としての深い専門的知識と幅広い学際的知識を修得させるために講義を重視している。さらに実践能力を高め技術創造能力を身に付けさせるために、演習・実験・実習の科目を配置している。授業形態による割合は講義が272単位で80%、演習が52単位で15.3%、実験・実習・実技科目が16単位で4.7%であり、講義、演習等を中心としたカリキュラム編成になっている。工学教育支援センターの協力の下、講義科目「総合工学演習」では、企業から研究テーマを募集しPBL型授業、フィールド型授業等を活用した適切な学習指導法の工夫が行われている。なお、研究成果はものづくりアイデア展で発表し、学内及び学外での評価を受けるシステムを構築している。</p>
工学研究科（博士後期課程）	<p>工学研究科（博士後期課程）は、次世代の革新的科学技術の推進に貢献できる高度専門技術者及び研究者を養成するための講義を重視しており、授業形態による割合は講義が171単位で98.3%、演習及び実験・実習・実技科目が3単位で1.7%である。講義においては、企業からの講師を含む複数の教員団による産学連携の講義を行い、それぞれ他分野の基礎的概念を与えるとともに工学の全体像を把握させる「生産システム工学特別講義」を開講していることが特徴である。また、実験・実習科目として「工場実習」を開講し、各専門分野の専門知識の修得と合わせて、得られた知識を具体的に成果に結び付けるための方法の修得のため、関係専門領域における見聞経験を通しての実務経験として、工学関連の企業や研究所等におけるフィールド実習を実施している。</p>
工学研究科（博士課程5年一貫制）	<p>工学研究科（博士課程（5年一貫制））は、研究者として必要な課題発見・探究能力、研究計画・マネジメント能力、並びに技術創造能力を身に付けさせるために、講義に加えて、演習・実験・実習の科目を配置している。授業形態による割合は講義が69単位で77.5%、演習・実験・実習が20単位で22.5%であり、演習等が全単位の約4分の1であり、実践力養成に重点を置いたカリキュラム編成になっている。「エネルギーシステム特別演習」等の演習科目において専門分野の知識・能力を高めるとともに、「学外研究」において国内外の研究所あるいは海外大学での研究経験を義務付け、また「国際会議プレゼン講座」においては国際会議における発表を義務付けるなど、学外においても演習を行うシステムを構築している。</p>
水産・環境科学総合研究科（前期課程・環境科学系）	<p>カリキュラム・ポリシーに基づき、博士前期課程においては、「共通科目」及び「共修科目」を導入することにより、環境科学分野及び水産学分野の学際融合を図り、博士後期課程はコース制のもと、他コースからの専門科目履修を必須としている。博士課程（5年一貫制）は、「国際化教育科目」の標準履修年次を各年次に設定し体系的なカリキュラムを構築している。教育課程は体系的に編成されており、研究科規程に定めている。また、研究科ホームページに掲載するとともに履修案内へ明記し、学生へ配付することにより周知している。</p> <p>教育課程の適正について、教育課程は明文化されたディプロマ・ポリシーにしたがって、学位審査規程が定められているほか、各科目の単位認定基準も明確に示されている。</p>
水産・環境科学総合研究科（前期課程・水産学系）	<p>教育の目的に基づき、実践的指導力を養成するために、全体として適切なバランスとなっている。学際融合のために水産・環境科学分野にまたがる「共通科目」及び「共修科目」を配置しているほか、他専攻の科目についても4単位まで修了要件に加えられるようにしている。さらに、水産学専攻では幅広い知識を得るために、学生の所属分野以外の科目も履修可能としている。</p>

	<p>実践的問題解決能力の育成のためPBL型授業科目として「サイバネティクス演習」を開講している。また、多くの専門科目は少人数で主体的学修や討論を含むものとなっている。</p>
水産・環境科学総合研究科(後期課程・環境海洋資源学専攻)	<p>授業形態のバランスについて、コース制(水産科学、環境科学)の下、多様な専門科目を配置しており、他コースからの科目履修を必須としている。また、共通科目として、分野横断型の教員団による「特別講義」、副指導教員による研究を中心とした「特別演習」、さらに、実学的経験として、企業や研究機関でのインターンシップ並びに附属練習船を利用した海洋実習等、「学外実習」を適切に配置している。</p> <p>教育課程の特徴について、共通科目として、分野横断型の教員団による「特別講義」、副指導教員による研究を中心とした「特別演習」並びに実学的経験を重視した「学外実習」とバランス良く適切に配置している。</p> <p>特徴的な学修指導法について、「学外実習」では、企業や研究機関でのインターンシップ、附属練習船を利用した海洋実習並びに国際シンポジウム(韓国)を通じての学生間交流を導入している。</p>
水産・環境科学総合研究科(博士課程(5年一貫制)・海洋フィールド生命科学専攻)	<p>授業形態のバランスについて、水産・海洋科学の基礎と専門知識を身に付けさせる講義、研究能力や国際性を修得させる演習・実験・実習を実施しているが、研究者の養成を目的とすることから、演習・実験・実習に重点を置いたカリキュラムとなっている。講義、演習、実験等のバランスは効果的教育を実施する上で適切である。</p> <p>教育課程の特徴について、本専攻は「環境生態科学コース」と「生物資源再生科学コース」からなるが、学際的研究能力を身に付けさせるため、両コースの教育を履修するシステムとしている。また、他専攻が提供する科目、社会科学科目を履修することとしている。</p> <p>特徴的な学修指導法について、少人数による主体的学習を実施している。特に国際化教育科目では、学生にシンポジウムの企画を行わせるなど自主性を高める授業を実施している。また、複数の指導教員が一人の学生の教育に関わる教員集団による指導を実施している。</p>
国際健康開発研究科	<p>授業形態のバランスについて、1年次前期の特論基礎科目16単位、短期フィールド研修(夏季3週間、実習科目1単位)、後期の特論応用科目19単位、2年次の海外長期実務研修と調査研究(実習科目3単位)という座学と実習の反復による知識修得と現場での応用能力の涵養をバランス良く行っている。</p> <p>教育課程の特徴について、国際保健の現場で活躍できる高度専門職業人育成を目的としており、実務経験を賦与するための開発途上国における長期インターンシップ(8ヶ月)を義務付けており、本実習科目の充実に多大な尽力が注がれている。</p> <p>特徴的な学修指導法について、各科目の修得度を増すために、科目に応じた特有な教育手法が取られている。ゼミ中心の科目、講義と実習の組合せ等、アクティブ・ラーニングが多くの科目で取り入れられている。</p> <p>また、1年次の短期フィールド研修では、担当教員が同行し、現地での研修を指導、サポートしており、2年次の長期インターンシップでは、スカイプやメール、電話等を用いて遠隔による指導を行うとともに、指導教員が現地を訪問し、実地での研究指導・助言等を実施している。</p>

(出典 総務企画課作成資料)

資料5-5-①-D 「平成25年度 形態別開講授業単位数(大学院課程)」

部局名	講義科目		演習科目		実験・実習・実技	
	単位数	割合	単位数	割合	単位数	割合
教育学研究科	397	72.3%	131	23.9%	21	3.8%
経済学研究科	190	85.6%	32	14.4%	0	0.0%
工学研究科	512	84.9%	74	12.3%	17	2.8%
水産・環境科学総合研究科	410	87.0%	29	6.2%	32	6.8%
医歯薬学総合研究科	274	4.7%	4426	75.2%	1183	20.1%
国際健康開発研究科	34	81.0%	4	9.5%	4	9.5%

(出典 教育支援課作成資料)

資料5-5-①-1 平成25年度 学修指導法集計(大学院教育)
 資料5-5-①-2 平成25年度 教育学研究科連携協力校一覧

【分析結果とその根拠理由】

各研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、それぞれの分野の特性に応じて講義、演習、実験、実習等の授業形態を採用するとともに、教育内容に応じて少人数授業、アクティブ・ラーニング、PBL型授業、フィールド型授業の導入等、学修指導法の工夫を行っている。さらに、プログラム等の教育内容に応じた特徴的な学修指導を実施している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

1年間の授業を行う期間を、定期試験等の期間を含めて35週確保し、前期・後期各15回の授業を開講するとともに、十分な補講期間も設けて授業時間を確保している（資料5-5-②-1）。また、各研究科の規程には、修得すべき単位数と標準履修年次及び修得するための履修方法を明確に示すとともに（資料5-5-②-2）、シラバスにおいては、受講に際しての予習・復習の在り方及び詳細な授業計画を示している（前掲資料5-2-②-3）。

学生の実際の学修時間の把握は、2年に1回の学生生活調査で行っている（資料5-5-②-3）。調査結果によれば、1日当たりの授業外での学修時間等は64.5%が5時間以上であり、大学院生の平均取得単位数が年間で数単位～15単位程度であることを考慮すると、単位の成立に十分な学修時間が確保されていると判断される。

学生の自学自習を支援するために、eラーニングシステムであるWebclassを運用するとともに（前掲資料5-2-②-C）、平成25年度後期からの主体的学習促進支援システム（LACS）の活用等により、学生の主体的学修の促進を図っている（前掲資料5-2-②-F～G）。

なお、教育学研究科教職実践専攻においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を、1学年当たり40単位、1学期当たり25単位と定めている（資料5-5-②-A）。

資料5-5-②-A 「長崎大学教育学研究科規程（抜粋）」

（履修科目の登録の上限）

第6条の2 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限（以下「上限単位数」という。）は、1学年当たり40単位とし、1学期当たり25単位とする。ただし、集中講義等により開講される授業科目については、上限単位数に算入しない。

（履修科目の登録の特例）

第6条の3 学生が前期において履修を登録したすべての授業科目の単位について、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が2.8以上であり、かつ、所属コースにおいて教育上必要があると認めるときは、教務委員会の議を経て、後期において前条に規定する上限単位数を超えて履修科目を登録することができる。この場合における上限単位数は、1学年当たり50単位とする。

$$\text{GPA} = (\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{評価Aの単位数} \times 3 + \text{評価Bの単位数} \times 2 + \text{評価Cの単位数} \times 1 + \text{評価D(失格、欠席等を含む。)} \text{の単位数} \times 0) / \text{履修登録単位数総数}$$

資料5-5-②-1 参考例：平成26年度 工学研究科 教務スケジュール

http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/data/611_pdf/611_02_h26.pdf

資料5-5-②-2 参考例：長崎大学大学院工学研究科規程（修得単位数、履修方法等）

http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG0000611.html

資料5-5-②-3 学生生活調査報告書（大学院生：F 入学・修学）

http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/topics/include/file/article/images/201112/file_F.pdf

前掲資料5-2-②-3 シラバス（シラバス検索画面：開講年度2013～2014年度）

<https://nuweb.iimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

【分析結果とその根拠理由】

各研究科においては、定期試験等の期間を含め 35 週の授業期間を確保するとともに、各学期 15 週にわたる授業期間を確保している。また、単位成立に必要な授業以外の学修時間も確保されている。さらに、シラバスにより講義外学修の指示、eラーニングシステムやLACSの活用等により、学生の主体的学修の促進を図っている。また、教育学研究科教職実践専攻においては、履修科目登録単位数の上限を設定している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到る状況】

各授業科目のシラバスについては、シラバス記載ガイドラインに基づき、学生が当該授業科目の準備学修等を進めるための授業科目名、担当教員名、講義目的、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学修等について具体的な指示や教科書・参考文献、履修条件等を記載し（前掲資料5-2-③-1）、本学公式ホームページで公開している（前掲資料5-2-②-3）。なお、平成 26 年度からのシラバスでは、学生による活用向上を目的として「授業の概要」を「授業の概要及び位置づけ」、「備考（準備学修等）」を「学生へのメッセージ」と修正して掲載している。

また、学生の活用状況については、「学生による授業評価」の評価項目として分析が行われている。分析結果では、「シラバスは授業の目標や計画及び評価方法を適切に示していた」とする肯定的意見が 88.7%を占めており（資料5-5-③-A）、適切なシラバスが作成され、学生にとって有用な情報を提供していることが確認できる。

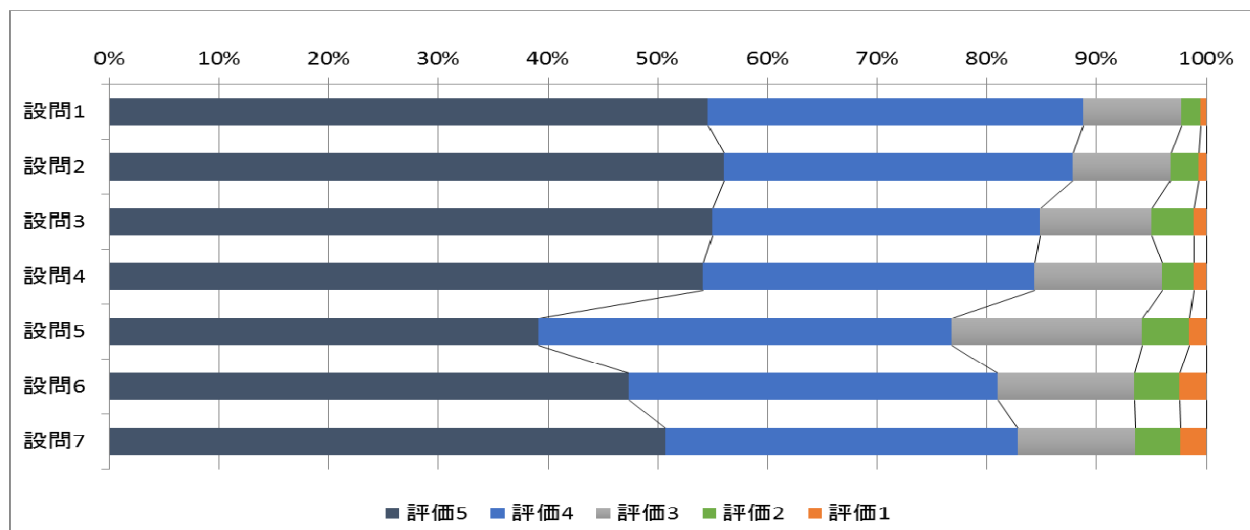
資料5-5-③-A 「平成 25 年度 大学院学生による授業評価（シラバスの活用状況）」（抜粋）

- 設問 1：シラバスは、授業の目標や計画及び評価方法を適切に示していた。
- 設問 2：授業は目的達成のため計画的に進められていた。
- 設問 3：授業担当者の教え方は適切であった。
- 設問 4：授業担当者は、学生が質問や相談しやすい環境・雰囲気作りを行っていた。
- 設問 5：自分は、シラバスに記載された授業目標を達成することができた。
- 設問 6：自分は、この授業によって学習意欲が喚起された。
- 設問 7：総合的にみて、この授業は自分にとって満足できるものであった。

【評価5：そう思う、評価4：どちらかといえばそう思う、評価3：どちらともいえない、評価2：どちらかといえばそう思わない、評価1：そう思わない】

	評価平均	評価5(人)	評価4(人)	評価3(人)	評価2(人)	評価1(人)	有効回答(人)
設問 1	4.41	1467	916	241	48	14	2686
		54.6%	34.1%	9.0%	1.8%	0.5%	100.0%
設問 2	4.40	1506	853	240	68	20	2687
		56.0%	31.7%	8.9%	2.5%	0.7%	100.0%
設問 3	4.33	1475	801	273	103	33	2685
		54.9%	29.8%	10.2%	3.8%	1.2%	100.0%
設問 4	4.33	1453	812	313	77	31	2686
		54.1%	30.2%	11.7%	2.9%	1.2%	100.0%
設問 5	4.08	1048	1011	466	115	42	2682
		39.1%	37.7%	17.4%	4.3%	1.6%	100.0%
設問 6	4.19	1270	900	336	110	66	2682

		47.4%	33.6%	12.5%	4.1%	2.5%	100.0%
設問 7	4.25	1350	851	286	108	64	2659
		50.8%	32.0%	10.8%	4.1%	2.4%	100.0%



(出典 大学院生による授業評価)

前掲資料5-2-②-3 シラバス (シラバス検索画面：開講年度 2013～2014 年度)

[【https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on】](https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on)

前掲資料5-2-③-1 シラバス記載ガイドライン

【分析結果とその根拠理由】

各授業科目のシラバスについては、シラバス記載ガイドラインに基づき、授業内容、授業目的、評価基準・方法等、学修に必要な事項を明記するとともに、本学公式ホームページに公開し、学生に周知している。また、「学生による授業評価」結果により、シラバスが適切に作成され、重要な情報を提供していることが確認できる。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

大学院学則第14条（資料5-5-④-A）に、教育方法の特例について定めている。これに基づき、国際健康開発研究科を除く全ての研究科において、夜間や土日の授業・研究指導又は集中講義による授業を開講している。例えば、経済学研究科においては、平日の7校時以降や土曜日にも履修可能となるように時間割を編成している。また、教育学研究科においては、現職教員等に対し、最初の1年間は現職を離れて通常の時間帯の通学履修を原則とするが、後半の1年間は在職校等で勤務しながら、原則として週1回以上定期的に通学し、夜間等の時間帯で履修又は研究指導を受けることが可能となるように配慮をしている。

資料5-5-④-A 「長崎大学大学院学則（抜粋）」

（教育方法の特例）

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

【分析結果とその根拠理由】

教育上特別の必要があると認められる学生に対しては、勤務終了後にも学修できるように、集中講義あるいは土曜日、日曜日、夜間に授業又は研究指導を実施している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点到る状況】

大学院学則第8条（資料5-5-⑥-A）及び各研究科規程（資料5-5-⑥-B）に「大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。」と定め、それに基づき、学位論文に関わる研究の指導教員を置き（資料5-5-⑥-B）、研究指導計画書に基づき研究指導、論文作成指導を行っている（資料5-5-⑥-1～2）。また、他大学との特別研究学生交流の協定を締結し、国内外の他大学と協力し、研究指導を行っている（資料5-5-⑥-3）。

研究の各段階で、学生に対して学内での試問会、研究討議、研究室でのゼミ、学会発表、論文の投稿等を課し、研究能力を向上させている（後掲資料6-1-①-A）。また、大学院生をTA、RAに採用することにより教育的機能の訓練や研究能力の育成を行っている（前掲資料3-3-①-A、資料5-5-⑥-4）。

さらに、GCOEの一つ「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」においては、医歯薬学総合研究科の新興感染症病態制御学系専攻の学生を中心に、集団指導体制を強化するとともに、モジュール化したコースワークを単位化した大学院教育の新たなシステム（2プログラム、3コース）を構築し、英語による講義実習及びプレゼンに対するクリティカルな質疑応答、海外での短期・中長期の臨床研修の実施、世界第一線で活躍する専門家をコーディネーターとした集中コースの開催等、GCOEの成果等を教育課程及び指導体制の充実に反映させている（資料5-5-⑥-5）。

資料5-5-⑥-A 「長崎大学大学院学則（抜粋）」

（教育方法）

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

資料5-5-⑥-B 「参考例：長崎大学大学院工学研究科規程（抜粋）」

（教育方法等）

第5条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 工学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（学則第8条の2第2項に規定する教員をいう。）を定める。

資料5-5-⑥-1 研究指導計画書

資料5-5-⑥-2 参考例：工学研究科学位論文作成の標準型スケジュール

博士前期：http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/data/661_pdf/class_sc.pdf

博士後期：http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/data/672_pdf/exsc_s_h24.pdf

資料5-5-⑥-3 他大学との特別研究学生交流協定による派遣実績（平成21年度～25年度）

資料5-5-⑥-4 TA・RA採用実績

資料5-5-⑥-5 熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略 平成24年度研究成果報告書 まえがき(P2)

<http://www.tm.nagasaki-u.ac.jp/gcoe/activities/img/H24Annual%20Report.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

学位論文作成に係る指導については、指導教員を置き実施している。指導教員は、大学院生の授業の履修指導及び研究指導計画を立て、研究テーマ、方法を決定し、これに基づいて指導している。また、指導教員は、大学院生に対して学内での試問会、研究討議、研究室でのゼミ、学外での研究発表等を課すとともに、論文の投稿指導等を実施している。また、TA・RA活動を通じて学生の指導能力の育成を図っている。さらに、GCOEにより、その成果を教育課程及び指導体制の充実に反映させている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

長崎大学学位規則（資料5-6-①-1）に学位論文の審査体制や学位授与方針を定めるとともに、これに基づき各研究科のディプロマ・ポリシーを明確に定め、本学公式ホームページで公開している（前掲資料5-3-①-1）。

資料5-6-①-1 長崎大学学位規則 http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG0000018.html

前掲資料5-3-①-1 ディプロマ・ポリシー

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/standard/policy.html>

【分析結果とその根拠理由】

長崎大学学位規則により学位論文の学位授与方針を定めるとともに、これに基づき各研究科のディプロマ・ポリシーを明確に定め、本学公式ホームページで公開している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

大学院学則第14条の2の「成績評価基準等の明示等」（資料5-6-②-A）に評価の基準をあらかじめ明示することを定め、大学院学則第12, 13条の「考査及び単位の授与」、各研究科規程（資料5-6-②-B）に考査により単位の認定を行うことを定めている。また、学生に対して学生便覧等により成績評価基準を周知するとともに、各授業科目については、シラバス（前掲資料5-2-②-3）に成績評価基準及び方法を記載し、本学公式ホームページで学生に周知している。

授業担当者は、シラバスに記載した成績評価の方法に基づき、試験、レポート、発表、講義の出席状況等により成績評価と単位認定を行っている（資料5-6-②-1）。

資料5-6-②-A 「長崎大学大学院学則（抜粋）」

（考査及び単位の授与）

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A, B, C及びDの評語をもって表し、A, B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

（成績評価基準等の明示等）

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

資料5-6-②-B 「教育学研究科規程（成績評価基準に関する規程の抜粋：参考例）」

<教育学研究科>

（単位の授与）

第7条 授業科目を履修した学生に対しては、試験又は研究報告等による考査を行う。

2 考査の成績は、AA(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びD(60点未満)の評語をもって表し、AA, A, B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 考査に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 学生は、成績評価の結果に疑義があるときは、所定の方法により申立てを行うことができる。

資料5-6-②-1 平成25年度 全研究科の授業科目の成績分布

前掲資料5-2-②-3 シラバス（シラバス検索画面：開講年度2013～2014年度）（各授業科目の成績評価方法及び合格基準）

<https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

【分析結果とその根拠理由】

各研究科規程に成績評価基準を定め、学生に対して学生便覧等により成績評価基準を周知するとともに、各授業科目については、シラバスに成績評価基準及び方法を記載し、本学公式ホームページで学生に周知している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

研究科規程に定める成績評価基準を学生に対して学生便覧等で示すとともに、具体的な成績評価の方法と合格基準を授業科目ごとにシラバス（前掲資料5-2-②-3）に記載して大学公式ホームページで学生に周知

している。成績評価の結果については、学期ごとに直接学生に通知し、成績評価の厳格化を担保する措置を講じている。さらに、全ての研究科において、学生からの成績評価に関する異議申立ての制度を設けている（資料5-6-③-A）。

資料5-6-③-A 「参考例：教育学研究科履修案内（抜粋）」

14. 成績評価に関する申立て

- (1) 長崎大学大学院教育学研究科規程第7条第4項による申立てを行おうとする学生は、成績配付期開始日から2週間以内（最終学年後期の成績については2日以内）に所定の様式による申立書を学務係に提出するものとする。
- (2) 申立てを受けた授業担当教員は、申立書受理日から1週間以内（最終学年後期の成績については2日以内）に所定の様式による回答書を学務係に提出するものとする。
- (3) 教務委員長は、前項の回答書の内容について申立てを行った学生に通知するものとする。
- (4) 申立書への回答の通知を受けた学生は、回答内容についての確認書を作成のうえ学務係に提出するものとする。

前掲資料5-2-②-3 シラバス（シラバス検索画面：開講年度2013～2014年度）（各授業科目の成績評価方法及び合格基準）
<https://nuweb.iimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準及び科目ごとの具体的な成績評価の方法と合格基準を学生に周知している。さらに、前期・後期の試験成績を直接学生に通知するとともに、成績評価に関する異議申立ての制度を設けている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到る状況】

大学院学則第21条（資料5-6-④-A）及び長崎大学学位規則（前掲資料5-6-①-1）により学位授与方針を定め、各研究科はそれらに基づき学位審査規程（資料5-6-④-1）に審査体制、審査手続等を定めている。さらに、学位論文に係る評価基準としては、組織としてディプロマ・ポリシーと併せて学位論文審査基準を定め、学位の審査を行っている（前掲資料5-3-①-1）。

学位論文の審査及び最終試験については、審査委員（主査1人及び副査2人以上）を選出し、論文審査と最終試験を評価基準に基づき実施し、その結果を論文審査の要旨としてまとめるとともに、最終試験の結果報告と併せて教授会へ報告している。例えば、工学研究科では、学位審査に関する申合せ（資料5-6-④-2）に基づき、3人以上の審査委員により学位論文としての適合性及び内容並びに論文受理の可否について予備審査を行った後に論文を提出させ、審査に付している。

これらの手続、スケジュール及び学位審査基準等を本学公式ホームページで公表するとともに（資料5-6-④-3、前掲資料5-3-①-1）、学位論文の審査手続方法・作成要領については、学生便覧等により学生へ周知している。また、博士論文については、論文要旨及び審査要旨を本学公式ホームページで公表している（資料5-6-④-4）。

教育学研究科教職実践専攻においては、最終試験及び課程修了の要件を教育学研究科規程（資料5-6-④-B）に定め、最終レポート（実践研究報告書）の審査及び最終試験については、指導教員を含め複数の教員

により行うとともに、発表会を公開で実施し、それらの結果を教授会に報告後、教授会で修了認定を行っている。これらの学位審査手続等については、「学位審査手続要領」として定め、本学公式ホームページ等で学生に周知している（資料5-6-④-5）。

資料5-6-④-A 「長崎大学大学院学則（抜粋）」
 （学位の授与）
 第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
 2 前項に定めるもののほか、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、第18条第1項又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。
 第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号）の定めるところによる。

資料5-6-④-B 「教育学研究科規程（抜粋）」
 （最終試験）
 第11条 最終試験は、第5条第2項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、標準修業年限の最終年次において作成する実践研究報告書（以下「最終レポート」という。）を提出した者について行う。
 （課程修了の要件）
 第12条 課程修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、47単位以上（第5条第3項の規定により修得を免除された場合にあつては、当該免除された単位数を含む。）を修得し、かつ、最終レポートの審査及び最終試験に合格すること及び教育職員普通免許状（専修）の取得に必要な所定の単位数を修得することとする。

資料5-6-④-1 参考例：長崎大学大学院工学研究科学位審査規程
[【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000617.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000617.html)
 資料5-6-④-2 参考例：長崎大学大学院工学研究科学位審査に関する申合せ
 資料5-6-④-3 参考例：工学研究科履修情報
 博士前期課程 [【http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/6-6-2.html】](http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/6-6-2.html)
 博士後期課程 [【http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/6-7-2.html】](http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/6-7-2.html)
 資料5-6-④-4 学位論文要旨・審査要旨 [【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/gakusai/summary/】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/gakusai/summary/)
 資料5-6-④-5 長崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程学位審査手続要領
[【http://www.edu.nagasaki-u.ac.jp/ja/edu/file/process2014.pdf】](http://www.edu.nagasaki-u.ac.jp/ja/edu/file/process2014.pdf)
 前掲資料5-3-①-1 ディプロマ・ポリシー（学位審査基準）
[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/standard/policy.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/standard/policy.html)
 前掲資料5-6-①-1 長崎大学学位規則 [【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000018.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000018.html)

【分析結果とその根拠理由】

学位審査に際しては、学位論文審査基準等に従い、学位審査規程等に定める審査組織により、公正かつ厳格な審査を行っており、最終的には、各研究科教授会において、学位授与の認定を行っている。

教育学研究科教職実践専攻においても、最終試験及び課程修了の要件を教育学研究科規程及び学位審査手続要領に定め、それらに基づき修了認定を適切に実施している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

<学士課程>

- 本学では、平成23年を“長崎大学学士教育改革元年”とうたい、「長崎大学共有学士像」の実現に向けて具体的なアクションを開始した。まず、教員の意識改革と専門教育を含む学士教育全体の授業改革を促すことを目的として、学長のリーダーシップの下、教養教育と英語教育の改革から実施した。

平成 24 年度から新しい教養教育の核としてモジュール方式を導入し、学生の主体的な学修（アクティブ・ラーニング）を促進した。また、英語教育改革では、平成 24 年度に言語教育センターを新設し、専任英語教員を増員するとともに、全キャンパスに自学自習システム（CALL システム）を整備し、入学から卒業までの英語教育体制を構築した。さらに、学生の学修進捗状況を把握し、教員と学生の双方向性のコミュニケーションを促進するために、「主体的学習促進支援システム（LACS）」を導入し、平成 25 年 10 月から運用を開始した。

- 前回の認証評価受審以降、文部科学省の「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」に 11 件のプログラムが採択され、教育の質の向上・グローバル化・大学間連携等に向けた大学教育改革を推進している。例えば、経済学部におけるグローバル人材育成推進事業（特色型）は、グローバル・ビジネス人材の育成に対応した改革を、薬学部を中心とする多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点においては、大学間及び学部間の連携、自治体・職能団体との連携等に対応した改革を行うなど、学術の発展動向及び社会からの要請等に対応した教育改革を推進している。

- 支援期間が終了した 7 つの全プログラムにおいて、プログラムの成果をカリキュラム等に組み込んだり、新たなプログラムへ発展させたりすることで、プログラムの成果を教育改革に反映させている。

例えば、「地域と連携した実績型医学教育プログラム（平成 16～19 年度 文部科学省：特色ある大学教育支援プログラム）」においては、他大学の医学生を受け入れ、大学と学部を越えた地域医療教育プログラムの実践を実現させたプログラムの成果を「地域医療人育成プラットフォームの構築（平成 20～22 年度 文部科学省：質の高い大学教育推進プログラム）」に発展させている。さらに、このプログラムに保健学科生を対象とした離島医療実習を加え、「つなぐ医療を育む先導的教育研究拠点の構築（平成 25～29 年度 文部科学省：未来医療研究人材養成拠点形成事業）」に発展させ、新しい枠組みでプログラムを展開している。また、「在宅医療と福祉に重点化した薬学と看護学の統合教育とチーム医療総合職養成の拠点形成（平成 21～23 年度 文部科学省：大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム）」においては、その成果を「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点（平成 24～28 年度 文部科学省：大学間連携共同教育推進事業）」に発展させ、医学・歯学の教育者と地域のステークホルダーを加えたコンソーシアムを組織してプログラムを展開している。「現代「出島」発の国際人育成と長崎蘭学事始（平成 18～20 年度 文部科学省：現代的教育ニーズ取組支援プログラム）」においては、プログラムでの開講科目を交換留学生プログラム科目及び教養教育科目として開講し、さらに、平成 26 年度に新たに設置した「多文化社会学部」の「オランダ特別コース」へと発展させている。

「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム（平成 19～22 年度 文部科学省：新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）」においては、大学独自の事業として継続するとともに、平成 23 年度からは、長崎市の委託事業（学生地域支援活動事業（U-サポ））として、市内 6 大学・短期大学へも事業を拡充させ、長崎市全体への展開を図っている。

<大学院課程>

- 大学院課程においては、前回の認証評価受審以降、文部科学省の「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」に 8 件のプログラムが採択され、教育・研究の質の向上・グローバル化・高度専門職業人の育成等に向けた大学院教育改革を推進している。例えば、医歯薬学総合研究科における「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」は、海外感染症研究拠点であるケニアとベトナムの研究施設とフィールド等において実地研修を含む分野横断的なカリキュラムによる実践的な教育改革を、工学研究科における「日中韓の大学間連携による水環境技術者育成」においては、アジア地域に貢献で

きる高度専門技術者の育成に対応した改革を行うなど、学術の発展動向及び社会からの要請等に対応した教育改革を推進している。

- 支援期間が終了した4つのプログラムについては、全プログラムにおいて、プログラムの成果をカリキュラム等に組み込んだり、新たなプログラムへ発展させたりすることで、プログラムの成果を教育改革に反映させている。

例えば、「九州がんプロフェッショナル養成プラン（平成19～23年度 文部科学省：がんプロフェッショナル養成プラン）」においては、がんプロ全国 e ラーニングクラウドを活用した大学院教育を実施して多職種連携教育体制を構築し、その成果を「九州がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン（平成24～28年度 文部科学省：がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン）」に発展させており、社会からの要請に応える形で成果を展開している。また、「新興金融市場分析の専門家育成プログラム（平成20～22年度 文部科学省：組織的な大学院教育改革推進プログラム）」においては、支援期間終了後、プログラムの実施分野をファイナンス分野に加えて経営学分野にも拡張し、西南経済大学（中国）とのダブル・ディグリー・プログラム制を構築するなど、「アジア型ビジネス人材育成プログラム」として発展させている。

【改善を要する点】

<学士課程>

該当なし

<大学院課程>

該当なし

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学士課程及び大学院課程における単位修得率は、それぞれ、84%、96%であり、学生が教育目標を達成していることが判断できる（資料 6-1-①-1）。TOEIC の 1 年次、3 年次の成績比較では、半数以上の学生の成績が改善している。得点の改善幅の平均値は、おおよそ 60 点程度である。（資料 6-1-①-2）。

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、学士課程で、それぞれ、おおよそ 80%及び 90%、修士課程・博士前期課程の学生は 90%以上である。このことから、学修成果が上がっていることが確認できる。博士課程・博士後期課程では、規定年限での修了者は 40~100%と研究科により幅がある。これは、入学定員が少ないことと社会人学生が多い（全学生の 50.5%）ことによるものである（資料 6-1-①-3）。留年率は、過去 5 年間の平均で学士課程 20.8%、修士課程・博士前期課程 6.6%、博士課程・博士後期課程 56.4%であるが（資料 6-1-①-4）、大学院課程の留年生のほとんどは、前述したように、社会人学生の割合が多い博士課程・博士後期課程の学生である（平成 25 年度：修士課程の留年生 24 名、博士課程・博士後期課程の留年生：174 名）。

学生の退学・除籍率は、過去 5 年間の平均で学士課程 1.3%、修士課程・博士前期課程 2.5%、博士課程・博士後期課程 3.6%である。一方、休学率は、それぞれ、3.2%、3.5%及び 19.3%である。このことは、多くの学生が休学後に復学して卒業・修了していることを示している。また、留年率の高い博士課程・博士後期課程の学生も最終的には修了している（資料 6-1-①-4）。以上、卒業率及び修了率からも学修の成果が確認できる。

卒業研究は、学部ごとに定められた要件によって、提出された卒業論文・卒業研究に対する口頭発表を課しており、厳格な審査が実施されている。また、大学院生が学位論文の執筆過程で実施した研究の成果が学会等で数多く発表されたり、学術論文として公表されたりしている。学会での研究発表数は年度による増減はあるものの約 700 件前後で推移し、論文投稿数も約 300 編程度である。このことより、高い水準の研究成果をまとめていることが確認できる（資料 6-1-①-A）。

また、工学部及び水産学部では、JABEE（日本技術者教育認定機構）の受審により、教育プログラムの水準が社会の要求を満足し、国際的通用性を確保していることが認定されている。また、平成 25 年度の国家試験合格状況については、医師 96.9%、歯科医師 79.2%、薬剤師 83.3%、看護師 97.1%、保健師 97.5%、助産師 100%、理学療法士 100%、作業療法士 100%と全国平均を相当上回っている（資料 6-1-①-5）。

なお、全学共通学士像で目指すジェネリックスキルの可視化のために、平成 24 年度入学者から社会人基礎学力テスト（PROG テスト）を導入した。同テストを 1 年次と 3 年次に実施して社会人基礎学力の経年変化を調査するとともに、平成 25 年度から開始された大学 IR コンソーシアムの学修行動調査を活用することにより、ジェネリックスキルの可視化への準備を進めている。

資料6-1-①-A 「大学院生による学会発表数・論文投稿数」

年度	学会発表数	論文投稿数	修士課程 学生数	博士課程 学生数	学生数 合計	学会発表数/ 学生数合計	論文投稿数/ 学生数合計
21	725	264	139	1,295	1,434	50.6%	18.4%
22	933	383	165	1,265	1,430	65.2%	26.8%
23	736	302	205	1,237	1,442	51.0%	20.9%
24	675	308	179	1,300	1,479	45.6%	20.8%
25			159	1,349	1,508	0.0%	0.0%
合計	3,069	1,257	847	6,446	7,293		

(出典 教育支援課作成資料)

資料6-1-①-1 平成25年度 単位修得状況

資料6-1-①-2 2011年度入学者 TOEIC 成績得点改善状況

資料6-1-①-3 学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率

資料6-1-①-4 留年率、休学率、退学・除籍率

資料6-1-①-5 国家試験合格率

【分析結果とその根拠理由】

学士課程については、単位修得状況、規定年限での卒業率等から、学修の成果は上がっていると評価される。また、工学部及び水産学部はJABEE 審査に合格しており、その教育水準は国際的通用性を満たしたものであることが示されている。さらに、国家試験の合格状況についても、全国平均を上回り高い数値を示している。

大学院修士課程・博士前期課程については、規定年限での修了率から成果が上がっていることが確認できる。博士課程・博士後期課程については、規定年限での修了率は高くはないものの、在学生の50.5%が社会人であり、留年しながらも最終的には学位の取得に至っていることを考慮すれば、修了率からも学修の成果が確認できる。さらに、大学院生の学会発表数、論文投稿数から判断して高いレベルの研究成果が得られている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

平成24年度から、より学生の要望に応じていくために、学生生活調査項目の精査を行うとともに、調査の実施頻度を3年に1回から、2年に1回へ改めた。平成24年度の調査結果では、学部生は授業・カリキュラムについて、全体で58.9%が満足している（資料6-1-②-1）。

一方、大学院生を対象とした調査結果では、大学院の勉強で目指すものは、「高度な専門的知識・能力を持つ職業人」、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者」、「知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある社会人」が、それぞれ43.1%、21.9%、21.3%であり、高い目的意識を持って進学していることが確認できる。授業以外で自ら行う研究活動は、全体集計で週平均10時間以上が46.5%、5～10時間が18.0%で、多くの時間を研究活動に充てていることが確認できる。また、研究指導に対する満足度の全体集計では、「満足」・「やや満足」の割合が66.4%である。さらに、研究環境に対する満足度の全体集計では、「満足」・

「やや満足」の割合が62%である（資料6-1-②-2）。

また、平成14年度から、全部局において「学生による授業評価」を実施し、平成25年度からは、授業評価集計結果を本学公式ホームページで広く公表している。例えば、平成25年度の評価結果の全体集計では、「シラバスの適切性」、「シラバスに記載された授業目標達成」及び「授業の総合的満足度」について「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が合わせて、85.6%、68.7%、74.6%である（資料6-1-②-A、6-1-②-3～4）。

さらに、平成22年度から、「学生による教育改善のための協議会」を開催し、教育、学生生活等の改善に当たり、学生の意見、要望等を直接反映させている（後掲資料8-1-②-5～7）。

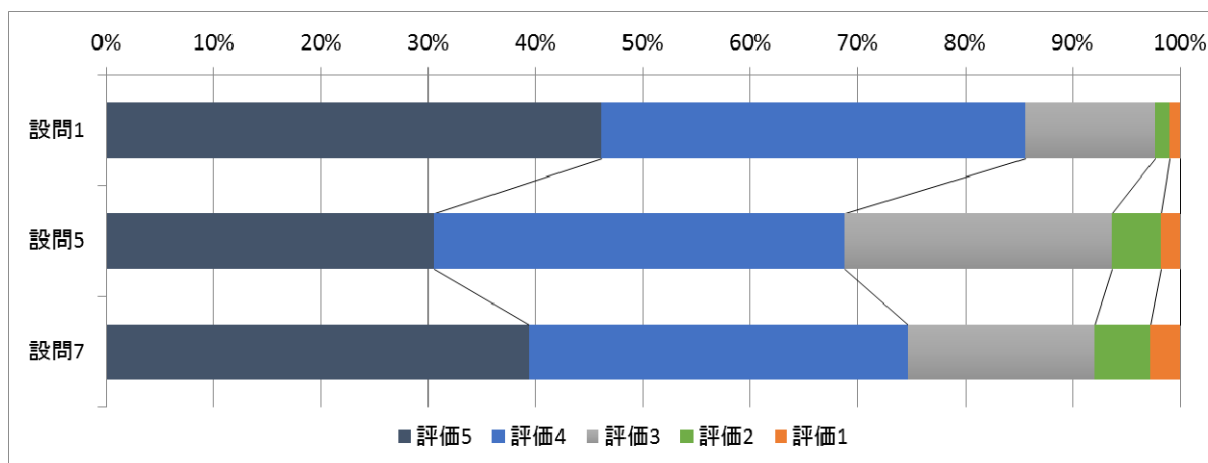
平成24年度から新しい教養教育として、教養教育科目のモジュール方式化とアクティブ・ラーニングを全面導入した。学生による授業評価結果は、開始当初の平成24年度後期は、平成23年度の評価結果をわずかに下回ったものの、各モジュール科目における工夫や反省点・問題点等を共有することを目的に全学モジュール・ニュースを定期的（第2、第4月曜日）に発行するとともに（後掲資料8-2-①-3）、テーマ責任者及び科目責任者アンケートを実施し、各期末のモジュール・フォーラム（FD）（後掲資料8-1-①-2）を開催して授業内容や授業方法等を検証・改善した結果、平成25年度前期には平成23年度の水準に回復している（資料6-1-②-B）。

資料6-1-②-A 「平成25年度 学生（学部学生及び大学院生）による授業評価（シラバスの活用状況）」（抜粋）

- 設問1：シラバスは、授業の目標や計画及び評価方法を適切に示していた。
- 設問5：自分は、シラバスに記載された授業目標を達成することができた。
- 設問7：総合的にみて、この授業は自分にとって満足できるものであった。

【評価5：そう思う、評価4：どちらかといえばそう思う、評価3：どちらともいえない、評価2：どちらかといえばそう思わない、評価1：そう思わない】

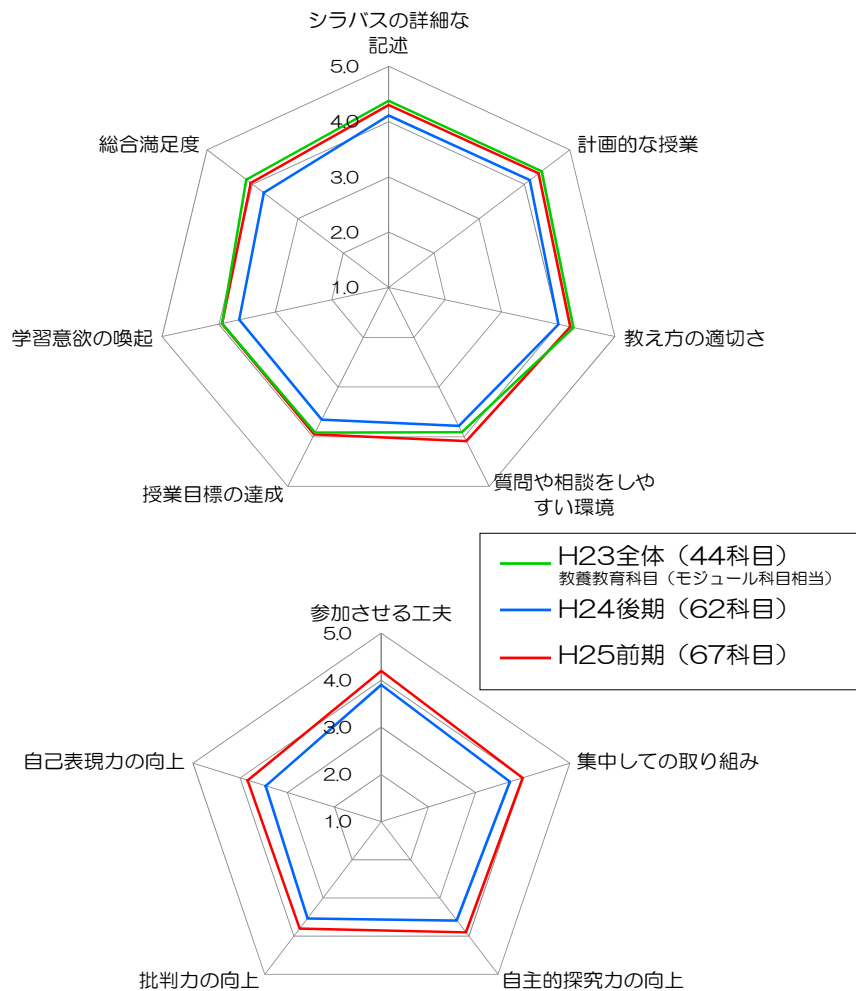
	評価平均	評価5 _(人)	評価4 _(人)	評価3 _(人)	評価2 _(人)	評価1 _(人)	有効回答 _(人)
設問1	4.28	31452	26839	8230	943	669	68133
		46.2%	39.4%	12.1%	1.4%	1.0%	100.0%
設問5	3.91	20776	26005	16893	3133	1208	68015
		30.5%	38.2%	24.8%	4.6%	1.8%	100.0%
設問7	4.03	26762	23905	11797	3496	1920	67880
		39.4%	35.2%	17.4%	5.2%	2.8%	100.0%



(出典 学生による授業評価)

資料6-1-②-B 学生による授業評価結果（モジュール科目）

学生による授業評価結果（モジュール科目）



(出典 教育支援課作成資料)

資料6-1-②-1 学生生活調査報告書（学部生：Ⅶ 入学・修学）
[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/topics/include/file/article/images/201112/file_7.pdf】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/topics/include/file/article/images/201112/file_7.pdf)

資料6-1-②-2 学生生活調査報告書（大学院生：F 入学・修学）
[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/topics/include/file/article/images/201112/file_F.pdf】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/topics/include/file/article/images/201112/file_F.pdf)

資料6-1-②-3 学生による授業評価の実施に関する申合せ
[【http://www.redc.nagasaki-u.ac.jp/overview/improve_education/TV_overview/mousiwase.pdf】](http://www.redc.nagasaki-u.ac.jp/overview/improve_education/TV_overview/mousiwase.pdf)

資料6-1-②-4 学生による授業評価集計結果
[【http://www.innov.nagasaki-u.ac.jp/overview/improve_education/TV_report/reportH23-H25.pdf】](http://www.innov.nagasaki-u.ac.jp/overview/improve_education/TV_report/reportH23-H25.pdf)

後掲資料8-1-①-2 モジュール・フォーラム開催一覧（平成24年度～）

後掲資料8-1-②-5 学生による教育改善のための協議会報告書

後掲資料8-1-②-6 第96回長崎大学FD実施報告書

後掲資料8-1-②-7 平成25年度 長崎大学の教育改善に向けたアンケート集計結果ー全学モジュール科目について

後掲資料8-2-①-3 全学モジュール・ニュース
[【http://gakunai.jimu.nagasaki-u.ac.jp/globird/space/page/ViewFolder/space/0e003998-68fd-11e2-96f1-000000000001】](http://gakunai.jimu.nagasaki-u.ac.jp/globird/space/page/ViewFolder/space/0e003998-68fd-11e2-96f1-000000000001)

【分析結果とその根拠理由】

平成 24 年度の学生生活調査結果では、学部生は授業・カリキュラムに全体で約 6 割が、大学院生は研究指導及び研究環境に全体で 6 割超が満足している。また、全部局で実施している「学生による授業評価」でも、「授業目標達成」及び「授業の総合的満足度」について、7 割程度の学生が肯定的な回答をしている。平成 24 年度から開始したモジュール方式による教養教育においても、同様な結果が得られている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

平成 25 年度の就職希望者の就職率は、学部卒業生が 92.1%、大学院（修士及び博士前期課程）修了生が 95.3%であった（資料 6-2-①-1～2）。なお、学部学生の就職先は長崎を含む九州地区 62.9%、関東地区 23.5%である。就職業種（産業別）は、製造業、教育・学習支援事業、医療・福祉、公務等の広範囲に及んでおり、総合大学としての特徴を示している。

平成 25 年度の卒業生、修了生の進学率は、学部卒業生が 26.0%、大学院（修士及び博士前期課程）修了生が 8.6%であるが、理系学部である薬学部薬科学科の 97.2%、工学部の 62.0%の学生が大学院に進学している。

資料 6-2-①-1	学部就職率等状況一覧（5年間）
資料 6-2-①-2	大学院就職率等状況一覧（5年間）

【分析結果とその根拠理由】

就職を希望する学生のうち、学部学生の 92.1%、大学院学生の 95.3%が就職しており、就職希望者に対する就職動向は良好である。本学の就職率は、文部科学省の調査の全国平均（94.4%）より 2.3 ポイント低いものの、九州地区平均（90.8%）より 1.3 ポイント高い数値である。また、理系学部の薬学部薬科学科、工学部は卒業生の半数以上が大学院に進学しており、進学状況も好調である。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学が提供する教育に関する成果や効果等について、平成 25 年 8 月に卒業・修了生及び企業を対象に「長崎大学の評価に関する調査」を行った。

卒業・修了生に向けた調査（平成 22 年度、平成 25 年度の卒業・修了生を対象、有効回答数 371 件）では、大学で学んだ教育内容に全体の 70%が満足しており、特に、修了生においては 77%と高い評価を得ている（資料 6-2-②-A）。また、今の職場において「専門科目」が役立っているとの回答が全体の 74%であり（資料 6-2-②-B）、さらに、就職の決め手となった能力・資質についても「専門性」を挙げる割合

が最も高い。大学において身に付けることのできた社会性については、「協調性」(66%)が最も高く、企業による印象とも一致している(資料6-2-②-C)。

資料6-2-②-A 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<卒業生/修了生編>

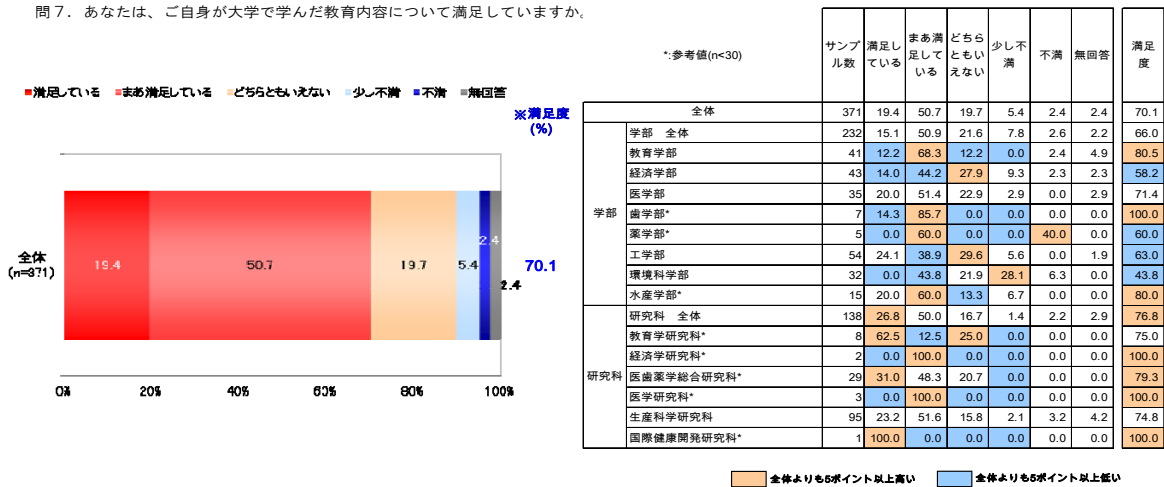
2.長崎大学についての評価

- 大学で学んだ教育内容に、全体の70%が満足(=「満足している」+「まあ満足している」の合計、以下満足度)していた。
- 学部/研究科別にみると、学部全体の満足度が66%、研究科全体の満足度が77%で、研究科の方が満足度が高かった。
- 学部別にみると、教育学部の満足度が81%と比較的高く、環境科学部(44%)や経済学部(58%)は低めだった。

■ 教育内容への満足度

【SA】

問7. あなたは、ご自身が大学で学んだ教育内容について満足していますか。



(C) 2013 Nikkei BP Consulting, Inc. All rights reserved.

0

(出典 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<卒業生/修了生編>)

資料6-2-②-B 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<卒業生/修了生編>

1.長崎大学で学んだこと、卒業後に役立ったこと

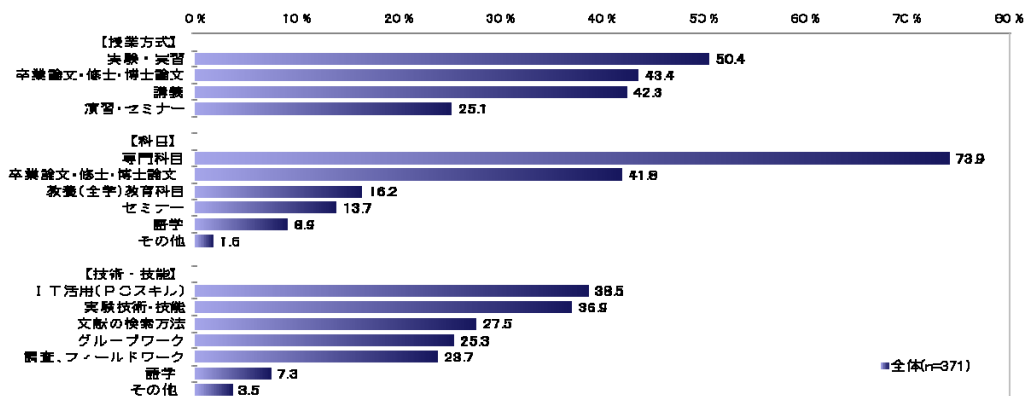
- 職場で役立ったことは、「専門科目」が他と差をつけて高く、74%の卒業生/修了生が役に立っていると回答した。
- 授業方式では、「実験・実習」(50%)、「卒業論文・修士・博士論文」(43%)、「講義」(42%)の順。
- 技術・技能では、「IT活用(PCスキル)」(39%)、「実験技術・技能」(37%)などが上位に挙げられた。

■ 職場で役立ったこと

【MA】

問2. 大学の授業に関する以下の項目について、それぞれ今の職場で役立っていると思うものをお答えください。

※各項目について「全体」の降順でソート



(C) 2013 Nikkei BP Consulting, Inc. All rights reserved.

0

(出典 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<卒業生/修了生編>)

資料6-2-②-C 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<卒業生/修了生編>

1.長崎大学で学んだこと、卒業後に役立ったこと

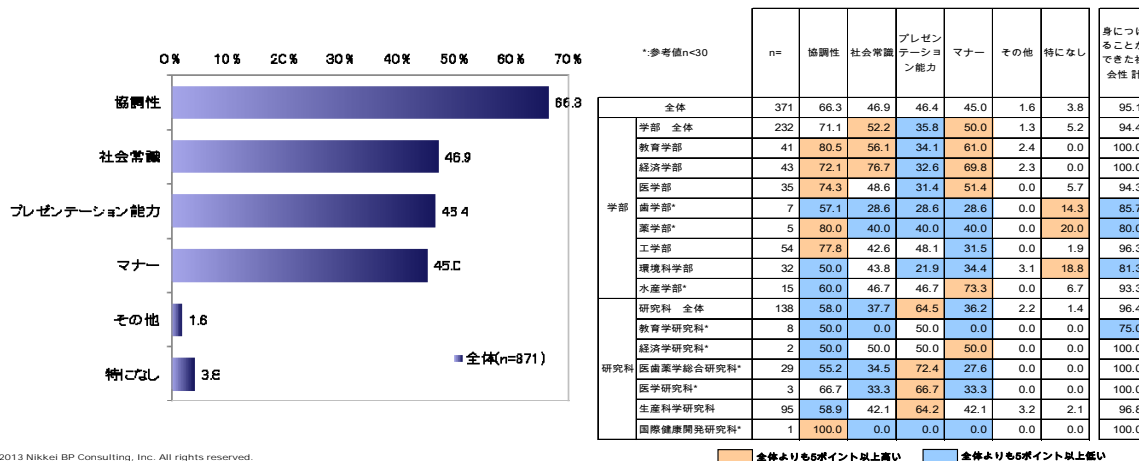
- 大学の授業や学生生活で身についた社会性は「協調性」(66%)が最も高かった。「社会常識」(47%)、「プレゼンテーション能力」(46%)、「マナー」(45%)も約半数程度の回答者が身についたと回答した。
- 学部全体では「協調性」が身についた割合は71%にのぼった。研究科全体では「プレゼンテーション能力」が65%で最も高かった。

■ 身についた社会性、形成した人間関係【身につけることができた社会性】

【MA】

問4. あなたは、大学の授業や学生生活の中で社会性を身につけたり、人間関係を形成することができましたか。

※「全体」の降順でソート



(C) 2013 Nikkei BP Consulting, Inc. All rights reserved.

(出典 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<卒業生/修了生編>)

企業に向けた調査（有効回答数 251 件 25.1%）では、過去 10 年間で本学卒業生・修了生の採用実績がある企業の印象として、「堅実さ、能力、人柄ともにバランスがよい」、「高い基礎知識を有している」等、「協調性」、「基礎知識」、「コミュニケーション能力」について半数以上の企業から高い評価を得るとともに（資料6-2-②-D）、本学を人材確保に有望な大学として期待している企業が 73%、特に、長崎県における期待度が 87%と高く、本学での学修の成果が上がっていることが分かる（資料6-2-②-E）。

資料6-2-②-D 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<企業編>

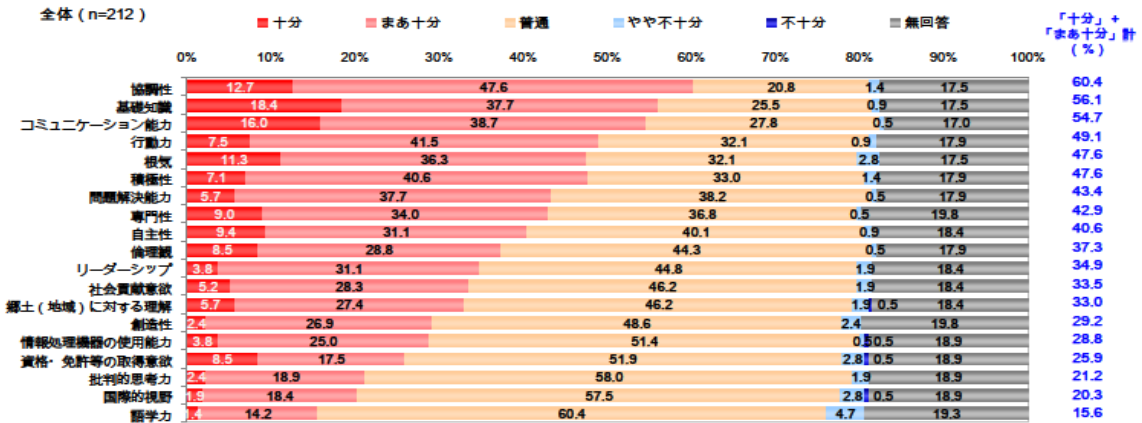
4.長崎大学生のイメージ

- 採用活動等を通じた長崎大学生の印象について、「十分」～「普通」～「不十分」の5段階で尋ねた。
- 「協調性」「基礎知識」「コミュニケーション能力」について、半数以上の企業が「十分」または「まあ十分」と回答した。

■ 長崎大学生の印象

【SA】

問7. あなたのお勤め先では、過去10年間で、長崎大学の卒業生（大学院修了生を含む）を採用されたことがありますか。
 (4) 採用活動等を通じて長崎大学の学生に接し、どのような印象をお持ちですか。(a)～(s)の各項目について5段階でお答えください。
 ※過去10年間で卒業生採用ありベース



© 2013 Nikkei Business Publications, Inc and Nikkei BP Consulting, Inc. All rights reserved.

31

(出典 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<企業編>)

資料6-2-②-E 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<企業編>

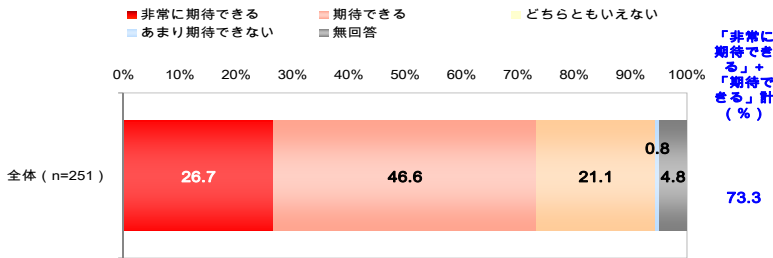
2.長崎大学に対する認知、期待度

- 長崎大学を人材確保に有望な大学として期待（「非常に期待できる」+「期待できる」の合計、以下期待度）している企業は73%にのぼった。
- 特に長崎県における期待度が87%と高かった。九州での拠点の有無でも差があり、九州拠点を有する企業の期待度は78%で、拠点が無い企業を29ポイント上回った。

■ 長崎大学に対する人材面での期待度

【S A】

問6. 長崎大学は、お勤め先の人材確保に有望な大学として期待できると思いますか。



© 2013 Nikkei Business Publications, Inc and Nikkei BP Consulting, Inc. All rights reserved.

*: 参考値とする

分類	項目	n	「非常に期待できる」+「期待できる」計 (%)
全体	全体	251	73.3
従業員規模別	299人以下	42	83.4
	300～999人	69	69.5
	1000～4999人	97	77.3
地域別	5000人以上	43	60.5
	長崎県	31	87.1
	その他九州	65	76.9
	中国・四国*	14	42.8
	近畿*	26	65.3
九州拠点の有無別	中部*	16	62.5
	関東	99	74.7
	九州拠点有り	108	77.7
業種別	九州拠点無し	47	49.0
	企業(教育・医療・福祉除く)	195	79.5
	医療・福祉*	11	63.7
公務	43	51.2	

■ 全体よりも5ポイント以上高い ■ 全体よりも5ポイント以上低い

(出典 長崎大学の評価に関する調査 調査結果報告書<企業編>)

【分析結果とその根拠理由】

卒業・修了生による本学の教育内容に対する評価は、全体の70%が大学で学んだ教育内容に満足し、職場で役立つ素質として、「専門科目」が74%の評価を得ている。また、企業からも「基礎知識」、「協調性」、「コミュニケーション能力」について高い評価を得ており、人材確保に有望な大学としても期待されている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

○ 本学が提供する教育に関する成果や効果等について、卒業・修了生及び企業に「長崎大学の評価に関する調査」を行った結果、本学を人材確保に有望な大学として期待すると回答した企業は全体の73%、長崎県内の87%であった。さらに、過去10年間で本学卒業生の採用実績がある企業の印象として、「基礎知識」、「協調性」、「コミュニケーション能力」について半数以上の企業からの高い評価を得ており、本学は企業が求める人材を輩出し続けている。

【改善を要する点】

○ 現在2年に1度、在校生を対象として行っている「学生生活調査」に加え、卒業生及び企業に対しても、定期的に「長崎大学に関する調査」を実施し、いずれの学部においても学生の満足度を上げるために具体的な問題を抽出し、検討を行う努力が必要である。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の主要な校地は、文教キャンパス、坂本キャンパス、片淵キャンパス（夜間主コース含む。）の3箇所に所在し、その合計面積は393,857㎡、校舎面積は187,914㎡で、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。キャンパスごとに、教育研究活動を展開する上で必要な講義棟、研究棟等の主要施設に加え、教育研究に必要な附属施設が整備されている【大学現況票】。

本学では中期計画として「施設設備整備計画の策定」、「施設整備の計画的推進」（資料7-1-①-A）等を掲げ、施設整備年次計画に基づき、教育研究環境の整備を推進し、施設の有効利用を進めるとともに（資料7-1-①-1）、耐震基準を満たしていない建物の耐震補強を進めている（耐震性のある建物95.6%）（資料7-1-①-2）。

既存施設については、維持管理、予防保全等を行い、学生の学修環境及び生活環境の改善を最優先し、平成19年度から総合研究棟（教育学部、工学部、水産学部、経済学部、環境科学部等）の改修整備、グラウンド、課外活動施設、福利厚生施設の改修整備、サイエンス&テクノラボ棟、動物実験施設棟の新営、音楽教室、附属図書館の改修整備、屋外昇降塔、グローバル教育・学生支援棟の新営、美術技術教室、教育実践総合センター、図書館医学分館の改修整備、環東シナ海環境資源研究センター棟の新営、多文化社会学部の開設に伴う既存施設の改修整備を順次実施して使用に供するとともに、障がい者用トイレ等を設置し、バリアフリー化も推進している（資料7-1-①-3）。坂本キャンパスにおいては、病院の再開発整備事業を平成14～27年度の予定で計画的に推進している。安全・防犯面への配慮については、外灯を設置するとともに（資料7-1-①-3）、時間外に各建物へは許可された者以外は入室させないセキュリティ管理を行っている。また、キャンパスごとに、安全衛生委員会を設けており、安全衛生委員が定期的に巡視をしている。さらに、工学・薬学・水産学部等、薬品等を取り扱う部局では、産業医が巡視を行い、薬品庫等の壁面固定やガスボンベの転倒等の防止策を進めている（資料7-1-①-4）。さらに、実験系の部局では、実験事故に対応するための緊急用シャワーを建物の各階に設置している。

福利厚生施設、キャンパス環境、駐車場、図書館等の利用に関しては、変化する学生のニーズを把握するため、学生生活調査を隔年で実施するとともに、学長と学生の意見交換の場を年数回実施し、学生のニーズを直接聞く機会を設けている。把握した学生ニーズに対しては、学生が在学中に改善状況を実感できるよう取り組むとともに、対応状況を本学公式ホームページで公表して卒業生も改善状況を確認できるようにしている（資料7-1-①-5）。

さらに、本学における「教育研究活動の支援及び情報の収集・発信」、「企業等との連携」、「同窓生との交流」等を通じ、本学の教育研究の進展、産学官連携の推進等に資することを目的として、平成22年に長崎大学東京事務所を設置し（資料7-1-①-6）、在校生への就職活動支援、卒業生との交流の場、企業への研究情報の提供等に利用している。平成25年度における東京事務所の利用者は、延べ833人であった。

資料 7-1-①-A 「中期計画 (抜粋)」

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設設備整備計画を策定し、環境保全やバリアフリーなどに配慮しつつ、中期的観点に立つ優先順位にしたがって施設設備の充実を進める。
- ・既存施設の点検評価を踏まえ、施設設備を計画的・効率的に維持管理するとともに大学全体の視点に立ち戦略的に活用する。

資料 7-1-①-1 スペースの有効活用に関する取組状況

資料 7-1-①-2 耐震改修状況

資料 7-1-①-3 バリアフリー対応状況、外灯設置状況

資料 7-1-①-4 産業医巡視及び巡視後の作業等に関する実施要領

資料 7-1-①-5 学生生活調査結果等に基づく支援・改善事項の対応状況

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html)

資料 7-1-①-6 長崎大学東京事務所ホームページ [【http://www.nagasaki-u-tokyo.jp/guide/】](http://www.nagasaki-u-tokyo.jp/guide/)

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地・校舎面積は、大学設置基準上の必要面積を上回っており、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を整備し、有効に活用している。また、施設・設備における耐震化、既存施設の適切な維持保全に努めて、“安心・安全・快適”な環境整備を計画的に進め、バリアフリー化を推進するとともに、学生の学習環境及び生活環境の改善を最優先している。さらに、本学の教育研究の進展、産学官連携の推進等に資することを目的に長崎大学東京事務所を設置して活用している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学を取り巻く環境の変化、情報化の現状・課題等を踏まえ、中期目標期間の2期分(12年間)にわたる情報環境整備の基本構想とし、ICT マスタープラン及び ICT アクションプランを情報政策委員会で取りまとめた(資料 7-1-②-1~2)。本マスタープランは、本学の情報化推進の方向性を、教育、研究、社会貢献、大学運営のイノベーションとして掲げ、第 I 期(平成 22~27 年度)及び第 II 期(平成 28~33 年度)に分けて構成している(資料 7-1-②-A)。

このマスタープランの下、学生の学修進捗状況の把握及び教員と学生の双方向性のコミュニケーションツールとしての「主体的学習促進支援システム(LACS)」(前掲資料 5-2-②-F)を導入し、平成 25 年 10 月から活用を開始した。

以下、本学におけるこれまでの ICT 環境整備に関する導入例及び有効な活用例を示す。

1) 本学が提供する教育用情報端末

情報処理関連の授業や学生の自主学修に利用できるパソコンとして、全キャンパスで 1,264 台(文教キャンパス 882 台、坂本キャンパス 219 台、片淵キャンパス 163 台)が設置され、活用されている(資料 7-1-②-3)。

2) キャンパス情報ネットワーク

本学のキャンパス情報ネットワーク(NUNET)概念図を資料 7-1-②-4 に示す。この情報ネットワークの適正な管理・運用を図るため、管理規則及び運用規程を制定し、管理・運用等に関する必要事項を定めて

いる。

3) パソコン必携化及び無線 LAN の整備

LACS の導入・運用に伴い、平成 26 年度の新入生からノートパソコン必携化を決定し、学生のパソコン必携化に対するロードマップを策定した（前掲資料 5-2-②-I）。また、パソコン必携化に伴い、普通教室での LACS の使用に供するために、本学のキャンパス情報ネットワーク（NUNET）を充実・拡充するとともに、電源・有線 LAN コンセント、無線 LAN の整備（資料 7-1-②-B）を行った。

4) 出席管理システム（資料 7-1-②-C）

出席不良学生の検索・アラートにより、出席不良学生に対する早期ケアを可能とし、セーフティネットを構築するため、学生証を IC カード化し、IC カードリーダーを講義室、実習室、実験室に 230 台設置した。

5) 英語教育

全キャンパスに CALL システム専用教室を整備し、平成 24 年度から利用を開始した。また、自学自習用コンテンツ 28 教材を利用に供するとともに、ICT 環境の整備と併せて、全学生が利用できる環境を構築している（資料 7-1-②-D）。さらに、本学公式ホームページで語学学修ができる環境も提供している（資料 7-1-②-5）。学部における平成 25 年度の 3 Step Call システムの利用者数の割合は、平成 24 年度の 1～2 割程度から 4～5 割程度に上昇している（前掲資料 5-2-②-E）。

6) e ラーニング

e ラーニング利用推進のために、平成 24 年 7 月から ICT 基盤センターに e ラーニングコンテンツ開発支援室を設置し、平成 25 年度末現在、621 授業科目、学生 7,670 人、教員 359 人が自学自習及び授業で利用している（前掲資料 5-2-②-C）。これは平成 23 年度と比較して急激に増加している。

7) 情報セキュリティ

本学は、学生の成績や学生・教職員（約 13,000 人）に関する膨大な個人情報を有し、それらの情報を扱う大規模かつ高度な情報システムを稼働させている。そのため、長崎大学情報セキュリティポリシーを制定し、（資料 7-1-②-6）、情報セキュリティを確保している。

さらに、情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）の基本方針（資料 7-1-②-7）を定め、ネットワークシステムを運用してきた。この結果、平成 25 年 3 月には、ISO27001 (ISMS) を取得し、認証書が授与された（資料 7-1-②-8）。

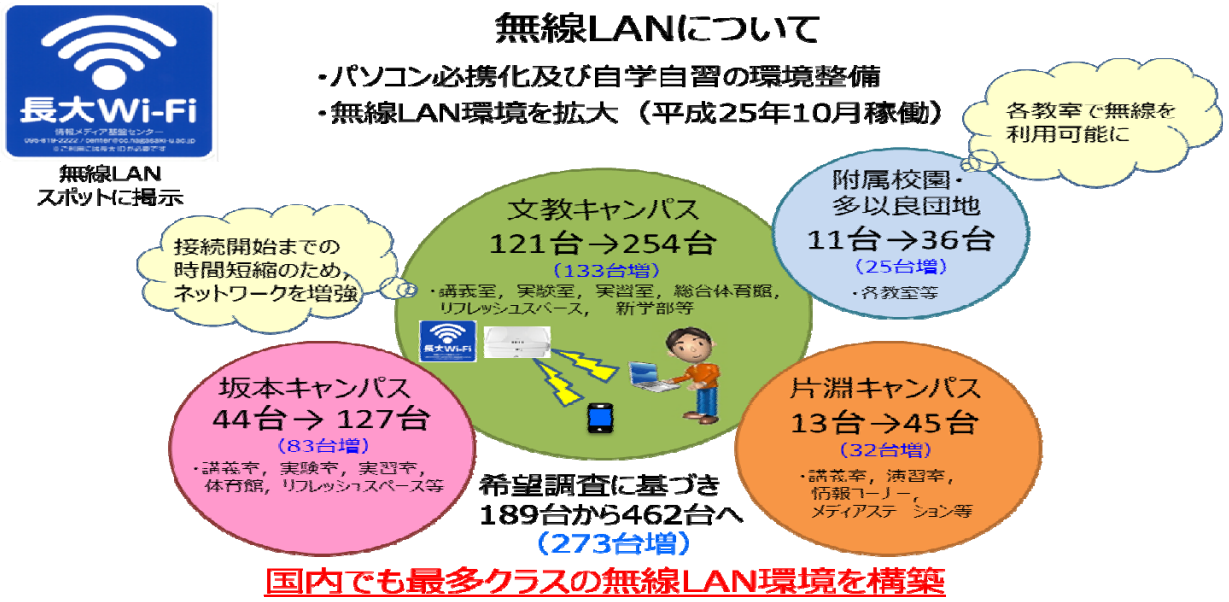
資料 7-1-②-A 「ICT マスタープラン 2012 の基本方針」

I 教育イノベーション	II 研究イノベーション
(1) 大学教育の質的転換を支援する ICT 環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を利用した教育・学習支援体制の整備 ・ 学生の PC 必携化に関する検討 ・ スマートデバイスへの対応の検討 (2) 情報社会及びグローバル化に対応した人材育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報教育（情報に関わる教養教育及び専門教育）の強化 ・ CALL システムの整備充実 	(1) 世界的レベルの研究の促進支援 (2) 国際水準の研究環境のための情報基盤・共通情報サービス整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無線 LAN 設置の拡大（I (1) のためでもある） ・ 学内グリーンクラウドサービスの構築と運用 ・ 高速コンピューティングや大規模データ処理への対応 ・ 大容量高速で安定的なグリーン情報基盤システムの構築
III 社会貢献イノベーション	IV 大学運営イノベーション

<p>(1) 大学COC (Center of Community) 構想の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外者への情報発信, 情報交換機能の充実化 ・学外関係者のコミュニティサイト構築支援 ・生涯にわたる情報サービスの整備 <p>(2) 大学情報公開体制の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学情報公開における ICT 面からの支援 ・広報宣伝システムの支援 ・日本オープンコースウェアコンソーシアム(JOCW)への加盟 	<p>(1) 大学 IR (Institutional Research)の整備</p> <p>(2) 安心・安全な情報環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの構築 ・サイバー攻撃への対策強化 ・障害対策の強化及び災害時への対応の強化 <p>(3) 情報管理組織の改革と業務システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に関わる組織の機能の再定義と最適な組織への変革 ・EDUCAUSE への加盟 ・ポータルサイトの機能の整備充実 ・業務系システムのユーザー指向化と機能の高度化・最適化
---	--

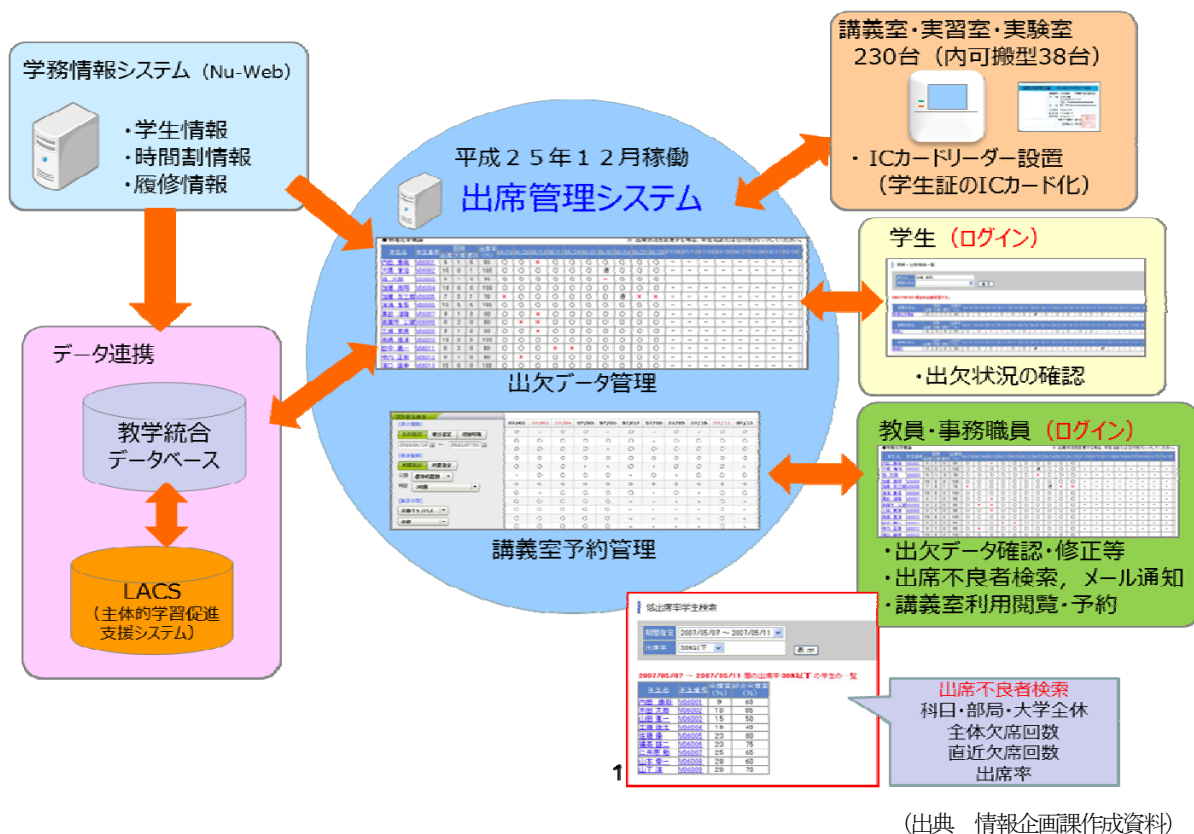
(出典 ICT マスタープラン 2012)

資料 7-1-②-B 「無線LANの整備」



(出典 情報企画課作成資料)

資料 7-1-②-C 「出席管理システム概念図」



資料 7-1-②-D 「CALL 専用教室及び授業・自学自習用コンテンツ」

CALL 専用教室	教室数	台数	授業・自学自習用コンテンツ
文教キャンパス	3 教室	205 台	ALC NetAcademy2 (1 教材)
坂本キャンパス	1 教室	51 台	SMART-HTML (1 教材)
片淵キャンパス	3 教室	147 台	3-Step CALL システム (26 教材)

(出典 情報企画課作成資料)

- 資料 7-1-②-1 ICT マスタープラン 2012 (抜粋)
- 資料 7-1-②-2 ICT アクションプラン 2012 (抜粋)
- 資料 7-1-②-3 学生用端末設置箇所及び設置台数一覧
- 資料 7-1-②-4 長崎大学キャンパス情報ネットワーク (NUNET) 概念図
- 資料 7-1-②-5 語学 e ラーニング及び CALL 教室の利用について【<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/course/all/call/>】
- 資料 7-1-②-6 国立大学法人長崎大学情報セキュリティポリシー (抜粋)
- 資料 7-1-②-7 ISMS 基本方針 【<http://www.cc.nagasaki-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/05/ISMS.pdf>】
- 資料 7-1-②-8 ISO27001 (ISMS) 認証書の授与について【http://www.cc.nagasaki-u.ac.jp/news/news_news/830.html】

【分析結果とその根拠理由】

情報環境整備の基本構想として ICT マスタープラン及び ICT アクションプランを策定し、ICT 環境を整備している。それに基づいて、教育用情報端末、キャンパス情報ネットワーク、パソコン必携化、無線 LAN の拡充、出席管理システム等のハードウェアを整備するとともに、英語教育での CALL システムの活用、e ラーニングの推進、情報セキュリティ対策等、ソフトウェアの面からも ICT 環境整備を推進している。また、学生の学修時間や学修進捗状況の把握や教員と学生の双方向性のコミュニケーションツールとしての「主体的学習促進支援システム (LACS)」の運用を開始した。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館は、文教キャンパスに中央図書館、坂本キャンパスに医学分館、片淵キャンパスに経済学部分館が整備されている。平成24年度に中央図書館が耐震改修工事を終え、平成25年4月にリニューアルオープンした。リニューアル改修を行うに当たり、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、エントランスを2階から1階に移すとともに、利用者エレベータを新設した。また、本学の教育改革に即した自学自習環境整備とアクティブラーニング支援強化を目的として、明るい外観と閲覧席の増設、学生が議論しながら学修できるラーニングコモンズやグループ学習室、イベントができるギャラリー、留学生との英語交流企画等ができる多目的ルームの設置、モジュール科目の支援、飲食可能なアメニティゾーン等、新しい試みを導入した。また、情報検索を容易にするICTサイバー空間やレファレンスの充実、学生が憩いながら学べる場の構築を目指して改修を行った(資料7-1-③-1)。なお、医学分館については、平成25年度に耐震改修が完了した。

平成26年5月1日現在、図書996,447冊(和書703,926冊;洋書292,521冊)、学術雑誌24,298種(和雑誌17,007種;洋雑誌7,291種)、視聴覚資料5,515タイトルを備えており、電子ジャーナルは22,167種(和雑誌1,347種;洋雑誌20,820種)が利用可能である【大学現況票】。また、データベースも学術文献情報を中心に新聞記事、百科事典等の検索が可能である。

図書館資料の収集については、附属図書館委員会の収書専門委員会で、収集の方針や基準等(資料7-1-③-2)を策定し公開している。特に、学生用図書については、シラバス掲載図書の網羅的収集、教員推薦図書や学生希望図書の募集及び学生による選書ツアーを実施して、系統的で利用者の要求に基づく蔵書構成を推進している。

附属図書館の利用状況は、中央図書館の耐震改修工事以前では、平成23年度に入館者数、貸出冊数ともに過去最高を記録した。中央図書館のリニューアルオープン後は、同館の入館者数が平成23年度より18%程度増加しているほか、改修工事で新たに設置したラーニングコモンズについても、改修工事以前に先行して設置していたグループ学習室と比較すると、利用者が約4.5倍に伸びている(資料7-1-③-3)。

附属図書館の有効な利用を促す方策として、キャンパス別や学部別に学生懇談会を開催して(資料7-1-③-4)、ニーズの把握に努めており、学生からの要望に応じて、開館時間の延長(資料7-1-③-A)、閲覧席の増設(約100席)、コンセント付閲覧席の設置、案内板への英語表記の追加、大型スクリーンによる情報発信等を行った。また、新入生を対象に、必修科目である教養ゼミナールの中で、資料収集ガイダンスを実施している。

資料7-1-③-A 「附属図書館開館時間の延長履歴」

中央図書館	変更事項	変更時間
平成19年7月	試験期の土曜・日曜・祝日開館時間の延長	10:00~17:00→~18:30
平成20年7月	通常期の平日の開館時間を延長	8:40~21:45→~22:00
平成20年7月	通常期の土曜日・日曜日・祝日の開館時間を延長	10:00~17:00→~18:30
平成22年4月	平日の開館時間を繰上げ	8:40→8:30~
平成24年4月	改修工事に伴い土曜・日曜・祝日を休館に	
	改修工事に伴い通常期の開館時間を縮小	8:30~22:00→~18:30
平成24年7月	通常期・試験期の開館時間を20:00までに延長	8:30~18:30→~20:00

平成24年7月	試験期・通常期の土曜・日曜・祝日の開館時間を改修前より縮小して再開	10:00～17:00
平成25年4月	改修工事終了により、開館時間を改修工事開始直前の開館時間に戻して情報リニューアル開館	平日 8:30～22:00 土・日・祝日 10:00～18:30
医学分館	変更事項	変更時間
平成21年4月	平日の開館時間を延長	8:40～21:00→22:00
平成21年4月	土曜日・日曜日・祝日の開館時間を延長	10:00～17:00→～18:30
平成22年4月	平日の開館時間を繰上げ	8:40～→8:30～
平成23年7月	試験期の土曜・日曜・祝日開館時間を延長	10:00～18:30→～20:00
経済学部分館	変更事項	変更時間
平成19年4月	平日の開館開始時間を繰り上げ	9:00～22:15→8:40～
平成19年7月	通常期の日曜日の開館時間を繰り上げ	13:00～17:00→10:00～
平成19年7月	試験期間の土曜日・日曜日の開館時間の延長	10:00～17:00→～18:30
平成21年4月	通常期の土曜日の開館時間の延長	10:00～17:00→～18:30
平成22年4月	平日の開館時間を繰上げ	8:40～→8:30～
平成22年7月	試験期の土曜・日曜・祝日開館時間の延長	10:00～18:30→～20:00

(出典 学術情報管理課作成資料)

資料7-1-③-1	長崎大学附属図書館中央図書館概要 (抜粋)
資料7-1-③-2	長崎大学附属図書館図書館資料収集方針 http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/about/pdf/col1.pdf 長崎大学附属図書館図書館資料収集基準 http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/about/pdf/col2.pdf
資料7-1-③-3	図書館利用統計 (平成22～25年度)
資料7-1-③-4	学生懇談会報告 (抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館は、総合大学にふさわしいタイトル数の図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナル等を整備しており、これらは系統的かつ利用者の要求に基づいた方法によって収集されている。中央図書館のリニューアルオープン後に、過去最高を記録した平成23年度と比較して、同館の利用者数が18%程度増加しており、グループ学習室の利用者数も約4.5倍に伸びたことから、新設のラーニングコモンズも活発に利用されていることがうかがえる。さらに、図書館の有効活用を促すために学生からの要望を取り入れるとともに、各種ガイダンスも活発に行っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

前述したように、情報処理関連の授業や学生の自主学修に利用できるパソコンとして、全キャンパスで1,264台を設置し、活用されている(前掲資料7-1-②-3)。また、平成24年度から3キャンパスにCALLシステム専用教室を整備し、授業・自学自習用の語学用eラーニングコンテンツを提供することにより自主的学修環境を充実させている(前掲資料7-1-②-D)。学部における平成25年度の3Step Callシステムの利用者数の割合は、平成24年度の1～2割から4～5割程度に上昇している(前掲資料5-2-②-E)。

また、eラーニングシステム利用推進のため、平成24年7月からICT基盤センターにeラーニングコンテンツ開発支援室を設置したこと等により、eラーニングシステムの利用者が急増し、平成25年度においては、621授業科目、学生約7,670人が157,000時間程度ログインし、授業及び自学自習で利用している。さらに、平成23年度から平成25年度にかけて、教員利用者が2.2倍に増加するとともに、ログイン回数も3倍に増加しており、教員が学

生の自学自習のために e ラーニングシステムが有効であると判断していることが確認できる（前掲資料 5-2-②-C）。特に、教養教育での平成 23 年度比に対する利用率の増加が顕著であり、コース数は 2.4 倍、教員のログイン回数、時間は 3.7 倍、6.7 倍、学生のログイン回数、時間は 5.2 倍、5.7 倍に急増している（前掲資料 5-2-②-D）。

加えて、教員と学生の双方向のコミュニケーションを促進するために主体的学習促進支援システム（LACS）を導入し、平成 26 年 5 月の段階で 27%の教員と 56%の学生に利用されている（前掲資料 5-2-②-G）。

附属図書館のリニューアル改修に当たり、自学自習環境整備とアクティブラーニング支援強化を目的とした利用環境の整備を行い、平成 25 年度は平成 23 年度と比較して、入館者数は 18%増加している（前掲資料 7-1-③-3）。

前掲資料 7-1-②-3 学生用端末設置箇所一覧
前掲資料 7-1-③-3 図書館利用統計（平成 22～25 年度）

【分析結果とその根拠理由】

パソコンを全キャンパスで 1,264 台設置している。また、3 キャンパスに CALL システム専用教室を整備するとともに、授業・自学自習用の語学用 e ラーニングコンテンツを提供して語学教育充実のための ICT 環境を整備し、活用されている。さらに、主体的学習促進支援システム（LACS）を導入することで自主的学修環境を整備し、活用されている。

また、附属図書館はリニューアル改修に当たり、自学自習環境整備とアクティブラーニング支援強化を目的とした利用環境の整備を行い、学生に活用されている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

全学部新生を対象としたオリエンテーションを入学式の際に行っている。教養教育に関するガイダンスでは、教養教育と専門教育の相違点を説明するとともに、全学モジュールの選択と適正な履修方法等の説明を行っているほか、学務情報システムの利用、図書館等学内施設の利用・活用の仕方等についても案内を実施している（資料 7-2-①-1）。

専門教育のガイダンスでは、学生便覧及びシラバス等の資料を配布し、教育課程、学部・課程に応じた科目選択、単位取得、履修上の留意点等について解説を行っている。また、各学部にて特化した新生合宿研修を全学部で実施しており、学生との対話の場を確保し、入学段階での課題解決をサポートしており、学生からの評価も高い（資料 7-2-①-2）。既に在学する学部学生及び大学院生についても、それぞれの専門・専攻の分属等の際に、必要に応じてガイダンスを行い、学問的特色等を示した冊子の配布等において情報提供を行うほか、履修状況の確認及び卒業・修士修了要件等を説明している（資料 7-2-①-1、7-2-①-3）。

資料 7-2-①-1 平成 25 年度 ガイダンス等実施状況一覧
資料 7-2-①-2 参考例：平成 25 年度 工学部合宿オリエンテーションアンケート結果
資料 7-2-①-3 参考例：平成 25 年度 化学・物質工学コース 2 年生用研究室紹介 アンケート

【分析結果とその根拠理由】

全ての学部、研究科で新生等へのオリエンテーション、ガイダンスを行うとともに、特に、新生には合宿研

修等のきめ細かな対応を行っている。また、学生が専門・専攻の分属等の際に、必要に応じてガイダンスを行っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

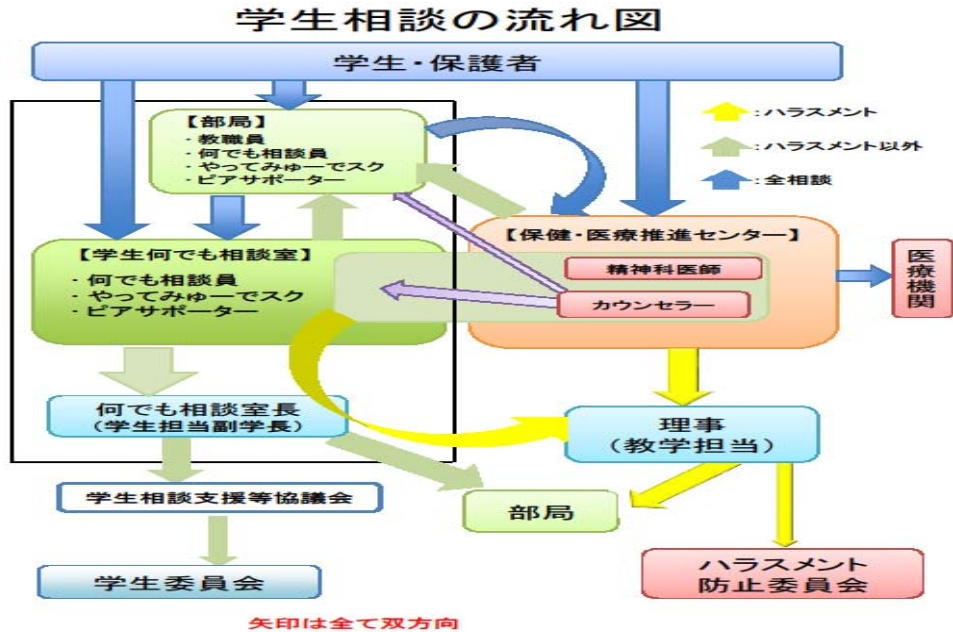
【観点に係る状況】

学生委員会において、全学生を対象とした「学生生活調査」を2年ごとに実施しており、入学・修学、学生相談体制、進路・就職等についての学生の理解度や満足度の把握に努めている（資料7-2-②-1）。また、学長と学生が直接話す機会を年に2回（「学長とのしゃべり場」、「学長と卒業予定者との懇談会」）設けており（資料7-2-②-2）、その際に学生から出された要望等や学生生活調査での自由記述による意見を学生生活調査専門委員会及び学生委員会で取りまとめ、支援改善事項として設定し、企画・実行している。学修支援に関する代表的事例としては、①保健学科学生の病院実習等における移動を容易にするため、高低差のある保健学科と病院の動線にエレベーターの設置（2機）、②学生からの意見を授業改善等に取り入れるため、教務委員会の下に「学生による教育改善のための協議会」の設置、③学生が自宅のパソコンで履修登録と成績閲覧ができるようにするため、NU-Webの充実、④坂本・片淵キャンパスへのCALLシステムの拡充・整備、⑤24時間自学自習ができるためのシステム整備等を行ってきた（資料7-2-②-3）。

また、全学的に各教員がオフィスアワーをシラバスに記載し（前掲資料5-2-②-3）、eラーニングシステムであるWebclassを用いた自学自習サポート（前掲資料5-2-②-C）と同時に学生からの相談等を受け付けている。

学生からの相談を受け付けるために、教職員及び学生を相談員とする「学生何でも相談室」を設置している。特に、新入生の支援システムとして、上級生が学生の目線で相談等にアドバイスする「ピア・サポート」制度を、平成17年度から「学生何でも相談」に組み込んでいる。学長から委嘱を受けた「ピア・サポーター」は、事前研修を受けた上で、履修相談、学生生活相談、新入生オリエンテーション支援等を行っている（資料7-2-②-4）。また、保健・医療推進センターでは、多様化する相談内容に対応するために、カウンセラーを平成23年度に4名から7名へ増員し、学生の様々な悩み（学修関係、対人関係、家族関係、身体、メンタル等）に関する相談・助言体制を強化した（資料7-2-②-A）。現在、「学生何でも相談室での相談」及び「保健・医療推進センターでの学生メンタルヘルス相談」は、それぞれ年間700～1,300件程度である（資料7-2-②-5）。

資料7-2-②-A 「学生何でも相談の流れ」



(出典 学生相談支援等協議会作成資料)

また、学生のサポート体制の強化を図るため学生相談支援等協議会等を設置し（資料7-2-②-B，7-2-②-6），保健・医療推進センターと部局等の連携を強化するとともに，学生及び教職員のメンタルヘルス等の知識の向上を目指した講演，研修等も実施している。（資料7-2-②-7）。

さらに，部局においては，学年（クラス）担任制，少人数担任制やチューター制度を設け（資料7-2-②-8），学部学生の生活相談や履修相談を受けるとともに，学生支援協議会を設置し，相談内容の分析，対応策の検討，要支援学生の把握等，組織的な支援体制を整備している（資料7-2-②-9）。また，平成25年度後期より主体的学習促進支援システム（LACS）を運用し，学生と教員のコミュニケーションの促進に役立てている（前掲資料5-2-②-F～G）。

留学生は，平成26年5月現在，35カ国444人が在学し，全学生の4.9%を占めている。国際教育リエゾン機構に専任の教員6人，ネイティブ職員（中国語3人・韓国語2人）及び英語に堪能な事務職員を配置するとともに，留学生指導主事（13人）及び留学生指導教員（159人）により全留学生を対象に面接（5月・11月）を実施し，留学生の学修・生活状況について指導・助言を行っている。また，チューター制度を設け，留学生への生活・学修支援を実施している（資料7-2-②-10）。

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学修支援について，例えば，入試においては，視力障害のある学生に対して，試験問題等の拡大を行うなどの措置を講じ，入学後は，必要に応じた学修支援を各学部で行ってきた（資料7-2-②-11）。平成25年8月には，障がい学生の円滑な修学に寄与することを目的として障がい学生支援室を設置し，全学的な支援体制を強化した（資料7-2-②-C，7-2-②-12）。

資料7-2-②-B 「長崎大学学生相談支援等協議会規程（抜粋）」
（設置）

第1条 長崎大学（以下「本学」という。）に，学生相談及びメンタルヘルスの円滑な実施に資することを目的として，長崎大学学生相談支援等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項等)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学生相談の支援に関すること。
- (2) メンタルヘルスの保持・増進に関すること。
- (3) 長崎大学学生何でも相談室に関すること。
- (4) その他学生相談に関すること。

2 協議会は、前項の協議の結果、必要と認めるときは、長崎大学学生委員会(以下「学生委員会」という。)に対し、提言を行うことができる。

(組織)

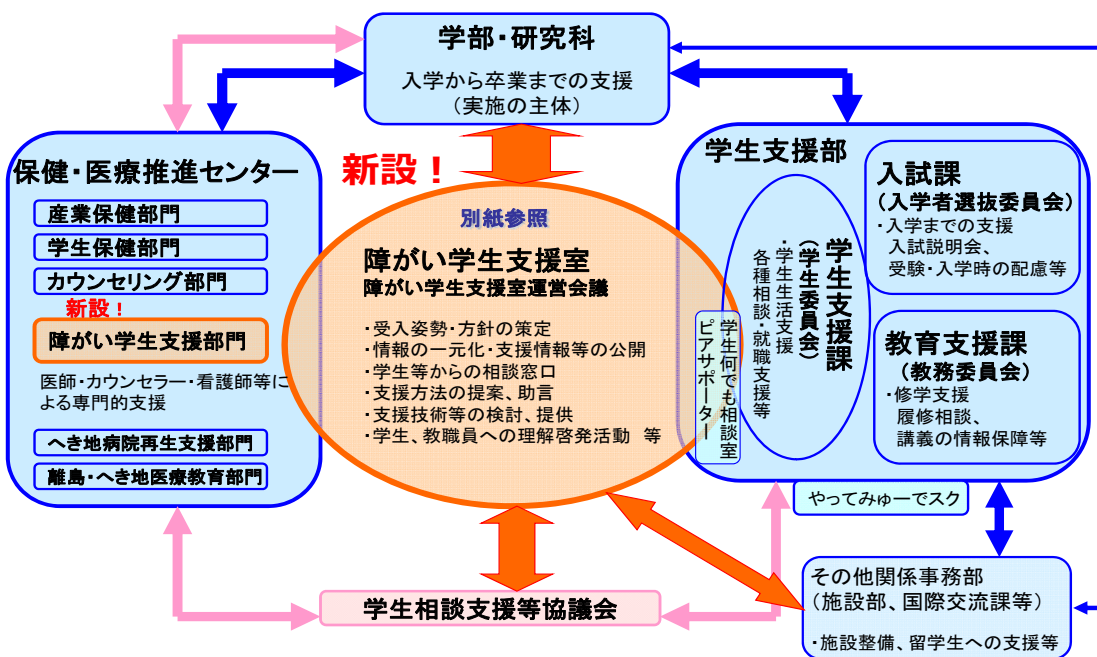
第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生委員会委員長
- (2) 保健・医療推進センター長
- (3) 保健・医療推進センターのメンタルヘルス担当教員
- (4) 本学のカウンセラー
- (5) 各学部の学生相談担当教職員の代表者 各 1 人
- (6) 各研究科の学生相談担当教職員の代表者(ただし、学長が認めた場合は、当該研究科の基礎学部となっている前号の代表者をもって充てることができる。) 各 1 人
- (7) 国際リエゾン機構、保健・医療推進センター、大学教育イノベーションセンター及び障がい学生支援室の学生相談担当教職員の代表者 各 1 人
- (8) 学生支援課長及び生活支援班班長
- (9) その他学長が必要と認めた者

資料 7-2-②-C 「障がい学生支援室」

平成25年8月1日設置

長崎大学障がい学生支援室



1

(出典 長崎大学障がい支援室作成資料)

- 資料 7-2-②-1 第 12 回学生生活調査報告書 <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ia/life/topics/life231.html>
- 資料 7-2-②-2 学長とのしゃべり場、学長と卒業予定者との懇談会概要
- 資料 7-2-②-3 第 11, 12 回学生生活調査結果等に基づく支援・改善事項の対応状況
- 資料 7-2-②-4 ピア・サポート実施要項及び相談件数
- 資料 7-2-②-5 学生何でも相談件数

資料 7-2-②-6	学生相談支援等協議会開催状況
資料 7-2-②-7	長崎大学メンタルヘルス講演会開催等一覧
資料 7-2-②-8	部局における助言体制等
資料 7-2-②-9	学生支援実施体制一覧
資料 7-2-②-10	留学生チューター採用実績及び申し合わせ
資料 7-2-②-11	平成 25 年度 社会人、障害のある学生等への学修支援状況
資料 7-2-②-12	長崎大学障がい学生支援室規則 【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000672.html】
前掲資料 5-2-②-3	シラバス (シラバス検索画面：開講年度 2013～2014 年度) 【https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on】

【分析結果とその根拠理由】

学生生活調査、学長との懇談会等で学生のニーズを多方面から適切に把握している。また、学修相談・学修支援等については、オフィスアワーの設定、学生何でも相談室及び保健・医療推進センターによる相談対応、担任制・チューター制度の実施等による支援を適切に行っている。

また、留学生に対しては、チューター制度や留学生指導主事、留学生指導教員による定期的な面接を実施し、学修支援等の相談に応じている。障がいを持つ学生については、障がい学生支援室を設置し、全学的な支援体制を強化している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到る状況】

学生の部活動を組織的に支援するために学生支援センターを設置し、学生委員会と学生支援課が課外活動支援を行っている。平成 25 年度の公認学生団体は 114 全学団体、106 学部団体あり、それぞれに顧問教員を置き、助言・指導に当たっている (資料 7-2-④-1)。

学生の課外活動等における課題を把握するため、「学生生活調査」を隔年で実施するとともに、学長が学生と直接対話できる「学長とのしゃべり場」、「学長と卒業予定者との懇談会」を実施し、課外活動環境の改善にも利用している (前掲資料 7-1-①-5、7-2-②-2)。

学生が利用する課外施設については、学生委員会や学生支援課が施設の安全衛生面の点検を行い、計画的に体育施設及び課外活動施設の改修整備を行っている (資料 7-2-④-2)。また、学園祭、全国大会出場団体等への経済的援助を行うとともに、競技会、公演会等で顕著な業績を挙げた学生又は学生団体に対して学長表彰制度を設け支援を行っている (資料 7-2-④-A)。

本学の特色ある事業として、平成 19 年度に文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に採択された「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」を、更に発展させた「やってみゅーでスク (学生の自主的社会的活動支援プログラム)」がある。このプログラムでは、大学と地域とが協働して学生の自主的活動 (ボランティア活動) を支援し、学生の人間関係力を醸成するとともに、併せて地域の活性化に寄与している (資料 7-2-④-3)。平成 25 年度の地域の応援団の組織は 420 団体、本学登録学生数は 3,008 人、ボランティア等への参加学生数は延べ 1,164 人であり、学生の社会活動を支援する重要なプログラムとなっている。平成 25 年度からは、新

しい試みとして長崎ゆかりの著名人を招いての「賢人トーク」やボランティアを始めるに当たってのスタートアッププログラム等も実施している。また、本学が実施している「やってみゅーでスク」を、平成23年度から長崎市の委託事業（学生地域支援活動事業（U-サポ））として、市内6大学・短期大学へも拡大させ実施しており（資料7-2-④-4）、長崎市が受けた外部評価において「A」評価を受けている（資料7-2-④-5）。

資料7-2-④-A 「長崎大学学生表彰規程（抜粋）」

（表彰の基準）

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものを対象に行う。

- (1) 卒業又は修了時において、特に優秀な成績を修めたと認められる学生
- (2) 学術研究活動において、国際的若しくは全国的規模の学会から賞を受けた場合、社会的に高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げたと認められる学生又は学生団体
- (3) 課外活動において、国際的規模の競技会、展覧会、公演会等（以下「競技会等」という。）に出場、出展若しくは出演（以下「出場等」という。）した場合、全国的規模の競技会等に出場等をし、第3位までに入賞（これに相当する賞を含む。）した場合、九州地区若しくは九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等に出場等をし、優勝（これに相当する賞を含む。）した場合など、優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体
- (4) ボランティア活動等の社会活動において、公共団体等から表彰を受けた学生又は学生団体
- (5) 人命救助、災害救助等に貢献し、本学の名誉を著しく高めたと認められる学生又は学生団体
- (6) 前各号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められる学生又は学生団体
- (7) その他学長が特に表彰に値する行為があったと認める学生又は学生団体

（表彰対象候補者の推薦）

第3条 学部長、研究科長及び課外活動の顧問教員等は、前条第1号から第6号までに該当すると認められる学生又は学生団体を、学長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、前条第1号に該当する場合は当該年度の卒業又は修了の認定後速やかに、同条第2号から第6号までに該当する場合はその都度行うものとする。

（表彰対象者の決定）

第4条 学長は、前条第1項により推薦があった場合及び第2条第7号の規定により特に表彰に値する行為があったと認める場合には、長崎大学学生委員会の議を経て、表彰する学生又は学生団体を決定する。

資料7-2-④-1 平成25年度 学生団体の状況

資料7-2-④-2 体育施設及び課外活動施設整備一覧

資料7-2-④-3 「やってみゅーでスク」事業概要【<http://yattemyudesk.matrix.jp/yattemyudesk/index.php>】

資料7-2-④-4 「やってみゅーでスク」登録学生数等の推移

資料7-2-④-5 「やってみゅーでスク」に対する評価（長崎市長マニフェスト検証（抜粋））

前掲資料7-1-①-5 学生生活調査結果等に基づく支援・改善事項の対応状況

【<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html>】

前掲資料7-2-②-2 学長とのしゃべり場、学長と卒業予定者との懇談会概要

【分析結果とその根拠理由】

学生支援センターを設置し、学生委員会と学生支援課が協働して学生の自主的な課外活動を積極的に支援するとともに、学生が利用する課外施設の整備及び学生の課外活動に対する経済的支援も充実させている。また、「やってみゅーでスク」を展開し、大学と地域とが協働して学生の自主的活動（ボランティア活動）を支援することで、学生の間関係力を醸成するとともに、併せて地域の活性化に寄与している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点7-2-⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

(学生のニーズの把握)

学生のニーズを適切に把握するため、「学生生活調査」を全学生を対象に実施している(前掲資料7-2-②-1)。第12回目の調査は、回収率は70%を超えており、調査結果を基に全学学生委員会で要望等を検討し、実施可能な事項から対応している(前掲資料7-1-①-5)。また、学長と学生が直接対話をする「学長とのしゃべり場」、「学長と卒業予定者との懇談会」を実施し、これらの生の意見・要望も踏まえ、学生寮の建設や食堂の拡充等の計画が進められている(前掲資料7-2-②-2)。さらに、学生が主体となって実現したい「夢」を毎年募集し、「夢大賞」を選定し、夢の実現に向けた支援を行っていたが、平成26年度からは、新たに「夢への架橋」チャレンジプロジェクトとしてニーズの掘り起こしを図っている(資料7-2-⑤-1)。「夢大賞」の代表的なものとしては、福利厚生施設である食堂の狭隘化の改善策としての「ウッドデッキテーブルの設置」、課外活動団体の活性化としての「よさこい部(突風)」の立ち上げ等があり、学生のニーズに込んでいる。

各部局等においては、学生と教職員との懇談会を開催し、学生からのニーズの把握に努めるとともに、少人数担任制やチューター制を取っている(前掲資料7-2-②-8~9)。

(生活、健康、ハラスメント)

学生の各種相談は、学生支援センターの「学生何でも相談室」と保健・医療推進センターで受け付けている。保健・医療推進センターでは、カウンセラーの一元配置及び部局等との連携を図る学生相談支援等協議会を設置し、きめ細かな対応をしている(前掲資料7-2-②-A)。同センターでの平成23年度の精神面の相談件数は1,300件と増加している(平成22年度719件)。これは、カウンセラーの増員に伴い、学部等との連携が強化されたことが主な原因と考えられる。また、相談内容の多様化に対応するため、クラス担当教員のほかに各学部・研究科に学生何でも相談員(43人)及びハラスメント等に関する相談員(28人)を配置し、学生生活全般の相談を受け付けている。

新入生に対しては、入学時に学生生活等の手引としての「ばってんライフ」(資料7-2-⑤-2)を配布し、大学生活を送る上で注意すべき点やサポート体制等を解説し、大学での生活に早く溶け込めるように配慮している。また、1年次生全員を対象として1泊2日の「学外合宿研修」に上級生も参加させて実施し、学部教員やクラス担任とのコミュニケーションを促進する機会を設けている(前掲資料7-2-①-2)。

また、上級生が学生の目線で質問・相談を聞き、アドバイスをする「ピア・サポート」制度を設けており、数多くの相談を受けている(前掲資料7-2-②-4)。

「ハラスメント」に関しては、「長崎大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」を制定してハラスメント防止委員会を設置するとともに、「ハラスメントに関する相談員」を指名し相談体制を整えている(資料7-2-⑤-3~5)。

(就職)

就職支援では、平成21年度から「就職何でも相談室」に学外のキャリア・アドバイザーを配置し、「就職何でも相談・模擬面接等」を実施している(資料7-2-⑤-6)。また、全学就職委員会と学生支援課による「学内合同企業研究セミナー」(平成25年度参加企業139社、参加人数1,067人)の開催、求人やガイダンス等の登録・検索が可能な就職情報総合支援システム(NU-Naviシステム)の活用(資料7-2-⑤-7)、就職活動に利用可能な東京事務所や長崎大学ラウンジ(福岡、東京(新宿)、大阪及び広島)(資料7-2-⑤-8)の整備・運営、就職活動支援プログラム(学生自主企画)(資料7-2-⑤-9)への経済的支援、企業リクルーター向け大学案内「長崎大学は、今」や新入生のための「就職のしおり」(資料7-2-⑤-10)の発刊等がある。平成25年度の就職率は学部が92.1%、大学院が95.3%であった(前掲資料6-2-①-1~2)。

なお、就職活動支援情報は、本学公式ホームページに記載し、学生に周知している(資料7-2-⑤-11)。

(特別な支援が必要な学生)

留学生用宿舎として「国際交流会館(160人収容)」を提供している(資料7-2-⑤-12)。平成22年度には、民間資金活用方式により、国際交流会館の一部として短期留学生用宿舎(4人シェア・84人収容)を新設するとともに、既存国際交流会館の増築・改修を行い生活環境の改善を行った。また、学生の修学と経済的な支援を行うために、平成27年4月供用開始を目指し、留学生と日本人学生の混住型の学生宿舎の設置に向け準備を行っている。

民間等の宿舎に入居する留学生には大学が入居時の住宅保証を行い、長崎大学外国人留学生後援会(学内外の個人・団体の寄附金により運営)より家賃補助、不動産仲介手数料補助等も行っている。また、留学生には学生チューターを配置し(前掲資料7-2-②-10)、生活面でのサポートを行っている。さらに、留学生指導主事(11人)・指導教員(167人)により全留学生を対象に面接(6月・12月)を実施し、留学生の学修・生活状況の把握を行い、指導・助言を行っている。国際教育リエゾン機構においても相談・助言に応じるとともに、国際教育リエゾン機構ホームページに英・中・韓国語により、留学生のための生活情報の提供を行っている(資料7-2-⑤-13)。

さらに、長崎県下の行政、経済界、国際交流団体、大学等の21団体で構成する「長崎留学生支援コンソーシアム」を平成24年度に設置するとともに、本コンソーシアムの下に、留学生の生活支援、就職支援等の入り口から出口までをワンストップで支援する「長崎留学生支援センター」を本学キャンパス内に設置し、長崎県下の諸団体と協働して支援を行っている。

障がいのある学生の修学支援を行うため、「障がい学生支援室」を設置(平成25年8月)し、組織的な対応体制を整えている(前掲資料7-2-②-B, 7-2-②-12)。また、施設面においても、建物入口のスロープ化、講義室の段差解消、障がい者用トイレの設置等を行い、キャンパスのバリアフリー化を実施している(前掲資料7-1-①-3)。

資料7-2-⑤-1	「夢への架橋」パンフレット 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/topics/life269.html】
資料7-2-⑤-2	ばってんライフ 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/batten%20life/index.html】
資料7-2-⑤-3	長崎大学のハラスメント防止について 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/advisement/check/index.html】
資料7-2-⑤-4	平成25年度 各部署におけるハラスメント防止取組状況
資料7-2-⑤-5	長崎大学におけるハラスメントの防止等に関する規則 【http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG0000093.html】
資料7-2-⑤-6	キャリア・アドバイザーの配置状況、就職何でも相談・模擬面接等の実施
資料7-2-⑤-7	就職情報総合支援システム 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/job/nunavi/index.html】
資料7-2-⑤-8	長崎大学ラウンジ(東京、大阪、広島)の利用状況
資料7-2-⑤-9	平成25年度就職活動支援プログラム(学生自主企画)の実施状況
資料7-2-⑤-10	就職のしおり 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/job/source/file/H25_syusyokunosiori.pdf】
資料7-2-⑤-11	就職情報ホームページ 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/job/index.html】
資料7-2-⑤-12	国際交流会館案内 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ryugaku/dlfiles/kaikanannai.pdf】
資料7-2-⑤-13	長崎生活ガイド 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ryugaku/j/outline/index.html】
前掲資料6-2-①-1	学部就職率等状況一覧(5年間)
前掲資料6-2-①-2	大学院就職率等状況一覧(5年間)
前掲資料7-1-①-3	バリアフリー対応状況、外灯設置状況
前掲資料7-1-①-5	学生生活調査結果等に基づく支援・改善事項の対応状況 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html】
前掲資料7-2-①-2	参考例：平成25年度 工学部合宿オリエンテーションアンケート結果
前掲資料7-2-②-1	第12回学生生活調査報告書 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/topics/life231.html】
前掲資料7-2-②-2	学長とのしゃべり場、学長と卒業予定者との懇談会概要
前掲資料7-2-②-4	ピア・サポート実施要項及び相談件数
前掲資料7-2-②-8	部局における助言体制等
前掲資料7-2-②-9	学生支援実施体制一覧
前掲資料7-2-②-10	留学生チューター採用実績及び申し合わせ
前掲資料7-2-②-12	長崎大学障がい学生支援室規則 【http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000672.html】

【分析結果とその根拠理由】

「学生生活調査」及び「学長と学生との懇談会」等により、生活支援に関する学生のニーズを的確に把握することで、生活支援の改善に役立っている。相談体制については、学生何でも相談室、保健・医療推進センターを中心にカウンセラー等の専門相談員が対応している。また、「ハラスメント防止規則」を制定し、ハラスメントに関する相談体制を整備している。「就職相談」については、「就職支援室」にキャリア・アドバイザーを配置し、合同企業説明会、就職相談等を実施している。

留学生に対する支援は、居住施設として「国際交流会館」を提供、民間等の宿舎に入居する留学生には大学が住宅保証を行い、長崎大学外国人留学生後援会が家賃補助、不動産仲介手数料補助等も行っている。生活面での相談は、留学生指導主事・留学生指導教員と学生チューター等が応じている。また、障がい学生支援室を設置し、組織的支援体制を整備した。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

日本学生支援機構の奨学金受給者は、第一種、第二種、併用を合わせて、平成 25 年度末現在で 4,596 人であり全学生の 51.0%となっている。大学を経由して募集する他奨学金等については、「学生支援センター」が情報提供や出願手続の支援を一元的に行っており、民間奨学団体の奨学金受給者 49 人、地方公共団体の奨学金受給者 86 人となっている。各種奨学団体奨学金を含めた奨学生は、全学生の 52.5%である（資料 7-2-⑥-1）。また、平成 25 年度の大学院奨学金返還免除者は、第一種奨学金貸与終了者 168 人中 51 人であった（資料 7-2-⑥-2）。

授業料免除、入学料免除に関しては「長崎大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程」を定めており（資料 7-2-⑥-3）、平成 25 年度の学部・大学院での授業料免除者は 2,100 人（全額免除者：前期 578 人・後期 508 人、半額免除者：前期 437 人・後期 577 人）で、申請者の約 73%に当たる。そのうち、社会人学生が 109 人、留学生が 225 人である。入学料については、学部・大学院で 38 人が半額免除（留学生 5 人）となっている。入学料の徴収猶予者は 23 人であった（資料 7-2-⑥-4）。

さらに、大学院生をティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)に採用し、経済的な支援を行っている（前掲資料 5-5-⑥-4）。また、留学生には長崎大学外国人留学生後援会から家賃補助、不動産仲介手数料補助を実施している（資料 7-2-⑥-5）。

大学独自の留学生を対象とした奨学金として、「葉国璽 私費外国人留学生奨学金」及び「前田小枝子記念奨学金」を、また、研究奨励金制度として、博士課程の学生で特別研究奨学生の名称を付与された者を対象とした「長崎大学研究奨励金」制度をはじめ、「長崎大学医学部奨学金」、「長崎大学熱帯医学研究所奨学金」、「長崎大学大学院工学研究科グリーンシステム創成科学専攻奨励金」、「長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻奨励金」、「長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程教育リーディングプログラム（熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム）奨励金」を設けている。さらに、平成 26 年度には日本人学生の留学を支援するため「長崎大学海外留学生奨学金」制度を新設し、長崎大学ブランドのグローバル人材育成を推進している（資料 7-2-⑥-6～14）。このような本学独自の研究奨励金制度をはじめ、学生に対する支援等に大学全体の授業料収入の約 13%を充当している。

なお、学生へ経済支援の情報を周知するため、各部局の掲示板に情報を掲示するとともに、本学公式ホームページにも「経済支援」のページを設けている（資料 7-2-⑥-15）。

資料 7-2-⑥-1	奨学金採用集計 (平成 22~25 年度)
資料 7-2-⑥-2	長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考規則 【 http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000449.html 】
資料 7-2-⑥-3	長崎大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程 【 http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000042.html 】
資料 7-2-⑥-4	入学料及び授業料免除集計 (平成 22~25 年度)
資料 7-2-⑥-5	長崎大学外国人留学生後援会事業内容 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ryu_kouenkai/support-info.html 】
資料 7-2-⑥-6	「葉 國璽」私費外国人留学生奨学金支給要項 【 http://www.mdp.nagasaki-u.ac.jp/student/you_kokuji/sikyuyoukou.pdf 】
資料 7-2-⑥-7	長崎大学医学部等留学生に対する前田小枝子記念奨学金支給要領
資料 7-2-⑥-8	長崎大学研究奨励金制度実施要領
資料 7-2-⑥-9	長崎大学医学部奨学金規程 【 http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000600.html 】
資料 7-2-⑥-10	長崎大学熱帯医学研究所奨学金規程 【 http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000673.html 】
資料 7-2-⑥-11	長崎大学大学院工学研究科グリーンシステム創成科学専攻研究奨励金規程 【 http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000619.html 】
資料 7-2-⑥-12	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻研究奨励金規程 【 http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000628.html 】
資料 7-2-⑥-13	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程教育リーディングプログラム「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」奨励金規程 【 http://www.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000660.html 】
資料 7-2-⑥-14	長崎大学海外留学奨学金制度実施要領
資料 7-2-⑥-15	経済支援情報ホームページ 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/money/index.html 】
前掲資料 5-5-⑥-4	TA・RA 採用実績

【分析結果とその根拠理由】

学生の経済面の援助としては、日本学生支援機構、民間奨学団体、地方公共団体等からの奨学金、大学院奨学金返還免除制度、授業料免除制度があり、本学選考基準に基づいて実施している。また、授業料免除申請者の70%以上が全額免除あるいは半額免除になっている。加えて、大学独自の奨学金制度及び研究奨励金制度を設けている。さらに、大学院生の経済面を考慮し積極的にTA・RAへ登用している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 中央図書館の耐震改修に際して、本学の教育改革に即した自学自習環境整備とアクティブ・ラーニング支援強化を目指した設計とした。その結果、過去最高を記録した平成 23 年度と比較して、同館の利用者数が18%程度増加するとともに、グループ学習室の利用者数も約 4.5 倍に伸びるなど、図書館が有効に活用されている。
- 学生が自主学修に利用できるパソコンを1,264台設置するとともに、3キャンパスにおけるCALLシステム専用教室の整備、授業・自学自習用e-ラーニングコンテンツの開発、学生の学修進捗状況の把握や教員と学生の双方向のコミュニケーションを図るためのLACSの導入等、自主的学修環境を十分に整備し、また活用されている。
- 障がいを持つ学生のため、「障がい学生支援室」を設置し、特別な支援を行うことが必要と考えられる者の学修支援について、適切かつ必要に応じて全学的な支援が行われる体制を整備している。
- 平成19年度に文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に採択された「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」を更に発展させ、本学独自の事業として、全学生を対象に地域と協働で、学生の人間関係力を醸成する「やってみゅーでスク(学生の自主的社会的活動支援プログラム)」を展開し

ている。さらに、新しい試みとして地域著名人を招いての「賢人トーク」やボランティアを始めるに当たってのスタートアッププログラム等を実施している。本学のプログラムは、長崎市から学生地域支援活動事業（U-サポ）の委託を受け、市内6大学・短期大学へと拡大させ実施し、長崎市の外部評価においても高く評価されている。

- 留学生用宿舎として「国際交流会館」を整備しているが、新たに平成22年度に民間資金活用方式により短期留学生用宿舎の新設を行うとともに、既存国際交流会館の増築・改修を行い生活環境の改善を行った。また、学生の修学と経済的な支援を行うために、平成27年4月供用開始を目指し、留学生と日本人学生の混住型の学生宿舎の設置に向け準備を進めている。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

長崎大学計画・評価本部規則（資料 8-1-①-A）により「計画・評価本部」を設置し、国立大学法人評価委員会が行う本学の評価及び大学機関別認証評価に対する自己点検・評価を含む、本学の教育研究活動の計画立案、点検・評価及び評価結果への対応に関する業務に取り組んでいる（資料 8-1-①-B～C）。評価結果における改善事項等への対応については、「計画・評価本部」が全学委員会と連携することにより改善策等の策定、実施、検証を行う体制を整備し、教育の質を改善している（後掲資料 9-3-①-2, 9-3-③-2）。

教育の質を保証し、教育の質の改善・向上を図るための組織としては、教務委員会を設置するとともに、その下に「評価・FD 教育改善専門部会」を設置し、教育改善、FD 及び授業評価の実施に係る企画・運営に関する専門的な事項を審議している（後掲資料 8-2-①-A）。さらに、「大学教育イノベーションセンター」に教育改善部門を設置し、学生による授業評価や学修成果等について、「評価・FD 教育改善専門部会」と有機的に連携している（資料 8-1-①-1）。

学生による授業評価については、「学生による授業評価の実施に関する申し合わせ」に基づき（前掲資料 6-1-②-3～4）、教務委員会及び「評価・FD 教育改善専門部会」が毎期の実施要項を作成し、「大学教育イノベーションセンター」が実施する体制を取っている。評価結果は、教員に通知されるとともに、授業改善に役立てる担当教員のコメントを付けて、本学公式ホームページ（web シラバス）で公開している（後掲資料 8-1-②-A, 8-1-②-3）。平成 24 年度から開始された全学モジュール科目においては、全科目において「学生による授業評価」を行い、テーマ責任者及び科目責任者にアンケートを実施し、各期末にモジュールフォーラム（FD）を開催し、授業内容や授業方法等を検証している（資料 8-1-①-2）。

各学部、研究科においても、教務委員会、評価委員会、FD 委員会等を設置し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上に取り組んでいる（後掲資料 8-2-①-4）。さらに、工学部及び水産学部においては、JABEE の認定を受け、教育の質の保証に取り組んでいる。また、教育学研究科の教職実践専攻においては、平成 24 年度に一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受け、教職大学院評価基準に適合していると評価されている。

資料 8-1-①-A 「長崎大学計画・評価本部規則（抜粋）」

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成 16 年規則第 1 号）第 30 条の 2 第 2 項の規定に基づき、長崎大学計画・評価本部（以下「計画・評価本部」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第 2 条 計画・評価本部は、次の業務を行う。

- (1) 中期目標原案、中期計画案及び年度計画案の作成に関する業務
- (2) 国立大学法人評価委員会が行う国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）の評価への対応に関する業務
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関が行う本学の評価への対応に関する業務
- (4) その他学長が必要と認めた業務

2. 前項各号に掲げる業務を行うに当たっては、必要に応じ、全学委員会、事務局各課等を活用するものとする。

(組織)

第3条 計画・評価本部は、次に掲げる部員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 事務局の各部長
- (6) その他学長が必要と認めたる者

2 前項第6号の部員は、学長が任命する。

(本部長及び副本部長)

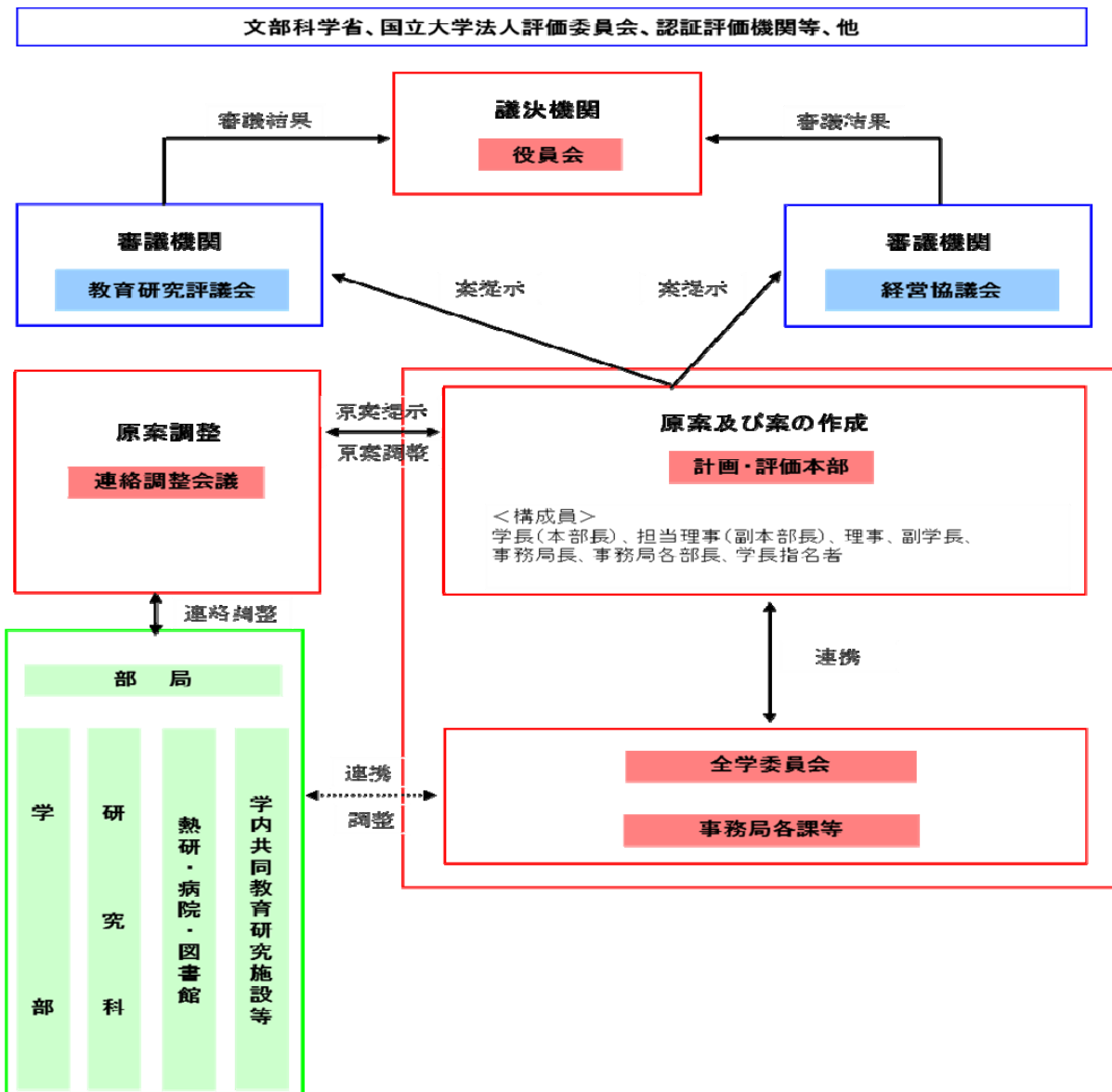
第4条 計画・評価本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、学長をもって充て、計画・評価本部の業務を統括する。

3 副本部長は、本部長が指名する理事又は副学長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

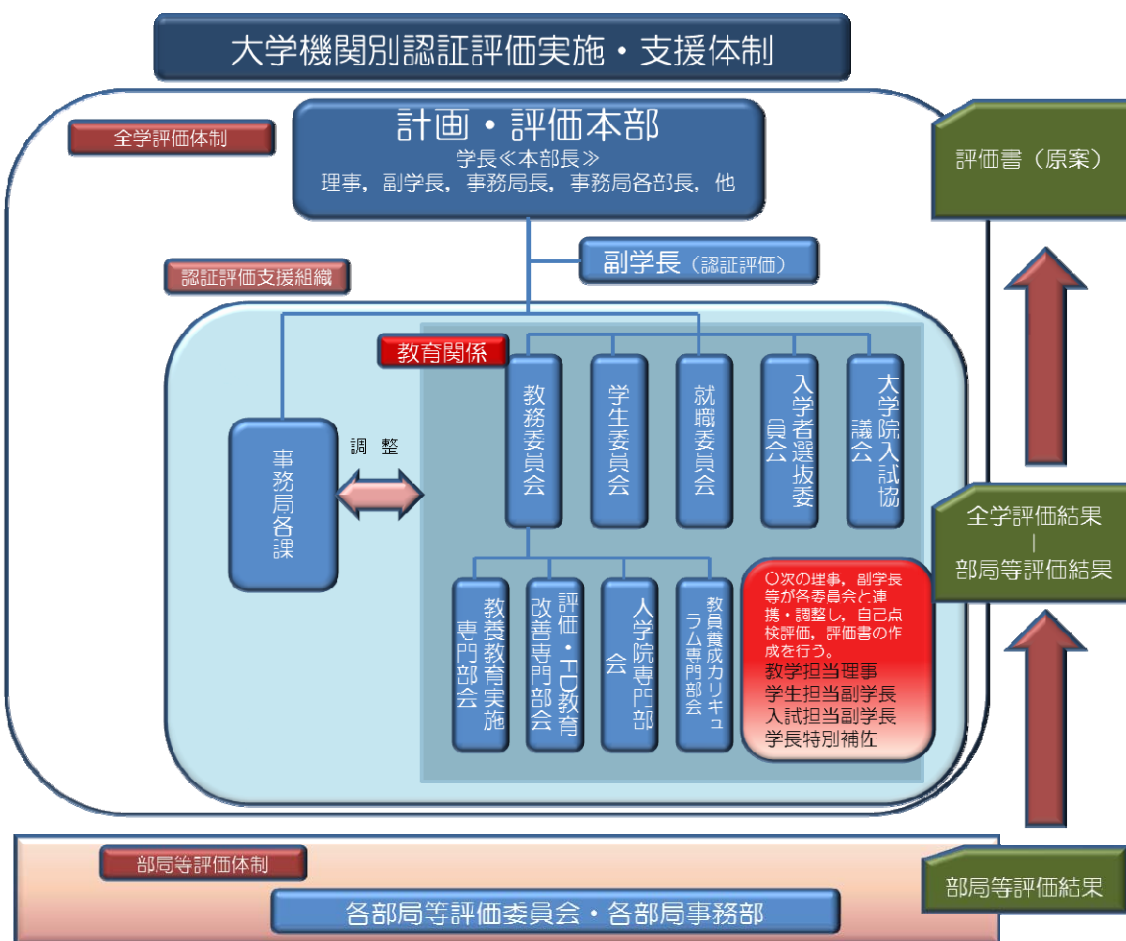
資料8-1-①-B 「長崎大学における評価対応体制」

長崎大学における目標・計画の立案体制及び第三者評価対応体制



(出典 総務企画課作成資料)

資料8-1-①-C 「大学機関別認証評価実施・支援体制」



(出典 総務企画課作成資料)

資料8-1-①-1 長崎大学大学教育イノベーションセンター規則

[【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000679.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000679.html)

資料8-1-①-2 モジュール・フォーラム開催一覧 (平成24年度～)

前掲資料6-1-②-3 学生による授業評価の実施に関する申し合せ

前掲資料6-1-②-4 「学生による授業評価」集計結果

[【http://www.innov.nagasaki-u.ac.jp/overview/improve_education/TV_report/reportH23-H25.pdf】](http://www.innov.nagasaki-u.ac.jp/overview/improve_education/TV_report/reportH23-H25.pdf)

後掲資料8-1-②-3 授業評価の公表データ (シラバス検索画面: 開講年度 2013年度 [評])

[【https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on】](https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on)

後掲資料8-2-①-3 部局におけるFD実施一覧

後掲資料9-3-①-2 長崎大学PDCAサイクル

[【http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/system/jikotenkenhyouka%20cycle.html】](http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/system/jikotenkenhyouka%20cycle.html)

後掲資料9-3-③-2 平成19年度認証評価「改善を要する点」に対する取組状況

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動の総合的な状況を自己点検・評価し, 評価結果に対する改善策等の策定, 実施, 検証を行う組織として「計画・評価本部」を設置し, 全学委員会と連携することで効果的に機能している。教育の質保証に関する組織として, 教務委員会に「評価・FD教育改善専門部会」を設置し, 「大学教育イノベーションセンター」と連携することで教育の質の改善・向上への取組を行っている。各学部, 研究科においても教務委員会, 評価委員会,

FD 委員会等を整備し、点検・評価の結果を教育の質保証に結び付ける取組を行っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

授業に対する学生の意見を聴取するために、『「学生による授業評価」実施要項』に基づき授業評価を実施している。授業評価は平成 23～25 年度の 3 年間で、各教員の担当科目を網羅することとしており、選択式の回答と別に自由記述欄を設け、学生からの意見や感想を記述できるようにしている（資料 8-1-②-1～2）。授業評価の結果は教員へフィードバックされ、授業改善に役立てる担当教員のコメントを付けて、受講した学生に公表している。授業の工夫点・改善点の一例を挙げると、アクティブ・ラーニングの導入、ディベートの導入、Webclass による自学自習の促進、單元ごと的小テストの実施及び成績評価への反映、プレゼンテーション及びピア評価の導入等である。評価結果については、平成 24 年度からは学内、平成 25 年度から学外へと公表の範囲を広げた（資料 8-1-②-A, 資料 8-1-②-3）。平成 26 年度からも同じく 3 年間で授業評価を実施することとしている。全学モジュール科目については、教養教育実施専門部会にモジュール科目検討ワーキンググループを設置し、「学生による授業評価」の集計結果やモジュール・フォーラムの検証と併せて改善への検討を進めている（資料 8-1-②-4）。さらに、平成 24 年度から新しい教養教育を開始したことから、教養教育の全学モジュール科目と外国語科目において授業公開を行い（平成 25 年度 345 科目等）、教員によるピアレビューの結果を授業担当者にフィードバックしている。

また、教務委員会の下に各学部の学生代表を構成員とする「学生による教育改善のための協議会」を設け、教育に対して学生たちが議論する場を作り（資料 8-1-②-5）、同協議会の意見を基に、全学 FD「学生とともに進める教育改善」で教員との意見交換を行っている（資料 8-1-②-6）。さらに、同協議会の学生の企画で全学モジュール科目に関する学生調査を行い、学長との意見交換で提示している（資料 8-1-②-7）。

隔年度実施する学生生活調査においても修学に関する設問を設け、集計結果を自由記述欄の意見と併せて教務委員会等へ報告するとともに、意見への対応状況については本学公式ホームページで公開している（前掲資料 7-1-①-5）。

教員の意見の聴取に関しては、連絡調整会議、教務委員会等での意見聴取を行い、規則や方針等を決定するようになっている。例えば、大学院生が少ない部局の要望に基づき、優秀な学部学生にアクティブ・ラーニングを取り入れた授業において教育補助業務を行わせるスチューデント・アシスタント制度を平成 26 年度から導入した（前掲資料 3-3-①-D）。また、教職員の意見聴取については、大学運営に関する特定の方針を策定するに当たり教職員に意見等を広く求める「学内パブリックコメント」（後掲資料 9-2-②-1）や、本学の更なる発展・改革につなげるため、実施責任者を学長、実施担当者を理事・副学長とした意見投稿システムを平成 25 年度に構築し、運用している（資料 8-1-②-B, 8-1-②-8）。

資料8-1-②-A 「学生による授業評価公開表」

授業評価参照

1/2 ページ



長崎大学 学務情報システム
NU-Web System

メニュー ログアウト

Login User 山本 祐美子 「教育支援課」



シラバス関連 > シラバス参照 > シラバス検索 > シラバス一覧 > 授業評価参照

タイムアウトまでおよそ1796秒です。 [印刷]

授業評価参照

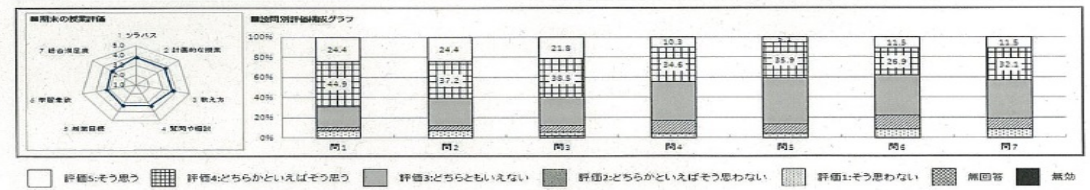
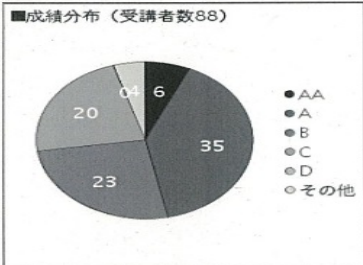
タイトル「2012年度シラバス」、開講所属「教養教育(全学教育)-教養教育_全学モジュール I」
授業評価の詳細は以下となります。

戻る

参照URL

2012年度 後期	曜日・校時 金1	必修選択 選択	単位数 2.0
授業コード 20120586014901	●ことばと文化 I (マスメディアと表現)		担当教員 所属 大学教育機能開発センター
授業科目(英語名)	Understanding the words and its power of media		
対象年次 1年, 2年, 3年, 4年	講義形態 講義科目	教室 [全]新棟6	
対象学生(クラス等) 医学部, 歯学部, 工学部, 環境科学部	科目分類 全学モジュール I 科目		

到達目標:
 ①マスメディアが社会の事象をどのように取り上げ、表現するかを理解する。
 ②マスメディアからの発信をどのように受信すれば良いかを理解する。
 ③自己の意見を持ち、それをどのように発信すれば良いかを理解し、実践できる。

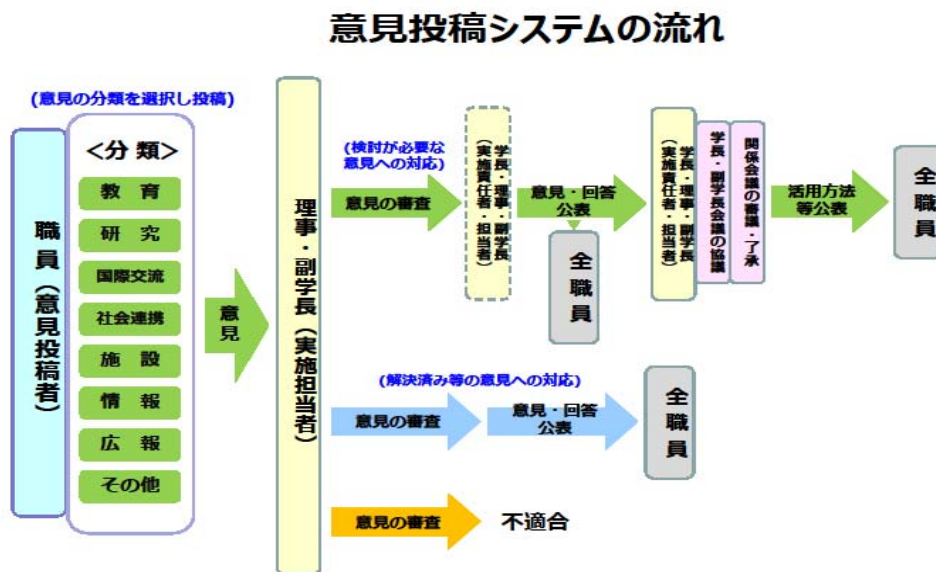


授業の工夫点・改善点	教養教育での授業なので、まず各学部の学生さんたちがお互い身近な存在になるよう班構成を考えた。また、一人ひとりが積極的に考え発信できるように、新聞を題材とした教材(CD-R)も用意した。さらに、大学卒業後のキャリアを描けるよう、キャリア教育的な視点も加えた。
期末評価に基づく総括	授業の時も少しずつ感じていたが、それが事実であったことに気が付いた。つまり教員と受講生の距離がなかなか狭くならず、意志が十分に伝わらなかった。また、受講生をうまく乗せられなかったことも評価に表れていると思う。いずれにしても多くの眼差しをいただいたので、その冥加に全力をあげたい。
受講生へのアドバイス	教養教育には、一人一力を注ぐべきだと思います。一生懸命取り組むことによって、徐々に社会人としての基盤が出来上がると思います。それが専門での学修を深めることができます。

<https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusReferenceEvalInit.do;LcSessio...> 2013/09/02

(出典 長崎大学学務情報システム)

資料 8-1-②-B 「意見投稿システム流れ図」



(出典 意見投稿システムホームページ)

- 資料 8-1-②-1 平成 25 年度後期『学生による授業評価』実施要項
[【http://www.redc.nagasaki-u.ac.jp/overview/improve_education/TV_guidance/guidanceH25_2.pdf】](http://www.redc.nagasaki-u.ac.jp/overview/improve_education/TV_guidance/guidanceH25_2.pdf)
- 資料 8-1-②-2 学生による授業評価用紙 (全学共通部分)
- 資料 8-1-②-3 授業評価の公表データ (シラバス検索画面：開講年度 2013 年度 評)
[【https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on】](https://nuweb.jimu.nagasaki-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on)
- 資料 8-1-②-4 全学モジュール検討ワーキングの開催について
- 資料 8-1-②-5 平成 25 年度 第 1 回 学生による教育改善のための協議会 報告
- 資料 8-1-②-6 第 96 回 長崎大学 FD 実施報告書
- 資料 8-1-②-7 平成 25 年度 長崎大学の教育改善に向けたアンケート集計結果—全学モジュール科目について—
- 資料 8-1-②-8 長崎大学における職員による意見投稿実施要領
- 前掲資料 7-1-①-5 学生生活調査結果等に基づく支援・改善事項の対応状況
[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html)
- 後掲資料 9-2-②-1 学内パブリックコメント

【分析結果とその根拠理由】

『学生による授業評価』実施要項』に基づき「学生による授業評価」を実施し、教員のコメントとともに広く公表している。また、学生生活調査、「学生による教育改善のための協議会」と教職員との意見交換、学長との意見交換会等、学生から直接意見を聴く機会を設け、教務委員会等での審議につなげている。教員に対しては連絡調整会議や全学委員会等で意見の集約を行う体制を整備し、意見投稿システムを構築している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学外者の意見聴取の場として経営協議会があり、本学出身者や地元経済界、医療界、学校教育界の関係者等が

委員として参加している。この会議は、通常年に5回開催され、本学の経営や教育に関する意見を教務委員会等で検討し、教養教育改革、英語教育改革等、教育の質の改善に反映させている（資料8-1-③-1）。

また、長崎県教育委員会との協議会、高大教員による教育懇談会、高大連携推進委員会等を継続的に開催し、高校生公開講座の単位を長崎大学入学後の単位として認める制度を策定するなど、教育の改善に活用している（資料8-1-③-2, 8-1-③-A）。

このほか、部局においては、学外者による運営協議会や後援会等を設置し、国家試験等の合格状況、卒業・進学者の状況をはじめ、教育の内容等について意見交換等を行い、カリキュラムの改正、実習計画の見直し、新たな授業科目の新設等、教育の質の改善や向上に反映させている（資料8-1-③-3）。また、自己点検や外部評価又はJABEEを受審している部局にあつては、意見や評価結果に基づき、部局の教務委員会等において、改組の検討、入試改革、カリキュラム改革等、教育の質の改善等に対応している（後掲資料9-3-①-3）。中でも、博士課程教育リーディングプログラムにおいては、外部有識者会議を開催し、また、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」を展開する国際健康開発研究科においては、アドバイザーボードメンバーと意見交換等を行い、世界の第一線で教育研究活動を行っている研究者の意見により、教育プログラムの質の改善、ネットワークの拡大（ベルギー：アントワープ熱帯医学研究所外3機関）、インターンシップ機関の拡充（WHO ラオス、UNICEF ケニア外12機関）等、具体的な成果を上げている（資料8-1-③-4）。

一方、卒業・修了生及び就職先の企業等へのアンケート調査を行い、アンケートを集計分析し、各部局等の教育改善への検討に取り入れている。

資料8-1-③-A 「長崎大学科目等履修生規則（抜粋）」

（科目等履修生の種類）

第2条 科目等履修生を次の種類に分ける。

学部科目等履修生 学部が開設する授業科目（教養教育に関する授業科目を含む。）を履修する者

大学院科目等履修生 研究科が開設する授業科目を履修する者

国際教育リエゾン機構科目等履修生 国際教育リエゾン機構が開設する授業科目を履修する者

高大連携科目等履修生 長崎大学（以下「本学」という。）の高大連携事業に基づき、本学が開設する授業科目（大学教育イノベーションセンター長が指定する授業科目に限る。）を履修する者

（入学資格）

第3条 学部科目等履修生及び国際教育リエゾン機構科目等履修生として入学することのできる者は、学則第11条に規定する入学資格を有する者とする。

2 大学院科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第24条から第26条までに規定する入学資格のうち、当該研究科の課程の入学資格を有する者とする。

3 高大連携科目等履修生として入学することのできる者は、高等学校又は中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）の生徒で、高大連携事業に関する協定に基づき当該生徒が在籍する高等学校等の長の推薦があるものとする。

（出願手続）

第4条 科目等履修生として入学を希望する者は、願書、履歴書、健康診断書及び最終学校成績証明書並びに会社等に在職中の者にあつては所属長の承諾書を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、高大連携科目等履修生として入学を希望する者は、所定の手続により、願出なければならない。
（入学許可）

第5条 学部科目等履修生の入学許可は、当該学部教授会（教養教育に関する授業科目（学部モジュール科目を除く。以下同じ。）を履修する者にあつては長崎大学大学教育イノベーションセンター運営委員会（以下「大学教育イノベーションセンター運営委員会」という。））の議を経て、学長が行う。

2 大学院科目等履修生の入学許可は、当該研究科教授会の議を経て、学長が行う。

3 国際教育リエゾン機構科目等履修生の入学許可は、長崎大学国際交流委員会（以下「国際交流委員会」という。）の議を経て、学長が行う。

4 高大連携科目等履修生の入学許可は、大学教育イノベーションセンター運営委員会の議を経て、学長が行う。
（高大連携科目等履修生の検定料、入学科及び授業料）

第11条 前3条（第9条第2項を除く。）の規定にかかわらず、高大連携科目等履修生に係る検定料、入学科及び授業料は、徴収しない。

資料 8-1-③-1	経営協議会（学外委員）からのご意見に対する取組状況 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/conference/management2/index.html 】
資料 8-1-③-2	長崎県教育委員会との協議会
資料 8-1-③-3	平成 25 年度外部関係者からの意見の聴取状況
資料 8-1-③-4	アドバイザーボードによる成果 【 http://www.tn.nagasaki-u.ac.jp/mpg/gp/index_n_adtop.html 】
後掲資料 9-3-①-3	部局における自己点検・評価及び外部評価一覧（平成 19～25 年度以降）

【分析結果とその根拠理由】

経営協議会の学外有識者、長崎県教育委員会、卒業・修了生、就職先の企業、外部評価機関、後援会等から意見を聴取する取組を大学全体及び各学部等で組織的に行っており、その結果を全学委員会及び学部の委員会で検討し、大学運営や教育の質の改善及び向上に反映させている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

大学教育イノベーションセンターに教育改善部門を設け、FD の在り方の追究や国内外の大学の動向及び全国の実施状況等の調査を行っている（前掲資料 8-1-①-1）。全学 FD に関しては、「FD に関する指針」に基づき、同センターが内容や時期を企画立案し、「評価・FD 教育改善専門部会」及び教務委員会で実施案を承認した後、教務委員会主催で実施している（資料 8-2-①-1，資料 8-2-①-A）。具体的には、新任教職員のウェルカム FD、教育改革シンポジウム、夏季休暇中のサマーワークショップ及び年度末のスプリングワークショップを毎年実施している。このほかに学内共同教育研究施設等により授業改善や教員の教育活動等のための機能的な FD が企画され、教務委員会の承認を得て全学 FD として実施している（資料 8-2-①-B）。特に、外国語科目に関する小委員会が企画する FD には教養教育の外国語担当非常勤講師の参加を義務付けている（資料 8-2-①-C）。加えて、「学生による教育改善のための協議会」の学生と「評価・FD 教育改善専門部会」の教員が協働して行う FD も実施している（前掲資料 8-1-②-6）。

全学 FD では、実施した FD の検証及び改善を目的として、開催の都度、フィードバックシートにより参加者からの意見をまとめ、FD 報告書を作成し、教務委員会等に報告した上で「大学教育イノベーションセンター」の公式ホームページで公開している（資料 8-2-①-2）。

さらに、教養教育のモジュールの各授業においては、学生が自ら学び、考え、議論し、評価し合うアクティブ・ラーニングを本格的に導入しているため、その充実に向けて、各モジュールにおける授業の工夫や反省点・問題点等を教職員で共有することを目的に、平成 24 年 9 月から「全学モジュール・ニュース」を定期的（第 2・第 4 月曜日）に刊行している（資料 8-2-①-3）。

このような取組により、例えば、平成 24 年度入学者における教養教育のモジュール I 及びモジュール II に対する授業評価結果の平均点並びに平成 24 年度及び平成 25 年度入学者におけるモジュール I の授業評価結果の平均点が、それぞれ 5 点満点中 0.2 点及び 0.07 点改善されている（資料 8-2-①-D）。

全学 FD のほかに、目的や受講対象者を絞り込んだ部局 FD を当該部局教員を対象に実施している。部局 FD については、各部局の FD 委員会等が企画立案の上、実施後は活動報告書をまとめ、全学の「評価・FD 教育改善専門部会」で実施状況を報告している（資料 8-2-①-4）。

資料 8-2-①-A 「長崎大学教務委員会専門部会規程 (抜粋)」

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学教務委員会規則(平成16年規則第12号。以下「規則」という。)第9条第2項の規定に基づき、長崎大学教務委員会(以下「教務委員会」という。)に置く専門部会(以下「専門部会」という。)の任務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 専門部会の任務は、教務委員会の方針を踏まえ、次の表の左欄に掲げる専門部会の種類に応じ、同表の右欄に掲げる事項について専門的に調査・検討する。

評価・FD教育改善専門部会	(1) 教育改善の実施に関する事項 (2) ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)及び授業評価の実施に係る企画・運営に関する事項 (3) 教員の教授方法等の改善のための支援に関する事項 (4) 各部局が行うFDの支援に関する事項 (5) センター規則第3条第1項の評価・FD研究部門との連絡調整に関する事項
---------------	--

資料 8-2-①-B 「平成23～25年度FDの年間計画表」

	開催日	テーマ	参加者数	対象者	場所
第66回	平成23年4月4日(月)	新任教職員ガイダンス(ウェルカムFD・SD) 第1部:長崎大学が目指すもの 第2部:長崎大学の教育支援	36名	平成22年4月以降に長崎大学に新たに赴任した教職員	事務局第2会議室
	平成23年4月5日(火)	第3部:長崎大学歴史散歩-150年をふりかえる			長崎大学(文教キャンパス、片淵キャンパス、坂本キャンパス)
第67回	平成23年7月25日(月)	長崎大学FD・SDセミナー 「長崎大学の新たな教養教育の実施に向けて」	89名	教務委員長、教務委員、学務係長、係員、関係教職員	事務局第2会議室
第68回	平成23年8月30日、2日、5日、6日、8日	平成23年度FD・SDサマワーケーション	137名	全教職員(非常勤を含む)	事務局第5会議室他
第69回	平成23年11月21日(月)	モジュール科目準備説明会	22名	教育学部23番教室	教育学部23番教室(教育学部2階)
第70回	平成23年12月12日(月)	高等教育の質保証と学習支援 —発達凸凹の学生への配慮を起点として—	61名	総合教育研究棟 多目的ホール	長崎大学総合教育研究棟2F 多目的ホール
第71回	平成23年12月13日(火)	戦略GP公開シンポジウム 「長崎薬学・看護学連合コンソーシアムの取組成果と今後について」	164名	中部講堂	長崎大学中部講堂
第72回	平成23年12月17日(土)	教育革新シンポジウム「新しい教養教育の実施に向けて」	98名	総合教育研究棟 大講義室	総合教育研究棟3階講義室
第73回	平成23年12月12日(月)	リスク管理時代の情報セキュリティマネジメント、最初の一步	35名		事務局第2会議室
第74回	平成24年1月5日(木)	モジュール科目実施説明会 「アクティブ・ラーニング事例研修①」	113名	全学モジュールのテーマ責任者および科目担当者(授業をなさる先生方全員を含みます)	全学教育講義棟 204室
	平成24年2月28日(火)	「アクティブ・ラーニング事例研修②」	131名		全学教育講義棟 201室
	平成24年3月19日(月)	「アクティブ・ラーニング事例研修③」	100名		全学教育講義棟 201室
第75回	平成24年1月28日(土)	教養教育FDワーケーション 新しい教養教育における初習外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語)の役割	19名	教養教育の初習外国語を担当するすべての教員	事務局第5会議室及び322(CALL)教室、その他
第76回	平成24年2月28日(火) 平成24年3月19日(月)	WebClass 活用入門	42名	全教職員(非常勤を含む)	情報メディア基盤センター 第2端末室
第77回	平成24年3月3日(土) 平成24年3月24日(土)	教養教育FDワーケーション 「新しい教養教育における外国語科目・英語の役割」	32名	教養教育の英語を担当するすべての教員	事務局第5会議室及び322(CALL)教室、その他
第78回	平成24年3月13日(火)	スプリングワーケーション ワーケーションA「授業におけるディベート活用法」	31名	全教職員(非常勤を含む)	教育学部41番教室
	平成24年3月29日(木)	ワーケーションB「批判的思考力の評価と育成法」			
第79回	平成24年4月3日(火)	新任教職員ガイダンス(ウェルカムFD・SD) 第1部:長崎大学が目指すもの 第2部:長崎大学の教育支援	66名	平成23年4月以降に長崎大学に新たに赴任した教職員	事務局第2会議室
	平成24年4月4日(水)	第3部:長崎大学歴史散歩-150年をふりかえる			長崎大学(文教キャンパス、片淵キャンパス、坂本キャンパス)
第80回	平成24年6月25日(月)	特別講演会「終末期を迎えた戦後日本の大学-再生への処方箋-」	302名	全教職員	中部講堂
第81回	平成24年7月14日(土)	教育革新シンポジウム「アクティブ・ラーニングの動所」	73名	全教職員(とくに教養教育担当者)	教養教育講義棟102室
第82回	平成24年7月13日(金)	大学生における発達障害と学内における支援について 第1回:「大学生における発達障害 ～他大学と学内の支援の現状～」	71名		総合教育研究棟 多目的ホール
	平成24年7月20日(金)	第2回:「発達障害学生の指導と支援の実際 ～コミュニケーションが苦手な学生編～」	69名		総合教育研究棟 大講義室

	平成 24 年 7 月 27 日(金)	第 3 回:「発達障害学生の指導と支援の実際 ～不注意が目立つ学生編～」	56 名		総合教育研究棟 大講義室
第 83 回	平成 24 年 8 月 27 日、28 日、30 日、31 日	平成 24 年度 FD・SD サマワーショップ	133 名	全教職員	教育学部 41 番教室他
第 84 回	平成 24 年 8 月 31 日(金)	「WebClass 入門編」	16 名		情報メディア基盤センター第 2 端末室
	平成 24 年 8 月 31 日(金)	「WebClass 活用編」	12 名		
	平成 24 年 9 月 27 日(木)	「直観的な理解を助けるグラフ作成のコツ」	8 名		
第 85 回	平成 24 年 12 月 13 日(木)	長崎大学メンタルヘルス講演会	93 名		グローバル教育・学生支援棟 文教スカイホール
第 86 回	平成 24 年 12 月 20 日(木)	情報セキュリティの「今」を聞く!	95 名		学生支援・教育施設棟 2 階・新棟 3 講義室
第 87 回	平成 25 年 2 月 2 日(土)	教養教育 FD ワークショップ 新しい教養教育における初習外国語教育について	20 名	教養教育の初習外国語を担当するすべての教員	事務局第 5 会議室及び 322 (CALL) 教室、その他
第 88 回	平成 25 年 3 月 2 日(土) 平成 25 年 3 月 23 日(土)	教養教育 FD ワークショップ 自立した英語学習者の育成に向けてー e-learning プログラムの活用ー	42 名	教養教育の英語を担当するすべての教員	教養教育講義棟 322 教室 (CALL 1)
第 89 回	平成 25 年 2 月 20 日(水) 平成 25 年 2 月 27 日(水)	大学生における発達障害と学内における支援について	96 名		グローバル教育・学生支援棟 文教スカイホール
第 90 回	平成 25 年 2 月 18 日(月)	基礎力テスト報告会「本学 1 年生のジェネリックスキル -PROG からみる傾向と課題」	31 名	教務委員会委員、教養教育実施専門部会委員、モジュール科目小委員会委員(特に全学モジュール・テーマ責任者)及び大学教育機能開発センター兼務教員	事務局 第 2 会議室
第 91 回	平成 25 年 3 月 7 日(木)	モジュール・フォーラム「初年度を総括する」	17 名	全学モジュール科目関係者(テーマ責任者、授業科目責任者、授業科目分担者)、全学教務委員会・専門部会委員、各学部の教務委員会委員など教養教育科目関係者	教育学部 41 番教室
第 92 回	平成 25 年 3 月 7 日(木)	スプリング・ワークショップ 「アクティブ・ラーニングをいかに工夫するかーモジュール I 科目の挑戦」	47 名	全教職員(非常勤を含む)・TA	教育学部 21 番教室(分科会 A)・22 番教室(分科会 B)
	平成 25 年 3 月 21 日(木)	「クリックア活用法・・・A(入門編)・B(応用編)」			教育学部 41 番教室
	平成 25 年 3 月 26 日(火)	「グループワークを充実させるコツ」			新棟 5 番教室
第 93 回	平成 25 年 3 月 8 日(金)	第 7 回情報メディア基盤センター講習会	10 名		情報メディア基盤センター第 2 端末室
	平成 25 年 3 月 22 日(金)	「WebClass 入門編」「WebClass 活用編」			
第 94 回	平成 25 年 4 月 2 日(火)	新任教職員ガイダンス(ウェルカム FD・SD) 第一部「長崎大学が目指すもの」	94 名	平成 24 年 4 月以降に長崎大学に新たに赴任した教職員	事務局第 2 会議室
第 95 回	平成 25 年 8 月 3 日(土)	教育革新シンポジウム「アクティブ・ラーニングを促進するスペース活用」	37 名	全教職員	グローバル教育・学生支援棟 文教スカイホール
第 96 回	平成 25 年 8 月 30 日(金)	平成 24 年度 FD・SD サマワーショップ 「新入教員のための授業創造入門」	120 名	全教職員	教育学部 41 番教室
	平成 25 年 9 月 2 日(月)	「コミュニケーション・スキルアップーわかりやすい話し方のコツー」		全教職員	教育学部 41 番教室
		「新任教授へのメッセージー長崎大学の課題と展望ー」		平成 23 年度以降に教授に昇任または採用された方	事務局第 5 会議室
	平成 25 年 9 月 3 日(火)	「アクティブ・ラーニング事例報告ーモジュール II 前期科目よりー」		全教職員	分科会 A: 教育学部 21 番教室 分科会 B: 教育学部 22 番教室
	平成 25 年 9 月 4 日(水)	「モジュール・フォーラムーモジュール II 前期科目の総括ー」		全教職員	教育学部 41 番教室
	平成 25 年 9 月 24 日(火)	「ファシリテーション・スキルアップー話し合い活性化の基礎ー」		全教職員・TA	教育学部 41 番教室
	平成 25 年 9 月 26 日(木)	「学生とともに進める教育改善」		全教職員・学生	教育学部 41 番教室
第 97 回	平成 25 年 9 月 12 日(木)	教育革新シンポジウム 「主体的な学びを促進する支援環境について考える」	167 名	大学教職員・長崎大学生	中部講堂
第 98 回	平成 25 年 9 月 27 日(金)	発達障害の大学生に対応する教職員研修ー大学生における発達障害と学内における支援についてー	35 名		グローバル教育・学生支援棟 文教スカイホール
第 99 回	平成 25 年 11 月 28 日(木)	長崎大学メンタルヘルス講演会	62 人		グローバル教育・学生支援棟 文教スカイホール
第 100 回	平成 25 年 11 月 7 日(木)	「長崎大学障がい学生支援室」設置記念講演会	68 名		総合教育研究棟 多目的ホール
第 101 回	平成 26 年 1 月 11 日(土) 平成 26 年 3 月 8 日(土)	自立した英語学習者の育成に向けてー e-learning プログラムの活用	39 名	教養教育の英語を担当するすべての教員	教養教育講義棟 C-35 教室 (CALL 1)
第 102 回	平成 26 年 2 月 1 日(土)	初習外国語(中国語、ドイツ語、韓国語、フランス語)の成績平準化について	23 名	教養教育の初習外国語を担当するすべての教員	教養教育講義棟 C-35 教室 (CALL 1)、その他
第 103 回	平成 26 年 2 月 17 日(月)	基礎力テスト報告会	26 名	全教職員	事務局第 2 会議室
第 104 回	平成 26 年 3 月 7 日(金)	アクティブ・ラーニング事例報告会	17 名	全教職員(非常勤を含む)・	分科会 A: 教育学部 21 番教室 分科会 B: 教育学部 22 番教室

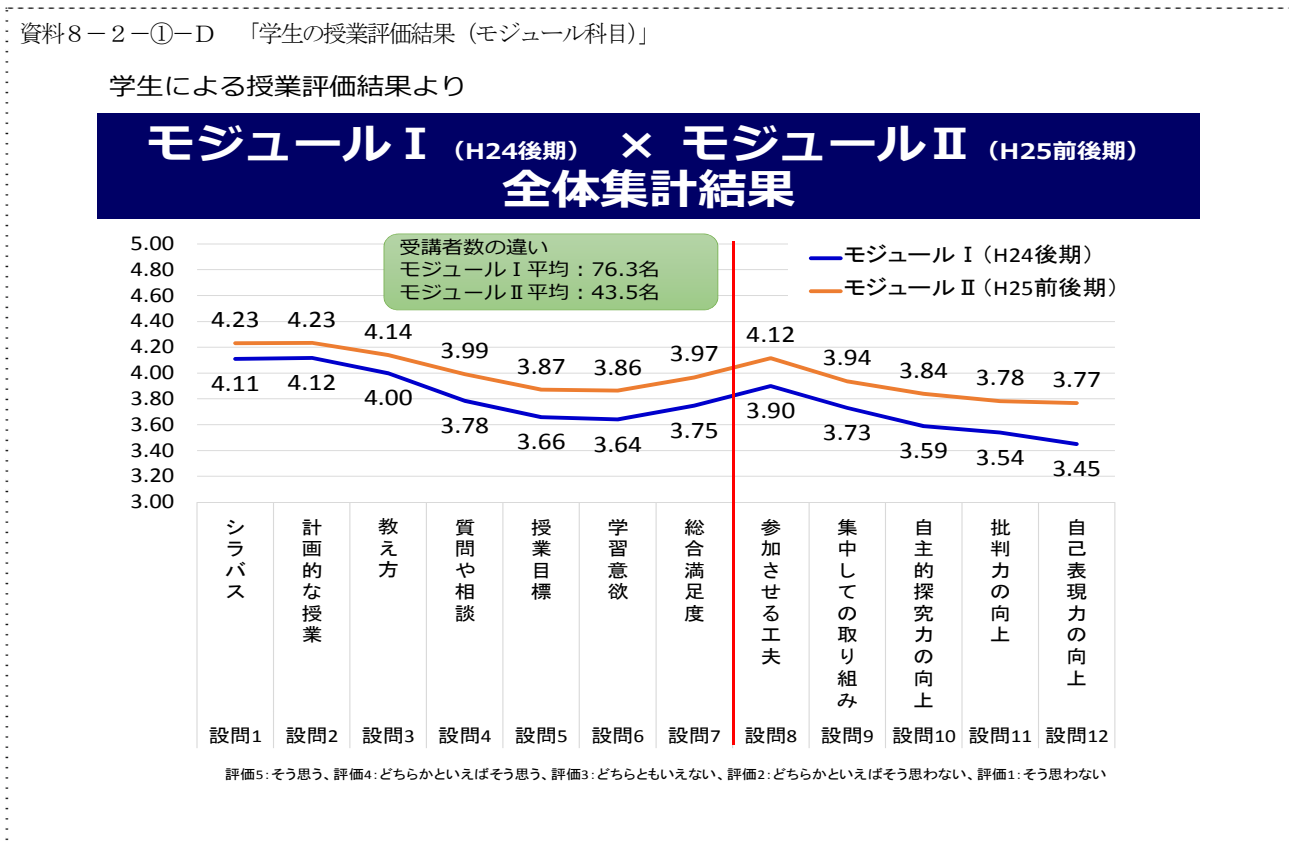
			TA		
第105回	平成26年3月10日(月)	ポートフォリオ解説会	32名	全教職員	事務局第2会議室
第106回	平成26年3月17日(月)	モジュール・フォーラム	24名	全教職員	事務局第2会議室

(出典 教育支援課作成資料)

資料8-2-①-C 「非常講師用FD実施一覧」

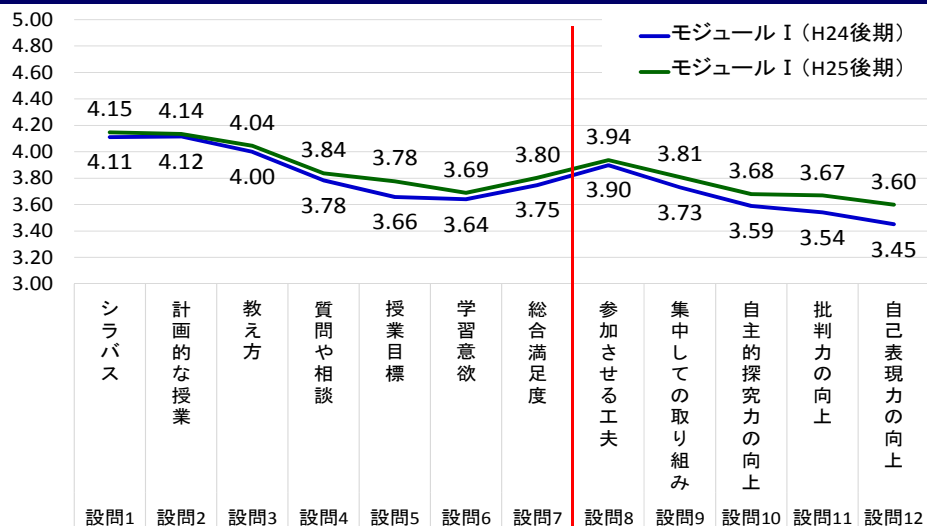
	日時	テーマ	参加者数	対象者	場所	備考
第64回	平成23年1月17日(月)~21日(金)	全学教育FDワークショップ(外国語科目・初習)	17名	平成23年度全学教育 中国語・フランス語・独逸語担当者予定者	CALL支援室	大橋絵里准教授(大教センター)
	平成23年1月7日(金)、11日(火)、12日(水)、13日(木)、17日(月)	全学教育FDワークショップ(外国語科目・英語)	38名	平成23年度全学教育英語担当予定者	事務局第5会議室	小笠原真司教授(大教センター)
第75回	平成24年1月28日(土)	教養教育FDワークショップ 「新しい教養教育における初習外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語)の役割」	19名	教養教育の初習外国語を担当するすべての教員	事務局第5会議室及び322(CALL)教室 その他	初習外国語小委員会
第77回	平成24年3月3日(土) 平成24年3月24日(土)	教養教育FDワークショップ 「新しい教養教育における外国語科目・英語の役割」	32名	教養教育の英語を担当するすべての教員	事務局第5会議室及び322(CALL)教室 その他	英語小委員会
第87回	平成25年2月2日(土)	教養教育FDワークショップ 「新しい教養教育における初習外国語教育について」	20名	教養教育の初習外国語を担当するすべての教員	事務局第5会議室及び322(CALL)教室 その他	初習外国語小委員会
第88回	平成25年3月2日(土) 平成25年3月23日(土)	教養教育FDワークショップ 「自立した英語学習者の育成に向けてーe-learning プログラムの活用ー」	42名	教養教育の英語を担当するすべての教員	教養教育講義棟322教室(CALL 1)	英語小委員会
第101回	平成26年1月11日(土) 平成26年3月8日(土)	教養教育FDワークショップ 「自立した英語学習者の育成に向けてーe-learning プログラムの活用」	39名	教養教育の英語を担当するすべての教員	教養教育講義棟C-35教室(CALL 1)	英語小委員会
第102回	平成26年2月1日(土)	教養教育FDワークショップ 「初習外国語(中国語、ドイツ語、韓国語、フランス語)の成績平準化について」	23名	教養教育の初習外国語を担当するすべての教員	教養教育講義棟C-35教室(CALL 1)、その他	初習外国語小委員会

(出典 教育支援課作成資料)



学生による授業評価結果より

モジュール I (H24後期) × モジュール I (H25後期) 全体集計結果



評価5: と思う、評価4: どちらかといえば思う、評価3: どちらともいえない、評価2: どちらかといえばそう思わない、評価1: そう思わない

(出典 教育支援課作成資料)

- 資料 8-2-①-1 長崎大学ファカルティ・ディベロップメントに関する指針
- 資料 8-2-①-2 FD 実施報告書 [【http://www.innov.nagasaki-u.ac.jp/overview/fd/FD_report.html】](http://www.innov.nagasaki-u.ac.jp/overview/fd/FD_report.html)
- 資料 8-2-①-3 全学モジュール・ニュース
[【http://gakunai.jimu.nagasaki-u.ac.jp/globird/space/page/ViewFolder/space/0e003998-68fd-11e2-96f1-000000000001】](http://gakunai.jimu.nagasaki-u.ac.jp/globird/space/page/ViewFolder/space/0e003998-68fd-11e2-96f1-000000000001)
- 資料 8-2-①-4 部局におけるFD実施一覧
- 前掲資料 8-1-①-1 長崎大学大学教育イノベーションセンター規則
[【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000679.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000679.html)
- 前掲資料 8-1-②-6 第96回 長崎大学FD実施報告書

【分析結果とその根拠理由】

教務委員会の下に「評価・FD 教育改善専門部会」を置き、大学教育イノベーションセンターと連携して有効なFDを実施する体制を整備しており、また、学内の組織を活用して授業改善や教員の教育活動等のための機能的なFDを企画するなど、適切なFDを実施している。さらに、FDの検証及び改善に参加者の意見を反映させるため、開催の都度フィードバックシートにより意見を収集して報告書を作成し、本学公式ホームページ等で公開している。加えて、学生と教員が、協働して実施するFDを組織的かつ継続的に行っている。これらの取組が、教育の質の向上や授業の改善等に結び付いていることを授業評価結果で確認できる。

同様に各部局においても、FD委員会等が目的や対象を明確にしたFD活動を展開している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 8-2-②: 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者のうち事務職員については、「長崎大学事務系職員 SD 研修の基本フレーム」（後掲資料 9-2-④-1）に基づき、学務、学術・情報、国際交流関係等の研修に参加させ、職務の遂行に必要な能力及び資質の向上を図っている。技術職員については、九州地区国立大学法人が協力して行う研修に参加させ、多岐に分かれている職務に関する高度な専門的知識及び技術を習得させることで職員の資質向上を図るとともに（資料 8-2-②-1）、平成 24 年に発足した九州地区大学等技術研究協議会に参画し（資料 8-2-②-2）、研究会を開催するなど、技術職員の技術補完を推進している（資料 8-2-②-3）。さらに、所属する部局等においても、独自の技術研修を実施している（資料 8-2-②-4）。

教育補助者の TA の採用に関しては、「ティーチング・アシスタント採用に関する基本方針」を定めており、大学院生の教育に関する資質の向上を図るために、各部局において、マニュアルの作成やオリエンテーションを実施している（前掲資料 3-3-①-A、資料 8-2-②-5）。

また、教養教育科目であるモジュール科目や英語科目において、学期が始まる前に「大学教育イノベーションセンター」の教員が講師となり、TA に対して、教育補助者としての心構え、意識改善や学修支援の在り方、学修支援及び教授支援の具体例を組み込んだ研修を行い、その資質の向上を図っている。さらに、担当教員と TA との面談も行い、授業での役割の確認も行っている（資料 8-2-②-6）。

資料 8-2-②-1	平成 25 年度 各種研修等参加実績
資料 8-2-②-2	九州地区大学等技術研究協議会規則
資料 8-2-②-3	平成 25 年度九州地区総合技術研究会資料 【http://nagasaki2014.shienbu.eng.nagasaki-u.ac.jp/】
資料 8-2-②-4	技術職員研修実施要項等
資料 8-2-②-5	参考例：平成 25 年度 環境科学部 TA マニュアル
資料 8-2-②-6	平成 25 年度 TA 研修実施一覧
後掲資料 9-2-④-1	長崎大学事務系職員 SD 研修の基本フレーム

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者への研修を実施するとともに、外部研修に参加させるなど、教育支援者の資質向上を図っている。また、TA マニュアルの作成やオリエンテーションの実施等を通じて、TA の資質の向上の取組を行っている。これらのことから、観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育の質の改善・向上に向けて、全学及び部局において定期的に保護者を含む学外者と意見交換等を行うとともに、外部評価又は外部評価機関の評価を受審し、それらの意見等に対し適切に対応することで、教育の質の改善・向上に努めている。中でも、平成 20 年度に文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」においては、精緻で質の高いプログラムにするため、世界の第一線で教育研究活動を行い豊富な経験を有する国内外の専門家の意見を取り入れ、プログラム改革等に活用している。
- 教務委員会の下に「学生による教育改善のための協議会」を設け、学生の意見を聴取し、学生と教員が協働する FD を組織的かつ継続的に実施するとともに、語学の小委員会が企画する FD に教養教育の語学担当非常勤講師の参加を義務付けるなど、学生の意見も含め、全学及び部局で組織的に FD を開催し、教育の質の改善・向上に取り組んでいる。

【改善を要する点】

該当なし

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の平成25年度末における資産は、固定資産108,908百万円及び流動資産19,462百万円となっており、資産合計は128,370百万円である。主な内訳は、土地42,532百万円、建物47,601百万円となっている。また、負債については、固定負債40,948百万円及び流動負債16,744百万円となっており、負債合計は57,693百万円である。主な内訳は、長期借入金24,400百万円、資産見返負債13,472百万円となっている（資料9-1-①-A）。

このうち実質的な債務である国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金については、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき計画的に返済している（資料9-1-①-1）。

なお、平成25年度末における財務の健全性を表す財務指標については、流動比率（短期的な支払能力を示す指標）が116.2%、自己資本比率（総資産に対する自己資本を示す指標）が55.1%であり、例年、同規模大学（文部科学省の財務分析上の分類で、医学系学部とその他の学部で構成された25国立大学法人）の平均程度となっている（資料9-1-①-B）。

資料9-1-①-A 「資産、負債及び純資産の推移」

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
固定資産	107,332	108,274	110,845	108,552	108,908
土地	42,661	42,532	42,532	42,532	42,532
建物	42,851	45,007	48,997	47,966	47,601
工具器具備品	9,960	9,881	9,714	8,438	8,727
図書	4,140	4,120	4,134	4,187	4,193
その他	7,718	6,732	5,467	5,427	5,853
流動資産	19,580	16,191	15,717	17,255	19,462
資産合計	126,913	124,465	126,563	125,807	128,370
固定負債	39,734	40,871	41,733	40,504	40,948
資産見返負債	10,708	11,246	11,490	11,968	13,472
国立大学財務・経営 センター債務負担金	4,519	3,886	3,302	2,755	2,230
長期借入金	22,691	23,715	25,704	24,796	24,400
その他	1,816	2,023	1,235	983	845
流動負債	15,596	13,911	13,908	15,059	16,744

負債合計	55,331	54,783	55,641	55,564	57,693
資本金	56,219	56,189	56,189	56,189	56,189
資本剰余金	9,593	8,840	10,210	9,813	10,377
利益剰余金	5,769	4,652	4,521	4,240	4,109
純資産合計	71,582	69,682	70,921	70,243	70,677
負債・純資産合計	126,913	124,465	126,563	125,807	128,370

注) 百万円未満を切り捨てているため、合計額は必ずしも一致しない。

(出典 貸借対照表)

資料9-1-①-B 「財務指標の推移」

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
流動比率 【流動資産／流動負債】	本学	125.5%	116.4%	113.0%	114.6%	116.2%
	同規模大学の平均	112.9%	115.1%	115.8%	114.2%	(不明)
自己資本比率 【純資産／(負債+純資産)】	本学	56.4%	56.0%	56.0%	55.8%	55.1%
	同規模大学の平均	57.2%	57.7%	57.4%	55.9%	(不明)

(出典 文部科学省公表「国立大学法人 財務諸表(データ集)」)

資料9-1-①-1 平成26事業年度長期借入金償還計画

【分析結果とその根拠理由】

本学の平成25年度末における資産は128,370百万円であり、過去5年間安定した推移を保っている。

また、平成25年度末における負債は57,693百万円であり、このうち実質的な債務である国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金については、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき計画的に返済しており、過去5年間の財務の健全性を表す財務指標においても、同規模大学の平均程度で推移している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の経常的収入は、授業料等の学生納付金収入、附属病院収入、外部資金等の自己収入と国から措置される運営費交付金で構成されている。

学生納付金収入については、各地区における進学説明会、オープンキャンパス、高校訪問等を積極的に実施しており、それに伴って適正な入学者数を継続的に確保し、収容定員に対する学生数を維持することにより安定し

た収入を確保している。さらに、附属病院収入については、再開発の進行に併せて積極的な経営努力を続けており、平均在院日数の短縮に伴う新入院患者数の増加や手術件数の増加等による大幅な増収を続けている。また、運営費交付金については、大学改革促進係数の適用による削減はあるものの、特別経費のうち競争的経費を戦略的に確保する取組の結果、平成24・25年度の「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」に準じた削減（各年△999百万円）の影響を除き、安定した受入実績となっている（資料9-1-②-A～B）。

一方、外部資金については、その重要性が学内で共通認識されており、リサーチ・アドミニストレーターを中心とした全学的な支援体制の強化等を図ることにより安定した受入実績となっている（資料9-1-②-C）。

資料9-1-②-A 「主な経常的収入の推移」

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学生納付金収入	5,029	5,072	5,050	4,974	4,948
授業料	4,294	4,323	4,292	4,221	4,202
入学金	610	624	624	623	617
検定料	124	125	134	129	129
附属病院収入	18,942	21,498	22,334	23,566	24,766
運営費交付金収入	16,245	16,328	16,384	15,421	15,190

注) 百万円未満を切り捨てているため、合計額は必ずしも一致しない。

(出典 キヤッシュ・フロー計算書)

資料9-1-②-B 「学生数の推移」

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
学部	収容定員	6,982	7,042	7,078	7,074	7,060
	現員	7,642	7,654	7,674	7,603	7,613
大学院 修士・博士前期	収容定員	664	647	672	722	730
	現員	727	726	743	764	775
大学院 博士・博士後期	収容定員	638	611	573	527	503
	現員	667	665	662	675	695
大学院 専門職学位	収容定員	40	40	40	40	40
	現員	40	39	37	40	38
合計	収容定員	8,324	8,340	8,363	8,363	8,333
	現員	9,076	9,084	9,116	9,082	9,121

注) 各年度5月1日現在

(出典 長崎大学概要)

資料9-1-②-C 「外部資金受入の推移」

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
産学連携等研究収入	1,387	1,293	1,662	1,546	1,555
寄附金収入（現物寄附除く）	1,039	1,075	998	1,242	988
科学研究費補助金（間接経費除く）	1,426	1,312	1,311	1,418	1,464
合 計	3,853	3,681	3,972	4,207	4,009

注) 百万円未満を切り捨てているため、合計額は必ずしも一致しない。

(出典 財務諸表の附属明細書)

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入については、適正な学生数の確保、大学病院の経営努力による附属病院収入の大幅増収、外部資金の獲得に向けた取組等の結果、継続的に安定した収入を確保している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学では、国立大学法人法の規定により、教育研究等に関する中期目標を達成するために国立大学法人長崎大学中期計画を策定しており、この中で平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画、資金計画を策定し、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会の審議を経て役員会で決定後、文部科学大臣に申請して認可を受けている。また、年度計画においても、中期計画と同様に予算、収支計画、資金計画を策定し、同様の会議での審議を経て決定後、文部科学大臣に届出を行っている。

これらは学内諸会議で報告されるとともに、本学公式ホームページで公開しており、学内外に広く公表している（資料9-1-③-1～2）。

資料9-1-③-1 国立大学法人長崎大学中期計画（pp. 6～11）

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/plan/file/chukikeikaku25.pdf】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/plan/file/chukikeikaku25.pdf)

資料9-1-③-2 平成26年度国立大学法人長崎大学年度計画（pp. 10～12）

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/plan/file/h26nendokeikaku.pdf】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/plan/file/h26nendokeikaku.pdf)**【分析結果とその根拠理由】**

本学の収支に係る計画等については、国立大学法人法に基づき策定される平成22～27年度までの6年間に係る中期計画及び年度計画の中で、予算、収支計画、資金計画として策定しており、学内の関係諸会議の審議を経て役員会で決定している。また、本学公式ホームページを通して広く学内外に公表している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の過去5年間の損益の状況については、経常費用が毎年度拡大してきているものの各年度とも当期総利益を計上している（資料9-1-④-A）。

また、過去5年間の収支の状況については、各年度とも収入が支出を上回っており、収支のバランスは良好である（資料9-1-④-B）。

これらは、毎年度の予算編成に当たり、適切な収入見積額から支出予算を策定し、その予算に基づいた計画的な予算執行がなされている結果であり、支出超過になる可能性は非常に低い。

資料9-1-④-A 「損益の推移」

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常費用 (A)	44,626	46,614	48,345	48,726	50,362
経常収益 (B)	44,549	47,302	49,115	48,753	50,519
経常利益 (C=B-A)	△ 76	688	770	26	157
臨時損失 (D)	37	598	565	97	181
臨時利益 (E)	1,296	32	7	15	26
当期純利益 (F=C-D+E)	1,182	122	212	△ 55	2
目的積立金取崩額 (G)	504	8	18	62	112
当期総利益 (H=F+G)	1,687	131	231	7	115

注) 百万円未満を切り捨てているため、合計額は必ずしも一致しない。

(出典 損益計算書)

資料9-1-④-B 「収支の推移」

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収入 (A)	54,885	51,286	56,521	52,286	57,961
支出 (B)	52,374	49,102	54,328	49,790	54,822
収入-支出(C=A-B)	2,511	2,184	2,193	2,496	3,139

(出典 決算報告書)

【分析結果とその根拠理由】

過去5年間の損益及び収支の推移を見ると、損益においては各年度とも当期総利益を計上しており、収支においては各年度とも収入が支出を上回っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到に係る状況】

学内予算配分に当たっては、「学内予算配分基本方針」（資料9-1-⑤-1）を財務委員会、経営協議会での審議を経て、役員会で決定した後、具体の配分方法を定めた「予算配分骨子」（資料9-1-⑤-2）等を策定し、

同様の会議での審議を経て決定している。

この「予算配分骨子」に基づき、教育研究活動の基礎となる経費として、基盤的経費（①教育研究基盤経費、②学部等事業運営経費）を措置している。また、各年度計画に定める教育・研究・学生支援等に係る重要な事業を着実に実施すること及び学長のリーダーシップに基づく重点的・戦略的な事業に対して機動的に対応するために、重点高度化経費を設けている。さらに、大学病院の安定的な経営及び迅速かつ的確な意思決定機能の構築と経営責任の明確化を実現させるために、平成 22 年度より「病院予算の独立」を実施し（資料 9-1-⑤-3~4）、学長主導によるガバナンス体制を強化している。

その他、国立大学改革プランの改革加速期間の期中であることを念頭に、学部・研究科を越えた学内資源の最適化を実施し、自主的・自発的な改善・発展を促す仕組みを構築すべく、これまで部局配分を行ってきた経常経費を原則 20%削減し、部局長のリーダーシップに基づく部局の強み・特色を生かした取組に再配分する新たな経費として、学長裁量経費に「学部・研究科等教育研究推進経費」を創設した（資料 9-1-⑤-1~2）。

全学的な施設の老朽化に対しては、計画的に改修を進めるための営繕費を確保するとともに、全学的な学生の学習環境改善のための施設整備等として学生学習環境支援経費を設け、講義室や図書館の学習環境の整備、課外活動施設の整備等重点的な充実を図っている。特に、平成 23 年度においては、これらを原資としてグローバル教育・学生支援棟（4階建）の新営に取り組んだ。これら学内予算のほか、国等からの補助金を原資として施設及び設備の更なる充実を図っている（資料 9-1-⑤-A, 9-1-⑤-5~8）。

また、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てることを目的として、前中期目標期間繰越積立金及び目的積立金を活用し、設備整備、施設の改修及び耐震化対策関連予算を確保した（資料 9-1-⑤-A, 資料 9-1-⑤-9~11）。

各年度における予算額等は、以下のとおりである。

資料 9-1-⑤-A 「予算等の推移」

(単位：千円)

事 項	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基盤的経費	3,399,595	3,777,398	3,775,124	3,983,669	3,337,440
重点高度化経費	672,000	1,029,581	1,019,075	933,849	1,230,340
営繕費	85,400	85,400	50,000	20,000	126,000
学生学習環境支援経費	100,000	475,000	105,800	66,165	90,774
目的積立金	0	362,609	286,203	246,102	(未確定)
施設整備費補助金	722,842	2,337,092	2,257,649	3,341,920	(未確定)
設備整備費補助金	346,121	491,425	0	118,250	(未確定)

※目的積立金、施設整備費補助金及び設備整備費補助金は決算額。

(出典 財務企画課作成資料)

- 資料 9-1-⑤-1 平成 26 年度長崎大学の学内予算配分基本方針
 資料 9-1-⑤-2 平成 26 年度予算配分骨子
 資料 9-1-⑤-3 平成 22 年度長崎大学の学内予算配分基本方針 (p. 2)
 資料 9-1-⑤-4 平成 22 年度予算配分骨子 (pp. 3~5)
 資料 9-1-⑤-5 平成 22 事業年度財務諸表附属明細書 (pp. 14~15) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細
[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/file/h22_zaimushohyo.pdf】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/file/h22_zaimushohyo.pdf)

資料 9-1-⑤-6	平成 23 事業年度財務諸表附属明細書 (pp. 15~16) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/file/h23_zaimushohyo.pdf 】
資料 9-1-⑤-7	平成 24 事業年度財務諸表附属明細書 (pp. 16~17) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/file/h24_zaimushohyo.pdf 】
資料 9-1-⑤-8	平成 25 事業年度財務諸表附属明細書 (pp. 16~17) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細
資料 9-1-⑤-9	平成 23 事業年度財務諸表附属明細書 (p. 10) 目的積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/file/h23_zaimushohyo.pdf 】
資料 9-1-⑤-10	平成 24 事業年度財務諸表附属明細書 (p. 10) 目的積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/file/h24_zaimushohyo.pdf 】
資料 9-1-⑤-11	平成 25 事業年度財務諸表附属明細書 (pp. 10~11) 目的積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細

【分析結果とその根拠理由】

学内予算配分に当たっては、配分の基本的な考え方を定めた「学内予算配分基本方針」を財務委員会、経営協議会での審議を経て、役員会で決定した後、具体の配分方法を定めた「予算配分骨子」を策定し、同様の会議での審議を経て決定し、配分を行っている。これにより、予算編成時における透明性・適切性や中期目標・中期計画に対する整合性を確保している。

また、個別の配分に当たっては、毎年度課される大学改革促進係数による運営費交付金の減額の影響により、厳しい財政状況下ではあるが、中期目標・中期計画を確実に達成するために、学長の強力なリーダーシップの下、教育研究活動の基礎となる基盤的経費のほか、大学高度化推進経費（重点高度化経費・学生学習環境支援経費）を十分確保するとともに、目的積立金を活用し、施設の老朽化対策・耐震化対策のための予算措置を積極的に行っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表等については、国立大学法人法第 35 条で準用する独立行政法人通則法第 38 条にて定められた貸借対照表や損益計算書等を、国立大学法人会計基準等に基づいて作成し、監事及び会計監査人の監査を受け、経営協議会等で議論された後に役員会にて決定し、定められた期間内に文部科学大臣に提出している。また、文部科学大臣の承認を受けた後には、官報に掲載するとともに、財務諸表等を解説した財務レポートと併せて本学公式ホームページに掲載し公表している（資料 9-1-⑥-1~4）。

財務に係る監査等については、監事による監事監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査をそれぞれ実施している。

監事監査については、長崎大学監事監査規則等に基づき（資料 9-1-⑥-5~6）、監事が年度の監事監査計画を策定し、監査を実施している（資料 9-1-⑥-7）。この監事監査では、重要な会議への出席や重要書類の閲覧のほか、毎年ほとんどの部局を訪問しての部局監査の実施及び全理事との個別面談の実施により、大学運営全般及び部局運営に関する監事意見として取りまとめ、学長へ報告するとともに、学内会議にて各部局長以下全学に周知し、次年度の監査においては、その内容のフォローアップも確認するなど、本学の運営全般に大いに寄与している。

会計監査人の監査については、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣にて選任された有限責任監査法人により実施されている（資料 9-1-⑥-8）。

内部監査については、学長直轄の独立性を有する監査室が長崎大学内部監査規程に基づき（資料 9-1-⑥-9）、年度監査計画書を策定の上、業務全般の監査を実施している。

また、効果的・効率的な監査を実施するため、学長、監事、会計監査人、監査室で構成する四者協議会を定期的に開催し、相互の情報を共有することで連携を図っている。

資料9-1-⑥-1	財務諸表	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html】
資料9-1-⑥-2	事業報告書	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html】
資料9-1-⑥-3	決算報告書	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html】
資料9-1-⑥-4	財務レポート	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html】
資料9-1-⑥-5	長崎大学監事監査規則	【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000007.html】
資料9-1-⑥-6	長崎大学監事監査実施基準	【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000008.html】
資料9-1-⑥-7	監事の監査報告書（監事の意見を記載した書面）	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html】
資料9-1-⑥-8	会計監査人の監査報告書（会計監査人の意見を記載した書面）	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html】
資料9-1-⑥-9	長崎大学内部監査規程	【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000489.html】

【分析結果とその根拠理由】

本学では、国立大学法人法等に基づき財務諸表等を作成し文部科学大臣へ提出しており、文部科学大臣の承認を受けた後は、官報及び本学公式ホームページにより公表している。

また、財務に係る監査等については、国立大学法人法等に基づき、監事による監査、会計監査人による監査及び監査室による監査を実施している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

管理運営のための組織は、学長、理事6人及び監事2人の役員のほかに執行部として、大学運営の諸課題に適切に対応するため、副学長12人（うち3人は理事が兼務）を置き、広報、情報、教務、学生、入試、研究、産学連携、男女共同参画等を分担させている（資料9-2-①-1～2）。なお、学長及び理事で構成する役員会が本法人の最終的な意思決定機関であり、毎月1回定例開催している。また、役員会のほかに資料9-2-①-Aの組織を置き、連絡・調整を図りつつ、適切かつ機能的に役割を果たしている（資料9-2-①-3）。学長を中心とした戦略の策定及び遂行を機動的に行うため、役員懇談会及び学長・副学長会議を設置し、週1回開催することにより、大学運営の重要事項について、学長、理事及び副学長による意見交換・議論が十分かつスピーディーに行われる体制を整備している。

学長のリーダーシップを発揮する体制としては、懸案事項ごとに学長の直下に外部有識者を含むワーキンググループを設置し、取りまとめられた答申等を大学運営に迅速に反映させている。大学運営に反映させた代表的な事例としては、大学病院改革、教養教育改革、新学部設置等が挙げられる（資料9-2-①-B）。さらに、平成22年度に設けた学長による部局長指名制度により、管理運営の分野で優れた人材を年俸制適用者等として雇用するなど、学長主導のガバナンス体制を強化した。さらに、学長直轄の組織として、計画・評価本部、国際連携研究戦略本部、産学官連携戦略本部、広報戦略本部、研究推進戦略本部及び国際教育リエゾン機構を置き、学長がリーダーシップを発揮するためのサポート体制を整えている（資料9-2-①-4）。

全学委員会は、理事及び副学長が委員長を務めており、執行部の方針を委員会の議論に反映させている。また、連絡調整会議を設け、部局等間の連絡調整を行っている。

事務組織は、事務局に総務部、研究国際部、財務部、学生支援部、施設部及び学術情報部を置くとともに、部局の教育研究を支援する事務部を置き、非常勤職員を含め約 980 人を配置している（資料 9-2-①-4）。文教地区事務部は、法人化後の業務の専門化・高度化及び事務職員の削減の対応等のために、文教地区各部局にあった事務部を平成 26 年度に一元化した新しい組織である。

危機管理等に係る体制は、大学運営に支障を来すことが想定される危機事象に迅速かつ適切に対処し、職員、学生等の安全確保を図るため、危機管理体制、対処方法等の必要な事項を長崎大学危機管理規則（資料 9-2-①-5）、長崎大学における危機管理体制に関する要項（資料 9-2-①-6）等により規定している。長崎大学における危機管理体制に関する要項には、本学において想定される危機事象の例、緊急時の危機管理に係る対応図、緊急時の連絡先一覧、全学又は各部局等で作成されている個別の危機事象に対応する関係の規則、マニュアル等を具体的に示している。また、危機管理に関する研修会を毎年 1 回実施しており、本学における日常的な危機管理体制の充実に努めている（資料 9-2-①-7）。

法令遵守や研究者倫理等に関しては、長崎大学研究者行動規範をはじめ、不正使用・不正行為防止策として関係規程等を整備している（資料 9-2-①-8）。また、生命倫理等への取組についてはヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則（資料 9-2-①-9）等、安全衛生管理等への取組については安全衛生管理規則（資料 9-2-①-10）等を整備している。

資料 9-2-①-A 「全学委員会等審議内容及び開催時期」

- 役員会：大学の経営及び教育研究に関する重要事項を審議（毎月 1 回、定例開催）
- 経営協議会：大学の経営に関する重要事項を審議（年 6 回程度開催）
- 教育研究評議会：大学の教育研究に関する重要事項を審議（毎月 1 回、定例開催）
- 連絡調整会議：部局等間の連絡調整（毎月 1 回、教育研究評議会の前週に定例開催）
- 役員懇談会：大学の管理運営に係る重要事項を協議（学長、理事及び監事で構成。毎週火曜日に定例開催）
- 学長・副学長会議：業務遂行戦略の策定（学長、理事、副学長及び学長特別補佐で構成。毎週火曜日に定例開催）
- 全学委員会：理事、副学長又は学長特別補佐の下で特定の事項を審議（必要に応じて定例開催）

（出典 総務企画課作成資料）

資料9-2-①-B 「学長室ワーキンググループの成果等」

企画立案機能を担う学長室



学長のリーダーシップを発揮する体制として、懸案事項ごとに学長の直下に外部有識者を含むワーキンググループ(WG)を設置し、取りまとめられた答申等を大学運営に迅速に反映

設置年度	学長室WG等	成果
平成20年度	大学病院改革検討WG	平成21年度に学部附属病院から大学病院へ改組し、学長が病院長を指名すると共に、病院の予算及び人事を大学本体から独立させた。
	全学教育検討WG	平成21年度に教養教育(全学教育)の見直しについて検討を行い、「全学教育に関する検討結果」を学長に答申した。
平成21年度	新しい教養教育の具体像作成WG	平成21年度に「全学共通学士像」及び「長崎大学教養教育の理念」を策定した。また、平成23年度に新しい教養教育カリキュラム(長崎モデル)を策定し、平成24年度から実施した。
	生産科学研究科改組WG	平成21年度に、生産科学研究科を工学系と水産・環境系に分離し、5年一貫制博士課程を設置すること、工学部と工学研究科において6年一貫的な教育を導入することなどを学長に答申し、平成23年度に改組を実現した。
平成22年度	キャンパスマスタープラン検討WG	平成22年から平成24年度の各年度において、「長崎大学キャンパスマスタープラン」をそれぞれ策定した。
	事務職員人事システム等改善WG	平成23年度事務職員人事の在り方を見直した。
	事務組織改革検討WG	平成23年度に文教キャンパス財務会計事務の一元化を実現した。
	新学部設置検討WG	平成24年度に「多文化社会学部(仮称)設置構想」について、学長へ答申を行った。(⇒平成26年4月設置)
平成23年度	「高度安全実験(BSL-4)施設」設置の可能性に向けた学長室WG	BSL-4施設設置の可能性を学内外の環境整備、予算化実現などの観点から検討中。
	長崎大学核兵器廃絶研究センター設置検討委員会	平成24年度に核兵器廃絶研究センターの設置を実現した。
平成24年度	附置研究所新設検討WG	平成24年度に附置研究所(原爆後障害医療研究所)の設置について学長へ答申を行った。(⇒平成25年4月設置)
平成25年度	長崎大学における教育職員の人事制度改革検討WG	中間答申「定年制教員への新たな年俸制等の構築について」に基づき、平成26年度から新たな年俸制を導入した。「専門業務型裁量労働制の適用拡大」、「新たな評価制度の構築」及び「業績評価に基づくインセンティブ付与の構築」について検討中。

(出典 総務企画課作成資料)

資料9-2-①-1 国立大学法人長崎大学基本規則(第11~30条)

【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000001.html】資料9-2-①-2 長崎大学役員【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/director_list/index.html】

資料9-2-①-3 理事、副学長の全学委員会等の担当一覧

資料9-2-①-4 事務機構図【<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/outline/file/j06.pdf>】資料9-2-①-5 長崎大学危機管理規則【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG000000537.html】

資料9-2-①-6 長崎大学における危機管理体制に関する要項

資料9-2-①-7 危機管理に関する研修会の開催通知等(平成25年度の例)

資料9-2-①-8 長崎大学研究者行動規範【<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/gakusai/file/koudoukihan.pdf>】不正使用・不正行為防止策【<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/gakusai/misapply/index.html>】

資料9-2-①-9 長崎大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則

【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG000000152.html】資料9-2-①-10 長崎大学安全衛生管理規則【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG000000094.html】

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織については、役員会、経営協議会、教育研究評議会、連絡調整会議に加えて、学長を中心とした戦略の策定及び遂行を機動的に行うため、役員懇談会及び学長・副学長会議を設置し、大学運営の重要事項について、意見交換・議論が十分かつスピーディーに行われる体制を整備している。

学長のリーダーシップを発揮する体制としては、懸案事項ごとに外部有識者を含む学長室WGを設置し、大学運営に反映させるとともに、部局長指名制度を導入し、学長主導のガバナンス体制を強化した。さらに、学長直轄の戦略的な組織を設置し、学長のリーダーシップの下、迅速かつ機動的なサポート体制としている。また、理事

及び副学長が全学委員会の委員長を務めることにより、執行部の方針を委員会の議論に反映させている。

事務組織については、事務局及び部局等事務部を置き、必要な人員を配置している。さらに、危機管理体制については、規則及び要項を整備し、危機事象に適切に対応できる体制になっている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教職員の意見等については、教育研究評議会、教授会、全学委員会等の各種会議の場で意見等の集約を行っている。また、資料 9-2-②-A に示す体制を整備し、教職員や学外関係者の意見等を管理運営に反映させている。

さらに、大学運営に関する特定の方針を策定するに当たり教職員に意見等を広く求める「学内パブリックコメント」（資料 9-2-②-1）や、本学の更なる発展、改革等につながる意見を教職員から広く求める「意見投稿システム」（前掲資料 8-1-②-B, 8-1-②-8）を整備し、管理運営に関する意見等を聴取している。

学生の意見等については、「学長とのしゃべり場」や「学長と卒業予定者との懇談会」により、学長と学生が自由に意見交換する機会を設け、学生の意見、要望等を聴取している（前掲資料 7-2-②-2）。また、「学生生活調査」を実施し、学生の多様なニーズの把握と改善事項の達成状況の検証を行い、本学公式ホームページに公開している（前掲資料 7-1-①-5）。

学外関係者の意見等については、経営協議会の外部有識者である 10 人の学外委員から意見等に対し、例えば、有期雇用職員の常勤化、医師の処遇改善、事務の効率化等、意見に対する改善策を検討し、同会議で再度意見交換を行い、取組状況を本学公式ホームページに公開する（前掲資料 8-1-③-1）などして、大学運営の改善につなげている。各部局においても、学外者からの意見聴取や外部評価を行い部局運営に役立てている（前掲資料 8-1-③-3, 後掲資料 9-3-①-3）。このほか、「全学同窓会」を設立して（資料 9-2-②-2）、各学部の同窓会長等からの積極的な提言を受け入れる機会を設けている。

資料 9-2-②-A 「教職員の意見等の集約、反映体制」

- 学長室：懸案事項ごとに学長直下に関係部局教職員や外部有識者を含むワーキンググループを設置し、取りまとめられた答申を大学運営に迅速に反映させる。
- 部局長の運営方針表明：全ての新任・再任部局長が、学長の提示する諸課題等についての対応方針を、役員懇談会での意見交換を経て、教育研究評議会で所信表明することで、大学又は部局の運用に反映させる。
- 部局運営会議：教学事項を審議する教授会とは別に部局の運営に関する重要事項を審議する機関として設置し、学長（理事）が構成員に加わることで、大学又は部局の運営に反映させる。

（出典 総務企画課作成資料）

資料 9-2-②-1 学内パブリックコメント

資料 9-2-②-2 全学同窓会ホームページ [【http://www.nagasaki-u.ac.jp/alumni/】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/alumni/)

前掲資料 7-1-①-5 学生生活調査結果等に基づく支援・改善事項の対応状況

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html)

前掲資料 7-2-②-2 学長とのしゃべり場、学長と卒業予定者との懇談会概要

前掲資料 8-1-②-8 長崎大学における職員による意見投稿実施要領

前掲資料 8-1-③-1 経営協議会（学外委員）からのご意見に対する取組状況

[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/conference/management2/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/conference/management2/index.html)

前掲資料 8-1-③-3 平成 25 年度外部関係者から意見の聴取状況

後掲資料 9-3-①-3 部局における自己点検・評価及び外部評価一覧（平成 19～25 年度以降）

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する意見等については、経営協議会をはじめとする各種会議、学長室、部局長の運営方針表明、部局運営会議等で把握するとともに、教職員から広く意見等を求めるため、「学内パブリックコメント」及び「意見投稿システム」を整備している。また、各部局においても学外者の意見の聴取や外部評価を行っている。さらに、学生については、「学長と学生との懇談会」、「学生生活調査」等により意見等を把握し、管理運営の改善へとつなげている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

監事は、国立大学法人法、長崎大学監事監査規則等（前掲資料 9-1-⑥-5～6）に基づき、年度に係る監査計画を策定し、事業年度の業務及び会計について、監査を実施している。

業務監査は、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の重要な会議に出席するほか、理事や副学長から意見を聴取するとともに、中期目標・中期計画、年度計画、業務実績報告書等の重要な書類を閲覧して、業務の実施状況等を調査した上で、各部局等とのヒアリングを実施している。ヒアリング実施後は、「大学のガバナンス改革の推進について（平成 25 年 12 月中央教育審議会大学分科会組織運営部会）」の[7 監事の役割の強化]に記載の財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても、他大学の状況との比較も含め「監事監査意見報告書」としてまとめている。平成 25 年度の同報告書については、二部構成で 570 頁に及んでおり、第 1 部に「大学運営全般に関する監事意見」として、①法人経営、執行体制、ガバナンス、②教育の質保証への教育改革、③研究力の再構築、産学連携の強化、④大学の国際化戦略とグローバル人材の育成、⑤大学病院経営の良好な経営実績の維持発展、⑥更に学生に向き合う大学への改革、⑦筋肉質の大学運営へ、と題して、第 2 部に「部局運営に関する監事意見」と題して、詳細に本学を分析した上で取りまとめ、学長へ進言するとともに、学内会議等で報告している。

監事による監査結果を適切に業務改善へつなげた代表的な事例としては、①部局運営ガバナンス改革として、教授会の外に部局長、副部局長等で作る運営委員会の設置を提言、②学生の TOEIC 卒業時目標の設定、進級認定の設定を提言、③平成 26 年 4 月新設の多文化社会学部において「龍馬コース」（グローバル人材レベル（TOEIC750 点以上）の教育スキーム）の設置を提言、④教務委員会委員に各部局の教務担当副部局長の任命を提言、⑤医学部教育システムの改革を提言、⑥医学部入試の個別試験科目の変更（「理科 3 科目課す」を「理科 2 科目課す」）を提案、⑦学修時間向上のため、全授業でタスクを課すことを提言、⑧学生生活調査の頻度をアップさせて調査結果に誠実に対応すべきことを提言等が挙げられる（資料 9-2-③-1）。

会計監査は、毎月の月次決算報告書や関係書類の確認及び関係者からの意見等の聴取を行い、監査室（資料 9-2-③-2）と連携し、その監査方法及び結果の報告を受け（前掲資料 9-1-⑥-9）、また、会計監査法人による決算監査の報告（前掲資料 9-1-⑥-8）を受けて、財務諸表及び決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告するとともに、文部科学大臣に意見を申し述べている（前掲資料 9-1-⑥-7）。

資料 9-2-③-1 中央教育審議会大学分科会組織運営部会学長説明資料（抜粋）

資料 9-2-③-2 長崎大学監査室規程 [【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000015.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000015.html)

前掲資料 9-1-⑥-5 長崎大学監事監査規則 [【http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000007.html】](http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000007.html)

前掲資料 9-1-⑥-6 長崎大学監事監査実施基準

前掲資料 9-1-⑥-7	監事の監査報告書(監事の意見を記載した書面) 【 http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000008.html 】
前掲資料 9-1-⑥-8	会計監査法人の監査報告書(会計監査人の意見を記載した書面) 【 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html 】
前掲資料 9-1-⑥-9	長崎大学内部監査規程 【 http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG000000489.html 】

【分析結果とその根拠理由】

監事は、法令等に基づき、監査計画書等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行い、学長に監査結果を報告するとともに、文部科学大臣に意見を申し述べている。

また、監事が本学の業務の合理的かつ効率的な運営を図るために作成した監査結果の意見への対応は、学長のリーダーシップの下、迅速に改善策を講じている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、長崎大学事務系職員の育成理念（資料 9-2-④-A）に基づく人材育成を行っており、研修については、長崎大学事務系職員 SD 研修の基本フレーム（資料 9-2-④-1）に沿って管理職層研修、担当職務実務研修、実務層・若手職員研修、自主企画研修を継続して実施している。このうち自主企画研修については、平成 22 年度から職員自らが SD 研修を企画・立案・実施を行う「事務系職員 SD 研修支援事業」として学内公募での研修も実施しており、職員の企画立案能力及び事業進行管理能力を養成している（資料 9-2-④-2）。さらに、時代の要請の変化やアンケート結果に基づき、英会話学校を利用した英語研修を取り入れるなど、研修内容についても改善、充実を図っている。特に、グローバル化への対応を主眼にした本学の海外教育研究拠点（ケニア、ベトナム）業務全般への理解を深め、拠点における基礎的な事務処理の方法等を現地で経験をさせる実地研修（1～2 週間）は特徴的研修である。また、国立大学法人等が協力して行う学外の研修にも積極的に参加している（平成 25 年度実績：66 人）（資料 9-2-④-3）。

また、人材育成の一環として、若手職員を中心に文部科学省、日本学術振興会等の外部機関との人事交流も積極的に行っており、毎年 20 人程度の事務職員を出向させるとともに、本学の海外教育研究拠点（ケニア、ベトナム）にもそれぞれ 1 人（3 年）を派遣し、国際的な管理運営に関わる資質の向上を図っている。

さらに、自発的な能力開発を促す人材育成のため、事務系職員に対し人事評価を実施している（資料 9-2-④-4）。

資料 9-2-④-A 「長崎大学事務系職員の育成理念（平成 24 年 11 月 学長裁定）」

長崎大学事務系職員は、長崎大学の理念及びミッションを実現するため、大学経営人材として高度化・複雑化・国際化する課題に挑戦し、教育職員と協働して積極的に大学運営に参画するものとする。

このために、長崎大学は、事務系職員の育成理念を次のとおり掲げる。

1. 志がある事務系職員となるために、規範意識と経営的視点を持ち、使命感を持って取り組む力を育成する。
2. 独創性と課題解決力がある事務系職員となるために、絶えず個人の能力を高め、常に疑問を持ち考え抜く力を育成する。
3. 行動力がある事務系職員となるために、関連情報を収集、分析、発信し、他者との協調、交渉を通じて目標を達成する力を育成する。

資料 9-2-④-1	長崎大学事務系職員 SD 研修の基本フレーム
資料 9-2-④-2	平成 25 年度長崎大学事務系職員 SD 研修支援事業 公募要領
資料 9-2-④-3	平成 25 年度学内外研修実施実績
資料 9-2-④-4	長崎大学における事務系職員の人事評価に関する実施要項

【分析結果とその根拠理由】

長崎大学事務系職員の育成理念に基づき人材育成を行っており、研修については、長崎大学事務系職員 SD 研修の基本フレームに沿って管理職層研修、担当職務実務研修、実務層・若手職員研修、自主企画研修を継続して実施し、研修内容も改善、充実させている。本学の海外教育研究拠点における実地研修及び同拠点への長期派遣はグローバル化への対応を主眼とした特徴的なものである。さらに、国立大学法人等が協力して行う学外の研修にも積極的に参加している。また、人材育成の一環として、積極的な人事交流及び事務系職員に対する人事評価を実施している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の活動の総合的な状況については、長崎大学計画・評価本部規則に基づき、学長を本部長とし、理事、副学長、事務局長及び事務局の各部長を構成員とする「計画・評価本部」を設置し、国立大学法人評価委員会が行う本学の評価（以下「法人評価」という。）及び大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）に対する自己点検・評価を含む各種評価に関する業務に取り組んでいる（前掲資料 8-1-①-A~C）。さらに、本学における教育、研究、社会貢献、大学運営等の諸活動に関するデータ等を「評価基礎データベースシステム」に蓄積し、全学基礎データ及び教員等基礎データとして自己点検・評価に活用している（資料 9-3-①-A）。

大学の活動の総合的な状況に関する評価については、法人化後、長崎大学における点検及び評価に関する規則（以下「点検・評価に関する規則」という。）第 3 条に基づき、法人評価（第一期／平成 16~21 年度、第二期／平成 22~24 年度）、認証評価（平成 19 年度受審）及び教職大学院認証評価（平成 24 年度受審）について自己点検・評価を実施してきた（資料 9-3-①-1）。具体的には、「計画・評価本部」を意思決定組織として、計画の策定、評価基礎データベースシステム等を活用した自己点検・評価、全学委員会と協力した改善を繰り返すことにより「長崎大学 PDCA サイクル」（資料 9-3-①-2）を完結させている。特に、法人評価については中期計画に対する行動計画を策定するとともに、年度計画については年 3 回（9 月、1 月、4 月）の進捗管理を行うことで確実な計画の実施に努めている。

また、部局の状況については、点検・評価に関する規則に基づき、自己点検・評価、第三者評価、外部評価及び評価結果に基づく改善等に対応するため部局評価委員会を設置し、教育等の質の改善・向上を図るための体制を整備し、評価業務に取り組んでいる（資料 9-3-①-B）。

部局等の評価については、点検・評価に関する規則第 4 条に基づき、自ら定める評価基準等により自己点検・評価を実施するほか、第三者評価又は外部評価を実施し、部局各種委員会や教授会へフィードバックすることにより教育研究、管理運営等の改善に役立て、教育等の質の改善・向上を図り、本学の一層の活性化を推進するとともに、評価結果を冊子体又は各部局等のホームページで公表している（資料 9-3-①-3）。

資料9-3-①-A 「長崎大学評価基礎データベースシステム管理規程（抜粋）」

（全学基礎データ及び教員等基礎データの入力等）

第9条 全学基礎データの入力及び更新は、各部局等が随時行うものとする。

- 2 教員等基礎データの入力及び更新は、各教員等が随時行わなければならない。
- 3 全学基礎データ及び教員等基礎データは、所定の期間ごとに毎年5月末及び11月末に確定させるものとする。

（全学基礎データ及び教員等基礎データの利用目的）

第11条 システムに登録された全学基礎データ及び教員等基礎データは、次に掲げる場合に限り利用することができる。ただし、全学管理責任者が業務遂行上必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 法人評価及び認証評価の前提となる自己点検・評価を行う場合
- (2) 第三者評価又は外部評価を受ける場合
- (3) 教員の個人評価を行う場合
- (4) 本学の活動状況に関する社会への情報発信を行う場合
- (5) 本学の教員等の活動状況に関する社会への情報発信を行う場合
- (6) 本学の活動状況を把握するための調査等を作成する場合

資料9-3-①-B 「長崎大学における点検及び評価に関する規則（抜粋）」

（自己点検・評価の実施）

第3条 法人評価の場合にあつては、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会が定める評価基準等により、自己点検・評価を実施するものとする。

- 2 認証評価の場合にあつては、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関が定める評価基準等により、自己点検・評価を実施するものとする。
- 3 前2項に規定する自己点検・評価については、長崎大学計画・評価本部（以下「計画・評価本部」という。）が、部局等と連携及び調整を図りながら、その案を作成するものとする。
- 4 部局等は、計画・評価本部が実施する案の作成に関して、データの提供その他必要な協力を行うものとする。

（部局等における点検及び評価）

第4条 部局等は、自らの教育研究活動等の状況を検証するため、自ら定める評価基準等により、自己点検・評価を実施するほか、第三者評価（本学以外の機関が行う評価をいう。以下同じ。）又は外部評価（部局等が主体となって行う学外者による評価をいう。以下同じ。）の実施に努めるものとする。

- 2 部局等の長は、前項の自己点検・評価、第三者評価及び外部評価の結果について、学長に報告するものとする。

（評価結果の利用）

第5条 学長及び部局等の長は、本学及び部局等のより一層の活性化を促すために評価結果を積極的に利用するとともに、改善が必要と認められる事項についてはその改善に努めなければならない。

（評価結果の公表）

第6条 法人評価及び認証評価並びに本学及び部局等が行う自己点検・評価等の結果は、文書冊子、電子媒体等により公表するものとする。

資料9-3-①-1 本学公式ホームページ「評価結果（認証評価、教職大学院認証評価、法人評価等）」

[【http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/data_result.html】](http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/data_result.html)

資料9-3-①-2 長崎大学PDCA サイクル [【http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/system/jikotenkenhyouka%20cycle.html】](http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/system/jikotenkenhyouka%20cycle.html)

資料9-3-①-3 部局における自己点検・評価及び外部評価一覧（平成19～25年度以降）

【分析結果とその根拠理由】

学長を本部長とする「計画・評価本部」を設置し、法人評価及び認証評価により大学の活動の総合的な状況について、評価基礎データベースシステム等に蓄積した根拠資料・データ等を活用し、自己点検・評価を行うとともに、その評価結果を改善に反映できる体制を整備し、機能している。また、中期計画に対する行動計画の策定及び年度計画に関する年3回の進捗管理により着実な計画の実施に努めている。さらに、部局においても評価委員会を設置し、自己点検・評価、第三者評価及び外部評価を実施するとともに、評価結果については検証し、改善につなげ、報告書、各部局等のホームページ等で公表している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

大学の活動状況に関する外部者による評価については、本学の点検・評価に関する規則に基づき（前掲資料9-3-①-B）、法人評価及び認証評価の評価基準により自己点検・評価を実施し、それぞれの評価を受審した。

法人評価については、平成20年度に平成16～19年度までの暫定評価を受審し、平成22年度に平成20、21年度を加えた第1期中期目標期間評価を受審した。第2期中期目標期間においても、毎年度（平成22～24年度）法人評価を受審し、業務実績報告書及び評価結果については、本学公式ホームページで公開している（前掲資料9-3-①-1）。また、平成19年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受審するため自己点検・評価を行い、平成24年度には一般財団法人教員養成評価機構による教職大学院認証評価を受審するため自己点検・評価を実施し、それぞれ書面調査及び訪問調査を受審した結果、基準を満たしていると認定された（資料9-3-②-1～2）。

さらに、部局においても点検・評価に関する規則（前掲資料9-3-①-B）に基づき、第三者評価及び外部評価を実施している（前掲資料9-3-①-3）。特に、工学部及び水産学部においては、一般財団法人日本技術者教育認定機構によるJABEE技術者教育プログラム認定審査を受審・認定され、教育の国際通用性の担保に努めている（資料9-3-②-3）。

資料9-3-②-1 平成19年度実施大学機関別認証評価の結果

[【http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/kikanbetuzikohoukoku/niad_ue_result.pdf】](http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/kikanbetuzikohoukoku/niad_ue_result.pdf)

資料9-3-②-2 平成24年度長崎大学大学院教育学研究科教職実践専攻認証評価結果

[【http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/kyousyokuhyoukakekkaH24.pdf】](http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/kyousyokuhyoukakekkaH24.pdf)

資料9-3-②-3 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果・改善状況（抜粋）

前掲資料9-3-①-1 本学公式ホームページ「評価結果（認証評価、教職大学院認証評価、法人評価等）」

[【http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/data_result.html】](http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/data_result.html)

前掲資料9-3-①-3 部局における自己点検・評価及び外部評価一覧（平成19～25年度以降）

【分析結果とその根拠理由】

大学全体として法人評価、認証評価、教職大学院認証評価等、外部者による評価を適切に受審するとともに、部局においては、部局固有の状況に応じた外部者による評価を受審することで、大学全体として教育研究等の活性化を推進している。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

法人評価及び認証評価に関する評価結果については、「計画・評価本部」が中心となり「長崎大学PDCAサイクル（前掲資料9-3-①-2）」に基づき、学内会議等においてフィードバックし、改善へとつなげている。

具体的には、自己点検・評価の結果で評価の低いもの、改善の必要なもの等（以下「改善事項等」という。）について「計画・評価本部」会議において改善方策等を検討し、担当理事・副学長（事務局担当部課等）に対し改善策の策定を指示している。また、改善事項等が部局等に該当する場合は、全学委員会等に検討を依頼する。改善等の指示を受けた担当理事・副学長（事務局担当部課等）は、対応スケジュール等を策定するとともに、指定

された期限までにその改善状況を「計画・評価本部」へ報告する。最後に、「計画・評価本部」会議において改善状況等を検証することにより、教育の質の向上・改善につながっている。例えば、平成24年度に受審した教職大学院認証評価の評価結果において、問題点として指摘された事項については、改善策、実施方法、実施時期等について報告を求めるとともに、改善状況を確認している（資料9-3-③-1）。また、平成19年度に受審した認証評価の評価結果において、「改善を要する点」として指摘された「入学定員超過率の高低」への取組については、担当副学長が委員長を務める大学院入試協議会で検討を重ね、「大学院入試における定員管理の考え方について」（資料9-3-③-A）を平成21年9月に教育研究評議会で決定し、全学的に取り組むことで改善することができた。そのほか、自己点検・評価結果における「改善を要する点」についても併せて改善している（資料9-3-③-2）。

また、部局においては部局評価委員会等が評価結果を検証し、改善につながっている。例えば、JABEEの受審を通じて、前掲資料9-3-②-3に示す改善が行われている。そのほかの評価結果をフィードバックさせた取組等の例は、前掲資料9-3-①-3のとおりである。

資料9-3-③-A 「大学院入試における定員管理の考え方について（抜粋）」

平成21年9月25日 資料16
第74回教育研究評議会

大学院入試における定員管理の考え方について

研究科の専攻における合格者数は、原則として、入学定員に対して120%以下とする。

ただし、特別な理由がある場合は、翌年度5月1日現在の定員超過率（収容定員に対する在学者数の割合）の130%を限度として認めることがある。

なお、定員超過率の算定にあたっては、文部科学省高等教育局長通知「国立大学の学部における定員超過の抑制について」（平成20年2月14日付19文科高第715号）の留意事項を準用する。

資料9-3-③-1 教職大学院認証評価における改善事項報告書

資料9-3-③-2 平成19年度認証評価「改善を要する点」に対する取組状況

前掲資料9-3-①-2 長崎大学PDCAサイクル <http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/system/jikotenkenhyouka%20cycle.html>

前掲資料9-3-①-3 部局における自己点検・評価及び外部評価一覧（平成19～25年度以降）

前掲資料9-3-②-3 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果・改善状況（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

法人評価及び認証評価に関する評価結果については、「計画・評価本部」が中心となり「長崎大学PDCAサイクル」に基づき、学内会議等においてフィードバックし、改善へとつながっている。また、部局においては部局評価委員会において評価結果を検証し、改善へとつながっている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学病院の安定的な経営及び迅速かつ的確な意思決定機能の構築と経営責任の明確化を実現させるため、平成22年度より「病院予算の独立」を実施し、学長主導によるガバナンス体制を強化している。この体制強化により、学長から任命された病院担当理事（病院長兼務）を中心に病院再開発の進行に併せて積極的な経営努力を続けており、その結果、附属病院収入の大幅な増収につながっている。
- 中期目標・中期計画を確実に達成するため、学長の強力なリーダーシップの下、教育研究活動の基礎となる基盤的経費のほか、大学高度化推進経費（重点高度化経費・学生学習環境支援経費）を十分確保し、

適切な学内資源配分を行っている。特に、学生学習環境支援経費を原資として平成 23 年度におけるグローバル教育・学生支援棟（4階建）の新営等を実現した。

- 国立大学改革プランの改革加速期間の期中であることを念頭に、学部・研究科を越えた学内資源の最適化を実施し、自主的・自発的な改善・発展を促す仕組みを構築すべく、これまで部局配分を行ってきた経常経費を原則 20%削減し、部局長のリーダーシップに基づく部局の強み・特色を生かした取組に再配分する新たな経費として、学長裁量経費に「学部・研究科等教育研究推進経費」を創設した。
- 学長を中心とした戦略の策定及び遂行を機動的に行うため、役員懇談会及び学長・副学長会議を設置し、学長のリーダーシップの下、週 1 回開催し、大学運営の重要事項をスピーディーに検討できる体制を整備するとともに、懸案事項ごとに学長の直下に外部有識者を含む学長室 WG を設置し、取りまとめられた答申等を大学運営に迅速に反映させている。さらに、学長主導のガバナンス体制を強化するため、部局長指名制度を導入するとともに、学長直轄の戦略的な組織を設置し、学長のリーダーシップの下、迅速かつ機動的なサポート体制としている。また、理事及び副学長が全学委員会の委員長を務めることにより、執行部の方針を委員会の議論に反映できる体制を整備している。
- 監事監査においては、部局を訪問しての部局監査及び全理事との個別面談の実施等、精力的な監査を実施しており、その結果に基づく監事の意見は、大学ガバナンス体制等をはじめ教育研究や部局運営等に及んでおり、本学の運営全般の改善等に大いに寄与している。
- 「事務系職員の育成理念」を明確に定め、「事務系職員の SD 研修の基本フレーム」に沿って職階ごとに研修を毎年度実施するとともに、職員の企画立案能力等の養成を目的とした学内公募型の「事務系職員 SD 研修支援事業」を実施している。さらに、海外教育研究拠点（ケニア、ベトナム）における実地研修及び同拠点への長期派遣はグローバル化への対応も考慮に入れた特徴的な取組である。

【改善を要する点】

該当なし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的を基本規則第3条に（前掲資料1-1-①-A）、また、基本規則を踏まえ、学士課程及び大学院課程の目的を学則（前掲資料1-1-①-B）及び大学院学則（前掲資料1-1-②-A）に定め、理念、基本目標及び中期目標・中期計画とともに（前掲資料1-1-①-C）、本学公式ホームページで学内外に公表するとともに、長崎大学概要（日本語3,000部、英語2,000部）、学生便覧等の発行物により構成員（教職員及び学生）に公表・周知している。さらに、各学部・研究科の目的については各学部・研究科規程に定め（前掲資料1-1-①-1、1-1-②-1）、教育目標及び理念についても学部ホームページや学生便覧等により構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表・周知している。

新入生に対しては、学生便覧等に学部・研究科規程を記載し、入学時のオリエンテーション又はガイダンス等において、当該学部・研究科の目的及び目標を周知している（前掲資料7-2-①-1）。また、年度当初に新任教職員を対象に行われるウェルカムFDの際、本学が目指す教育、研究、社会貢献等について、学長による講話を実施している（前掲資料8-2-①-B）。

前掲資料1-1-①-1	各学部（学科）の目的（各学部規程抜粋）
前掲資料1-1-②-1	各研究科（専攻）の目的（各研究科規程抜粋）
前掲資料7-2-①-1	平成25年度 ガイダンス等実施状況一覧

【分析結果とその根拠理由】

本学及び各学部・研究科の目的、理念、基本目標及び中期目標・中期計画については、本学公式ホームページ等で公表するとともに、各種刊行物を教職員及び学生に配布し、周知を図っている。

これらのことから、観点を満たしていると判断する。

観点 10-1-②: 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学及び各学部・研究科の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、本学公式ホームページの「大学の教育情報の公表」において、公開、周知している（資料10-1-②-1）。また、入学者受入方針については、入学者選抜要項や学生募集要項で明示し、入学志望者等に周知を図っている。さらに、各学部・研究科ごとの教育課程の編成・実施方針、学位授与方針については、学部・研究科の学生便覧等にも明示し、学生及び教職員に周知している。

資料 10-1-②-1 大学の教育情報の公表について
[【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/index.html】](http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/index.html)

【分析結果とその根拠理由】

本学及び各学部・研究科が求める学生像や入学者受入方針，教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は明示され，本学公式ホームページや各種刊行物で適切に公表している。

これらのことから，観点を満たしていると判断する。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到に係る状況】

本学は大学広報全般の整備及び充実を図り，大学広報を積極的かつ戦略的に実施することにより，地域社会とともに歩みつつ，世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続ける大学の実現に資することを目的に，平成 22 年度に外部から専門家を招聘し，学長直轄の組織として「広報戦略本部」を設置した。本学の教育研究活動等に関する情報については，「広報戦略本部」が戦略的に担当し，本学公式ホームページ及び刊行物等により公表するとともに，必要に応じ英語等による公表も実施している（資料 10-1-③-A）。同本部設置以降は，全国大学サイトユーザビリティ調査結果において，本学公式ホームページに対する評価が国立大学では 10 位以内（調査対象全大学では 20 位）と大幅な伸びを示すとともに（資料 10-1-③-B），全国 5 紙，一般紙及び雑誌においても，本学に関する情報の掲載が増加するなど（資料 10-1-③-C），「知の情報発信拠点」であり続ける大学の目的を推進している。

学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価の結果については，「計画・評価本部」のホームページに（前掲資料 9-3-①-1），同法 113 条に規定される教育研究活動については，本学公式ホームページの「研究者総覧」，「教員個人業績」（資料 10-1-③-1）等に公表している。

また，学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される教育研究等の活動状況については，本学公式ホームページの「大学の教育情報の公表について」で公表している（前掲資料 10-1-②-1）。さらに，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条第 1 項及び同法施行令第 12 条第 2 項に規定される組織，業務，財務等の情報についても，同様に本学公式ホームページの「法定公開情報」で公表している（資料 10-1-③-2）。大学全体の刊行物として主なもの「長崎大学概要（日本語 3,000 部，英語 2,000 部）」，「長崎大学案内（30,000 部）」，「長崎大学広報紙 CHOHO（81,000 部）」であり，本学の教育研究活動に関する情報を広く社会に発信している（資料 10-1-③-3）。

各学部・研究科の教育研究活動等に関しては，本学公式ホームページ及び刊行物（概要，パンフレット等）により，部局等の強み・特色等を広く社会に公表している。

資料 10-1-③-A 「長崎大学広報戦略本部規則（抜粋）」
 (趣旨)
 第 1 条 この規則は，国立大学法人長崎大学基本規則（平成 16 年規則第 1 号）第 30 条の 5 第 2 項の規定に基づき，長崎大学広報戦略本部（以下「広報戦略本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
 (目的)
 第 2 条 広報戦略本部は，長崎大学（以下「本学」という。）における大学広報全般の整備及び充実を図り，大学広報を積極的かつ戦略的に実施することにより，地域社会とともに歩みつつ，世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続ける大学の実現に資することを目的とする。
 (業務)

第3条 広報戦略本部においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 戦略的広報計画の立案及び実行に関する事。
- (2) 大学広報全般（入試広報及び就職広報を含む。）の企画、制作及び制作支援に関する事。
- (3) 学内情報共有体制（内部広報）の整備に関する事。
- (4) 大学運営に必要な情報の収集及び分析に関する事。
- (5) 学外に発信すべき学内情報の収集に関する事。
- (6) 危機管理対応における広報に関する事。
- (7) 全学ホームページ、広報誌、大学概要等の企画、編集、発行等に関する事。
- (8) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (9) 指定統計調査等に関する事。
- (10) 全学同窓会の支援に関する事。
- (11) その他広報戦略本部の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 広報戦略本部に、次に掲げる部員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 広報戦略オフィサー
- (4) 総務部長
- (5) 財務部長
- (6) 学生支援部長
- (7) 主査（広報調査担当）
- (8) その他必要な職員

2. 前項第2号から第8号までの職員は、本部長の命を受け、広報戦略本部の業務に従事する。

資料 10-1-③-B 「全国大学サイト ユーザビリティ調査結果（日経BP）」

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総合	149位	9位	18位	21位	20位
国立大学	56位	6位	8位	10位	9位
調査対象大学	165	211 (68)	211 (68)	211 (67)	211 (66)

※（ ）は国立大学で内数

（出典 広報戦略本部作成資料）

資料 10-1-③-C 「長崎大学関連の新聞・雑誌への掲載状況」

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全国5紙	1,032	1,135	1,281	1,123	1,098
一般紙	1,876	2,140	2,211	2,122	2,126
雑誌	743	989	2,772	2,339	1,871
計	3,651	4,264	6,264	5,584	5,095

※ 全国5紙・・・日経、朝日、毎日、読売、産経の各紙

※ 一般紙・・・北海道新聞以下のブロック紙、県紙

※ 雑誌・・・日経テレコン分類の全雑誌

（出典 広報戦略本部作成資料）

資料 10-1-③-1	研究者総覧及び教員個人業績	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/gakusai/info/index.html】
資料 10-1-③-2	法定公開情報	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/index.html】
資料 10-1-③-3	「刊行物：長崎大学概要，長崎大学案内，CHOHO」	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/outline/index.html】 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/contact/index.html】 【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/publicity/index.html】
前掲資料 9-3-①-1	本学公式ホームページ「評価結果（認証評価，教職大学院認証評価，法人評価等）」	【http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/data/data_result.html】
前掲資料 10-1-②-1	大学の教育情報の公表について	【http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/index.html】

【分析結果とその根拠理由】

本学における教育研究活動等の情報については，大学の基本目標である“「知の情報発信拠点」であり続ける”ことを達成するため，「広報戦略本部」が戦略的に担当し，ホームページ及び刊行物等により広く社会に公表するとともに，必要に応じ英語等による公表も併せて行っている。その結果，本学の公式本学ホームページが高い評価を得るとともに，新聞等による本学の教育研究等に関する情報発信が増加している。

これらのことから，観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学の基本目標である“「知の情報発信拠点」であり続ける”ことを達成するため，学長直轄の組織として「広報戦略本部」を設置し，学長主導のガバナンスの下，本学広報全般を戦略的に担当することで，教育研究活動等についての情報を社会に対し効果的に発信している。その結果，本学公式ホームページが高い評価を得るとともに，新聞等による本学の教育研究等に関する情報発信が確実に増加している。

【改善を要する点】

該当なし